

(最上町) 産業廃棄物最終処分場新設事業

計画段階環境配慮書

令和8年8月

株式会社最上クリーンセンター

本書に掲載した地図は、国土地理院発行の電子国土基本図を使用したものである。

目次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1-1
第2章 事業の目的及び内容	2-1
2.1 事業の目的	2-1
2.2 事業内容	2-1
2.2.1 事業の名称等	2-1
2.2.2 事業実施想定区域の位置	2-1
2.2.3 複数案の設定について	2-5
2.2.4 事業計画	2-6
第3章 事業実施想定区域及びその周辺の概況	3-1
3.1 自然環境の把握	3-1
3.1.1 気候及び気象	3-1
3.1.2 水文及び水象	3-5
3.1.3 大気質及び水質等	3-7
3.1.4 土壌及び地盤	3-18
3.1.5 地形及び地質	3-21
3.1.6 植物、動物及び生態系	3-26
3.1.7 景観及び人と自然との触れ合い活動の状況	3-63
3.2 社会状況の把握	3-67
3.2.1 人口及び産業の状況	3-67
3.2.2 土地利用の状況	3-68
3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	3-74
3.2.4 交通の状況	3-76
3.2.5 環境の保全についての配慮が必要な施設及び住宅の配置状況	3-78
3.2.6 環境整備の状況	3-83
3.2.7 地域及び地域の文化の状況	3-88
3.2.8 各種計画等の策定状況	3-92
3.2.9 環境の保全を目的とした法令等による指定、規制等の状況	3-96
3.2.10 関係法令による規制状況まとめ	3-138
第4章 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果	4-1
4.1 計画段階配慮事項の選定の結果	4-1
4.1.1 計画段階配慮事項の選定	4-1
4.1.2 計画段階配慮事項の選定理由	4-3
4.2 調査、予測及び評価の手法	4-8
4.3 調査、予測及び評価の結果	4-13
4.3.1 大気質	4-13

4.3.2 騒音	4-19
4.3.3 振動	4-21
4.3.4 悪臭	4-23
4.3.5 水質	4-25
4.3.6 植物	4-29
4.3.7 動物	4-44
4.3.8 生態系	4-57
4.3.9 景観	4-60
4.3.10 ふれあい活動の場.....	4-63
4.3.11 地域及び文化.....	4-66
4.3.12 温室効果ガス等.....	4-69
4.4 総合的な評価	4-71
第5章 計画段階環境配慮書の作成を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事 務所の所在地	5-1

第 1 章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称 : 株式会社最上クリーンセンター

代表者の氏名 : 代表取締役 沓澤伸明

主たる事業所の所在地 : 山形県最上郡最上町大字東法田 9 2 8 番地

第2章 事業の目的及び内容

2.1 事業の目的

当社は、平成6年8月に産業廃棄物最終処分場（安定型）を設置し、平成28年2月には変更許可を取得して埋立容量を約87.3万m³に拡張したものである。以後、現在に至るまで当該処分場の運営を継続しており、その残余容量は43万m³を下回ると見込まれている。

これまでの埋立実績を踏まえると、産業廃棄物の埋立処分だけでは、既存処分場の残余年数は約20年と推定される。しかしながら、近年は甚大な自然災害が頻発しており、これに伴い災害廃棄物は想定を上回り発生している。地域における災害廃棄物を受け入れることにより地域の速やかな復旧に寄与し、社会貢献することを計画した。そのため災害廃棄物の受け皿としての整備と産業廃棄物の将来にわたる安定的な処分を継続するため、新たな処分場の計画を推進するものである。

今後、3R+Renewable^{*1}推進活動等の進展に伴い、単純焼却や直接埋立処分する産業廃棄物は減少することが見込まれるが、当面、最終処分場は継続して廃棄物の適正処理に必要な不可欠な施設であり、また、当社が処分業の事業を展開していく上で必要な不可欠な施設である。そのため、この度、既存の最終処分場の近接に、災害廃棄物対策を通じて地域貢献も果たし得る新たな産業廃棄物最終処分場（安定型）を設置する計画に至った。

本事業では、関係する各種法令（法律・政令・省令）や「山形県産業廃棄物の処理に関する指導要綱」等を遵守し、周辺の自然環境や生活環境の保全に配慮するとともに、適切な維持管理が可能となるよう計画を立案している。今後とも、高い信頼性を有する施設であると同時に、地域住民からも信頼される施設の設置・運営を目指している。

^{*1}：「3R+Renewable」は、従来の3R(リデュース、リユース、リサイクル)に加え、再生不可能な資源から再生可能な資源に替える取り組みをいう。

2.2 事業内容

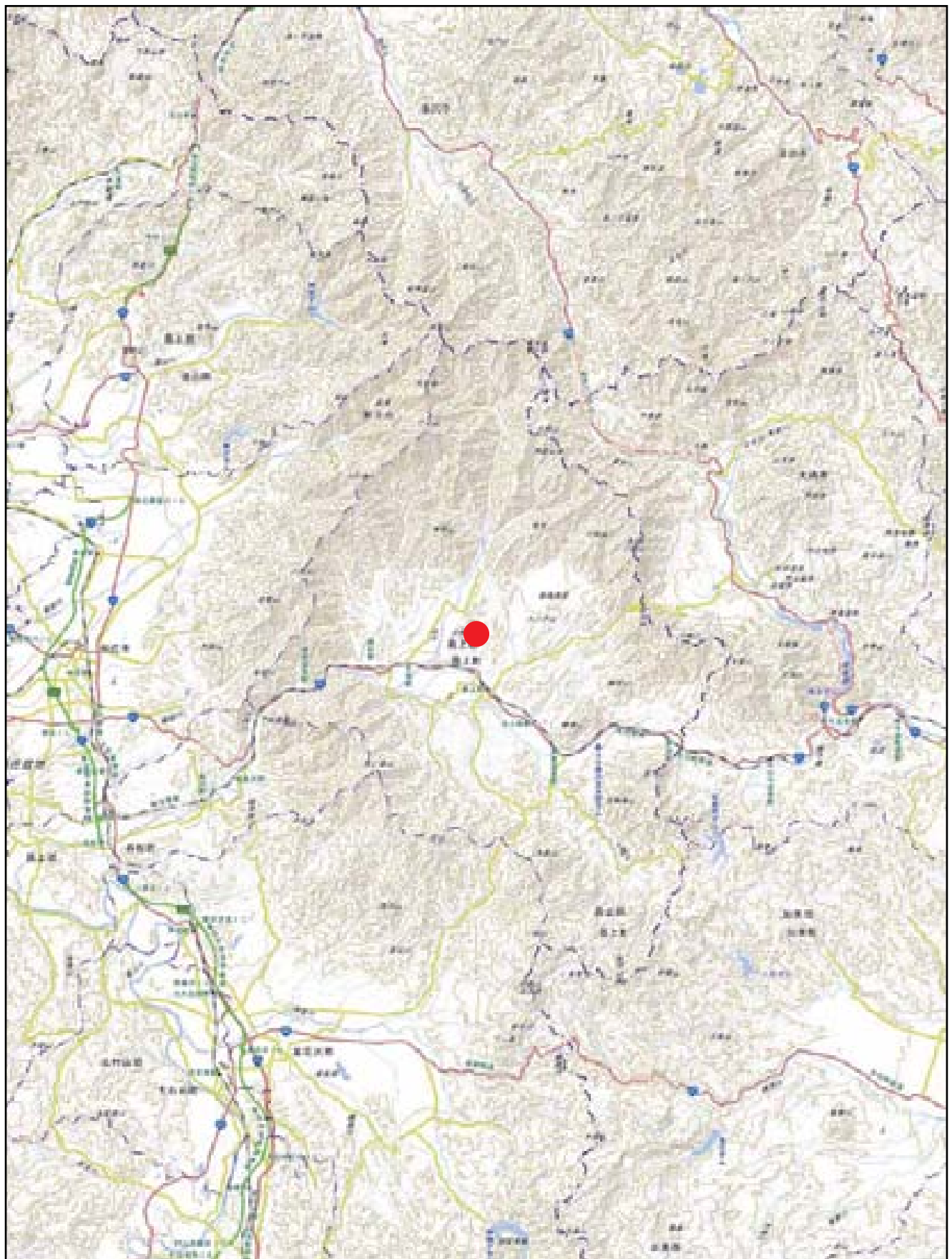
2.2.1 事業の名称等

事業の名称	：（最上町）産業廃棄物最終処分場新設事業
事業実施想定区域	：最上郡最上町大字向町字沢原 1607-9, 1607-14
事業の種類	：安定型産業廃棄物最終処分場の新設

2.2.2 事業実施想定区域の位置

事業実施想定区域の位置は、図2.2.1(1)～図2.2.1(3)事業実施想定区域図（広域、周辺、航空写真）に示すとおりである。

事業実施想定区域は、最上郡最上町向町北西の沢原山付近で、既存施設の東側に近隣するエリアに位置する。



凡例

● 事業実施想定区域

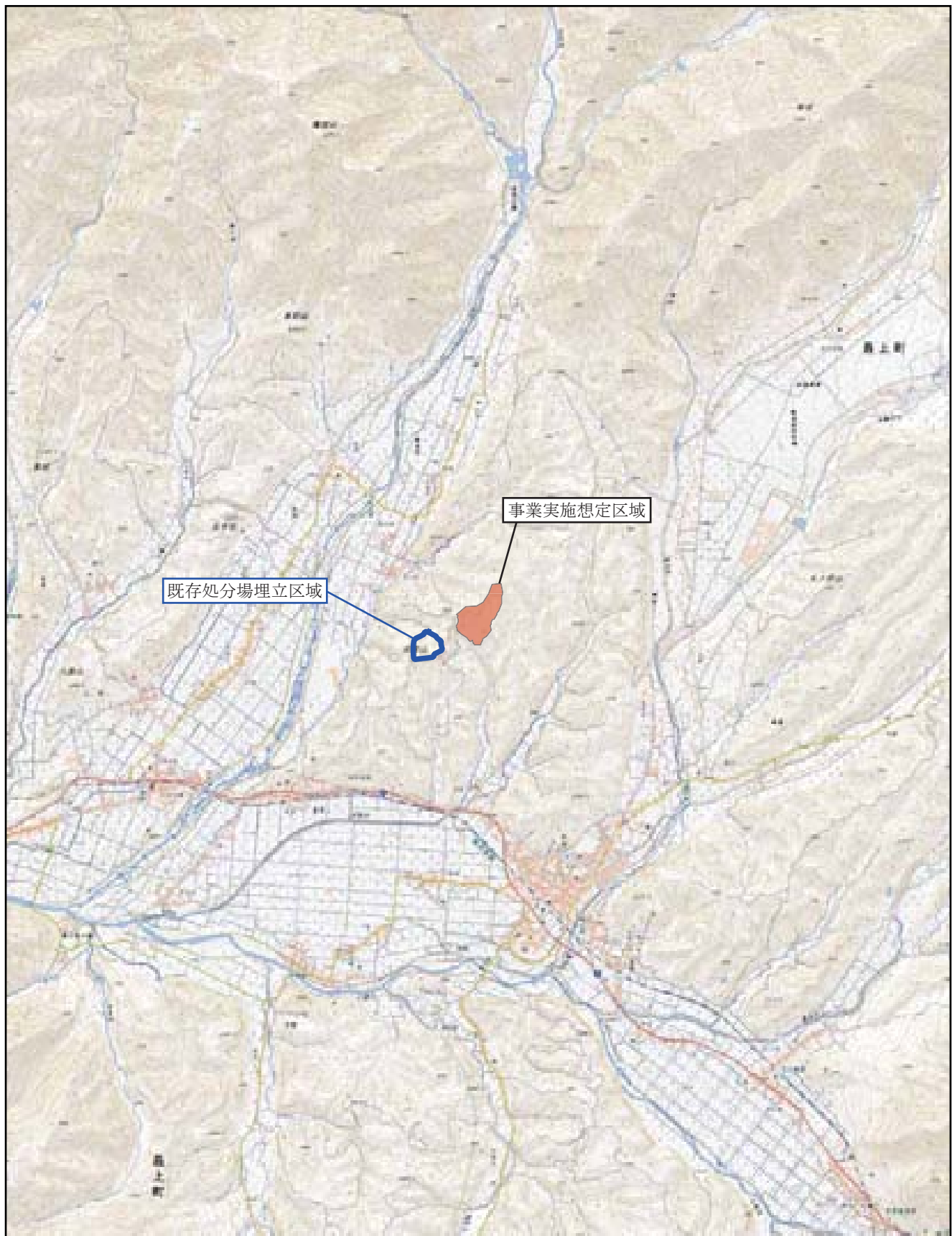


縮尺 : 1/250,000

0.0km 2.5km 5.0km 7.5km 10.0km



図 2.2.1(1) 事業実施想定区域図 (広域)



凡例

 : 事業実施想定区域

 : 既存処分場埋立区域



縮尺 : 1/50,000

0.0km 0.5km 1.0km 1.5km 2.0km

図 2.2.1(2) 事業実施想定区域図 (周辺)



凡例



: 事業実施想定区域



: 既存処分場埋立区域



縮尺 : 1/25,000

(m)



図 2.2.1 (3) 事業実施想定区域図 (航空写真)

2.2.3 複数案の設定について

本事業は、既に運用中の安定型最終処分場の敷地と公道を挟んだ向かい側の土地に同様の処分場を新たに整備し、既存の管理棟やトラックスケール等を共用し一体的な管理・運用する計画である。

1) 位置・規模の複数案の設定

現在の事業実施想定区域は、本処分場新設の可能性のある範囲を、実施判断が未定の長期（20 数年以上先）計画となる第 2 期工事も見据え、最大限包含するよう広く設定する。今後、道路整備の進捗状況、法令や規制の適用範囲、周辺の住宅地分布、自然環境などの調査結果を踏まえて区域の絞り込みを行う。

こうしたプロセスは、環境省の「計画段階配慮手続きに係る技術ガイド」（平成 25 年）で示されている「位置・規模の複数案」の絞り込み過程に相当するものである。すなわち、「区域を広めに設定すること」自体が、複数案の一形態とみなすことができる。

なお、すでに運用中の処分場に隣接する土地への整備を検討したが、必要な土地の確保が困難であり、事業目的が達成できないと判断し、「位置・規模の複数案」としては設定していない。

2) 配置・構造の複数案の設定

現時点で、施設の具体的な配置や構造が未確定であり、事業区域の絞り込みも今後の検討事項であるため、「配置・構造の複数案」も設定していない。

3) ゼロオプションの設定

山形県の循環型社会形成推進計画（令和 3 年 3 月）では、処分場の重要性が強調されており、特に災害時の支援機能としての役割が認識されている。このような社会的背景や当社の廃棄物処理体制の長期安定性の観点から、ゼロオプションは現実的ではなく、本配慮書では設定しないこととする。

4) 今後の対応

方法書以降の手続きにおいては、環境配慮の観点から必要に応じて事業計画の見直しを行い、評価手法等に適切に反映させていく。

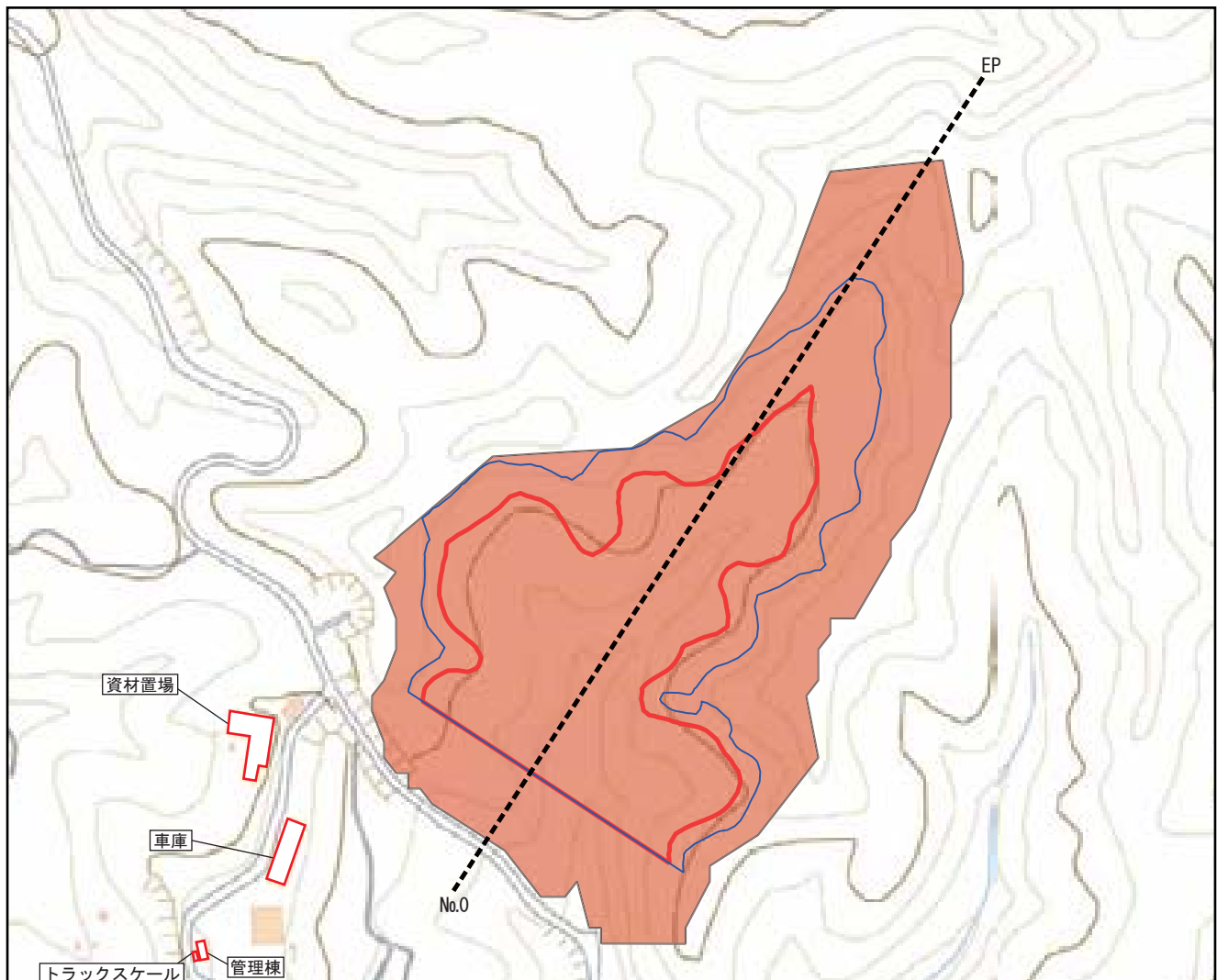
2.2.4 事業計画

1) 事業の規模等

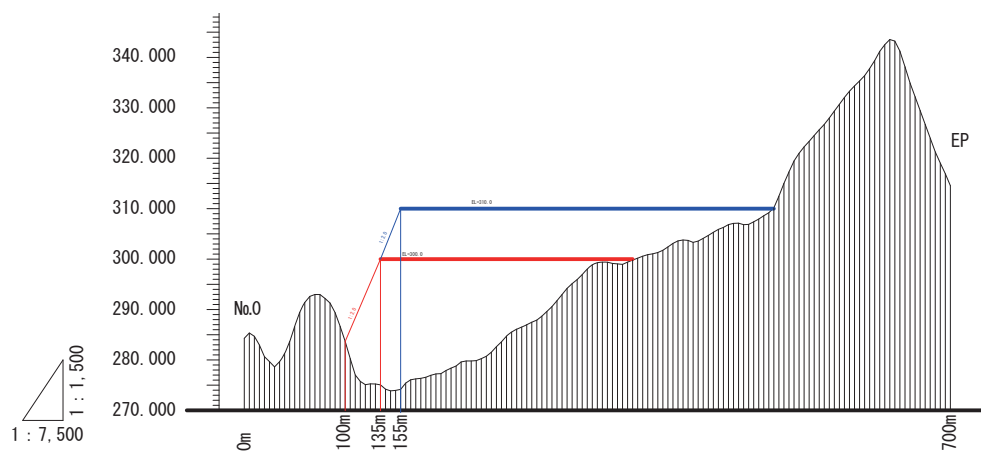
本事業の規模等は、表 2.2.1 に示すとおりである。埋立地位置図（概要図）及び埋立地断面図（概要図）は、図 2.2.2 に示す。

表 2.2.1 本事業の規模等

項 目	事 業 計 画
施設の種類	産業廃棄物最終処分場（安定型）
埋立方式	サンドイッチ方式
埋立対象物	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、鉱さい※、石綿含有産業廃棄物 ※令第6条第1項第3号イ(6)環境大臣が指定する産業廃棄物
敷地面積	約130,000m ²
埋立地面積	約72,000m ² (第1期工事：約45,000m ² 、第2期工事：約27,000m ²)
埋立容量	約860,000m ³ (第1期工事：約400,000m ³ 、第2期工事：約460,000m ³)
埋立期間	第1期：令和15年度～令和34年度（20年間） 第2期：令和35年度以降から30年間程度と見込む
用途地域指定	都市計画区域外
土地種別	地域森林計画対象民有林



埋立地図（概略図）



埋立地断面図（概略図）

凡例

- 事業実施想定区域
- 第1期埋立地
- 第2期埋立地
- - - 断面線
- 現施設を共用する施設



平面図縮尺：1/5,000

0m 50m 100m 150m 200m

図 2.2.2 事業実施想定区域内埋立地図、埋立地断面図（概略図）

2) 施設概要

本事業で計画している施設の構造及び設備の概要は表 2.2.2 に示すとおりである。施設のうち、管理棟、トラックスケール等は既存の処理業と一体的に管理・運用を行うために現在の施設を使用する計画である。

表 2.2.2 施設の構造及び設備計画の概要

区分	種別	仕様等
安定型 最終処分場	コンクリート沢止擁壁	貯留堤として設置する。
	浸透水・雨水沈殿槽 (3槽)	土砂の地区外流出を防止するため、貯留堤の下流側に設置する。
	排水施設 (埋設排水管等)	災害防止のため、浸透水及び雨水の排水施設として埋設排水管や暗渠排水管を設置する。
	施設外周フェンス	関係者以外が埋立地に立ち入ることを防止するために、施設外周に柵を設置する。
	モニタリング施設	浸透水、地下水の水質を把握する目的で採水施設を設置する。
	防火水槽 (50t)	火災発生時の消火用の水を確保するための水槽を設置する。
関連施設	管理棟	現施設を共用する。
	トラックスケール	現施設を共用する。
	車庫・資材置場	現施設を共用する。

3) 埋立計画

(1) 埋立開始予定及び埋立期間

埋立開始時期 : 令和15年度

埋立期間 : 第1期 令和15年度～令和34年度(20年間)

(2) 埋立工法

埋立工法は、廃棄物の飛散を防止する目的でサンドイッチ方式(図2.2.3)を基本とする。

サンドイッチ方式は、廃棄物を水平に敷きならし、廃棄物と覆土を交互に積み重ねるもので、狭い山間等の埋立地で用いられる。



出典：「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領 2010 改訂版 公益社団法人全国都市清掃会議」

図 2.2.3 サンドイッチ方式

(3) 埋立用機械

埋立作業に使用する機械を表2.2.3に示す。

表2.2.3 埋立用機械

種類	稼働台数
タイヤショベル（コンパクター）	1台
バックホウ	1台

(4) 産業廃棄物の搬入計画

現在の処分場における令和6年度の埋立処理実績を表2.2.4に、過去6年間の埋立量は表2.2.5に示す。過去6年間の平均年間埋立量は、26,165m³/年である。

表2.2.4 令和6年度の埋立処理実績

No.	産業廃棄物の種類	処分量(t)	割合(%)
1	廃プラスチック類	5,757.7	39.8%
2	ガラスくず・陶磁器くず	3,554.6	24.6%
3	がれき類	4,407.4	30.5%
4	金属くず	132.9	0.9%
5	ゴムくず	0.0	0.0%
6	鉱さい（溶融スラグ）	0.0	0.0%
7	石綿含有産業廃棄物	613.9	4.2%
合 計		14,466.5	100.0%

表2.2.5 過去6年間の埋立量実績

	埋立量(m ³) 注1)	年度末残容量(m ³) 注2)
令和元年度	34,178	490,328
令和2年度	25,022	469,640
令和3年度	28,058	445,141
令和4年度	25,792	429,454
令和5年度	23,464	446,199 ^{注3)}
令和6年度	20,475	427,149

注1) 埋設量：マニユフェストから算定した量 (m³)

注2) 年度末残容量：測量実測値 (m³)、但し、測定日は翌年度の5月に実施
(株式会社最上クリーンセンター 資料)

注3) 軽微変更により容量増加

本事業における産業廃棄物の搬入計画を表2.2.6に示す。本事業の埋立開始予定である令和15年度以降の年間総埋立量は、埋立処分する廃プラスチック類の減量を見込み2万m³/年（転圧前）の計画である。

表2.2.6 産業廃棄物の搬入計画

年度	産業廃棄物の種類					年間 総埋立量
	廃プラスチック類	ガラスくず等	がれき類	金属くず	石綿含有産業廃棄物	
令和15年度以降	8,000	7,500	4,200	100	200	20,000

単位：m³

(5) 埋立量

最終的な総埋立容量は、各期において20年程度埋立可能な容量として第1期は約40万m³、第2期は約46万m³を計画している。

(6) 廃棄物運搬車両の運行計画

廃棄物運搬車両の運行計画の概要を表2.2.7に、廃棄物運搬車両の運行経路を図2.2.4に示す。廃棄物の運搬車両台数の日平均は20台（4～10t車）/日を計画している。

表2.2.7 廃棄物運搬車両の運行計画

項 目	内 容
営業時間	8時～17時
搬入時間	9時～16時30分
搬入日	当社で規定する休日と日曜・祝日を除く日
搬入車両台数	10tトラック：12台/日、4tトラック：8台/日
	合計 20台/日
交通安全対策	通勤通学の時間帯を避け、過積載のないようにトラックスケールで秤量し、ドライバーに積載状況を報告する。
	一般車両の交通を優先し、法定速度以下での走行を遵守、急発進・急加速を行わないことを運転手及び関係者に対して指導を徹底する。

4) 給水計画

上水を使用する管理棟は、現在の既存施設を使用するため、新たに上水は必要ない。既存施設で使用している上水は、最上町の簡易水道を受水槽で受水し、そこから場内の管理棟へ配水している。

5) 排水計画

(1) 浸透水

埋立地浸透水の一部は、基盤造成時に敷設する暗渠により集水し、沈砂池へ導水後、上澄水が小沢原川に流出する計画である。また、既設焼却施設で再利用する計画である。流出先である小沢原川の位置を図2.2.4に示す。

(2) 雨水

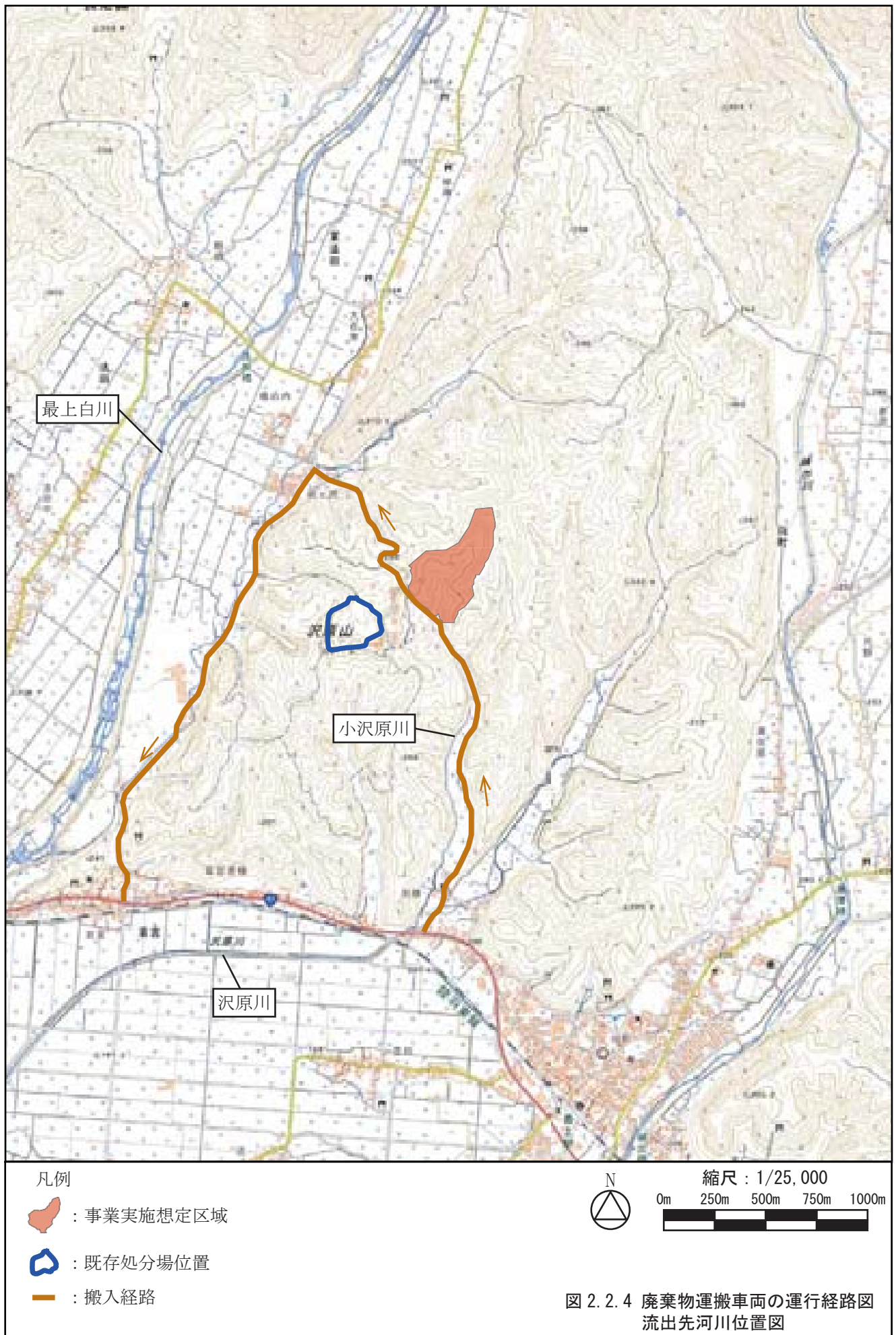
雨水は、雨水排水路により集水し、沈砂池へ導水後、浸透水と同様に、上澄水が小沢原川に流出する計画である。また、既設焼却施設でも再利用する計画である。流出先である小沢原川の位置を図2.2.4に示す。

(3) 管理棟等からの生活排水

管理棟は、現在の既存施設を利用するため、新たに生活排水は発生しない。現在の施設からの生活排水は、場内に設置された浄化槽にて処理した後に、既存最終処分場の外周雨水排水路、沈砂池を通過して専用排水管で最上白川に排水されている。流出先である最上白川の位置を図2.2.4に示す。

(4) 沈砂池水の再利用

本処分場からの浸透水及び雨水等は、基盤造成時に敷設する暗渠や埋立地外周水路により集水し、沈砂池へ導水後、上澄水を既設焼却施設で再利用し、外部への流出を低減する計画である。



6) 環境保全計画

本事業の実施にあたっては、次の事項について環境保全対策を計画する。

(1) 建設時

ア. 大気質への影響及び騒音・振動の軽減対策

- ・ 工事に使用する建設機械等は、可能な限り低公害型の機械を使用し、低速走行、空吹かしの防止等の指導を徹底する。
- ・ 使用する工事車両は、点検、整備等の車両管理を適切に行うとともに、工事にあたっては車両の適正な走行速度を遵守するよう指導する。

イ. 水質汚濁防止対策

- ・ 事前に防災調整池、沈砂池を設置し、雨水及び濁水を貯留させ、必要に応じて濁水処理を行う。

ウ. 植物・動物・生態系の保全措置

- ・ 低騒音型重機を使用する。(対象：猛禽類)
- ・ 重要な動植物が非改変区や周辺区域に確認された場合は、工事関係者への周知を徹底するとともに注意喚起標識を設置する。

(2) 埋立期間中

ア. 大気質への影響及び騒音・振動の軽減対策

- ・ 埋立作業に使用する建設機械等は、可能な限り低公害型の機械を使用し、低速走行、空吹かしの防止等の指導を徹底する。
- ・ 廃棄物運搬業者に対し、廃棄物搬入車両の点検・整備を適切に行うとともに、適正な走行速度の遵守、急発進・急加速を行わないこと等の指導を徹底する。
- ・ 廃棄物搬入車両からの廃棄物の飛散を防止するため、廃棄物の性状によって積荷をシートで覆い運搬するよう指導する。

イ. 水質汚濁防止法

- ・ 浸透水及び地下水の定期的な水質検査を実施する。
- ・ 万が一水質に異常が認められた場合には、埋立を中止しその原因を調査する。また、必要な場合は、掘り起こしての原因物の撤去、浄化処理施設（仮設）の設置等を関係機関と協議のうえ、最も有効な対応を行う。

ウ. 悪臭対策

- ・ 廃棄物受入時の展開検査を徹底し、有機性の廃棄物等の混入を防止する。
- ・ 埋立時には、覆土を行い、必要に応じて薬剤散布を行う。
- ・ 廃棄物搬入車両の積荷をシートで覆い運搬するよう指導する。

エ. 植物・動物・生態系の保全措置

- ・ 低騒音型重機を使用する。(対象：猛禽類)

(3) 埋立終了後

埋立地を緑化し、廃止まで定期的な地温及びガス量の測定を実施するなど、閉鎖後も最終処分場の技術基準に沿って維持管理を行う。

第3章 事業実施想定区域及びその周辺の概況

計画段階配慮事項の検討を行うために、事業実施想定区域及びその周辺における自然的状況及び社会的状況について、事業特性を踏まえ文献及びその他の資料により把握した。必要と考えられる検討範囲は、図 3.1.1 に示す範囲を基本として、必要に応じて適宜拡大することとした。

3.1 自然環境の把握

3.1.1 気候及び気象

1) 気候の状況

事業実施想定区域である調査対象区域は、内陸型に属しており、山形県内陸部の気候は、夏暑く冬に豪雪となる盆地気候で、年間の寒暖差が大きい。

2) 気象状況

(1) 地域気象観測所

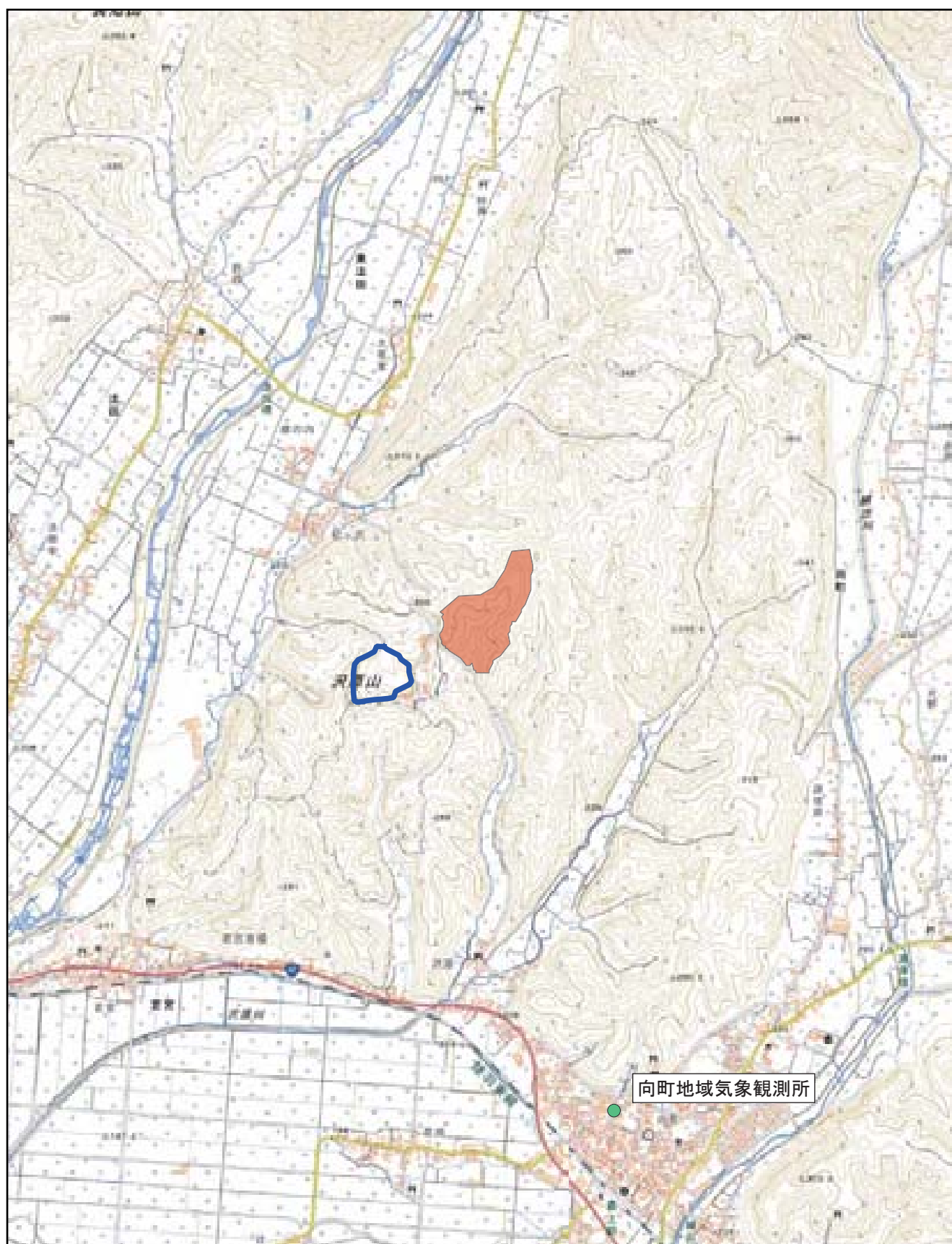
事業実施想定区域の近傍に設置されている向町地域気象観測所の概要を表 3.1.1 に位置を図 3.1.1 に示す。

表 3.1.1 向町地域気象観測所の概要

観測所名	所在地	緯度、経度	海面上の高さ	観測項目
向町	山形県最上郡 最上町向町	緯度38° 45.5' 経度140° 31.0'	212m (風速計9.9m) (温度計3.5m)	降水量、気温、 風向、風速、相対湿度、 日照時間、雪

出典：「地域気象観測所一覧」（令和7年3月13日現在 気象庁HP）

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/amedas/ame_master.pdf



凡例



: 事業実施想定区域



: 既存処分場埋立区域



: 地域気象観測所 (向町)



縮尺 : 1/25,000

0m 250m 500m 750m 1000m

図 3.1.1 地域気象観測所位置図

(2) 気象の状況

向町地域気象観測所における主要な気象要素の平年値(1991～2020年の30年間の観測値)を表3.1.2に示す。平年値の年平均気温は、10.3℃、年間降水量は1851.8mmであった。令和7年の月別気象概況を表3.1.3に、平年値及び令和7年における平均気温、降水量を図3.1.2に示す。令和7年の平均気温は11.7℃、年間降水量は1704mmであった。

表 3.1.2 主要な気象要素の平年値(30年間平均値)(向町地域気象観測所)

項目	年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均気温(℃)	10.3	-1.3	-1.0	1.9	7.7	13.9	18.3	22.1	23.2	19.1	12.6	6.3	1.1
日最高気温(℃)	15.0	1.6	2.6	6.3	13.6	19.8	23.5	26.8	28.3	24.1	18.0	11.1	4.4
日最低気温(℃)	6.3	-4.3	-4.4	-2.1	2.2	8.5	13.9	18.4	19.3	15.1	8.1	2.1	-1.8
平均風速(m/s)	///	2.2	2.3	2.3	2.2	2.0	1.6	1.4	1.4	1.4	1.4	1.7	2.0
日照時間(時間)	1402.5	47.1	63.5	110.5	160.5	186.9	154.9	130.0	161.0	124.4	122.5	90.5	48.5
降水量(mm)	1851.8	168.9	116.6	114.5	104.1	119.2	137.2	233.4	197.6	158.3	148.2	167.2	188.2

※：平年値は1991～2020年の30年間の観測地の平均をもとに算出している。

出典：「気象庁 各種データ・資料」 (<https://www.data.hma.go.jp/stats/etrn/index.php>)

表 3.1.3 令和7年度の月別気象概況(向町地域気象観測所)

月	降水量 (mm)				気温 (℃)					風向・風速 (m/s)					日照時間 (h)
	合計	最大			平均			最高	最低	平均風速	最大風速		最大瞬間風速		
		日	1時間	10分間	日平均	日最高	日最低				風速	風向	風速	風向	
1月	159.0	27.5	5.5	1.5	-0.8	2.7	-3.8	5.4	-8.6	1.7	10.6	西北西	20.9	西北西	50.6
2月	148.5	21.5	4.5	1.5	-1.0	2.3	-4.3	10.3	-8.8	2.9	12.0	西北西	21.5	西	55.9
3月	47.5	10.0	2.5	1.0	3.2	8.0	-1.1	15.4	-4.3	2.5	10.6	西北西	21.5	西	104.0
4月	129.0	22.5	6.0	2.0	9.3	14.1	5.1	23.0	-3.3	2.3	9.6	西	20.0	西	84.0
5月	181.5	49.5	11.5	5.5	14.4	19.9	9.3	28.4	0.5	2.2	9.1	西	18.0	西	162.6
6月	67.5	15.0	14.0	9.5	21.1	26.8	16.0	33.6	9.0	1.9	7.4	西	15.2	西	189.9
7月	8.5	4.0	3.0	2.0	25.9	31.8	21.2	36.9	17.6	1.8	6.6	東	11.2	東	221.2
8月	135.5	20.5	18.5	14.0	25.4	30.9	21.3	36.0	16.2	1.6	6.4	西北西	13.9	北西	187.9
9月	290.0	59.0	24.5	9.0	20.9	26.4	16.3	34.2	10.0	1.5	5.9	西北西	13.2	西	144.5
10月	216.5	59.0	10.0	4.5	13.4	18.5	9.3	26.8	-0.4	1.4	6.7	西	14.2	西	124.1
11月	129.5	32.0	9.0	2.5	6.6	11.8	2.4	18.5	-2.4	1.9	9.9	西北西	19.6	西北西	109.8
12月	191.0	18.0	7.0	1.5	1.8	5.5	-1.5	13.9	-7.4	1.9	10.0	西	24.2	西	53.4
年	1704.0	59.0	24.5	14.0	11.7	16.6	7.5	36.9	-8.8	2.0	8.7	西北西	24.2	西	1487.9

出典：「気象庁 各種データ・資料」 (<https://www.data.hma.go.jp/stats/etrn/index.php>)

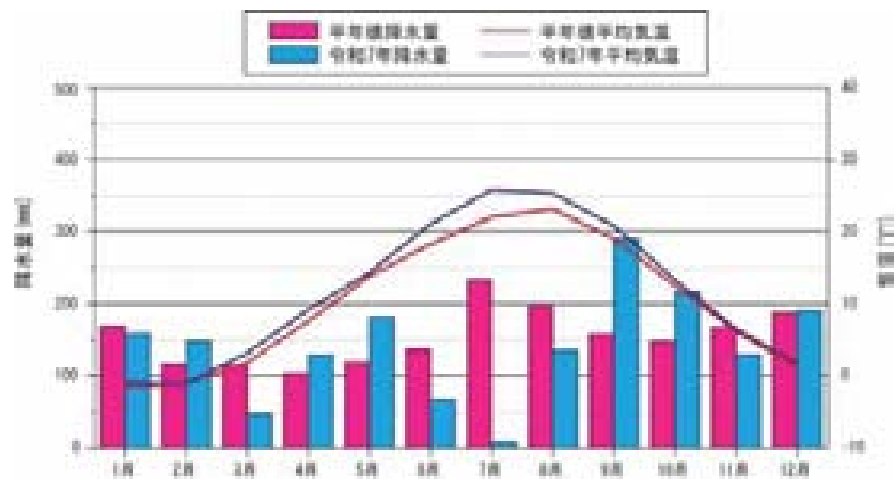


図 3.1.2 平年値及び令和 7 年の平均気温、降水量(向町地域気象観測所)

出典：「気象庁 各種データ・資料」(<http://www.data.jma.go.jp/stats/etrn/index.php>)

3.1.2 水文及び水象

1) 事業実施想定区域及びその周辺の河川の分布状況

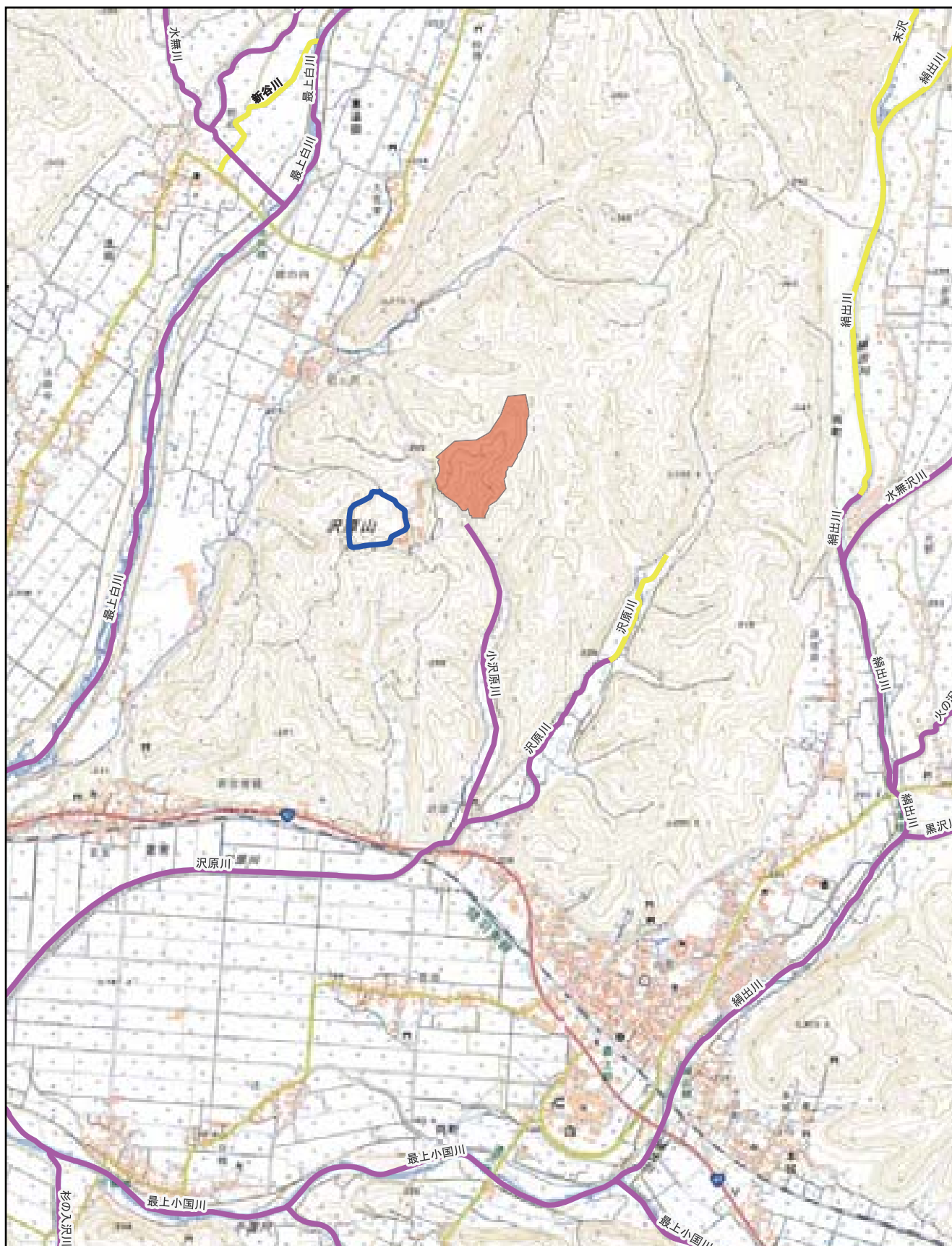
事業実施想定区域及びその周辺の主な河川を図 3.1.3 に示す。

2) 河川の流量

「国土交通省水文水質データベース」によると、2020 年～2024 年における約 18km 下流の最上小国川長者原観測所の最大流量は、 $1630.61\text{m}^3/\text{s}$ から $249.51\text{m}^3/\text{s}$ であり、平均流量は $30.11\text{m}^3/\text{s}$ から $25.84\text{m}^3/\text{s}$ であった。

3) 洪水の履歴等

事業実施想定区域及びその周辺の洪水の履歴について、直近では、令和 6 年 7 月の大雨により最上小国川が氾濫し土砂崩れが多数発生した。



凡例



：事業実施想定区域



：既存処分場埋立区域



：1級指定区間



：指定区間外

出典：国土数値情報ダウンロードサイト（国土交通省）
<https://nlftp.mlit.go.jp/>



図 3.1.3 事業実施想定区域及び
その周辺の主な河川分布図

3.1.3 大気質及び水質等

1) 大気質の状況

(1) 一般環境大気測定局の設置状況

山形県内における大気質について、令和7年度は一般環境大気局10局及び自動車排出ガス測定局1局の計11局で大気汚染防止法に基づく常時監視を実施している。

事業実施想定区域の近傍の測定局は、事業実施想定区域より西側約18km離れた新庄市に設置されている「新庄下田局」である。新庄下田局の概要及び測定項目を表3.1.5に示し、位置を図3.1.4に示す。

表 3.1.5 一般環境大気測定局の所在地と測定項目

測定局名	二酸化硫黄 (SO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	浮遊粒子状 物質 (SPM)	光化学 オキシダント (Ox)	微小粒子状 物質 (PM2.5)
新庄下田	○	○	○	○	○

※：表中の「○」は、測定が行われていることを示す。

出典：「環境大気常時監視測定結果について」（山形県HP）

(https://www.pref.yamagata.jp/ou/kankyoenergy/053001/joho/kankyo_taiki.html)

(2) 大気環境測定結果

令和3年度から令和7年度における新庄下田の環境大気測定結果を表3.1.6に示す。

表 3.1.6 新庄下田の環境大気測定結果

測定項目	項目	単位	測定年度の測定結果				
			R3	R4	R5	R6	R7
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値 の年間2%除外値	ppm	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値 の年間98%値	ppm	0.016	0.013	0.009	0.010	0.010
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値 の年間2%除外値	mg/m ³	0.02	0.021	0.024	0.022	0.026
光化学オキシダント (Ox) ※昼間(5時～20時の 15時間)の1時間 の最高値	昼間の1時間値が0.06ppmを 超えた日数と時間数	超過 日数	24	35	21	34	41
		時間数	116	177	131	217	233
	昼間の1時間値の最高値	ppm	0.083	0.090	0.095	0.084	0.084
微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値	μg/m ³	6.7	7.6	7.8	6.6	7.2
	1時間値の1日平均値 の年間98%値	μg/m ³	15.7	17.4	17.5	17.2	20.3

出典：「山形県の大気・水環境等の状況」（山形県HP）

(<https://www500.pref.yamagata.jp/documents/53097/r7kankyousyousai.pdf>)

(3) 環境基準の達成状況

令和3年度から令和7年度における環境基準の達成状況を表3.1.7に示す。一般環境大気局(新庄下田)の測定結果について、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質は、環境基準を達成しているが、光化学オキシダントは、環境基準を達成していない。

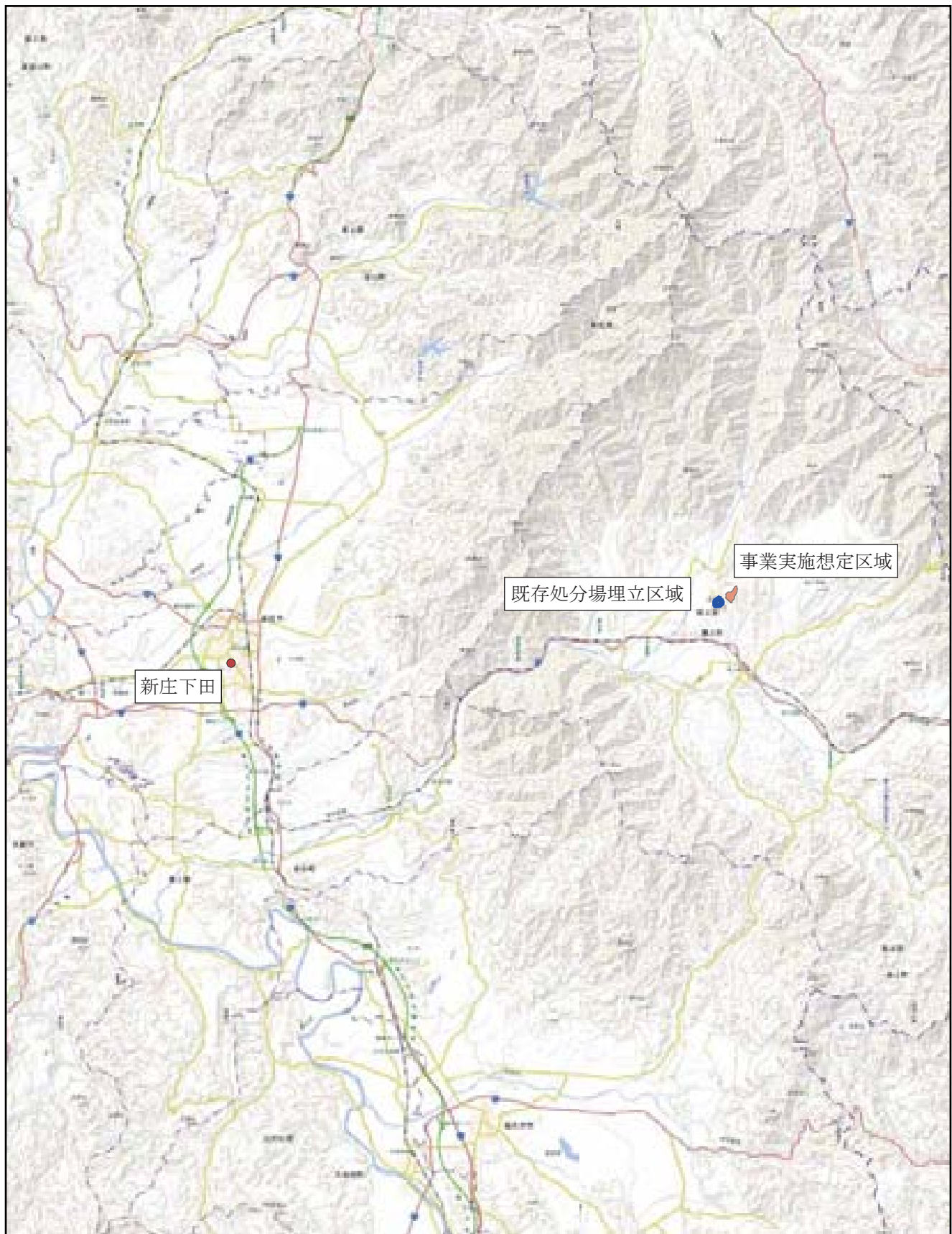
表 3. 1. 7 環境基準達成状況(一般環境大気測定局：新庄下田)

項目		二酸化硫黄 (SO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	浮遊粒子状物質 (SPM)	光化学オキシダント (Ox)	微小粒子状物質 (PM2.5)
令和3	長期	○	○	○	×	○
	短期					
令和4	長期	○	○	○	×	○
	短期					
令和5	長期	○	○	○	×	○
	短期					
令和6	長期	○	○	○	×	○
	短期					
令和7	長期	○	○	○	×	○
	短期					
環境基準	長期	1時間値の1日平均が0.04ppm以下	1時間値の1日平均が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下	1時間の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下	-	1年平均値が15μg/m ³ 以下
	短期	1時間値が0.1ppm以下	-	1時間値が0.20mg/m ³ 以下	1時間値が0.06ppm以下	1日平均値が35μg/m ³ 以下

※：表中にの「○」は環境基準達成、「×」は環境基準非達成を示す。

出典：「山形県の大気・水環境等の状況」（令和8年6月 山形県HP）

(<https://www.pref.yamagata.jp/documents/2242/r7kankyousyousai.pdf>)



凡例

-  : 事業実施想定区域
-  : 既存処分場埋立区域
-  : 一般環境大気測定局（新庄下田）



縮尺：1/200,000

0.0km 2.0km 4.0km 6.0km 8.0km

図 3.1.4 一般環境大気測定局位置図

2) 騒音の状況

(1) 一般環境騒音の状況

事業実施想定区域及びその周辺における一般環境騒音の状況について、山形県及び最上町で公表されている測定結果はない。

(2) 道路交通騒音の状況

事業実施想定区域及びその周辺における道路交通騒音の状況について、山形県及び最上町で公表されている測定結果はない。

(3) 騒音に係る苦情の発生状況

騒音に係る公害苦情受理件数は、「山形県統計年鑑（令和 6 年度）」によると、県内で令和 4 年度が 70 件、令和 5 年度が 64 件、令和 6 年度が 65 件であった。

3) 振動の状況

(1) 環境振動の状況

事業実施想定区域及びその周辺における環境振動の状況について、山形県及び最上町で公表されている測定結果はない。

(2) 道路交通振動の状況

事業実施想定区域及びその周辺における道路交通振動の状況について、山形県及び最上町で公表されている測定結果はない。

(3) 振動に係る苦情の発生状況

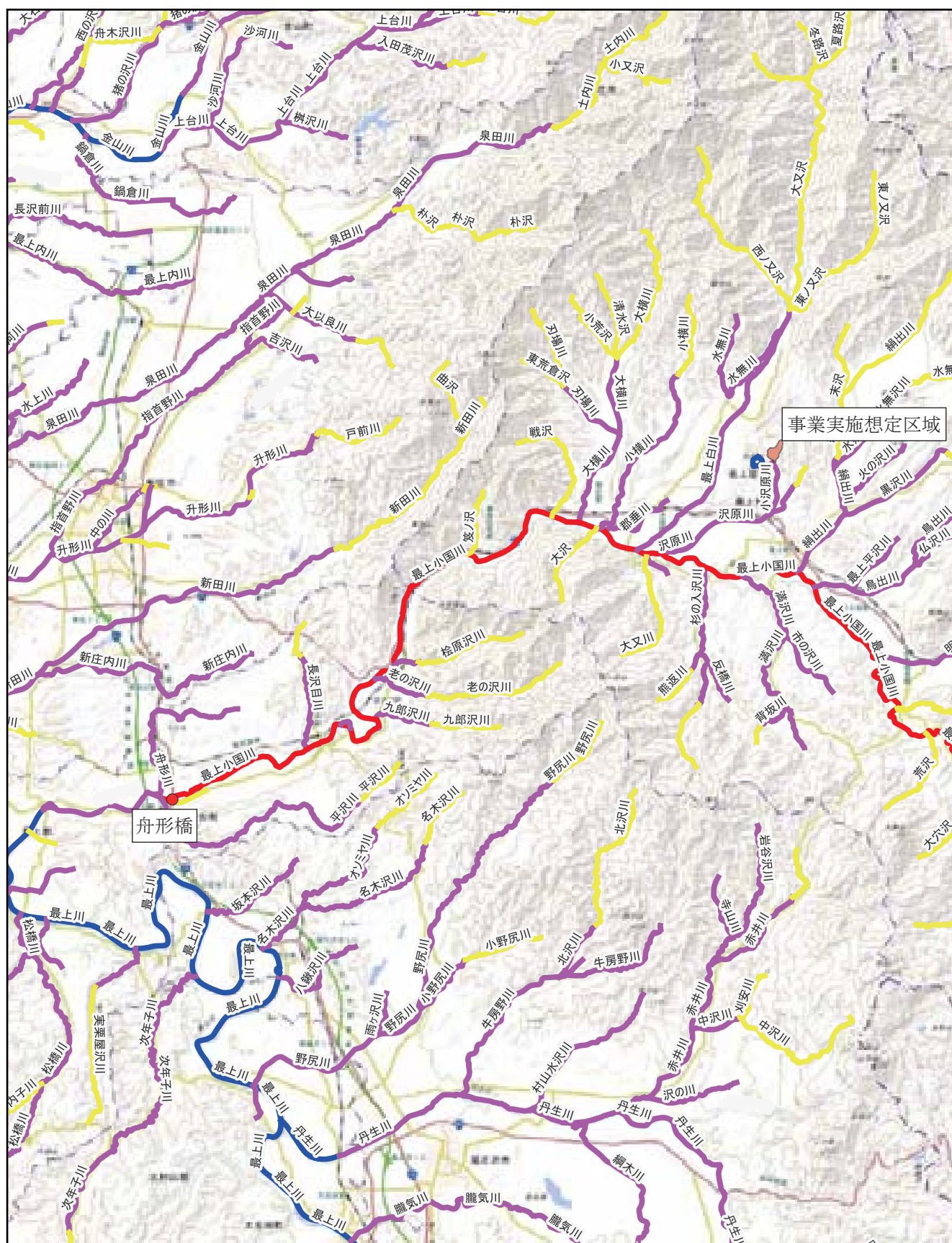
振動に係る公害苦情受理件数は、「山形県統計年鑑（令和 6 年度）」によると、県内で令和 4 年度が 6 件、令和 5 年度が 4 件、令和 6 年度が 3 件であった。

4) 水質の状況

(1) 公共用水域常時監視

山形県内における水質の状況について、「令和 7 年度水質測定計画」（山形県）によると、河川 77 地点、湖沼 9 地点、海域 12 地点で公共用水域常時監視が実施される。

事業実施想定区域及びその周辺の下流の公共用水域常時監視は、事業実施想定区域から約 18km 離れた「最上小国川 舟形橋」である。令和 6 年度の最上小国川舟形橋における水質測定結果を表 3.1.8 に示し、測定地点を図 3.1.5 に示す。



凡例

- 事業実施想定区域
- 公共用水域常時監視地点（舟形橋）
- : 最上小国川
- : 1級直轄区間
- : 1級指定区間
- : 指定区間外

出典：国土数値情報ダウンロードサイト（国土交通省）
<https://nlftp.mlit.go.jp/>



図 3.1.5 公共用水域常時監視地点図

表 3.1.8 公共用水域水質測定結果（舟形橋）（令和 6 年度）

項目	単位	年間値	環境基準
pH(年間最大値)	—	8.1	6.5以上8.5以下
pH(年間最小値)		7.5	
DO	mg/L	10	7.5以上
BOD	mg/L	0.6	2以下
BOD(75%値)		0.6	
SS	mg/L	11	25以下
大腸菌数	CFU/100mL	7	1000以下
大腸菌数(90%値)		21	
全亜鉛	mg/L	0.006	0.03以下
ノニルフォノール	mg/L	<0.00006	0.0006以下
LAS	mg/L	0.0007	—
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	0.002以下
チウラム	mg/L	<0.0006	0.006以下
シマジン	mg/L	<0.0003	0.003以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	0.02以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.18	10以下
フェニトロチオン	mg/L	<0.001	—
イソプロチオラン	mg/L	<0.001	—
ダイアジノン	mg/L	<0.0005	—
亜鉛	mg/L	0.0055	—

出典：「水環境総合情報サイト」（環境省）

(<https://water-pub.env.go.jp/water-pub/mizu-site/mizu/kousui/dataMap.asp>)

(2) 水質に係る苦情の発生状況

水質に係る公害苦情受理件数は、「山形県統計年鑑（令和 6 年度）」によると、山形県内で令和 4 年度が 76 件、令和 5 年度が 76 件、令和 6 年度が 85 件であった。

(3) 既存処分場における浸透水水質検査

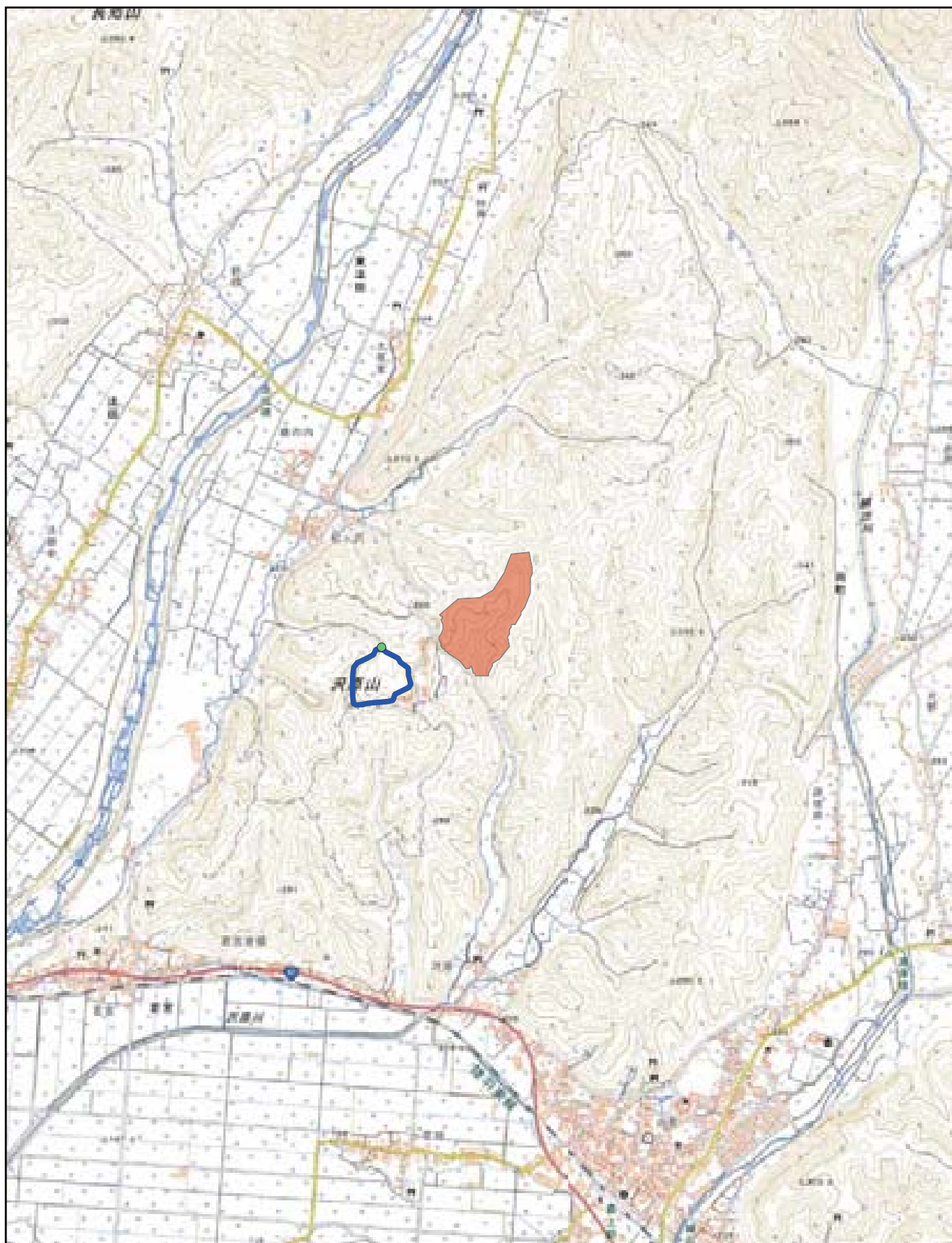
事業実施想定区域に隣接する既存処分場では、図 3.1.6 に示す場内 1 地点で浸透水の定期（年 2 回）水質検査を一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の別表第二（地下水等検査項目）を実施している。検査結果は、表 3.1.9 に示すとおり基準を満足している。

表 3.1.9 既存処分場の浸透水水質検査結果

No.	項目	単位	2025年		基準値 ^{注1)}	適・不適
			5月9日	11月19日		
1	アルキル水銀	mg/L	不検出	不検出	検出されないこと	○
2	総水銀	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005以下	○
3	カドミウム	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	○
4	鉛	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.01以下	○
5	六価クロム	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.02以下	○
6	砒素	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.01以下	○
7	全シアン	mg/L	不検出	不検出	検出されないこと	○
8	P C B	mg/L	不検出	不検出	検出されないこと	○
9	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.01以下	○
10	テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.01以下	○
11	ジクロロメタン	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.02以下	○
12	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	○
13	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0005	0.0004未満	0.004以下	○
14	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.1以下	○
15	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.04以下	○
16	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	1以下	○
17	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006未満	0.0006未満	0.006以下	○
18	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	○
19	チウラム	mg/L	0.0006未満	0.0006未満	0.006以下	○
20	シマジン	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	○
21	チオベンカルブ	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.02以下	○
22	ベンゼン	mg/L	0.001	0.001	0.01以下	○
23	セレン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.01以下	○
24	1,4-ジオキサン	mg/L	0.006	0.005未満	0.05以下	○
25	クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	○

注1) 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(公布日：昭和52年3月14日 総理府・厚生省令第1号 / 最終改正日：令和8年4月1日 環境省令第7号)の別表第二による。

出典：「計量証明書」(株式会社 最上クリーンセンター 資料)



凡例



：事業実施想定区域



：既存処分場埋立区域



：既存処分場の浸透水調査地点



縮尺：1/25,000

0m 250m 500m 750m 1000m

図 3.1.6

既存処分場の浸透水調査地点位置図

6) 地下水の水質

(1) 山形県地下水水質測定

山形県における地下水の水質の状況は、「令和7年度山形県の大気・水環境等の状況」（山形県HP 公表資料）によると、概況調査として山形市、村山地区、置賜地区の37地点、汚染井戸周辺地区調査として1市町村2地点、継続監視調査として20市町村39地点で地下水調査が実施されている。

事業実施想定区域がある最上町では、概況調査、汚染井戸周辺地区調査及び継続監視調査で公表されている測定結果はない。表3.1.10に令和7年度地下水水質測定結果を示す。

表 3.1.10 令和7年度地下水水質調査結果

調査区分	市町村数	調査地点数	基準超過地点数
概況調査	12	37	1
汚染井戸周辺地区調査	1	2	1
継続監視調査	20	39	24
全体	24	78	

出典：山形県の大気・水環境等の状況(令和8年6月 山形県HP)

(<https://www.pref.yamagata.jp/documents/2242/r7kankyousyousai.pdf>)

(2) 既存処分場における地下水水質調査

事業実施想定区域に隣接する既存処分場では、地下水の定期水質検査(年1回、27項目)を実施している。既存処分場の地下水調査位置を図3.1.7に示し、調査の結果を表3.1.11に示す。地下水水質調査は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の別表第二(地下水等検査項目)を実施しており、全ての調査項目で基準を満たしている。

表 3.1.11 既存処分場の地下水調査結果

項目	単位	最終処分場 上流側観測井戸	最終処分場 下流側観測井戸	基準値 ^{注1)}
アルキル水銀	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	検出されないこと
総水銀	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005以下
カドミウム	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下
鉛	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.01以下
六価クロム	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.02以下
砒素	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.01以下
全シアン	mg/L	0.1未満	0.1未満	検出されないこと
P C B	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	検出されないこと
トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.01以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.01以下
ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.02以下
四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004未満	0.0004未満	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006未満	0.0006未満	0.006以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下
チウラム	mg/L	0.0006未満	0.0006未満	0.006以下
シマジン	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下
チオベンカルブ	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.02以下
ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.01以下
セレン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.01以下
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.05以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化 ビニルモノマー)	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下

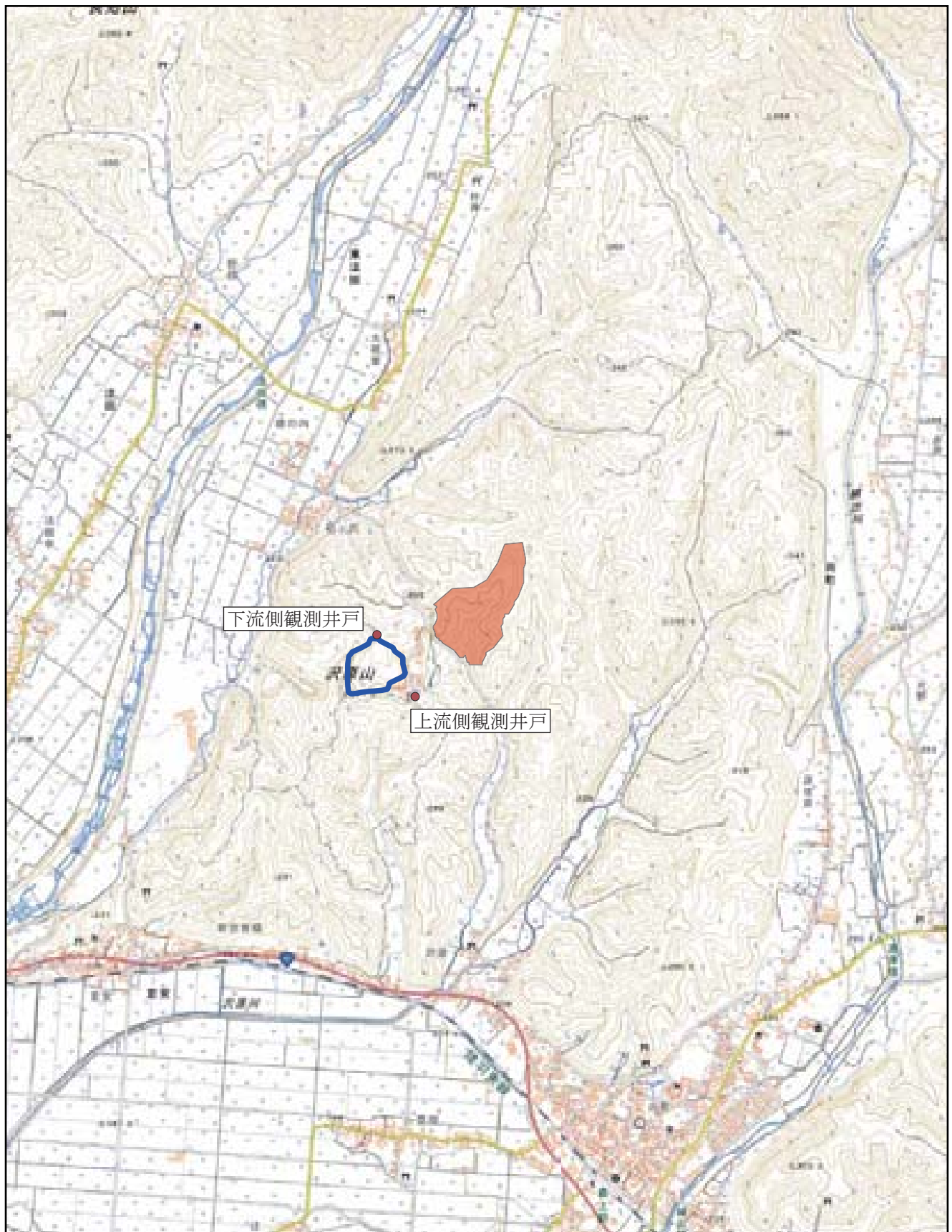
注1): 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令

公布日: 昭和52年3月14日 総理府・厚生省令第1号 最終改正: 令和8年4月1日

出典: 「計量証明書」(株式会社最上クリーンセンター資料)(採取日: 令和7年11月19日)

7) 水底の底質の状況

事業実施想定区域及びその周辺における底質の状況について、山形県及び最上町で公表されている測定結果はない。



凡例

 : 事業実施想定区域
  : 既存処分場埋立区域

 : 既存処分場の地下水調査地点

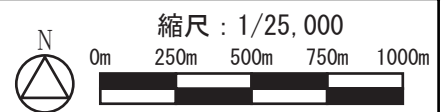


図 3.1.7

既存処分場の地下水調査地点位置図

3.1.4 土壌及び地盤

1) 土壌状況

事業実施想定区域及びその周辺の土壌を図 3.1.8(1)～(2)に示す。

事業予定地の土壌は黒ボク土壌（向町 2a 統）及び（向町 2b 統）と、褐色森林土壌（向町 2a 統）、腐植質黒ボクグライ土壌（八木橋統）からなっている。

「土地分類基本調査 鳴子・薬菜山」（平成 11 年 2 月、山形県企画調整部土地対策課）によれば、黒ボク土壌（向町 2a 統）は丘陵地形の緩い尾根の凸部など地形的に乾燥しやすい場所に分布する。林地の生産力は低く、コナラ、クリを主体とする落葉広葉樹林になっている場合が多く、スギ等の針葉樹の人工造林地としても利用されている。黒ボク土壌（向町 2b 統）は 2a 統と隣接、または取り囲むように斜面下部や緩斜面の凹部の水分供給の潤沢な地形に分布する。林地の生産力は高くスギの人工造林地として利用されている。

褐色森林土壌（向町 2a 統）は山地の尾根や山腹中部から上部に分布する 1 統と、斜面下部に分布する 2b 統の間に分布している。ミズナラ、ブナ等の広葉樹の生育は良好で、スギの造林地としても利用されている。

腐植質黒ボクグライ土壌（八木橋統）は非固結火成岩を母材とし、風積した黒ボク土が二次堆積した土壌である。排水は不良で、土性は表層・次層とも粘質である。土壌の生産力は低いとされている。

2) 土壌汚染

「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域」（環境省ホームページ）によると、山形県では 17 区域が指定されているが、事業実施想定区域及びその周辺における要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はなく、土壌汚染の報告はない。

出典：「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域」
（令和 8 年 4 月閲覧 環境省 HP）(<http://www.env.go.jp/water/dojo/wpcl.html>)

3) 地盤沈下

地盤沈下に関して山形県では、「山形県地下水の採取の適正化に関する条例」（昭和 51 年 3 月 31 日 山形県条例第 16 号(平成 15 年 7 月改正))を制定し、地下水の水位の異常な低下等の障害が発生している山形地域(山形市)及び米沢地域(米沢市、南陽市、高畠町、川西町)において、揚水機の吐出口の断面積による規制等を行っているが、事業実施想定区域及びその周辺は、地下水採取適正化地域には含まれていない。

また、「令和 6 年度までの地下水位・地盤沈下等観測結果について」（令和 8 年 4 月閲覧 山形県 HP）によると、地域の地下水位と地盤沈下の状況について把握するため、地下水の水位観測及び地盤変動量の観測施設(地下水位 27 地点、地盤 8 地点)を設置し、継続的な監視を行っている。

なお、地盤沈下は、山形市と米沢市で観測されているが、事業実施想定区域及びその周辺では地盤沈下に関する報告はない。

出典：令和 6 年度までの地下水位・地盤沈下等観測結果について（令和 8 年 4 月閲覧 山形県 HP）

凡 例

山地・丘陵地の土壌 Mountains and hills soils

黒ボク土壌 Ando soils

Mm-2a	内町2a統 Mukamachi-2a
Gz-2a	鎮山2a統 Ginzan-2a
Mm-2b	内町2b統 Mukamachi-2b
Gz-2b	鎮山2b統 Ginzan-2b

乾性褐色森林土壌 Dry brown forest soils

Mm-1	内町1統 Mukamachi-1
Gz-1	鎮山1統 Ginzan-1

褐色森林土壌 Brown forest soils

Mm-2a	内町2a統 Mukamachi-2a
Gz-2a	鎮山2a統 Ginzan-2a
Mm-2b	内町2b統 Mukamachi-2b
Gz-2b	鎮山2b統 Ginzan-2b

乾性ポドゾル土壌 Dry podzols soils

Mm-1	内町1統 Mukamachi-1
Gz-1	鎮山1統 Ginzan-1

湿性ポドゾル土壌 Wet podzols soils

Mm-2	内町2統 Mukamachi-2
Gz-2	鎮山2統 Ginzan-2

岩石地 Rock land



台地および台地地域の土壌 Lowland and upland soils

黒ボク土壌(03) Ando soils

Faw	藤沢統 Futsuwa
Nom	野々村統 Nonomura
Shr	七本塚統 Shichihonzaka
Humic ando soils (03D)	
Okw	大川口統 Okawaguchi

多湿黒ボク土壌(04) Ando soils (wet)

Thick humic ando soils (04D)	
Fk	深井沢統 Fukazawa
Rich humic ando soils (04C)	
Hk	樋の口統 Hinokuchi
Humic ando soils (04D)	
Shn	新永統 Shinonaga
Icm	一茂市統 Ichimoda

Light colored ando soils (04E)	
Kjb	越前原統 Koshijbara

黒ボクグライ土壌(05) Ando gley soils

Humic ando gley soils (05B)	
Ygh	八木橋統 Yaghashi

黄色土壌(10) Yellow soils

Yellow soils (fine textured, mottling)	
Tdn	登田統 Tadenuma

褐色低地土壌(12) Brown lowland soils

Brown lowland soils (gravelly, mottling)	
lr	井沢野統 Izawa

灰色低地土壌(13) Gray lowland soils

Gray lowland soils (fine textured, gray)	
Km	鴨島統 Kamoshima

Gray lowland soils (gravelly, gray)	
Kok	国領統 Kokuryou

Gray lowland soils (fine textured, grayish brown)	
Kan	金田統 Kaneda
Ttr	多々良統 Tatara

Gray lowland soils (gravelly, grayish brown)	
Ak	赤池統 Akaike
Mtm	松本統 Matsumoto
Kay	河山統 Kayama

グライ土壌(14) Gley soils

Strong gley soils (fine textured)	
Nsh	野山統 Noshiyama
Medium and coarse textured	
Tkn	滝の尾統 Takino

細粒グライ土壌(14D) Gley soils (fine textured)

Aso	浅津統 Asazu
-----	--------------

黒泥土壌 Muck soils

Imn	今の満統 Imanura
-----	-----------------

その他 Miscellaneous

No classified land	
Locality and number of pit	
Boundary	

○ : 事業予定地

□ : 調査対象地域

1 : 50,000

資料: 「土地分類基本調査 鳴子・薬菜山」土壌図
平成 11 年 3 月、山形県企画調整部土地対策課

図 3.1.8(1) 事業予定地周辺の土壌

凡 例



図 3.1.8(2) 事業予定地周辺の土壌

3.1.5 地形及び地質

1) 地形及び地質の状況

(1) 地形

事業実施想定区域及びその周辺の地形分類を図 3.1.9(1)～(2)に示す。

事業実施想定区域の西には沢原山（標高 312m）が位置している。事業実施想定区域の東側は主に中・急斜面の山地及び丘陵地であり、南側と西側には最上小国川と最上白川が形成した氾濫原が広がっている。

また、事業実施想定区域は、「山形県すぐれた自然図」（昭和 53 年 3 月、山形県）によれば、「向町カルデラ」と呼ばれる地形の一部になっている。このカルデラについては、「土地分類基本調査 新庄」（昭和 55 年 3 月、山形県企画調整部土地対策課）では、東西約 12.5km、南北約 11km のやや楕円形であるとしている。また、「日本の第四紀火山」（平成 26 年 2 月調べ、独立行政法人産業技術総合研究所のホームページ）では、「向町カルデラ」はデイサイト火砕流と約 80 万年～60 万年前の後カルデラ活動による安山岩質の中央火口丘（明神山、糠塚山）からなっているとしている。

(2) 地質

事業実施想定区域及びその周辺の地質を図 3.1.10(1)～(2)に示す。

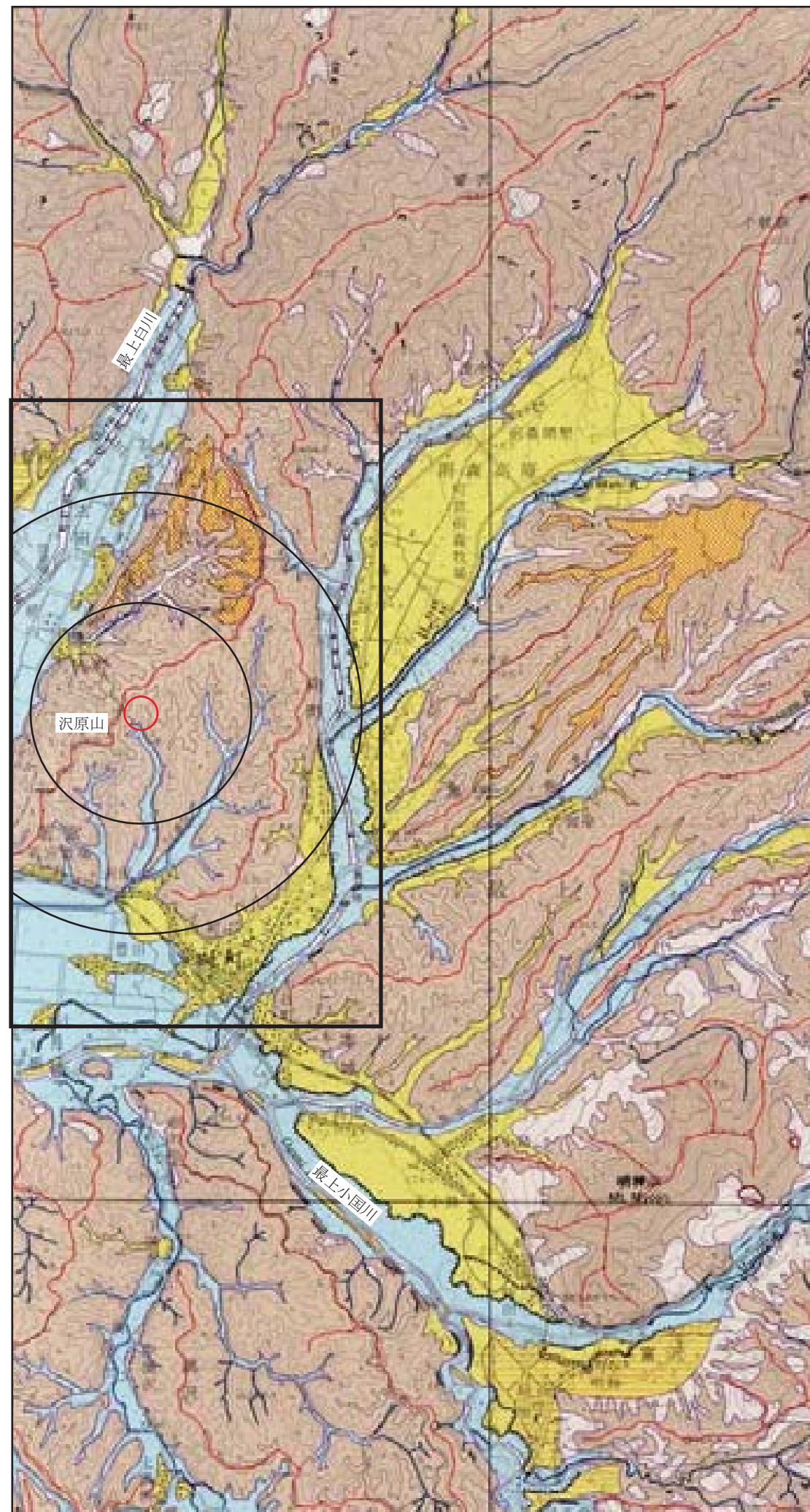
事業実施想定区域の地質は、「土地分類基本調査 鳴子・薬菜山」（平成 11 年 3 月、山形県企画調整部土地対策課）によれば、第四紀完新世（約 1 万年前～現在）から更新世（約 258 万年前～約 1 万年前）に形成された半固結堆積物の「礫、砂、シルト、軽石質火山灰（一刃層）」と「軽石質火山灰（満沢層）」からなっているとしている。

一方、事業実施想定区域の周辺は、「礫、砂、シルト、軽石質火山灰（一刃層）」と「軽石質火山灰（満沢層）」の地層は、その周辺は第四紀完新世に形成された未固結堆積物の「礫、砂及び泥（段丘堆積物）」や「砂礫・礫・泥（河床堆積物・湿沼地堆積物）」からなっている。

また、「土地分類基本調査 新庄」（昭和 55 年 3 月、山形県企画調整部土地対策課）によれば、事業予定地西側の地質は、第四紀完新世に形成された未固結堆積物の「礫および砂（沖積堆積物）」からなっており、一部、更新世に形成された「火山砕屑物」や「礫および砂（石英安山岩質火山灰を伴う）」からなっている。なお、「火山砕屑物」は鬼首カルデラ及び向町カルデラからの噴出物としている。

2) 重要な地形及び地質

事業実施想定区域及びその周辺に重要な地形及び地質はない。



凡 例

○ : 事業予定地

□ : 調査対象地域

山地、火山地および丘陵地

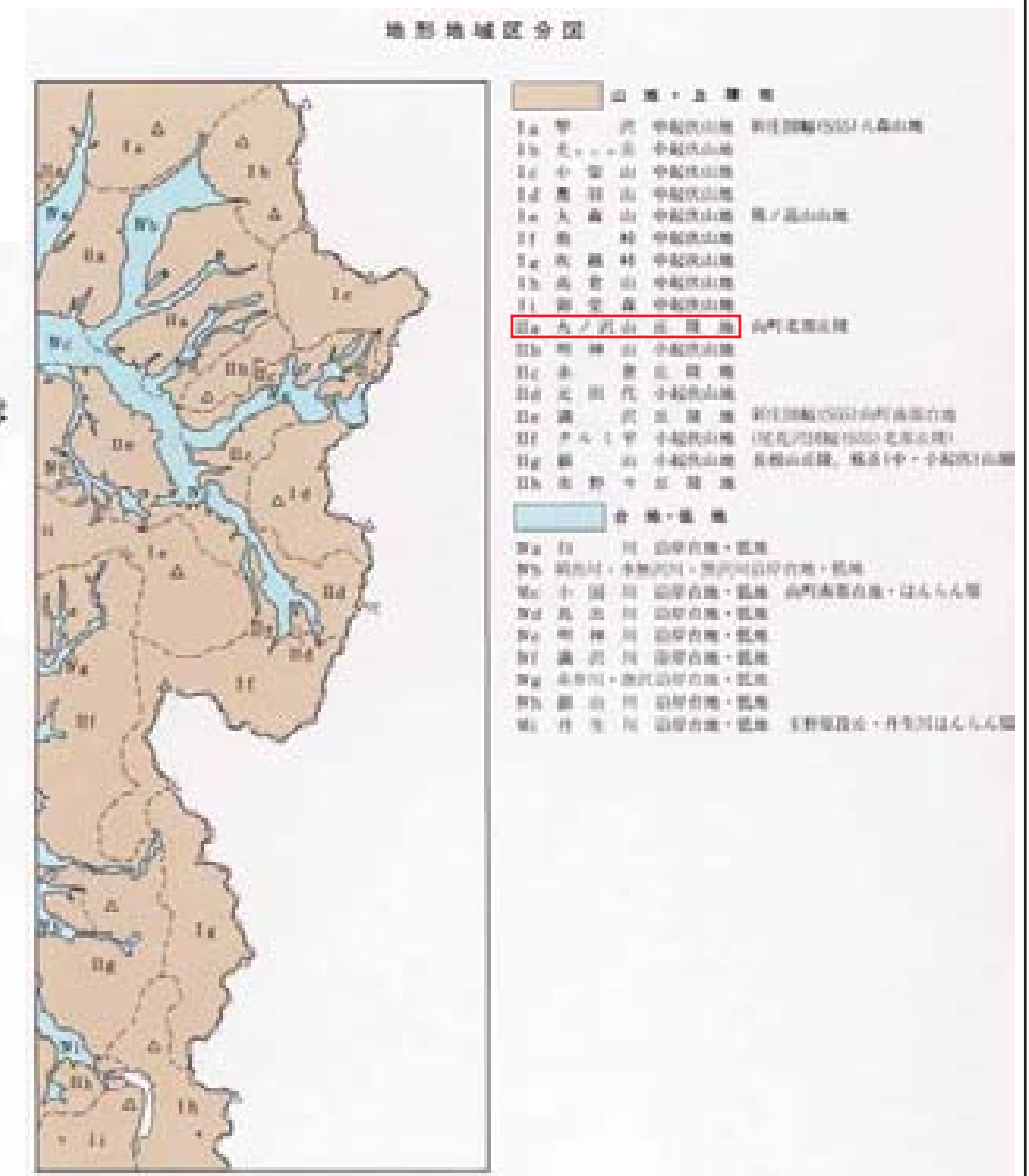
- 中・急斜面
 - 山地の山腹・山麓緩斜面、多くは地すべり滑落地・崩積地・崖錐などの堆積面
- 山地斜面分類の概念図

台地および低地

- 高位・中位段丘面
- 低位段丘面
- 扇状地・崖錐・自然堤防
- 谷底平野・氾濫原・低湿地

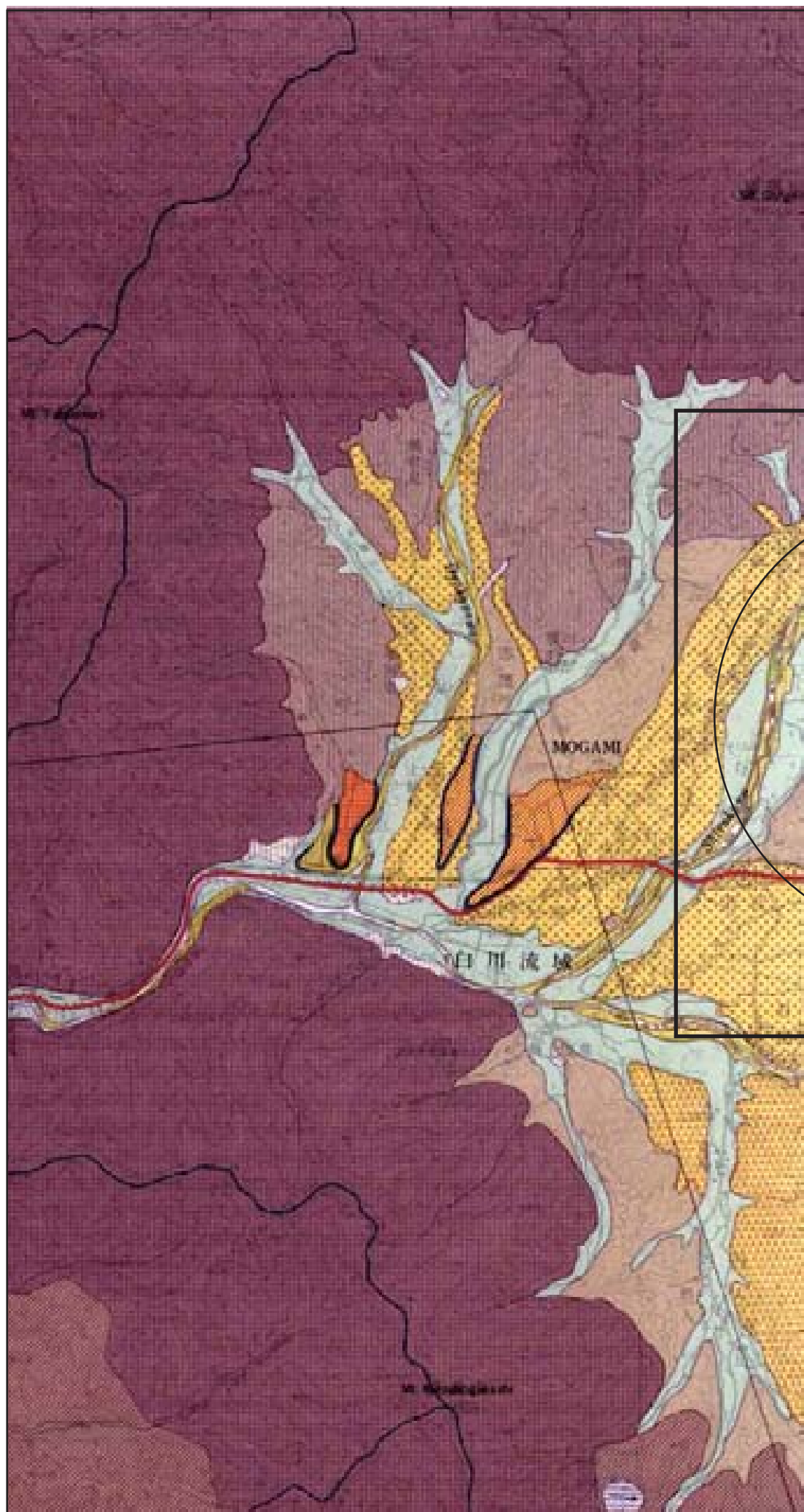
そ の 他

- 主要分水界
- 崩壊地形（新規、裸地）
- 露岩
- 地すべり地の変形地形
- 遷移点および高位谷
- 崖
- 人工改変地（切り取り・盛り土）
- 河川・ため池・堰・ダムサイト・湛水域
- 国道および主要地方道
- 地形界



資料：「土地分類基本調査 鳴子・薬菜山」地形分類図
平成 11 年 3 月、山形県企画調整部土地対策課

図 3.1.9(1) 事業実施想定区域の地形



凡 例

○ : 事業予定地

□ : 調査対象地域

山 地 MOUNTAINS

- 大起伏山地
Large relief mountains
- 中起伏山地
Middle relief mountains
- 小起伏山地
Low relief mountains

丘陵地 HILLY LANDS

- 丘陵地 (I)
Hilly lands (I)
- 丘陵地 (II)
Hilly lands (II)

台地および段丘 UPLANDS AND TERRACES

- 段丘 (I')
Terrace (higher upper)
- 段丘 (I)
Terrace (upper)
- 段丘 (II)
Terrace (middle)
- 段丘 (III)
Terrace (lower)
- 大砂流 (もしくは泥流) 台地
Pyroclastic plateau

低 地 LOWLANDS

- 谷底平野および氾濫原
Valley plain and flood plain
- 扇状地
Fan
- 河 原
Dry river bed

その他 MISCELLANEOUS

- 地すべり地形
Landslide
- 堆積および麓斜面
Talus and colluvial slope
- 崖
Cliff
- 人工改変地 (切り取りによるもの)
Cut and rolled surface
- 河川・湖池・せき
River, irrigation pond, intake dam
- 河川流域界
Catchment boundary of rivers
- 国道及び主要県道
National road, main prefectural road
- 地形界
Boundary of landforms

地形区分図



- | | |
|-------------|--------------|
| I. 山地・火山地 | III. 台地・段丘 |
| Ia 八森山地 | IIIa 新庄段丘 |
| Ib 鶴ノ尾山地 | IIIb 舟形段丘 |
| II. 丘陵 | IIIc 堀内・湯沢段丘 |
| IIa 西山丘陵 | IIId 向町北部段丘 |
| IIb 東山丘陵 | IIIe 向町南部台地 |
| IIc 福田山丘陵 | |
| IId 南山丘陵 | IV. 低地 |
| IIe 福前横山丘陵 | IVa 泉田川扇状地 |
| IIIf 向町北部丘陵 | IVb 舟形川氾濫原 |
| | IVc 新田川氾濫原 |
| | IVd 最上川氾濫原 |



資料: 「土地分類基本調査 新庄」地形分類図
昭和 55 年 3 月、山形県企画調整部土地対策課

図 3.1.9(2) 事業実施想定区域の地形



構造地質学 Geology		地層の走向と傾斜 Strike and dip of strata
		背斜軸 Anticlinal axis
		向斜軸 Synclinal axis
		断層 Fault
		伏在及び継断層 Concealed and inherited fault

α	軟 (弾性波速度1.52km/sec未満) Soft
β	中 (弾性波速度1.52~3 km/sec) Medium
γ	硬 (弾性波速度3 km/sec以上) Hard
a	軟 (耐圧強度100kg/cm ² 未満) Soft
b	中 (耐圧強度100~400kg/cm ²) Medium
c	硬 (耐圧強度400kg/cm ²) Hard
α	浅 (約3 m以浅) Shallow
β	中 (約3 ~ 10 m) Medium
γ	深 (約10 m以深) Deep

○：事業予定地
□：調査対象地域

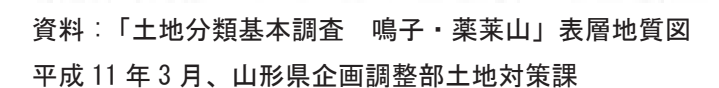


図 3.1.10(1) 事業実施想定区域の地質

凡 例



○ : 事業予定地
 □ : 調査対象地域



資料：「土地分類基本調査 新庄」表層地質図
 昭和 55 年 3 月、山形県企画調整部土地対策課

図 3.1.10(2) 事業実施想定区域の地質

3.1.6 植物、動物及び生態系

1) 植物の生育及び分布の状況

植物相及び植生の状況は、当該地域の自然特性を勘案して、事業実施想定区域及びその周辺を対象に、文献及びその他の資料に記載された種について整理した。

なお、事業実施想定区域及びその周辺において、種を抽出した文献その他の資料と調査範囲及び調査対象は、表 3.1.12 に示す。

表 3.1.12 文献及びその他の資料と調査範囲（植物）

文献名	調査範囲
レッドデータブックやまがた 絶滅危惧野生植物 (2013年改訂版) 山形県	最上地方
山形県自然環境現況調査報告書（植物） 平成9年 山形県	最上町
最上町の自然（2014年 最上町自然環境現況調査会編）	最上町
新山形県野生植物目録（2019年 フロラ山形）	内陸北部Ⅱ

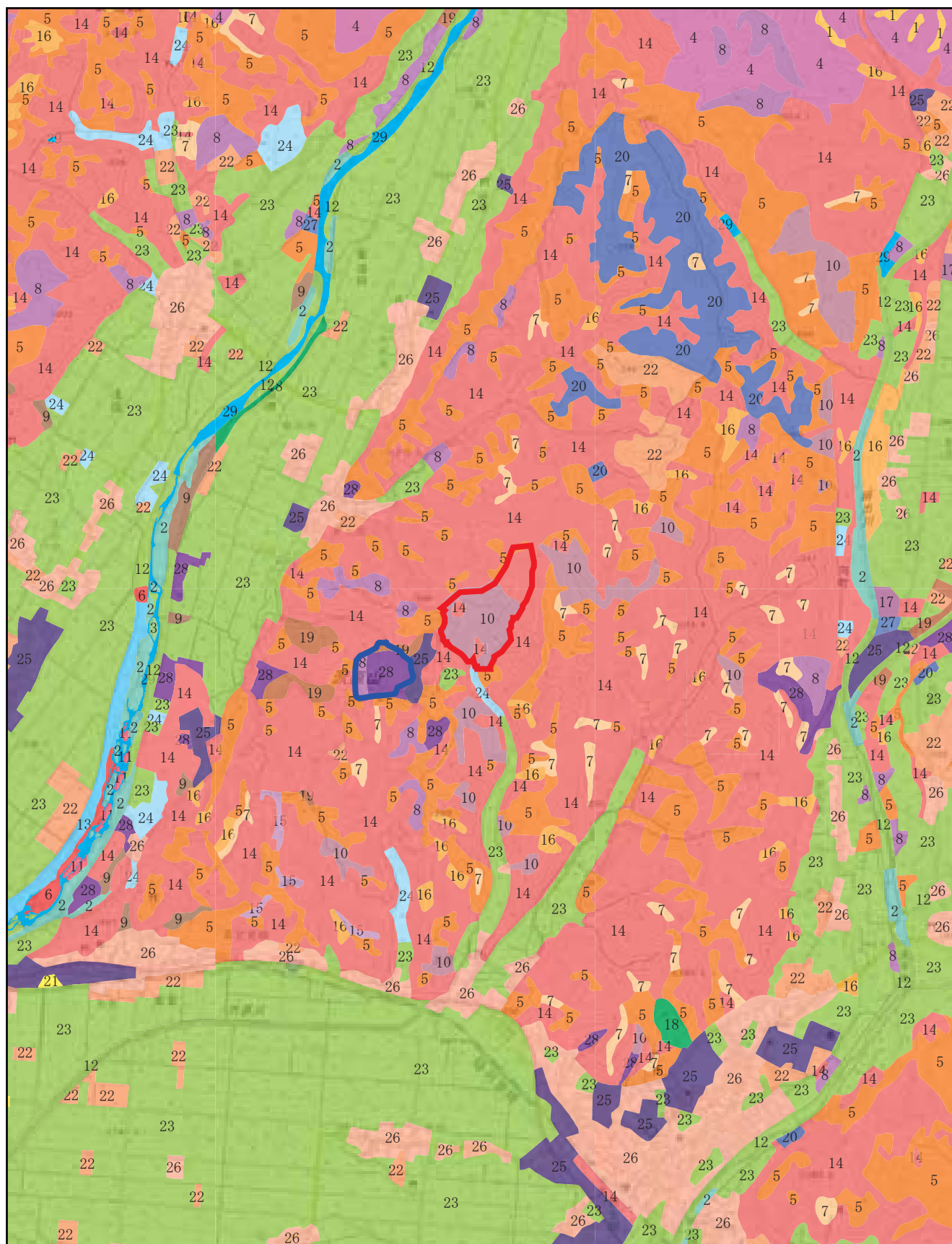
(1) 植生

事業実施想定区域及びその周辺の現存植生図は、図 3.1.11 (1)～(2) に示し、その凡例は、表 3.1.13 に示す。

事業実施想定区域は、伐採跡地群落（Ⅴ）及びスギ・ヒノキ・サワラ植林であり、一部オクチョウジザクラ-コナラ群集である。

植生自然度は、図 3.1.12 (1)～(2) に示す。事業実施想定区域は、植生自然度 4 及び植生自然度 6 であり、一部植生自然度 7 が分布している。

なお、「植生自然度」は、植物社会学的な観点から、群落の自然性がどの程度残されているかを示す一つの指標として導入されたものであり、ランクが 1～10 で区分される。



凡例



：事業実施想定区域



：既存処分場埋立区域

* 植生図の凡例は、表 3.1.13 参照

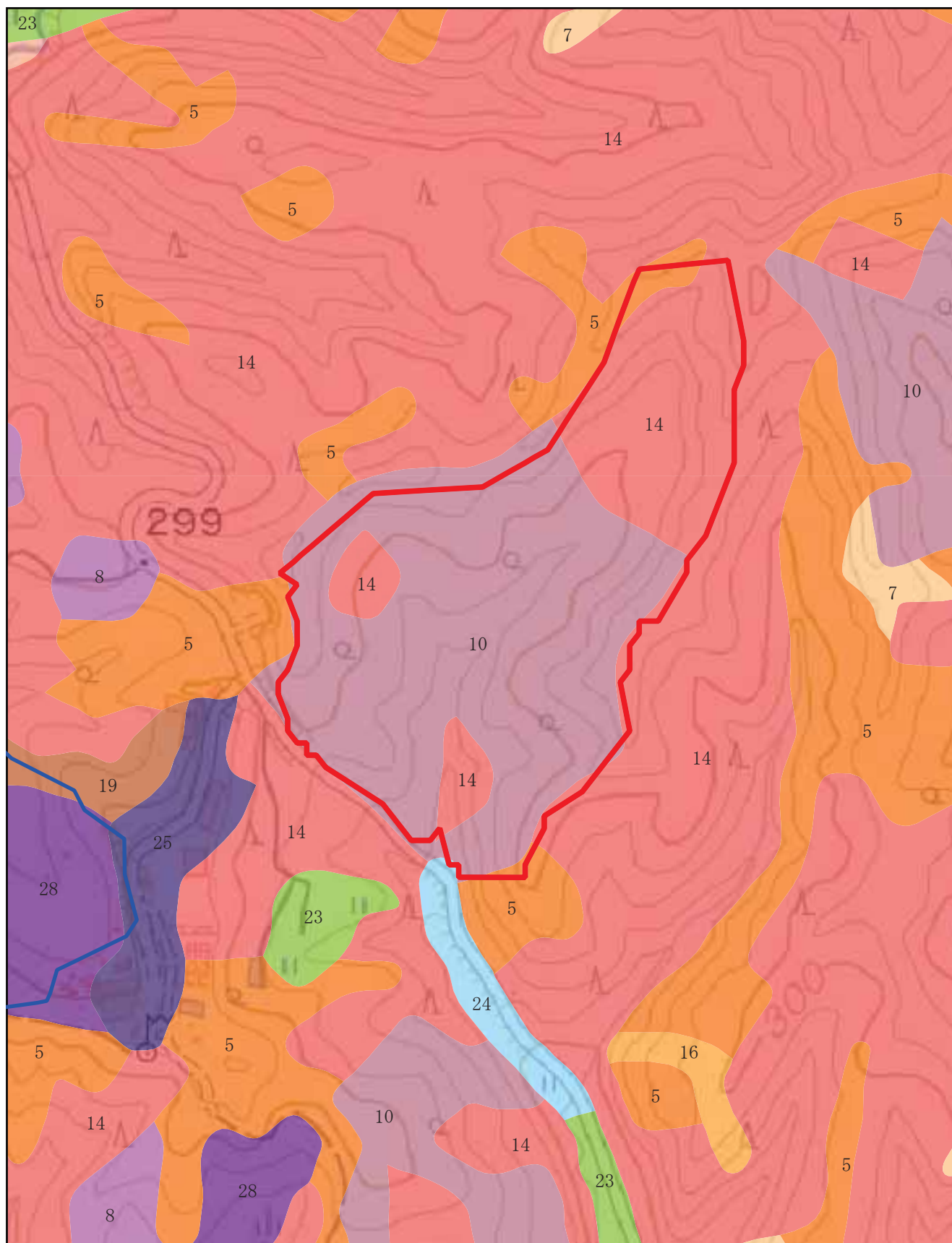
出典：環境省自然環境局生物多様性センター HP 植生自然度調査 第 6 回、第 7 回
<https://www.biodic.go.jp/>

縮尺：1/25,000

0m 250m 500m 750m 1000m



図 3.1.11(1) 現存植生図



凡例



：事業実施想定区域



：既存処分場埋立区域

* 植生図の凡例は、表 3.1.13 参照

出典：環境省自然環境局生物多様性センター HP 植生自然度調査 第 6 回、第 7 回
<https://www.biodic.go.jp/>

縮尺：1/5,000

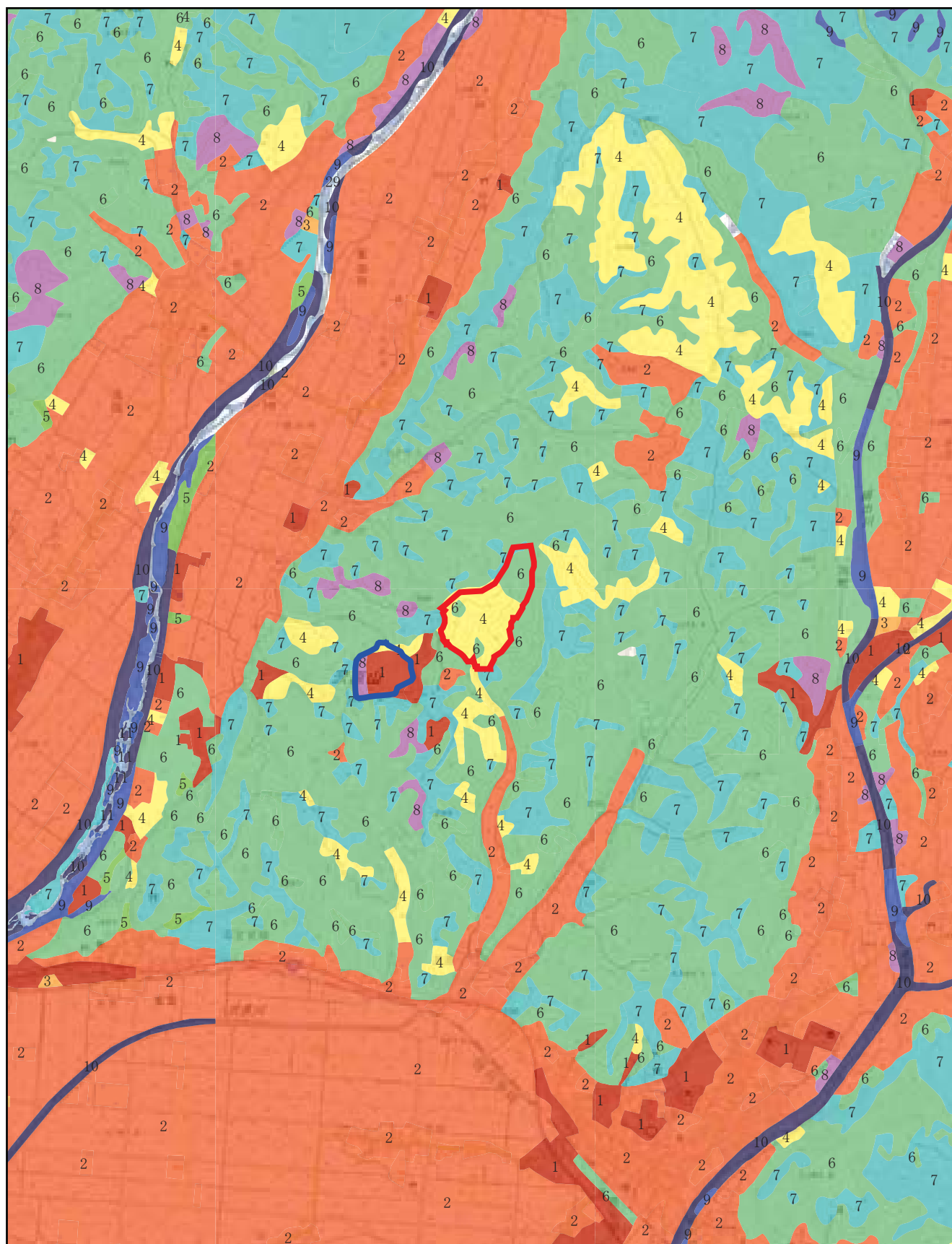


図 3.1.11 (2) 現存植生図

表 3.1.13 現存植生図凡例

凡例番号	凡例コードと凡例名		植生 自然度
1		150100 アカマツ群落 (IV)	9
2		180100 ヤナギ高木群落 (IV)	9
3		180200 ヤナギ低木群落 (IV)	9
4		220103 オオバクロモジミズナラ群集	7
5		220501 オクチョウジザクラコナラ群集	7
6		221200 オニグルミ群落 (V)	7
7		230100 アカマツ群落 (V)	7
8		240102 タニウツギノリウツギ群落	5
9		250200 ススキ群団 (V)	5
10		260000 伐採跡地群落 (V)	4
11		470400 ヨシクラス	10
12		470501 ツルヨシ群集	10
13		470502 オギ群集	10
14		540100 スギ・ヒノキ・サワラ植林	6
15		540200 アカマツ植林	6
16		540700 カラマツ植林	6
17		560100 ゴルフ場・芝地	4
18		560200 牧草地	2
19		570100 路傍・空地雑草群落	4
20		570101 放棄畑雑草群落	4
21		570200 果樹園	3
22		570300 畑雑草群落	2
23		570400 水田雑草群落	2
24		570500 放棄水田雑草群落	4
25		580100 市街地	1
26		580101 緑の多い住宅地	2
27		580200 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等	3
28		580400 造成地	1
29		580600 開放水域	

*「自然環境調査 Web-GIS 調査情報ダウンロード 調査ブロック別凡例一覧表」より抜粋



凡例



：事業実施想定区域



：既存処分場埋立区域

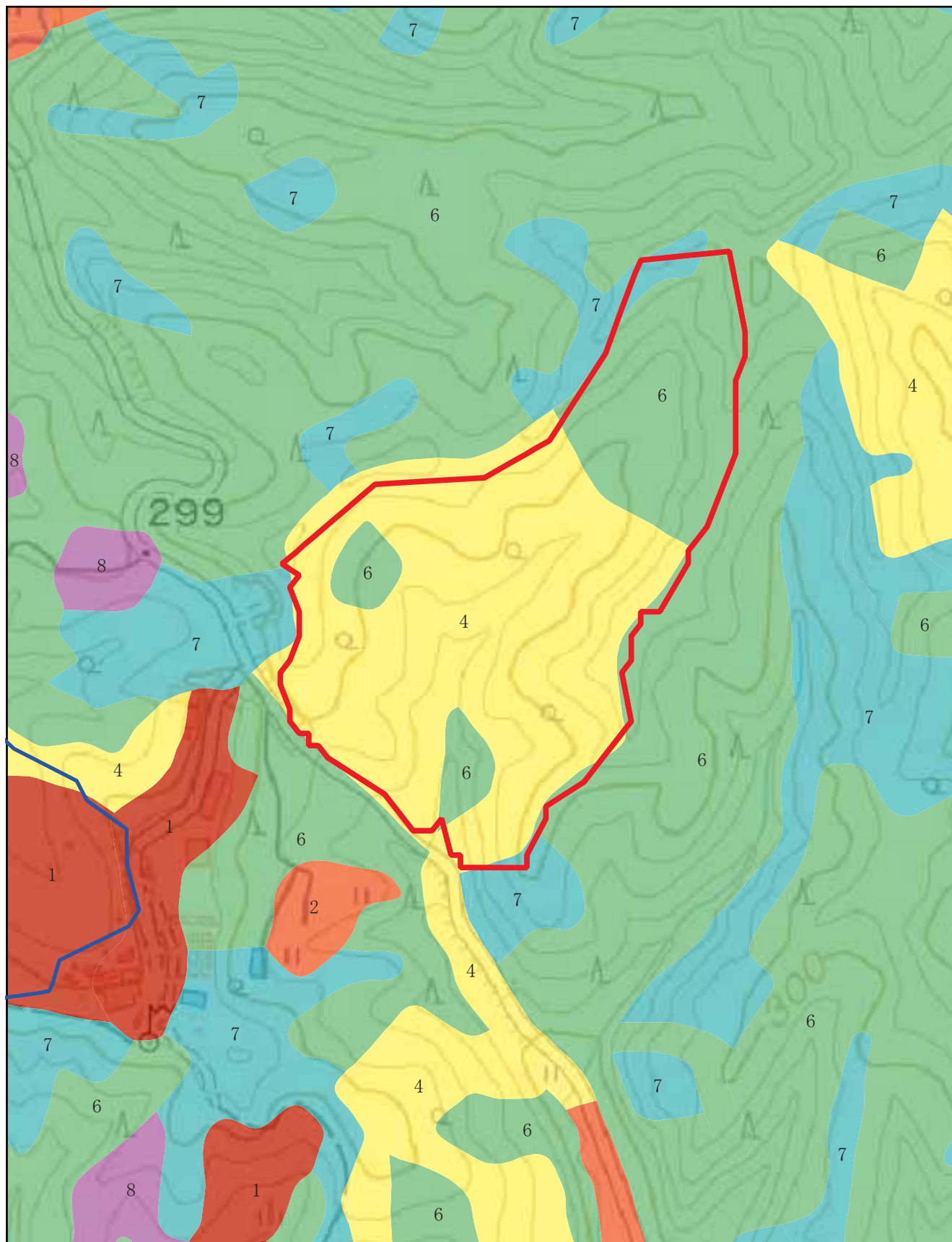
- | | | | |
|------------|-----------|-----------|-----------|
| ■：植生自然度 10 | ■：植生自然度 7 | ■：植生自然度 4 | ■：植生自然度 1 |
| ■：植生自然度 9 | ■：植生自然度 6 | ■：植生自然度 3 | |
| ■：植生自然度 8 | ■：植生自然度 5 | ■：植生自然度 2 | |

縮尺：1/25,000

0m 250m 500m 750m 1000m

出典：環境省自然環境局生物多様性センター HP 植生自然度調査 第 6 回、第 7 回
<https://www.biodic.go.jp/>

図 3.1.12(1) 植生自然度図



凡例



：事業実施想定区域



：既存処分場埋立区域

- | | | | |
|------------|-----------|-----------|-----------|
| ■：植生自然度 10 | ■：植生自然度 7 | ■：植生自然度 4 | ■：植生自然度 1 |
| ■：植生自然度 9 | ■：植生自然度 6 | ■：植生自然度 3 | |
| ■：植生自然度 8 | ■：植生自然度 5 | ■：植生自然度 2 | |

縮尺：1/5,000



出典：環境省自然環境局生物多様性センター HP 植生自然度調査 第6回、第7回
<https://www.biodic.go.jp/>

図 3.1.12(2) 植生自然度図

(2) 植物相

事業実施想定区域及びその周辺の植物相の概要を表 3.1.14 に示す。維管束植物（シダ植物及び種子植物）155 科 1,730 種（亜種、変種、品種及び雑種を含む）が確認されている。

表 3.1.14 植物相の概要

分類		主な抽出種
シダ植物		ヒカゲノカズラ科(9種)、イワヒバ科(4種)、ミズニラ科(2種)、トクサ科(5種)、ハナヤスリ科(9種)、ゼンマイ科(3種)、コケシノブ科(5種)、デンジソウ科(1種)、サンショウモ科(2種)、キジノオシダ科(1種)、コバノイシカグマ科(4種)、イノモトソウ科(6種)、チャセンシダ科(3種)、イワヤシダ科(1種)、ヒメシダ科(12種)、イワデンダ科(2種)、コウヤワラビ科(3種)、シシガシラ科(3種)、メシダ科(36種)、オシダ科(40種)、シノブ科(1種)、ウラボシ科(9種)
		161種
裸子植物		マツ科(3種)、ヒノキ科(6種)、イチイ科(4種)
		13種
被子植物	基部被子植物	ジュンサイ科(1種)、スイレン科(1種)、センリョウ科(2種)、ドクダミ科(1種)、ウマノスズクサ科(5種)、モクレン科(4種)、クスノキ科(3種)
		17種
	単子葉植物	サトイモ科(11種)、チシマゼキショウ科(3種)、オモダカ科(6種)、トチカガミ科(10種)、ヒルムシロ科(10種)、キンコウカ科(3種)、ヤマノイモ科(2種)、シュロソウ科(9種)、イヌサフラン科(2種)、サルトリイバラ科(3種)、ユリ科(14種)、ラン科(65種)、アヤメ科(5種)、ススキノキ科(3種)、ヒガンバナ科(4種)、キジカクシ科(15種)、ツユクサ科(3種)、ミズアオイ科(1種)、ショウガ科(1種)、ガマ科(9種)、ホシクサ科(5種)、イグサ科(15種)、カヤツリグサ科(118種)、イネ科(124種)、タケ亜科(23種)
		464種
	真正双子葉植物	マツモ科(1種)、ケシ科(11種)、アケビ科(2種)、ツツラフジ科(2種)、メギ科(7種)、キンボウゲ科(47種)、アワブキ科(1種)、ツゲ科(1種)、マンサク科(2種)、カツラ科(1種)、ユズリハ科(1種)、スグリ科(3種)、ユキノシタ科(14種)、ベンケイソウ科(7種)、タケノアシ科(1種)、アリノトウグサ科(5種)、ブドウ科(7種)、マメ科(48種)、ヒメハギ科(2種)、グミ科(4種)、クロウメモドキ科(5種)、ニレ科(3種)、アサ科(4種)、クワ科(4種)、イラクサ科(13種)、バラ科(66種)、ブナ科(9種)、クルミ科(2種)、カバノキ科(16種)、ドクウツギ科(1種)、ウリ科(6種)、ニシキギ科(14種)、カタバミ科(8種)、トウダイグサ科(9種)、コミカンソウ科(1種)、ミゾハコベ科(1種)、ヤナギ科(24種)、スミレ科(42種)、オトギリソウ科(6種)、フウロソウ科(5種)、ミソハギ科(7種)、アカバナ科(14種)、ミツバウツギ科(1種)、キブシ科(2種)、ウルシ科(4種)、ムクロジ科(17種)、ミカン科(6種)、ニガキ科(1種)、アオイ科(8種)、ジンチョウゲ科(2種)、アブラナ科(24種)、ビャクダン科(4種)、オオバヤドリギ科(1種)、タデ科(39種)、モウセンゴケ科(1種)、ナデシコ科(25種)、ヒユ科(6種)、ヤマゴボウ科(2種)、ザクロソウ科(1種)、スベリヒユ科(1種)、ミズキ科(5種)、アジサイ科(9種)、ツリフネソウ科(3種)、サクラソウ科(11種)、ツバキ科(5種)、ハイノキ科(1種)、イワウメ科(5種)、エゴノキ科(2種)、マタタビ科(3種)、リョウブ科(1種)、ツツジ科(48種)、アオキ科(1種)、アカネ科(21種)、リンドウ科(11種)、マチン科(1種)、キョウチクトウ科(8種)、ヒルガオ科(20種)、ムラサキ科(12種)、モクセイ科(9種)、オオバコ科(19種)、ゴマノハグサ科(3種)、アゼナ科(3種)、シソ科(58種)、サギゴケ科(3種)、ハエドクソウ科(3種)、ハマウツボ科(15種)、タヌキモ科(6種)、キツネノマゴ科(1種)、クマツヅラ科(1種)、ハナйкаダ科(1種)、モチノキ科(8種)、キキョウ科(11種)、ミツガシワ科(2種)、キク科(133種)、ウコギ科(14種)、セリ科(24種)、ガマズミ科(12種)、スイカズラ科(10種)
		1075種
合計		1730種

出典：「レッドデータブックやまがた 絶滅危惧野生植物(2013年改訂版)」(平成26年山形県)
「山形県自然環境現況調査報告書(植物)」(平成9年 山形県)
「新山形県野生植物目録2019」(令和元年 フロラ山形)

(3) 重要な植物種及び植物群落の分布

植物の重要な種及び重要な群落の選定基準は、表 3. 1. 15(1)～(3)の選定基準に基づき、学術上または希少性の観点から選定した。

表 3. 1. 15(1) 植物の重要な種及び重要な群落の選定基準

選定基準		カテゴリー	文献その他の資料	重要な種	重要な群落
I	「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)、「山形県文化財保護条例」(昭和30年山形県条例第27号)、最上町文化財保護条例(昭和51年条例第24号)	特天：国指定特別天然記念物 国天：国指定天然記念物 県天：山形県指定天然記念物 最天：最上町指定天然記念物	「国指定文化財等データベース」(令和7年6月閲覧 文化庁HP)、「文化財」(令和7年6月閲覧 山形県HP)、「歴史・自然・観光」(令和7年6月閲覧 最上町HP)	○	
II	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号に基づく国内希少野生動植物)	国内：国内希少野生動植物種 国際：国際希少野生動植物種 緊急：緊急指定種	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則」(平成5年総理府令第9号)	○	
III	「環境省レッドリスト2025」(令和7年 環境省)の掲載種	EX：絶滅…我が国ではすでに絶滅したと考えられる種 EW：野生絶滅…飼育・栽培下でのみ存続している種 CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類…絶滅の危機に瀕している種(現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの) CR：絶滅危惧ⅠA類…ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの EN：絶滅危惧ⅠB類…ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの VU：絶滅危惧Ⅱ類…絶滅の危険が増大している種(現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの) NT：準絶滅危惧…存続基盤が脆弱な種(現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種) DD：情報不足…評価するだけの情報が不足している種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群…地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの	「環境省報道発表資料環境省レッドリスト2025の公表について」(令和7年6月閲覧 環境省HP)	○	

表 3. 1. 15(2) 植物の重要な種及び重要な群落の選定基準

選定基準		カテゴリー	文献その他の資料	重要な種	重要な群落
IV	「レッドデータブックやまがた 絶滅危惧野生植物(2013年改訂版)」(平成26年 山形県)の掲載種	EX : 絶滅…我が国ではすでに絶滅したと考えられる種 EW : 野生絶滅…飼育・栽培下でのみ存続している種 CR+EN : 絶滅危惧Ⅰ類…絶滅の危機に瀕している種(現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの) CR : 絶滅危惧ⅠA類…ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの EN : 絶滅危惧ⅠB類…ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの VU : 絶滅危惧Ⅱ類…絶滅の危険が増大している種(現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの) NT : 準絶滅危惧…存続基盤が脆弱な種(現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種) DD : 情報不足…評価するだけの情報が不足している種 LP : 絶滅のおそれのある地域個体群…地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの	「レッドデータブックやまがた 絶滅危惧野生植物(2013年改訂版)」(平成26年 山形県) 「新山形県野生植物目録2019」(令和元年 フロラ山形)	○	
		植物群落の危急度 a : 植物群落もしくは植物個体群は壊滅状態に近い。自然回復の限界を超えている。 b : 適切な管理を欠く。植物群落もしくは植物個体群の状況は厳しい。現状のまま推移すれば荒廃は進行する。積極的な保全対策が望まれる。 c : 良好な部分もあるが、車道、スキー場、観光、農林施業などの規模の大きい開発が進み、全体として攪乱の兆候が進行している。人為的圧迫を排除すれば、自然回復は可能である。 d : 盗採のほか、歩道や小規模な施設の周辺部など一部に問題がある。全体として保護されている。人為的圧迫が増大しない限り、現状維持は可能である。 e : ごく一部を除いて良好な状態が維持されている。			○

表 3. 1. 15(3) 植物の重要な種及び重要な群落の選定基準

選定基準		カテゴリー	文献その他の資料	重要な種	重要な群落
V	「第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」(平成12年 環境庁)に掲載されている特定植物群	A : 原生林もしくはそれに近い自然林 B : 国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群 C : 比較的普通にみられるものであっても、南限・北限・隔離分布等分布限界になる産地にみられる植物群落または個体群 D : 砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの E : 郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの F : 過去において人工的に植栽されていたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの G : 乱獲、その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群 H : その他、学術上重要な植物群落	「第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」(平成12年 環境庁)		○
VI	「植物群落レッドデータ・ブック」(平成8年 NACS-J, WWF Japan)に掲載の植物群落	4 : 緊急に対策必要 3 : 対策必要 2 : 破壊の危惧 1 : 要注意	「植物群落レッドデータ・ブック」(平成8年 NACS-J, WWF Japan)		○
VII	「1/2.5万 植生図を基にした植生自然度について」(平成28年 環境省)に掲載の植生自然度10及び植生自然度9の植生	植生自然度10 : 自然草原(山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区) 植生自然度9 : 自然林(エゾマツトトドマツ群集、ブナ群落等、自然植生のうち低木林、高木林の植物社会を形成する地区)	「1/2.5万 植生図を基にした植生自然度について」(平成28年 環境省)		○

①重要な植物種

重要な植物種は、「(2)植物相」の既存資料で確認された種について、表 3.1.15(1)～(3)の選定基準に基づき学術上または希少性の観点から選定した。

選定した結果、表 3.1.16(1)～(5)に示すとおり、75 科 246 種が確認された。

表 3.1.16(1) 重要な植物種

No.	分類	科名	種名	選定基準			
				I	II	III	IV
1	シダ植物	ヒカゲノカズラ	スギラン			VU	CR
2			ヤチスギラン				VU
3			チシマヒカゲノカズラ			EN	CR
4		イワヒバ	イワヒバ				VU
5		ミズニラ	ヒメミズニラ			NT	VU
6			ミズニラ			NT	VU
7		トクサ	トクサ				VU
8			イヌドクサ(カワラドクサ)				VU
9		コケシノブ	ウチワゴケ				EN
10		デンジソウ	デンジソウ			VU	CR
11		サンショウモ	オオアカウキクサ			EN	EN
12			サンショウモ			VU	VU
13		イノモトソウ	リシリシノブ			NT	EN
14		チャセンシダ	クモノスシダ				VU
15		イワヤシダ	イワヤシダ				EN
16		オシダ	ミサキカグマ				EN
17			ニオイシダ				CR
18		シノブ	シノブ				VU
19		ウラボシ	ヒメノキシノブ				EN
20			カラクサシダ				VU
21			イワオモダカ				CR
22			ビロードシダ				EN
23	被子植物	ドクダミ	ハンゲショウ				EN
24	基部被子植物	ウマノスズクサ	ミチノクサイシン			VU	EN
25			コシノカンアオイ			NT	NT
26	被子植物 単子葉植物	サトイモ	ヒトツバテンナンショウ				CR
27			ナベクラザゼンソウ			VU	VU
28			チシマゼキショウ				VU
29		オモダカ	サジオモダカ				VU
30			マルバオモダカ			VU	EN
31			アギナシ			NT	NT
32			ウリカワ				EN
33		トチカガミ	スブタ			VU	CR
34			ヤナギスブタ				VU
35			クロモ				NT
36			トチカガミ			NT	EN
37			イトトリゲモ			NT	VU
38			ホッスモ				NT
39			イトイバラモ			VU	CR
40			ミズオオバコ			VU	EN
41		ヒルムシロ	イトモ			NT	NT
42			エゾヤナギモ				CR
43			エゾノヒルムシロ				EN
44			センニンモ				VU
45		シュロソウ	クルマバツクバネソウ				VU
46		ユリ	ヤマスカシユリ			NT	VU
47			ヒメサユリ(オトメユリ)			NT	VU
48		ラン	コアニチドリ			VU	EN
49			エビネ			NT	EN

表 3.1.16(2) 重要な植物種

No.	分類	科名	種名	選定基準			
				I	II	III	IV
50	被子植物 単子葉植物	ラン	キンセイラン			VU	CR
51			ナツエビネ			VU	CR
52			サルメンエビネ			VU	CR
53			ギンラン				EN
54			キンラン			VU	CR
55			ユウシュンラン			VU	EN
56			トケンラン			VU	EN
57			クマガイソウ			VU	EN
58			イチヨウラン				CR
59			サワラン(アサヒラン)				EN
60			エゾスズラン(アオスズラン)				CR
61			カキラン				NT
62			ヒロハツリシュスラン			EN	CR
63			オオミズトンボ			EN	CR
64			ミズトンボ			VU	EN
65			ムカゴソウ			EN	EX
66			ハクウンラン				CR
67			ギボウシラン			EN	CR
68			フガクスズムシソウ			VU	CR
69			セイタカスズムシソウ				CR
70			スズムシソウ				CR
71			サギソウ			NT	CR
72			ミズチドリ				VU
73			イイヌマムカゴ			EN	CR
74			ツレサギソウ				CR
75			ハシナガヤマサギソウ				EN
76			マイサギソウ				EN
77			ヤマサギソウ				EN
78			ガッサンチドリ			EN	CR
79			トキソウ			NT	VU
80			ヤマトキソウ				VU
81			ヒナチドリ			VU	CR
82			ウチョウラン			VU	CR
83			ヒメツボクロ				CR
84		アヤメ	ヒメシャガ			NT	NT
85			カキツバタ			NT	NT
86		ヒガンバナ	シロウマアサツキ			NT	VU
87		ガマ	エゾミクリ				EN
88			ミクリ			NT	NT
89			タマミクリ			NT	EN
90			ホソバタマミクリ				VU
91			ナガエミクリ			NT	NT
92			ヒメミクリ			VU	VU
93		ホシクサ	ホシクサ				CR
94		カヤツリグサ	ハクサンスゲ				EN
95			ヤマアゼスゲ				EN
96			ホソバヒカゲスゲ				VU
97			オタルスゲ(ヒメテキリスゲ)				EN
98			シラコスゲ				VU
99			オオカワズスゲ				VU
100			オニナルコスゲ				NT
101			サギスゲ				VU
102			セイタカハリイ				CR
103			エゾハリイ				CR
104			ツルアブラガヤ				NT
105			コシンジュガヤ				EN

表 3.1.16(3) 重要な植物種

No.	分類	科名	種名	選定基準			
				I	II	III	IV
106	被子植物 単子葉植物	イネ	ヒナザサ			NT	CR
107			ヒメウキガヤ				VU
108			カラフトドジョウツナギ				VU
109		ササ亜連	オゼザサ(イワテザサ)				VU
110	被子植物 真正双子葉類	ケシ	ナガミノツルケマン(ナガミノツルキケマン)			NT	NT
111			オサバグサ				VU
112		メギ	トガクシソウ(トガクシシヨウマ)			NT	VU
113			シロバナトガクシソウ(シロバナトガクシシヨウマ)			NT	VU
114		キンポウゲ	ガッサントリカブト			VU	VU
115			ワガトリカブト			VU	CR
116			エゾイチゲ				EN
117			カザグルマ			NT	CR
118			ムラサキボタンヅル				CR
119			セリバオウレン				VU
120			オオミスミソウ			NT	NT
121			オキナグサ			VU	CR
122			バイカモ				NT
123			タガラシ				VU
124		ボタン	ヤマシャクヤク			EN	EN
125		スグリ	ヤシャビシヤク			NT	VU
126			コマガタケスグリ				EN
127			エゾスグリ				EN
128		ユキノシタ	シコタンソウ				EN
129		ベンケイソウ	アオノイワレンゲ				VU
130		タコノアシ	タコノアシ			NT	VU
131		アリノトウグサ	ホザキノフサモ				NT
132			タチモ			NT	VU
133		マメ	コマツナギ				VU
134			レンリソウ				CR
135			イヌハギ			VU	VU
136		ヒメハギ	ヒメノキンチャク			EN	
137		イラクサ	ヤマミズ				VU
138		バラ	キンロバイ			VU	CR
139			コキンバイ				VU
140			オオウラジロノキ				EN
141			ミツモトソウ				VU
142			ヒロハノカワラサイコ			VU	CR
143			エチゴツルキジムシロ				VU
144			タカネバラ				EN
145			サナギイチゴ			VU	VU
146		カバノキ	ハシバミ				VU
147			アサダ				VU
148		ウリ	ゴキヅル				VU
149		ニシキギ	オオツリバナ				CR
150		ヤナギ	ドロノキ(デロ)				VU
151			トカチャナギ(オオバヤナギ)				NT
152			ユビソヤナギ			VU	VU
153			エゾノキヌヤナギ				EN
154		スミレ	エイザンスミレ(エゾスミレ)				VU
155			サクラスミレ				CR
156			マルバスミレ				CR
157			ニオイタチツボスミレ				VU
158			シロスミレ(シロバナスミレ)				EN
159		オトギリソウ	トモエソウ				VU
160		フロウソウ	タカネグンナイフウロ				CR
161		ミソハギ	ミズマツバ			VU	EN

表 3. 1. 16(4) 重要な植物種

No.	分類	科名	種名	選定基準			
				I	II	III	IV
162	被子植物 真正双子葉類	ミソハギ	ミズキカシグサ			VU	CR
163			ヒメビシ			VU	CR
164		アカバナ	ヤナギラン				EN
165		ジンチョウゲ	ナニワズ				VU
166		アブラナ	ヒロハコンロンソウ				VU
167			オオユリワサビ				VU
168			ハタザオ				EN
169		オオバヤドリギ	ホザキヤドリギ				VU
170		タデ	エゾイブキトラノオ				VU
171			ヤナギヌカボ				EN
172			ボントクタデ				CR
173			ヌカボタデ			VU	EN
174			ノダイオウ			VU	VU
175		ナデシコ	シラオイハコベ(エゾフスマ)				CR
176		サクラソウ	ギンレイカ(ミヤマタゴボウ)				CR
177			ヤナギトラノオ				VU
178			ユキワリコザクラ				CR
179			ハイハマボッサ			NT	NT
180		ツツジ	イワヒゲ				EN
181			ベニバナイチヤクソウ				VU
182			アズマシヤクナゲ(シヤクナゲ)				NT
183		アカネ	フタバムグラ				VU
184		リンドウ	リンドウ				VU
185			ホソバツルリンドウ			VU	CR
186			アケボノソウ				NT
187			イヌセンブリ			VU	CR
188			テングノコヅチ			NT	VU
189		マチン	アイナエ				CR
190		キョウチクトウ	チョウジソウ			NT	VU
191			フナバラソウ			VU	CR
192			コカモメヅル				CR
193			スズサイコ			NT	VU
194		ヒルガオ	マメダオシ			CR	CR
195		ムラサキ	ムラサキ			EN	CR
196		オオバコ	ミズハコベ				VU
197			マルバノサワトウガラシ			VU	VU
198			アブノメ				CR
199			キクモ				VU
200			ヒヨクソウ				CR
201			エゾルリトラノオ				EX
202			ヤマルリトラノオ				VU
203			ミヤマクワガタ				VU
204			ミチノククワガタ				VU
205		シソ	コムラサキ				CR
206			ムシャリンドウ			VU	EX
207			メハジキ(ヤクモソウ)				CR
208			キセワタ			VU	CR
209			ヤマジソ			NT	EX
210			ミヤマタムラソウ				EN
211			デワノタツナミソウ				EN
212			テイネニガクサ			NT	EN
213			カリガネソウ				EN
214		ハマウツボ	ナンバンギセル				EX
215			オオナンバンギセル				EN
216			ハマウツボ(オカウツボ)			VU	CR
217			ミヤマシオガマ				EN

表 3. 1. 16(5) 重要な植物種

No.	分類	科名	種名	選定基準			
				I	II	III	IV
218	被子植物 真正双子葉類	ハマウツボ	キヨスミウツボ				CR
219			ヒキヨモギ				CR
220		タヌキモ	イヌタヌキモ			NT	NT
221			ミミカキグサ				VU
222			ホザキノミミカキグサ				VU
223			ヒメタヌキモ			VU	NT
224			ムササキミミカキグサ			NT	VU
225			タヌキモ(イヌタヌキモ×オオタヌキモ)			NT	
226		モチノキ	オクノフウリンウメモドキ				EN
227		キキョウ	キキョウ			VU	EN
228		キク	ヤマノコギリソウ				CR
229			ヒメシオン				CR
230			エゾノタウコギ				VU
231			イワインチン				VU
232			モリアザミ				CR
233			ウゼンアザミ				VU
234			アズマギク				EN
235			カワラニガナ			NT	EN
236			ムラサキニガナ(ケムラサキニガナ)				VU
237			ミヤマキタアザミ			VU	EN
238			ヒメヒゴタイ			VU	CR
239			アオヤギバナ				VU
240			キビシロタンポポ(オクウスギタンポポ)				VU
241		セリ	ホタルサイコ				VU
242			ムカゴニンジン				VU
243		ガマズミ	レンプクソウ				VU
244			ソクズ(クサニワトコ)				VU
245		スイカズラ	ナバナ				VU
246			オミナエシ				VU

②重要な植物群落

事業実施想定区域及びその周辺で確認された重要な植物群落を表 3.1.17 に示す。

表 3.1.15(2)の選定基準Ⅵに示す「植物群落レッドデータ・ブック」(平成8年 NACS-J, WWF Japan)において13件が掲載されているが、詳細な位置情報は公表されていない。また、重要な群落として、植生自然度10及び植生自然度9に該当する植生について抽出した。

事業実施想定区域及びその周辺における1/25,000植生図の統一凡例に対する植生自然度10及び植生自然度9は、表 3.1.18 及び図 3.1.13 に示す。植生自然度10及び9の植生が分布しているが、事業実施想定区域には分布していない。

表 3.1.17 重要な植物群落(選定基準Ⅵ)

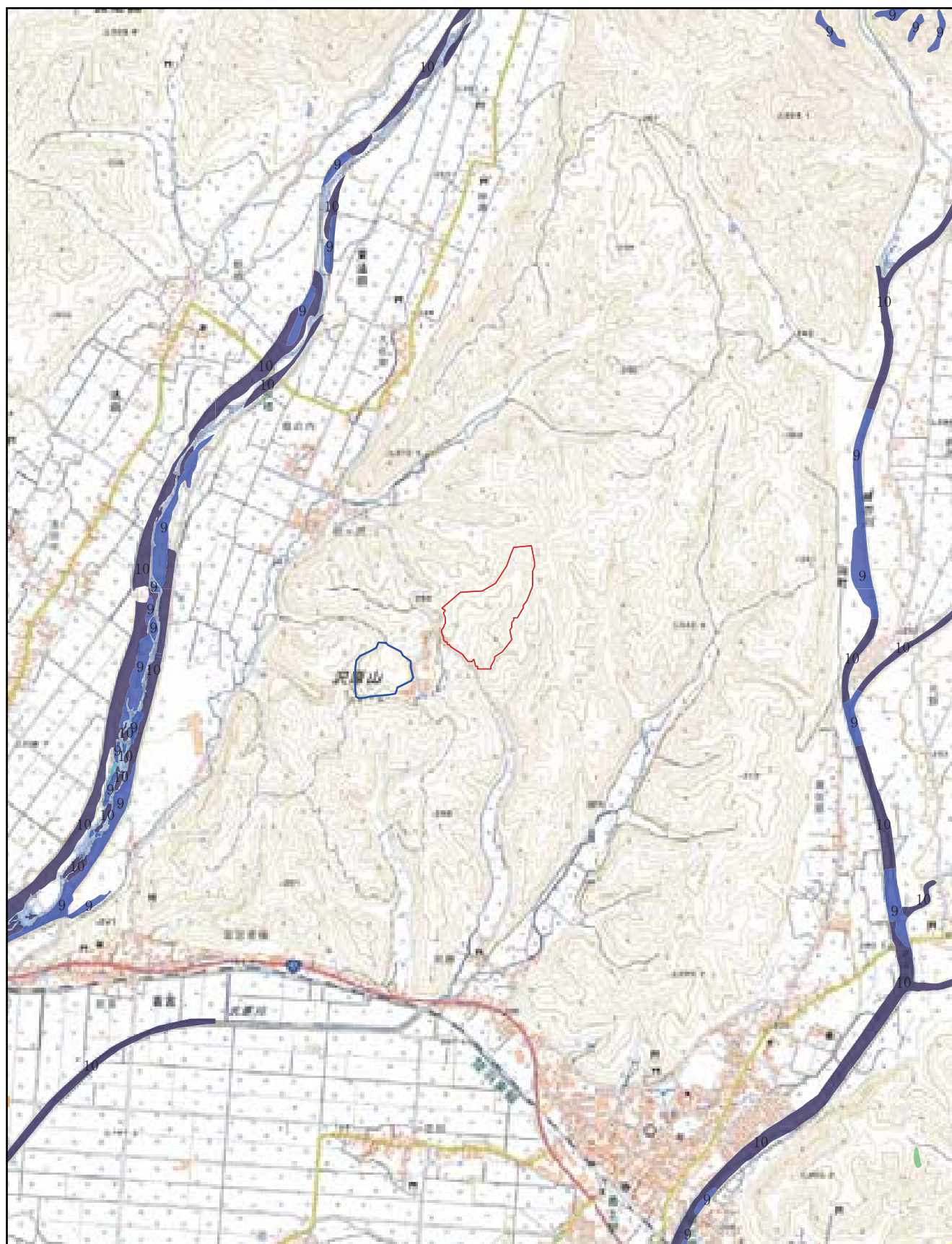
市町村	名称	カテゴリー
最上郡 最上町	クロベ群落(アカミノイヌツ・ゲクロベ群集)	2
	スギ・ブナ林(ヒメアオキ・ブナ群集、マルバマンサク・ブナ群集)	2
	ミネカエデ・ナナカマド群落(ミヤマナラ群集)	2
	ブナ群落	2
	ブナ群落(ヒメアオキ・ブナ群集、マルバマンサク・ブナ群集)	2
	ミヤカエデ・ナナカマド群落(ミヤマナラ群集)	2
	ミヤマナラ群落(ミヤマナラ群集)	2
	禿岳の自然植物群落	2
	神室山植生垂直分布帯	2

※：選定基準及びカテゴリーは、表 3.1.15 に示すとおり

出典：「植物群落レッドデータ・ブック」(平成8年 NACS-J, WWF Japan)

表 3.1.18 重要な植物群落(選定基準Ⅶ)

植生自然度	1/25,000植生図 統一凡例
10	ヨシクラス、ツルヨシ群集、オギ群集
9	アカマツ群落(ⅠⅤ)、ヤナギ高木群落(ⅠⅤ)、ヤナギ低木群落(ⅠⅤ)



凡例



：事業実施想定区域



：既存処分場埋立区域

■：植生自然度 10

■：植生自然度 9

縮尺：1/25,000

0m 250m 500m 750m 1000m

出典：環境省自然環境局生物多様性センター HP 植生自然度調査 第6回、第7回
<https://www.biodic.go.jp/>

図 3.1.13 重要な植物群落位置図

(4) 巨樹・巨木林・天然記念物

事業実施想定区域及びその周辺で確認された重要な巨樹・巨木・天然記念物は、表 3.1.19～表 3.1.20 及び図 3.1.14 に示す。

「自然環境調査 Web-GIS 巨樹・巨木林調査」によると、事業実施想定区域及びその周辺において、5 件の巨樹・巨木林が分布している。また、事業実施想定区域及びその周辺において、1 件の天然記念物が分布している。

表 3.1.19 巨樹・巨木林

番号*	樹種	幹周 (cm)	樹高 (m)
1	イチョウ	410	40
2	アカマツ	770	30
3	アカマツ	310	18
4	スギ	520	22
5	マツ	360と270	30

*：表中の番号は、図3.1.14及び図3.1.19の番号と一致する。

出典：「自然環境調査Web-GIS 巨樹・巨木林調査」

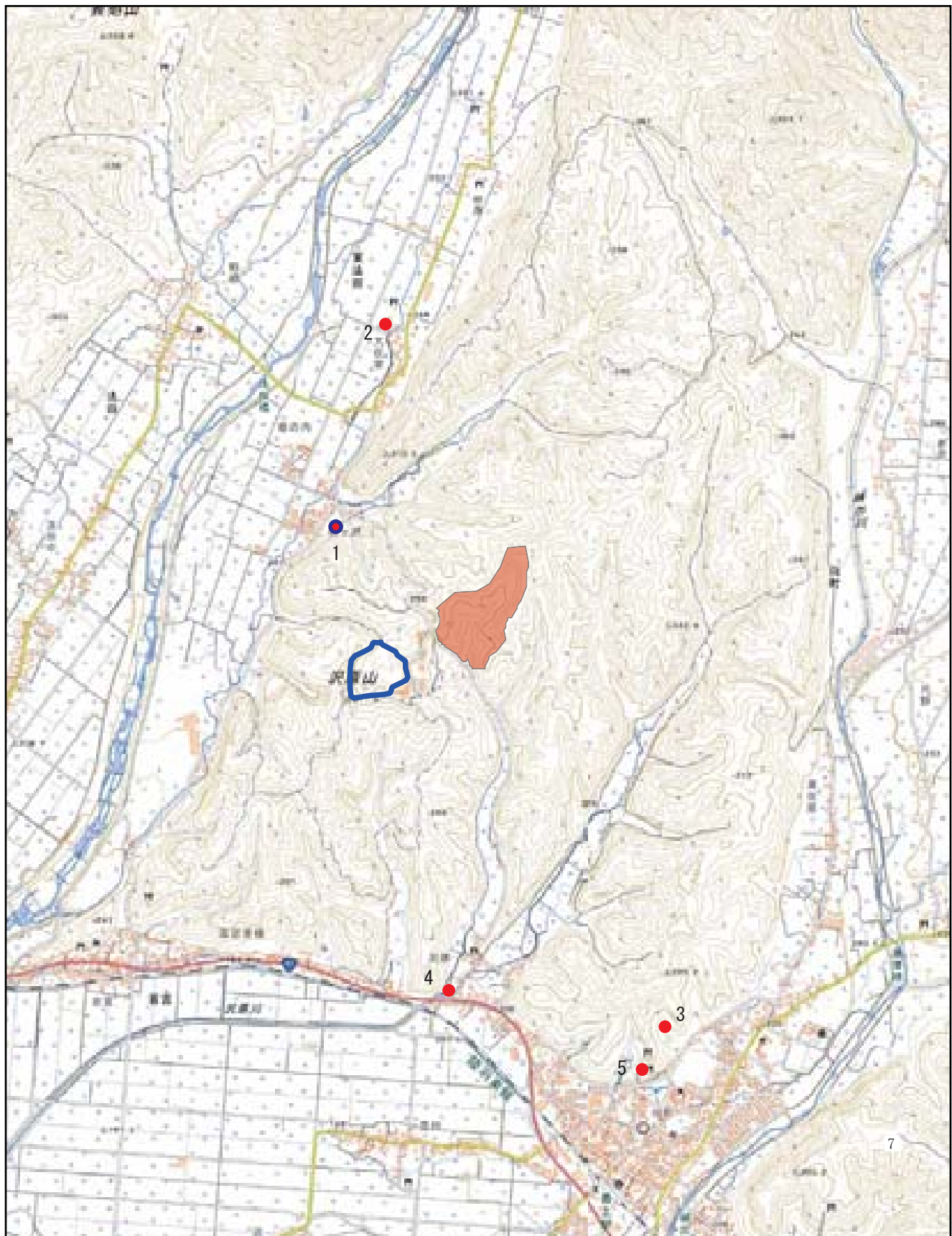
最上町の自然（2014年 最上町自然環境現況調査会編）

表 3.1.20 天然記念物(山形県・最上町指定)

名称	指定年月日	地区	備考
若松観世音の大銀杏	最上町指定文化財天然記念物 ・・・昭和43年9月17日	最上町大字法田初ヶ沢	—

出典：山形県最上町HP (<https://town.mogami.lg.jp/culture/01rekishi-shiseki/11shizen.php>)

最上町の自然（2014年 最上町自然環境現況調査会編）



凡例

-  : 事業実施想定区域
  : 既存処分場埋立区域
-  : 巨樹・巨木林
  : 天然記念物

* 図中の番号は、表 3.1.19 の番号と一致する

出典：「自然環境調査 Web-GIS 巨樹・巨木林調査」
最上町の自然（2014 年 最上町自然環境現況調査会編）

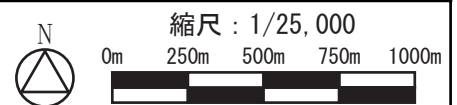


図 3.1.14 巨樹・巨木林・天然記念物の位置

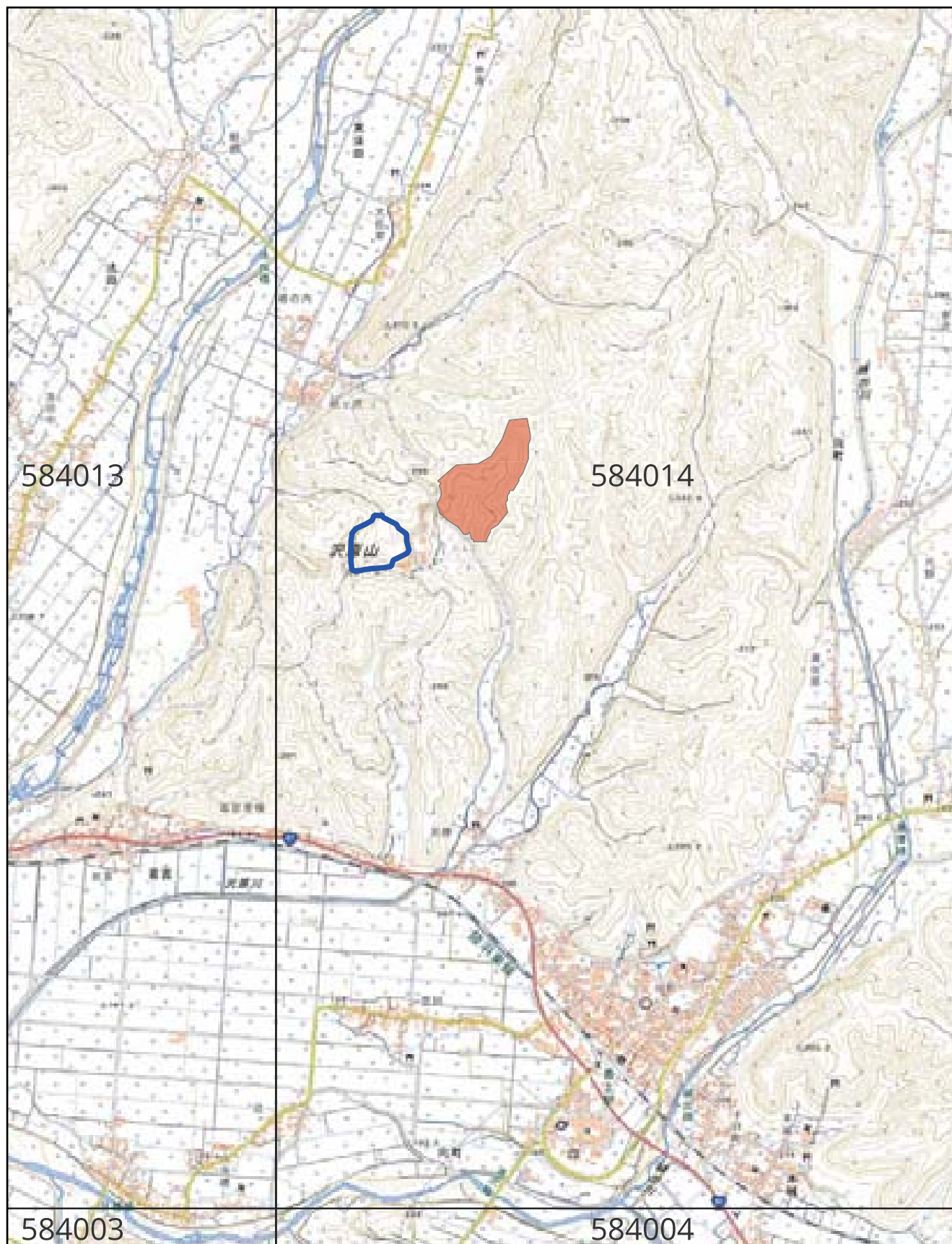
2) 動物の生息の状況

動物の生息の状況は、当該地域の自然特性を勘案し、事業実施想定区域及びその周辺を対象に文献及びその他の資料に記載された種について整理した。

事業実施想定区域及びその周辺において、種を抽出した文献及びその他の資料と調査範囲は、表 3.1.21 に示す。「自然環境保全基礎調査」については、図 3.1.15 に示す事業実施想定区域及びその周辺が含まれる 2 次メッシュを対象とした。

表 3.1.21 文献及びその他の資料と調査範囲

文献名	調査範囲
「自然環境調査Web-GIS 動物 第2回（1978～1980）」 （令和7年6月HP閲覧）	事業実施想定区域が含まれるメッシュ
「自然環境調査Web-GIS 動物 第3回（1983～1988）」 （令和7年6月HP閲覧）	事業実施想定区域が含まれるメッシュ
「自然環境調査Web-GIS 動物 第4回（1988～1993）」 （令和7年6月HP閲覧）	事業実施想定区域が含まれるメッシュ
「自然環境調査Web-GIS 動物 第5回（1993～1999）」 （令和7年6月HP閲覧）	事業実施想定区域が含まれるメッシュ
「自然環境調査Web-GIS 動物 第6回（1999～2005）」 （令和7年6月HP閲覧）	事業実施想定区域が含まれるメッシュ
第6回自然環境保全基礎調査 種の多様性調査 鳥類繁殖分布調査報告書 （平成16年 環境省）	事業実施想定区域が含まれる 1/50,000地形図に相当する範囲
全国鳥類繁殖分布調査（2021年10月鳥類繁殖分布調査会）	事業実施想定区域が含まれる 1/50,000地形図に相当する範囲
環境アセスメントデータベース コウモリ生息情報 （令和7年6月HP閲覧）	事業実施想定区域及びその周辺
鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き （平成23年、平成27年修正版 環境省） 環境省報道発表資料-希少猛禽類調査(イヌワシ・クマタカ)の結果について- （令和7年6月HP閲覧）	事業実施想定区域が含まれるメッシュ
レッドデータブックやまがた2019 山形県の絶滅のおそれのある野生動物 （平成31年 山形県）	最上地域
山形県自然環境現状調査報告書(動物：脊椎動物編) （平成9年 山形県） 山形県自然環境現状調査報告書(動物：無脊椎動物編) （平成9年 山形県）	事業実施想定区域が含まれるメッシュ



凡例



：事業実施想定区域



：既存処分場埋立区域



縮尺：1/25,000

0m 250m 500m 750m 1000m

出典：国土数値情報ダウンロードサイト（国土交通省）
(<https://nlftp.mlit.go.jp/>)

図 3.1.15 文献及びその他の資料による調査範囲（動物）

(1) 動物相の概要

事業実施想定区域及びその周辺の動物相の概要を表 3. 1. 22(1)～(3)に示す。確認された種は、哺乳類 23 種、鳥類 129 種、爬虫類 9 種、両生類 24 種、昆虫類 122 種、魚類 41 種、陸産貝類 7 種、底生動物 5 種の合計 360 種である(*表 3. 1. 22 と各分類の確認種数が一致しない理由は、各文献
 その他資料で重複している種があるため)。

「環境アセスメントデータベース コウモリ分布」によると、事業実施想定区域周辺の 2 次メッシュにおいて、ハイレスク種であるヤマコウモリの分布は確認されていない。また、「環境省
 報道発表資料-希少猛禽類調査(イヌワシ・クマタカ)の結果について-」及び「鳥類等に関する
 風力発電施設立地適正化のための手引き」(平成 23 年、平成 27 年修正版 環境省)によると、図
 3. 1. 16 及び図 3. 1. 17 に示すとおり、事業実施想定区域を含む 2 次メッシュにおいて、イヌワ
 シ・クマタカの生息が確認されている。

表 3. 1. 22(1) 動物相の概要

分類	文献その他資料	確認 種数
哺乳類	「自然環境調査Web-GIS 動物 第2回 (1978～1980)」 (令和7年6月HP閲覧)	6種
	「自然環境調査Web-GIS 動物 第4回 (1988～1993)」 (令和7年6月HP閲覧)	12種
	「自然環境調査Web-GIS 動物 第5回 (1993～1999)」 (令和7年6月HP閲覧)	9種
	「自然環境調査Web-GIS 動物 第6回 (1999～2005)」 (令和7年6月HP閲覧)	6種
	環境アセスメントデータベース コウモリ生息情報 (令和7年6月HP閲覧)	0種
	レッドデータブックやまがた2019 山形県の絶滅のおそれのある野生動物 (平成31年 山形県)	8種
	山形県自然環境現状調査報告書(動物：脊椎動物編) (平成9年 山形県)	0種
鳥類	「自然環境調査Web-GIS 動物 第2回 (1978～1980)」 (令和7年6月HP閲覧)	31種
	「自然環境調査Web-GIS 動物 第3回 (1983～1988)」 (令和7年6月HP閲覧)	0種
	第6回自然環境保全基礎調査 種の多様性調査 鳥類繁殖分布調査報告書 (平成16年 環境省)	57種
	全国鳥類繁殖分布調査 (2021年10月鳥類繁殖分布調査会)	77種
	鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き (平成23年、平成27年修正版 環境省)	2種
	環境省報道発表資料-希少猛禽類調査(イヌワシ・クマタカ)の結果につ いて-(令和7年6月閲覧)	
	レッドデータブックやまがた2019 山形県の絶滅のおそれのある野生動物 (平成31年 山形県)	71種
	山形県自然環境現状調査報告書(動物：脊椎動物編) (平成9年 山形県)	0種

表 3. 1. 22(2) 動物相の概要

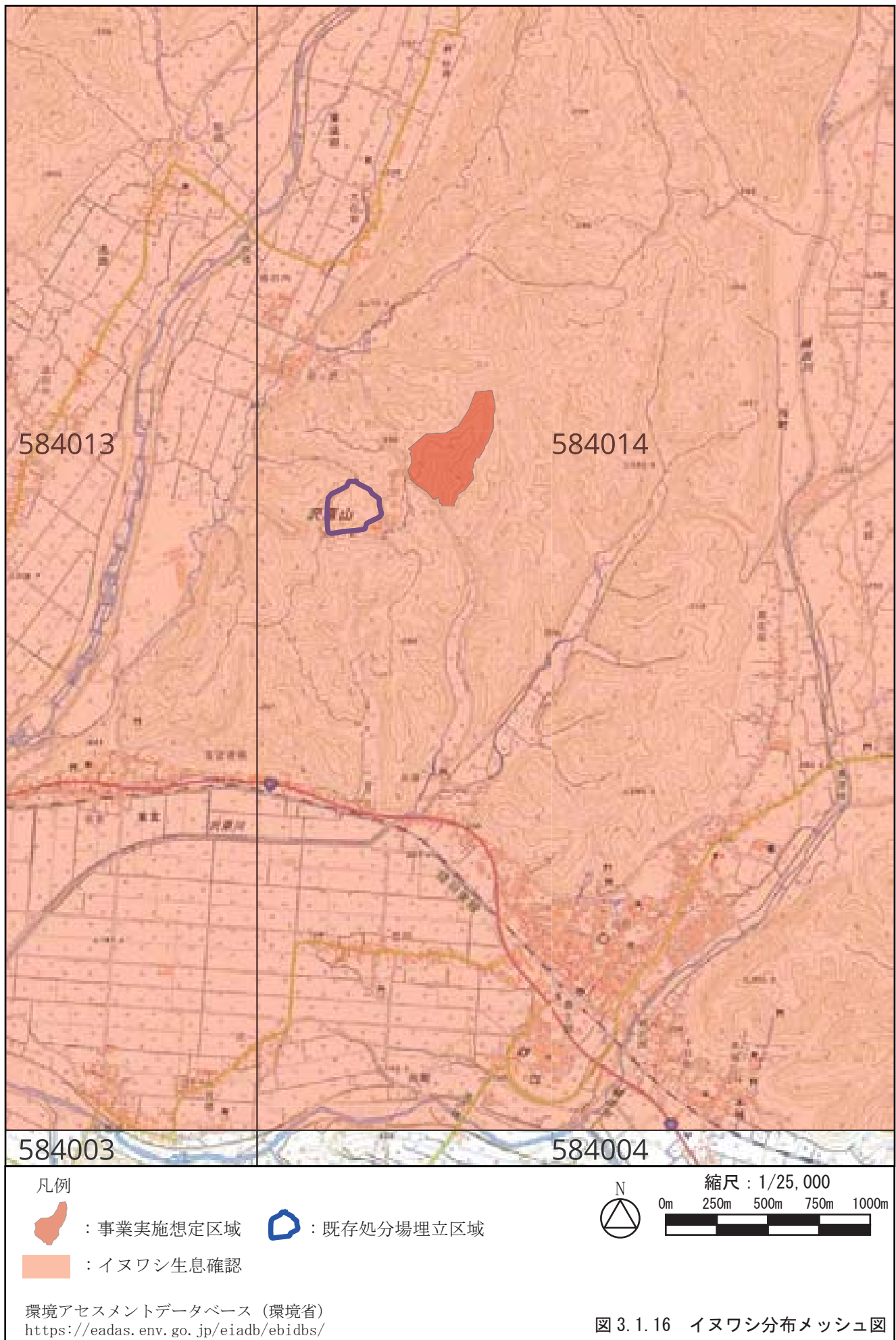
分類	文献その他資料	確認 種数
爬虫類	「自然環境調査Web-GIS 動物 第4回 (1988～1993)」 (令和7年6月HP閲覧)	2種
	「自然環境調査Web-GIS 動物 第5回 (1993～1999)」 (令和7年6月HP閲覧)	1種
	レッドデータブックやまがた2019 山形県の絶滅のおそれのある野生動物 (平成31年 山形県)	4種
	山形県自然環境現状調査報告書(動物：脊椎動物編) (平成9年 山形県)	5種
両生類	「自然環境調査Web-GIS 動物 第4回 (1988～1993)」 (令和7年6月HP閲覧)	7種
	「自然環境調査Web-GIS 動物 第5回 (1993～1999)」 (令和7年6月HP閲覧)	14種
	レッドデータブックやまがた2019 山形県の絶滅のおそれのある野生動物 (平成31年 山形県)	9種
	山形県自然環境現状調査報告書(動物：脊椎動物編) (平成9年 山形県)	6種
昆虫類	「自然環境調査Web-GIS 動物 第2回 (1978～1980)」 (令和7年6月HP閲覧)	4種
	「自然環境調査Web-GIS 動物 第4回 (1988～1993)」 (令和7年6月HP閲覧)	29種
	「自然環境調査Web-GIS 動物 第5回 (1993～1999)」 (令和7年6月HP閲覧)	22種
	レッドデータブックやまがた2019 山形県の絶滅のおそれのある野生動物 平成31年 山形県	78種
	山形県自然環境現状調査報告書(動物：無脊椎動物編) 平成9年 山形県	4種
魚類	「自然環境調査Web-GIS 動物 第4回 (1988～1993)」 (令和7年6月HP閲覧)	21種
	「自然環境調査Web-GIS 動物 第5回 (1993～1999)」 (令和7年6月HP閲覧)	9種
	レッドデータブックやまがた2019 山形県の絶滅のおそれのある野生動物 (平成31年 山形県)	20種
	山形県自然環境現状調査報告書(動物：無脊椎動物編) (平成9年 山形県)	3種
陸産貝類	「自然環境調査Web-GIS 動物 第4回 (1988～1993)」 (令和7年6月HP閲覧)	0種
	「自然環境調査Web-GIS 動物 第5回 (1993～1999)」 (令和7年6月HP閲覧)	5種
	レッドデータブックやまがた2019 山形県の絶滅のおそれのある野生動物 (平成31年 山形県)	2種
	山形県自然環境現状調査報告書(動物：無脊椎動物編) (平成9年 山形県)	0種

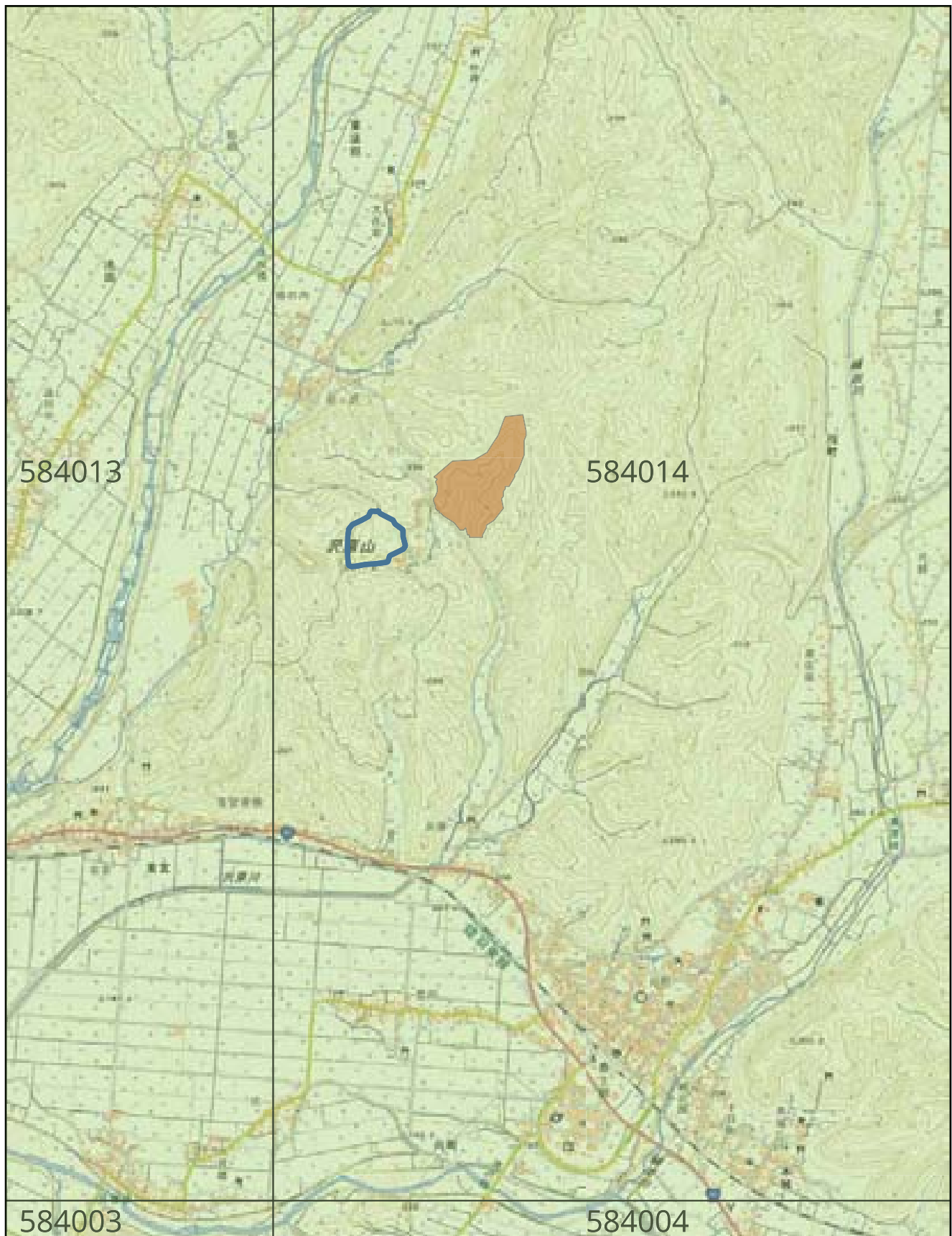
表 3. 1. 22(3) 動物相の概要

分類	文献その他資料	確認 種数
底生動物	「自然環境調査Web-GIS 動物 第4回（1988～1993）」 (令和7年6月HP閲覧)	0種
	「自然環境調査Web-GIS 動物 第5回（1993～1999）」 (令和7年6月HP閲覧)	0種
	レッドデータブックやまがた2019 山形県の絶滅のおそれのある野生動物（平成31年 山形県）	5種
	山形県自然環境現状調査報告書(動物：無脊椎動物編) (平成9年 山形県)	0種

*種名及び配列について、鳥類は「日本鳥類目録 改正第7版」（平成24年 日本鳥学会）、陸産貝類は、「日本産野生生物目録 無脊椎動物編Ⅲ」（平成10年 環境庁）、それ以外の分類については「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和5年度生物リスト」（令和5年 河川環境データベース 国土交通省）に準拠した。

*確認種は、表3. 1. 21に示す文献及びその他資料により抽出した。





凡例



：事業実施想定区域



：既存処分場埋立区域



：クマタカ生息確認



縮尺：1/25,000

0m 250m 500m 750m 1000m

環境アセスメントデータベース（環境省）
<https://eadas.env.go.jp/eiadb/ebidbs/>

図 3.1.17 クマタカ分布メッシュ

(2) 動物の重要な種

動物の重要な種は、表 3.1.23 の選定基準に基づき、学術上または希少性の観点から選定した。選定した結果、重要な種は、表 3.1.24～表 3.1.31 に示すとおり、哺乳類 10 種、鳥類 72 種、爬虫類 4 種、両生類 9 種、昆虫類 77 種、魚類 20 種、陸産貝類 2 種、底生動物 5 種の合計 199 種が確認されている。

表 3.1.23 動物の重要な種の選定基準

選定基準		カテゴリー	文献その他の資料
I	「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)、「山形県文化財保護条例」(昭和30年山形県条例第27号)、最上町文化財保護条例(昭和51年条例第24号)	特天 国指定特別天然記念物	「国指定文化財等データベース」(令和7年6月閲覧 文化庁HP)、「文化財」(令和7年6月閲覧 山形県HP)、「歴史・自然・観光」(令和7年6月閲覧 最上町HP)
		国天 国指定天然記念物	
		県天 山形県指定天然記念物	
		最天 最上町指定天然記念物	
II	「絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号)に基づく国内希少野生動植物	国内 国内希少野生動植物種	「絶命のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則」(平成5年総理府令第9号)
		国際 国際希少野生動植物種	
		緊急 緊急指定種	
III	「環境省レッドリスト2020」(令和2年 環境省)の掲載種	EX: 絶滅一我が国ではすでに絶滅したと考えられる種	「環境省報道発表資料 環境省レッドリスト2020の公表について」(令和7年7月閲覧 環境省HP)
		EW: 野生絶滅一飼育・栽培下でのみ存続している種	
		CR +EN: 絶滅危惧 I 類一絶滅の危機に瀕している種(現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの)	
		CR: 絶滅危惧 I A類一ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの	
		EN: 絶滅危惧 I B類一 I A類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの	
		VU: 絶滅危惧 II 類一絶滅の危険が増大している種(現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧 I 類」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの)	
		NT: 準絶滅危惧種一存続基盤が脆弱な種(現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種)	
		DD: 情報不足一評価するだけの情報が不足している種	
		LP: 絶滅のおそれのある地域個群一地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの	
IV	「レッドデータブック やまがた 山形県の絶滅のおそれのある野生動物 2019年改訂版」(平成30年 山形県)の掲載種	EX: 絶滅一過去に生育・生息したことが確認され、すでに絶滅したと考えられる種	「レッドデータブック やまがた 山形県の絶滅のおそれのある野生動物 2019年改訂版」(平成30年 山形県)
		EW: 野生絶滅一飼育・栽培下でのみ存続している種	
		CR +EN: 絶滅危惧 I 類一絶滅の危機に瀕している種	
		CR: 絶滅危惧 I A類一ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの	
		EN: 絶滅危惧 I B類一 I A類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの	
		VU: 絶滅危惧 II 類一絶滅の危険が増大している種	
		NT: 準絶滅危惧種一存続基盤が脆弱な種	
		DD: 情報不足一評価するだけの情報が不足している種	
		LP: 絶滅のおそれのある地域個群一地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの	

表 3. 1. 24 文献調査における重要な哺乳類

No.	目名	科名	種名	選定基準*			
				I	II	III	IV
1	トガリネズミ型目	トガリネズミ科	シントウトガリネズミ				NT
2			カワネズミ				NT
3	食肉目	イタチ科	ホンドオコジョ			NT	NT
4		クマ科	ツキノワグマ		国際		
5	齧歯目	リス科	ニホンモモンガ				NT
6			ムササビ				NT
7		ネズミ科	ヤチネズミ				NT
8		ヤマネ科	ヤマネ	国天			NT
9	翼手目	ヒナコウモリ科	ヒメホウヒゲコウモリ				DD
10	鯨偶蹄目	ウシ科	カモシカ	特天			

*選定基準は、表3. 1. 23に示す。

表 3. 1. 25 (1) 文献調査における重要な鳥類

No.	目名	科名	種名	選定基準*			
				I	II	III	IV
1	タカ目	タカ科	イヌワシ	国天	国内	EN	CR
2			ハチクマ			NT	EN
3			ハイタカ			NT	EN
4			オオタカ			NT	EN
5			サシバ			VU	EN
6			クマタカ		国内	EN	EN
7			オジロワシ	国天	国内	VU	VU
8			チュウヒ		国内	EN	VU
9			ツミ				VU
10		ミサゴ科	ミサゴ			NT	VU
11	ブッポウソウ目	ブッポウソウ科	ブッポウソウ			EN	CR
12		カワセミ科	ヤマセミ				VU
13			アカショウビン				NT
14	ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ			NT	EN
15	フクロウ目	フクロウ科	コノハズク				EN
16			フクロウ				EN
17			アオバズク				VU
18			トラフズク				VU
19			オオコノハズク				DD
20	ペリカン目	サギ科	ヨシゴイ			NT	VU
21			ササゴイ				NT
22			アマサギ				NT
23			チュウダイサギ				NT
24			チュウサギ			NT	NT

*選定基準は、表3. 1. 23に示す。

表 3. 1. 25 (2) 文献調査における重要な鳥類

No.	目名	科名	種名	選定基準*			
				I	II	III	IV
25	スズメ目	キバシリ科	キバシリ				EN
26		サンショウクイ科	サンショウクイ			VU	VU
27		カササギヒタキ科	サンコウチョウ				VU
28		カラス科	ホシガラス				VU
29		ヒバリ科	ヒバリ				VU
30		ヨシキリ科	コヨシキリ				VU
31			オオヨシキリ				NT
32		ヒタキ科	コマドリ				VU
33			トラツグミ				NT
34			アカハラ				NT
35			コルリ				NT
36			オオルリ				NT
37		イワヒバリ科	イワヒバリ				VU
38		セキレイ科	セグロセキレイ				VU
39		ホオジロ科	ホオアカ				VU
40			ノジコ			NT	NT
41		キクイタダキ科	キクイタダキ				NT
42		ムシクイ科	エゾムシクイ				NT
43			センダイムシクイ				NT
44	チドリ目	チドリ科	ケリ			DD	VU
45			コチドリ				NT
46		シギ科	オオジシギ			NT	VU
47			ホウロクシギ		国際	VU	VU
48			ツルシギ			VU	VU
49			アカアシシギ			VU	VU
50			ヤマシギ				NT
51			タカブシギ			VU	NT
52			ハマシギ			NT	NT
53			アオシギ				DD
54		セイタカシギ科	セイタカシギ			VU	NT
55		タマシギ科	タマシギ			VU	DD
56	ハヤブサ目	ハヤブサ科	ハヤブサ		国内	VU	VU
57			チゴハヤブサ				NT
58	キジ目	キジ科	ヤマドリ				NT
59			ウズラ			VU	DD
60	カモ目	カモ科	マガン	国天		NT	NT
61			オシドリ			DD	NT
62			トモエガモ	国天		VU	NT
63			ヒシクイ			VU	DD
64	カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ				NT
65			ハジロカイツブリ				NT
66	ハト目	ハト科	アオバト				NT
67	ツル目	クイナ科	バン				NT
68			クイナ				DD
69	カッコウ目	カッコウ科	カッコウ				NT
70	アマツバメ目	アマツバメ科	ハリオアマツバメ				NT
71	キツツキ目	キツツキ科	アリスイ				NT
72			オオアカゲラ				NT

*選定基準は、表3. 1. 23に示す。

表 3. 1. 26 文献調査における重要な爬虫類

No.	目名	科名	種名	選定基準*			
				I	II	III	IV
1	有鱗目	ナミヘビ科	ヒバカリ				NT
2			シロマダラ				NT
3			ヤマカガシ				NT
4			ジムグリ				DD

*選定基準は、表3. 1. 23に示す。

表 3. 1. 27 文献調査における重要な両生類

No.	目名	科名	種名	選定基準*			
				I	II	III	IV
1	無尾目	アカガエル科	ニホンアカガエル				EN
2			ツチガエル				NT
3			トノサマガエル			NT	NT
4		アオガエル科	モリアオガエル				NT
5	有尾目	サンショウウオ科	クロサンショウウオ			NT	NT
6			トウホクサンショウウオ			NT	NT
7			キタオウショウサンショウウオ				NT
8			パンダイハコネサンショウウオ			NT	NT
9		イモリ科	アカハライモリ			NT	NT

*選定基準は、表3. 1. 23に示す。

表 3. 1. 28(1) 文献調査における重要な昆虫類

No.	目名	科名	種名	選定基準*			
				I	II	III	IV
1	トンボ目	ヤンマ科	カトリヤンマ				CR
2		サナエトンボ科	アオサナエ				EN
3			モイワサナエ				NT
4		トンボ科	マダラナニワトンボ			EN	EN
5			コノシメトンボ				EN
6			カオジロトンボ				VU
7			マイコアカネ				VU
8			ハッチョウトンボ				NT
9		イトトンボ科	セスジイトトンボ				NT
10			ルリイトトンボ				NT
11		モノサシトンボ科	アマゴイルリトンボ				NT
12		カワトンボ科	アオハダトンボ			NT	NT
13		エゾトンボ科	オオトラフトンボ				NT
14			トラフトンボ				NT
15	バッタ目	バッタ科	アカハネバッタ		国内	CR	CR
16			クルマバッタ				EN
17			イボバッタ				NT
18		マツムシ科	カヤコオロギ				VU

*選定基準は、表3. 1. 23に示す。

表 3. 1. 28(2) 文献調査における重要な昆虫類

No.	目名	科名	種名	選定基準*			
				I	II	III	IV
19	カメムシ目	アメンボ科	ババアメンボ			NT	CR
20			ハネナシアメンボ				NT
21		タイコウチ科	タイコウチ				VU
22			ミズカマキリ				NT
23			ヒメミズカマキリ				NT
24		ミズムシ科	ホッケミズムシ			NT	VU
25		マツモムシ科	キイロマツモムシ				NT
26		ナベブタムシ科	ナベブタムシ				NT
27	コウチュウ目	ゲンゴロウ科	マルコガタノゲンゴロウ		国内	CR	CR
28			ヒメケシゲンゴロウ			VU	NT
29			キベリマメゲンゴロウ			NT	NT
30			シマゲンゴロウ			NT	NT
31			クロゲンゴロウ			NT	NT
32			ゲンゴロウ			VU	NT
33		ミズスマシ科	コミズスマシ			EN	EN
34			コオナガミズスマシ			VU	NT
35			オナガミズスマシ				NT
36		ハンミョウ科	ホソハンミョウ			VU	VU
37		ハムシ科	キンイロネクイハムシ			NT	VU
38			オオルリハムシ			NT	VU
39			イネネクイハムシ				NT
40		オサムシ科	ヒメクロオサムシ				NT
41			アカガネオサムシ			VU	NT
42			セアカオサムシ			NT	NT
43			サクライクロナガゴミムシ				NT
44		コガシラミズムシ科	クロホシコガシラミズムシ			VU	NT
45			キイロコガシラミズムシ			VU	NT
46		ガムシ科	スジヒラタガムシ			NT	NT
47			ガムシ			NT	NT
48		クワガタムシ科	ネブトクワガタ				NT
49		コガネムシ科	オオチャイロハナムグリ			NT	NT
50			アカマダラコガネ(アカマダラハナムグリ)			DD	NT
51		カミキリムシ科	トラフカミキリ				NT
52			ヨツボシシロオビゴマフカミキリ				NT
53			コトラカミキリ			NT	NT
54			ルリカミキリ				NT

*選定基準は、表3. 1. 23に示す。

表 3. 1. 28(3) 文献調査における重要な昆虫類

No.	目名	科名	種名	選定基準*			
				I	II	III	IV
55	チョウ目	セセリチョウ科	チャマダラセセリ			EN	CR
56			ギンイチモンジセセリ			NT	EN
57			ミヤマチャバネセセリ				NT
58			スジグロチャバネセセリ			NT	NT
59		タテハチョウ科	キマダラモドキ			NT	CR
60			サトキマダラヒカゲ				VU
61			ウラギンスジヒョウモン			VU	NT
62			オオムラサキ			NT	NT
63			ベニヒカゲ			NT	NT
64		シロチョウ科	ヒメシロチョウ			EN	VU
65			スジボソヤマキチョウ				VU
66		アゲハチョウ科	ヒメギフチョウ			NT	NT
67			大石田のギフチョウ			VU	LP
68		シジミチョウ科	チョウセンアカシジミ	県天		VU	NT
69			ミヤマカラスシジミ				NT
70			クロシジミ			EN	NT
71			オオゴマシジミ			NT	NT
72			飛島のウラジロミドリシジミ				LP
73		ジャクガ科	イチゴナミジャク				DD
74	ハチ目	ミツバチ科	クロマルハナバチ			NT	NT
75		アリ科	トゲアリ			VU	NT
76			エゾアカヤマアリ			VU	NT
77		スズメバチ科	モンズズメバチ			DD	DD

*選定基準は、表3. 1. 23に示す。

表 3. 1. 29 文献調査における重要な魚類

No.	目名	科名	種名	選定基準*			
				I	II	III	IV
1	コイ目	コイ科	シナイモツゴ日本海型(シナイモツゴ)			CR	CR
2			ウケクチウグイ			EN	EN
3			ヤリタナゴ			NT	EN
4			ジュウサンウグイ(マルタ)			LP	VU
5			カマツカC型(カマツカ)				VU
6			キタノアカヒレタビラ(アカヒレタビラ)			EN	VU
7			エゾウグイ東北型(エゾウグイ)			LP	VU
8			テツギョ				LP
9		ドジョウ科	ホトケドジョウ山形型(ホトケドジョウ)			EN	EN
10			ヒガシシマドジョウ(シマドジョウ)				NT
11			キタドジョウ(ドジョウ)			DD	DD
12	ナマズ目	ギギ科	ギバチ			VU	CR
13		アカザ科	アカザ日本海型(アカザ)			VU	EN
14	スズキ目	カジカ科	ハナカジカ山形型			LP	CR
15			カマキリ(アユカケ)			VU	EN
16	トゲウオ目	トゲウオ科	トミヨ属淡水型(イバラトミヨ)			LP	EN
17	ヤツメウナギ目	ヤツメウナギ科	スナヤツメ南方種(スナヤツメ)			VU	VU
18			カワヤツメ			VU	VU
19	ダツ目	メダカ科	キタノメダカ(メダカ)			VU	VU
20	ウナギ目	ウナギ科	ニホンウナギ(ウナギ)			VU	DD

*選定基準は、表3. 1. 23に示す。

表 3. 1. 30 文献調査における重要な陸産貝類

No.	目名	科名	種名	選定基準*			
				I	II	III	IV
1	柄眼目	クチミゾガイ科	マツシマクチミゾガイ			VU	VU
2	真有肺目	キセルガイ科	クニノギセル			NT	NT

*選定基準は、表3. 1. 23に示す。

表 3. 1. 31 文献調査における重要な底生動物

No.	目名	科名	種名	選定基準*			
				I	II	III	IV
1	水棲目	ヒラマキガイ科	ヒメヒラマキミズマイマイ			EN	VU
2	原始紐舌類	タニシ上科タニシ科	マルタニシ			VU	NT
3			オオタニシ			NT	NT
4	不完全歯上目	ドブシジミ上科マメシジミ科	ニホンマメシジミ				DD
5			ドブシジミ				DD

*選定基準は、表3. 1. 23に示す。

(3) 動物の注目すべき生息地

事業実施想定区域及びその周辺には、動物の注目すべき生息地はない。

3) 生態系の状況

(1) 自然環境の類型化

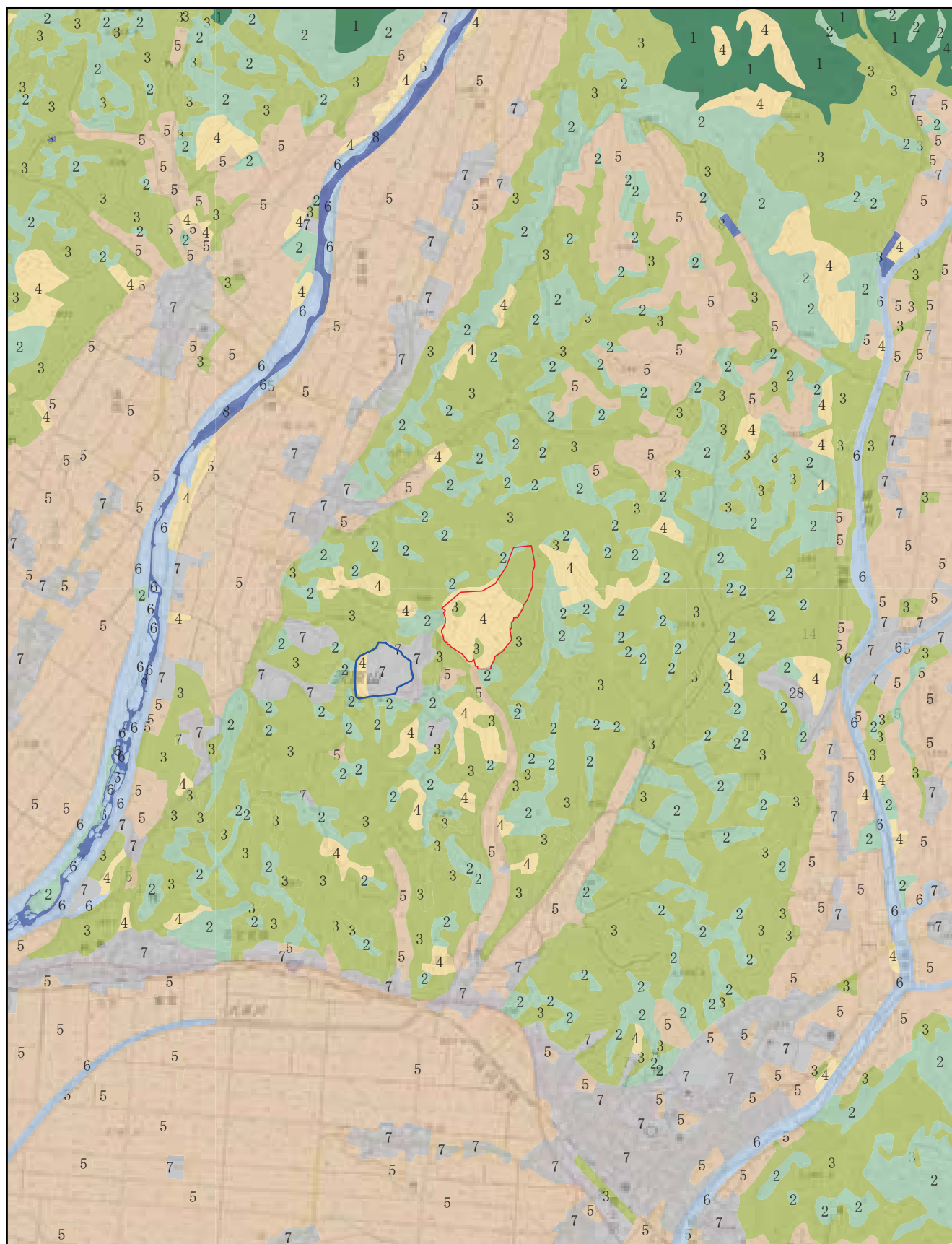
事業実施想定区域及びその周辺の自然環境類型区分の概要は、表 3.1.32 及び図 3.1.18 に示す。

事業実施想定区域及びその周辺は、地形、植生区分と対応関係より自然林、二次林、植林地、草原・低木林、耕作地等、河辺等、市街地等、河川等の 8 つの自然環境類型区分に分類される。事業実施想定区域の自然環境類型区分は、植林地、草原・低木林及び二次林が分布している。

表 3.1.32 自然環境類型区分

No.	区分	植物群落
1	自然林	オオバクロモジミズナラ群集
2	二次林	アカマツ群落（ⅠⅤ）、オクチョウジザクラコナラ群集、 オニグルミ群落（Ⅴ）、アカマツ群落（Ⅴ）
3	植林地	スギ・ヒノキ・サワラ植林、アカマツ植林、カラマツ植林
4	草原・低木林	タニウツギノリウツギ群落、ススキ群団（Ⅴ）、伐採跡地群落（Ⅴ）
5	耕作地等	ゴルフ場・芝地、牧草地、放棄畑雑草群落、果樹園、畑雑草群落、 水田雑草群落、放棄水田雑草群落
6	河辺等	ヤナギ高木群落（ⅠⅤ）、ヤナギ低木群落（ⅠⅤ）、ヨシクラス、 ツルヨシ群集、オギ群集
7	市街地等	路傍・空地雑草群落、市街地、緑の多い住宅地、 残存・植栽樹群をもった公園・墓地等、造成地
8	河川等	開放水域

*植物群落は、現存植生図凡例(表3.1.13)による。



凡例

 : 事業実施想定区域
  : 既存処分場埋立区域

1 自然林 2 二次林 3 植林地 4 草原・低木林
 5 耕作地等 6 河辺等 7 市街地等 8 河川等

縮尺：1/25,000

0m 250m 500m 750m 1000m

出典：環境省自然環境局生物多様性センター HP 植生自然度調査 第6回、第7回
<https://www.biodic.go.jp/>

図 3.1.18 自然環境類型区分図

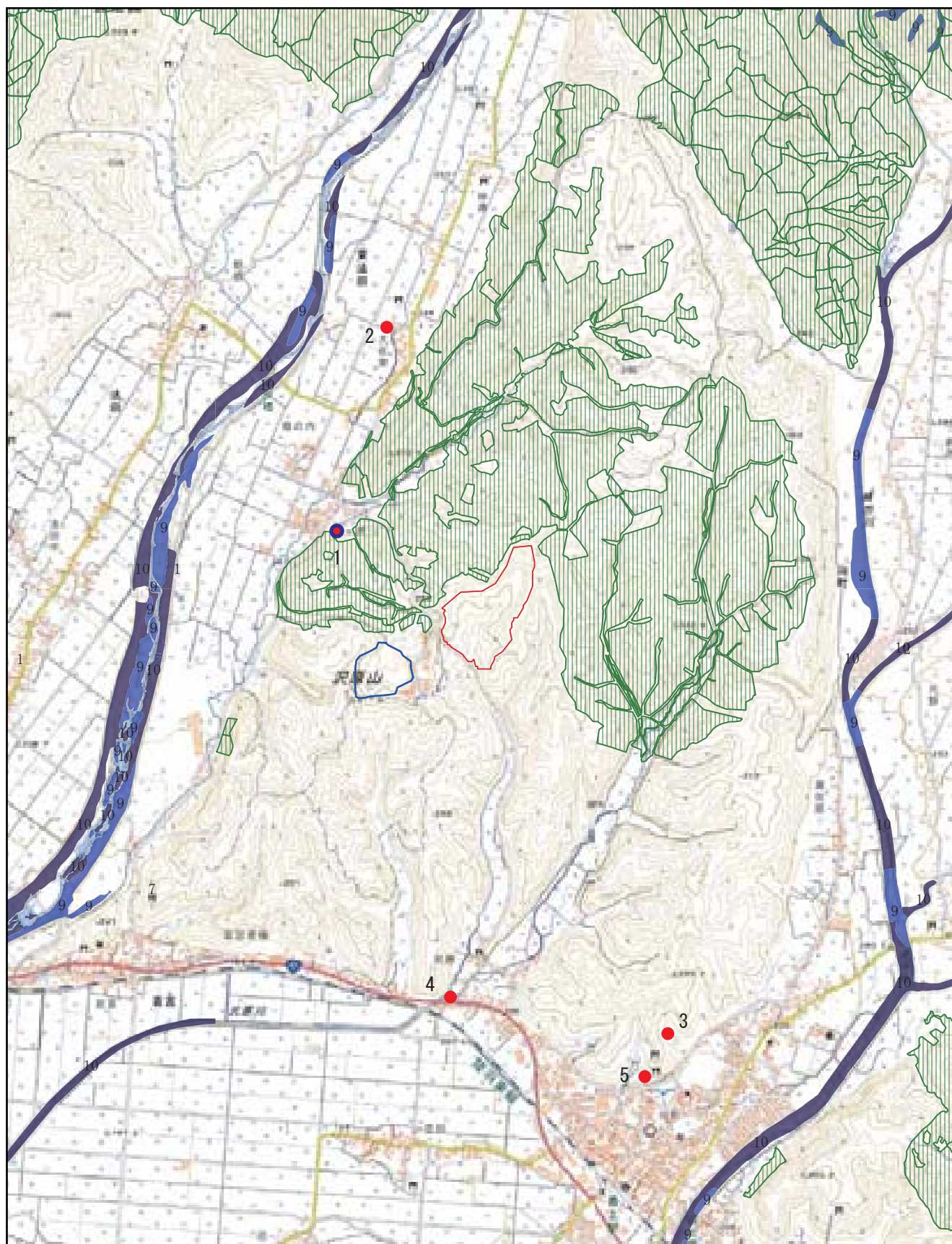
(2) 重要な自然環境のまとまりの場

事業実施想定区域及びその周辺の重要な自然環境のまとまり場は、表 3.1.33 及び図 3.1.19 に示すとおりである。

表 3.1.33 重要な自然環境のまとまりの場

重要な自然環境のまとまりの場		抽出理由
自然植生	自然植生度10	環境省植生図におけるヨシクラス、ツルヨシ群集、オギ群集に該当する植生である。
	自然植生度9	環境省植生図におけるアカマツ群落（Ⅳ）、ヤナギ高木群落（Ⅳ）、ヤナギ低木群落（Ⅳ）に該当する植生である。
保安林		水源涵養林や土砂崩壊防止機能を有する緑地等、地域において重要な機能を有する自然環境である。
巨樹・巨木林	表3.1.19のとおり	自然環境保全基礎調査において定められた原則幹回りが3m以上の巨樹及び巨木群である。
天然記念物	表3.1.20のとおり	学術上価値の高い動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む)、植物(自生地を含む)が指定されている。

出典：「自然環境調査Web-GIS 巨樹・巨木林調査」



凡例



：事業実施想定区域



：既存処分場埋立区域



：巨樹・巨木林



：植生自然度 10



：保安林



：天然記念物



：植生自然度 9



* 図中の番号は、表 3.1.19 の番号と一致する

出典：「自然環境調査 Web-GIS 巨樹・巨木林調査」
最上町の自然（2014 年 最上町自然環境現況調査会編）
山形県農林水産部森林ノミクス推進課 資料



縮尺：1/25,000

0m 250m 500m 750m 1000m

図 3.1.19 重要な自然環境のまとまりの場位置図

3.1.7 景観及び人と自然との触れ合い活動の状況

1) 景観資源

事業実施想定区域から最も近隣にある景観資源が「瀬見溪谷」であるが、事業実施想定区域から西へ約8km 離れていることから、事業実施想定区域近隣には、景観資源がない。

2) 眺望景観

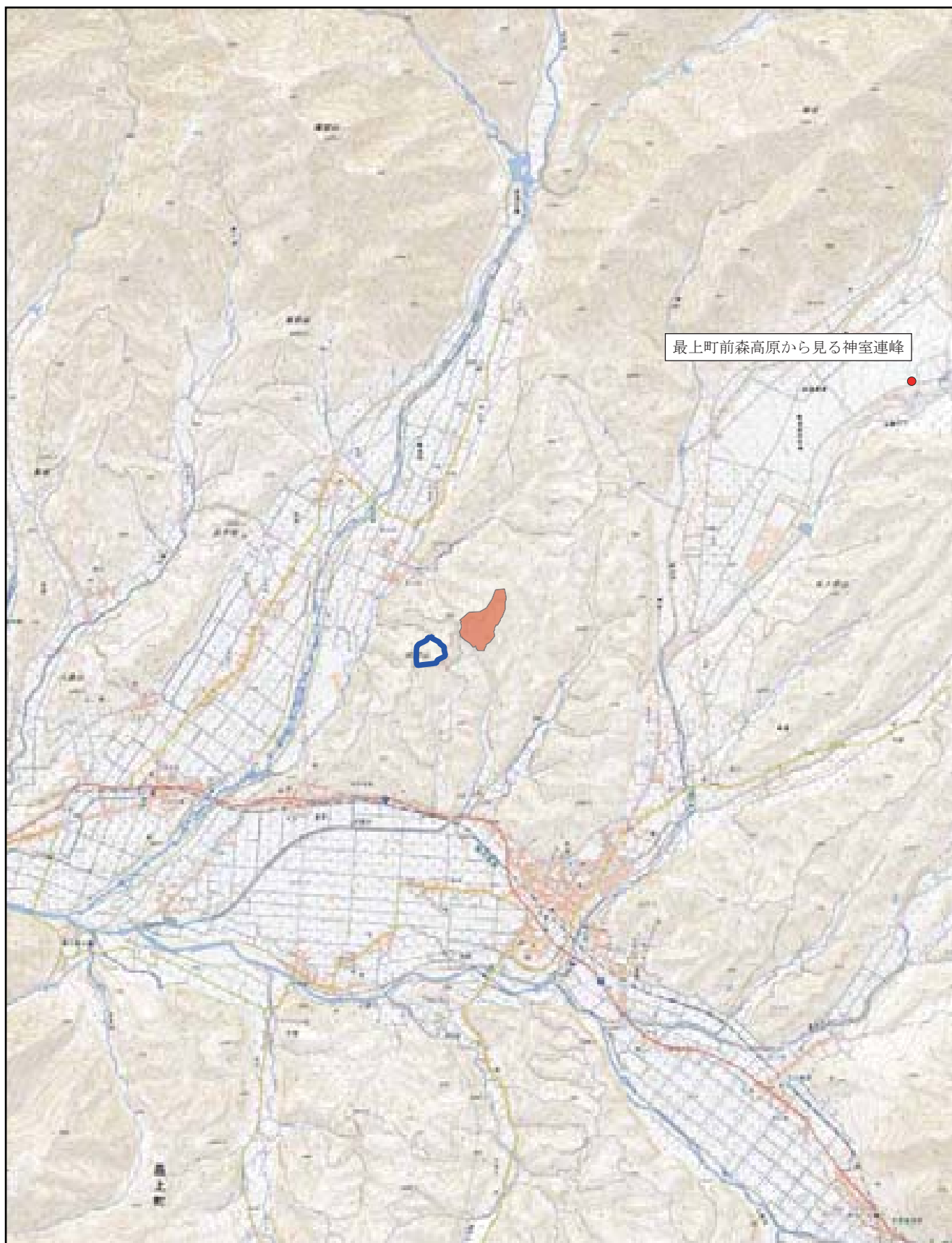
事業実施想定区域周辺にある、「最上町前森高原から見る神室連峰」の概要を表 3.1.34 に示す。また、その位置を図 3.1.20 に示す。

表 3.1.34 主要な眺望点の状況

番号	名称	概要
1	最上町前森高原から見る 神室連峰	遮る物のない草原から雄大な神室連峰を見ることができ、雲の流れの様子や草原を渡る風の音が大自然のすばらしさを再確認させてくれる。春から秋にかけては、山々と大草原、その中を走る馬の姿をみることができる。

出典：「やまがた景観物語」(<https://keikan.pref.yamagata.jp/>)

「やまがたへの旅 山形県公式観光サイト」(<https://yamagatakanko.com/>)



【凡例】

-  : 事業実施想定区域
  : 既存処分場埋立区域
 : 眺望点（最上町前森高原から見る神室連峰）

縮尺：1/50,000
 0m 500m 1000m 1500m 2000m

出典：やまがた景観物語 (<https://keikan.pref.yamagata.jp/>) 図 3.1.20 事業実施想定区域周辺の主要な眺望点図

3) 野外レクリエーションの場

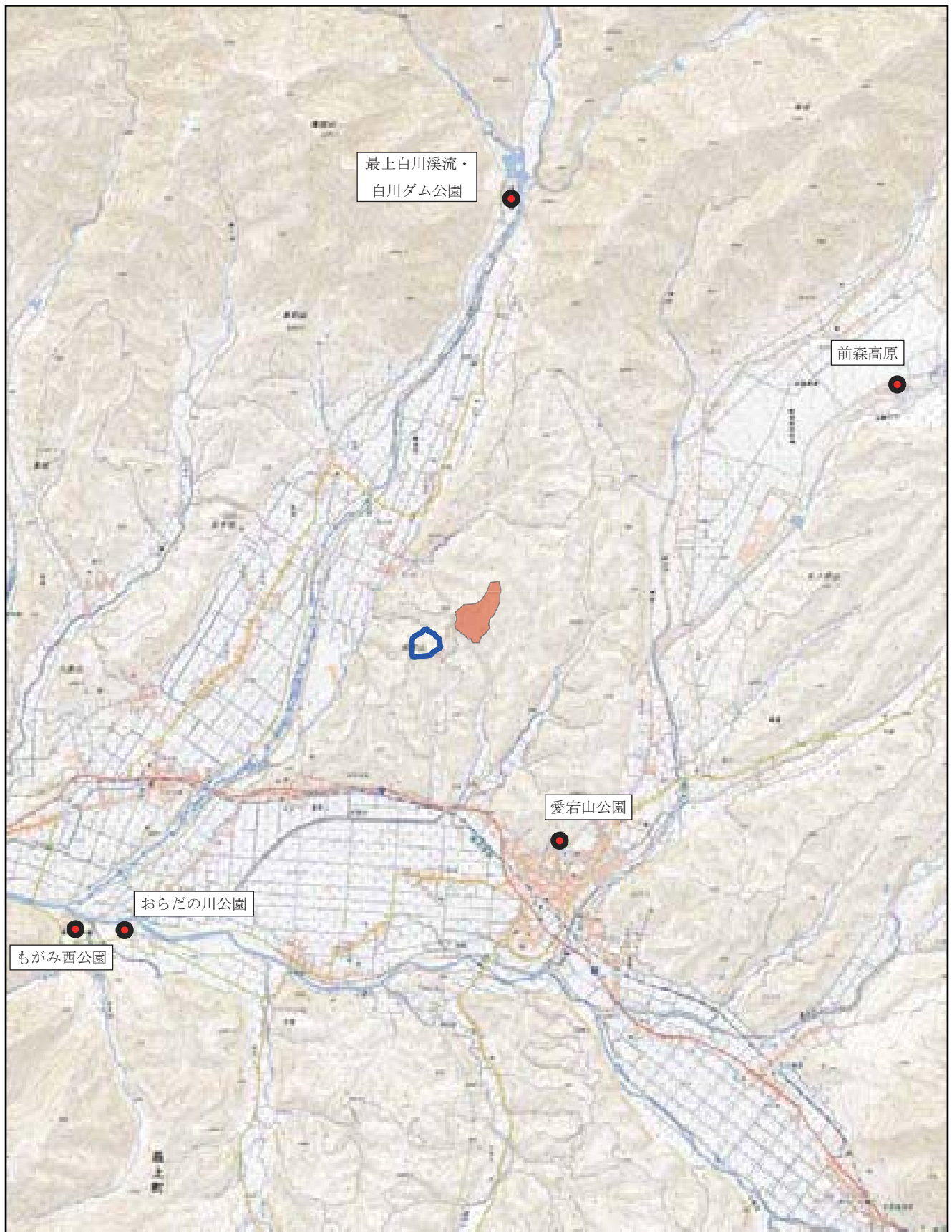
事業実施想定区域周辺には、野外レクリエーションの場として「前森高原」、「最上白川溪流・白川ダム公園」、「愛宕山公園」、「おらだの川公園」、「もがみ西公園」がある。各レクリエーションの場の概要を表 3. 1. 35 に示す。また、各レクリエーションの場の位置を図 3. 1. 21 に示す。

表 3. 1. 35 事業実施想定区域周辺の主要な屋外レクリエーションの場

番号	名称	概要
1	前森高原	200haの広大な敷地が広がる前森高原。動物との触れ合い体験や乗馬体験施設、オートキャンプ場等が整備されている。
2	最上白川溪流・白川ダム公園	四季折々の景観を楽しむことができる白川ダムは、白川の上流にあり、全長273.0m高さ12.0mと最上町では最大。また、ダムに注ぐ溪流も白川溪流として有名であり、林道も整備されている。下流には最上白川溪流公園があり、キャンプ場が併設されている。
3	愛宕山公園	200本のソメイヨシノや山桜が咲き誇り、桜まつり期間中、ライトアップを実施している。その他、ツツジ、ハギ、アジサイなどの各種の植物が、各時期にそれぞれ花を咲かせる。
4	おらだの川公園	清流最上小国川の近くにあるため、釣りや川遊びなどができるスポット
5	もがみ西公園	町民のレクリエーションの場とし、各種体育施設が整備されている。

出典：「やまがた景観物語」(<https://keikan.pref.yamagata.jp/>)

「やまがたへの旅 山形県公式観光サイト」(<https://yamagatakanko.com/>)



【凡例】

-  : 事業実施想定区域
  : 既存処分場埋立区域
 : レクリエーションの場



縮尺：1/50,000
 0m 500m 1000m 1500m 2000m

出典：やまがた景観物語 (<https://keikan.pref.yamagata.jp/>)
 やまがたへの旅 山形県公式観光サイト (<https://yamagatakanko.com/>)

図 3.1.21 事業実施想定区域周辺の
 主要なレクリエーションの場位置図

3.2 社会状況の把握

3.2.1 人口及び産業の状況

1) 市町村境界

事業実施想定区域が含まれる最上町は、新庄市、尾花沢市、舟形町、金山町、宮城県大崎市、宮城県加美町、秋田県湯沢市に隣接している。面積は、330.37km²である。

2) 人口

事業実施想定区域が位置する最上町の人口及び世帯数の推移を表 3.2.1 に示す。

表 3.2.1 人口及び世帯数の推移

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人口（人）	8,385	8,204	7,958	7,720	7,532
世帯数（世帯）	2,843	2,839	2,815	2,774	2,790

出典：最上町ホームページ町政情報

(<https://town.mogami.lg.jp/info/08toukei/02jinkou.php>)

3) 主な産業及び産業構造等

事業実施想定区域が位置する最上町の産業別就業者数及びその割合を表 3.2.2 に示す。

表 3.2.2 産業別就業者数及びその割合（15歳以上・男女） 最上町

分類		就業者(人)	割合(%)
第一次産業	農業	769	18.00
	林業		
	漁業	4	0.09
	小計	773	18.09
第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	14	0.33
	建設業	745	17.44
	製造業	659	15.42
	小計	1,418	33.19
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	10	0.24
	情報通信業	12	0.28
	運輸業、郵便業	60	1.40
	卸売業、小売業	427	9.99
	金融業、保険業	33	0.77
	不動産業、物品賃貸業	15	0.35
	学術研究、専門・技術サービス業	70	1.64
	宿泊業、飲食サービス業	222	5.20
	生活関連サービス業、娯楽業	111	2.60
	教育、学習支援業	116	2.71
	医療、福祉	556	13.01
	複合サービス業	51	1.19
	サービス業(他に分類されないもの)	198	4.63
	公務(他に分類されるものを除く)	169	3.96
	小計	2,050	47.97
分類不能		32	0.75
合計		4,273	100.00

出典：2023年版 最上町の主要統計（山形県最上町）

(https://town.mogami.lg.jp/data/upload/2025-12-19_11-00-08_6.pdf?2026070616)

3.2.2 土地利用の状況

1) 土地利用の概況及び変遷

最上町の地目別土地利用状況を表 3.2.3 に示す。最上町の総面積は、33,037ha であり、そのうち森林面積が 28,002ha と最も大きい。

表 3.2.3 地目別土地利用状況

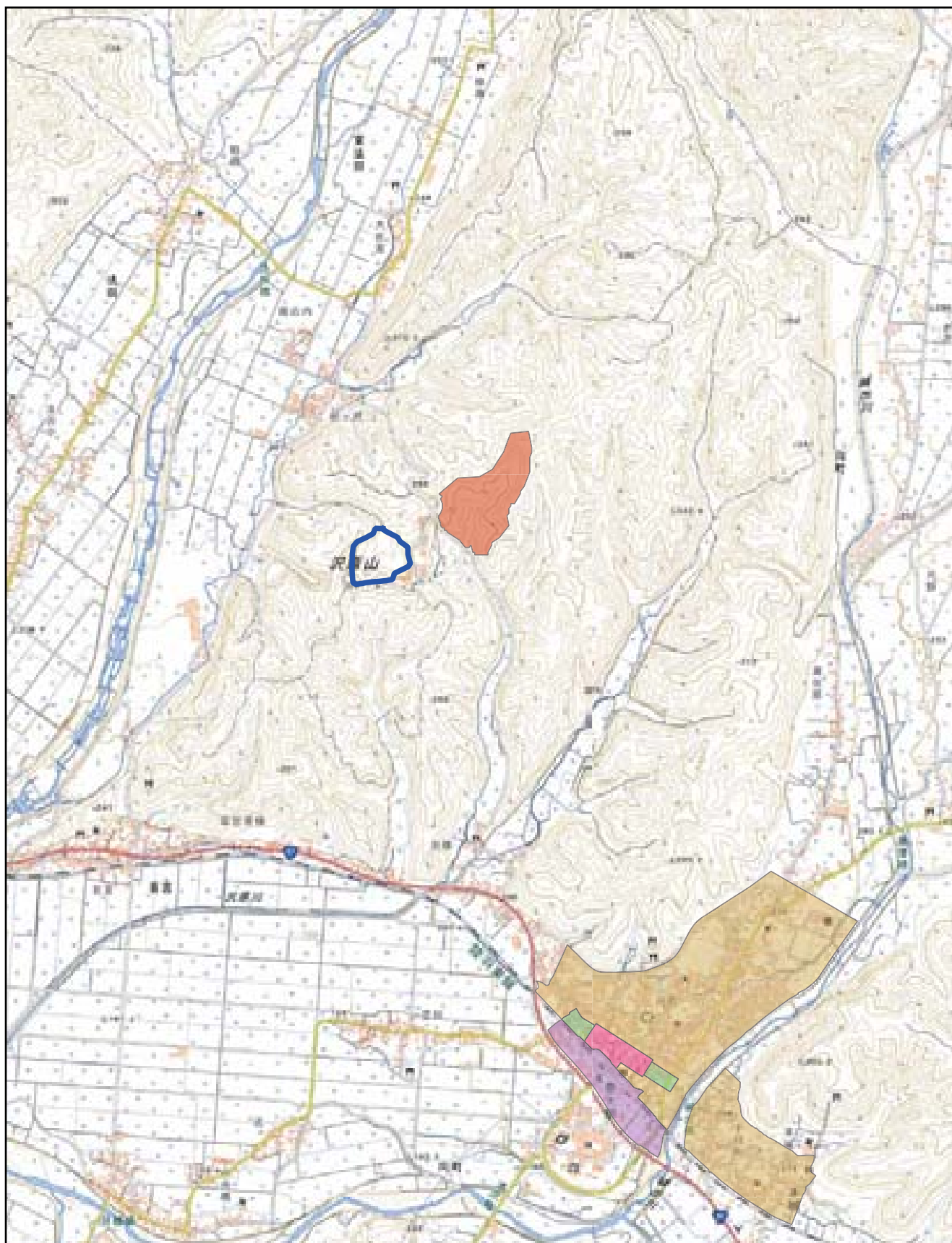
単位：ha

総面積	農用地	森林	原野	水面・ 河川等	道路	宅地	その他
33,037	2,307	28,002	275	684	425	295	1,049

出典：「山形県統計年鑑(令和6年度)第1章 土地・気象」
(<https://www.pref.yamagata.jp/documents/51971/r6-1.pdf>)

2) 都市計画の状況

「都市計画法」（昭和 43 年 法律第 100 号）に基づく都市計画区域の用途指定を図 3.2.1 に示す。



凡例



：事業実施想定区域



：既存処分場埋立区域



：第一種住居地域



：準工業地域



：商業地域



：近隣商業地域



縮尺：1/25,000
0m 250m 500m 750m 1000m

出典：「国土数値情報ダウンロードサイト」（国土交通省）

図 3.2.1 用途地域図

3) 土地利用規制の状況

(1) 都市地域

事業実施想定区域及びその周辺の都市地域を図 3.2.2 に示す。なお、事業実施想定区域に都市地域の指定はない。

(2) 農業地域

事業実施想定区域及びその周辺の農業地域を図 3.2.3 に示す。なお、事業実施想定区域には農用地区域に含まれている。

(3) 森林地域

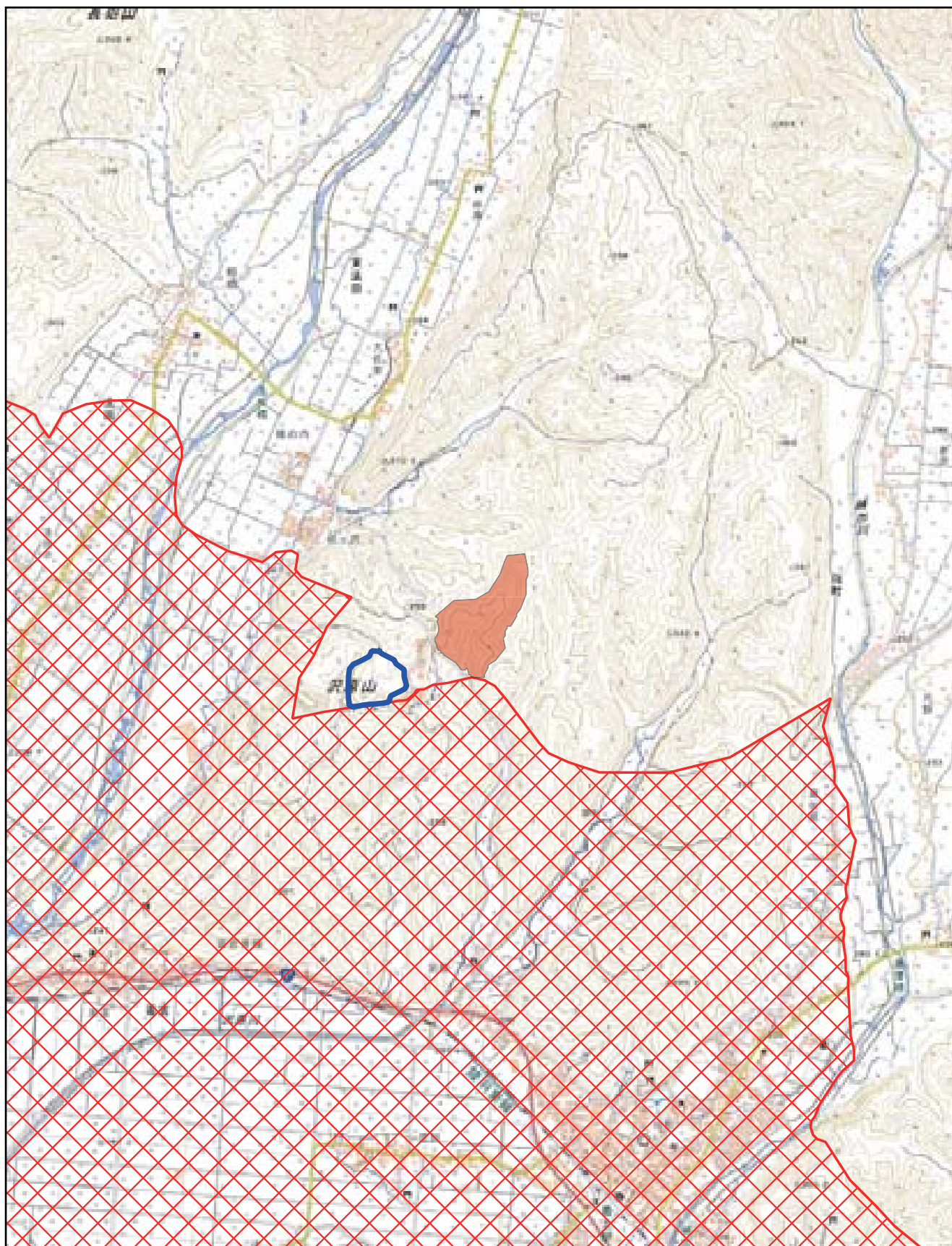
事業実施想定区域及びその周辺の森林地域を図 3.2.4 に示す。なお、事業実施想定区域には森林地域及び地域森林計画対象民有林が分布しており、保安林は分布していない。

(4) 自然公園地域

事業実施想定区域及びその周辺には、自然公園地域の指定はない。

(5) 自然環境保全地域

事業実施想定区域及びその周辺には、自然環境保全地域の指定はない。



凡例

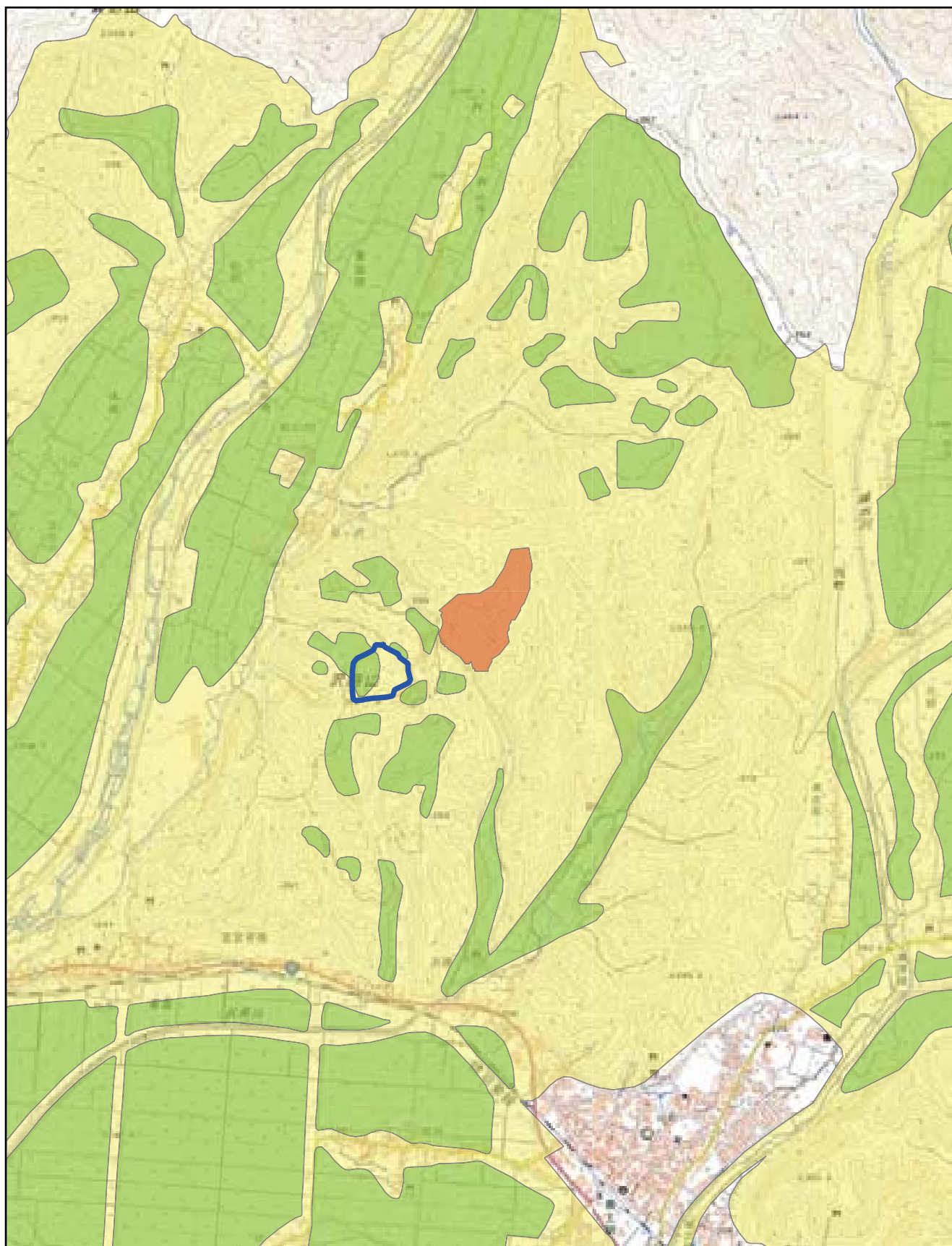
-  : 事業実施想定区域
  : 既存処分場埋立区域
 : 都市地域



縮尺：1/25,000
 0m 250m 500m 750m 1000m

出典：「国土数値情報ダウンロードサイト」（国土交通省）
<https://nlftp.mlit.go.jp/>

図 3.2.2 土地利用基本計画図（都市地域）



凡例

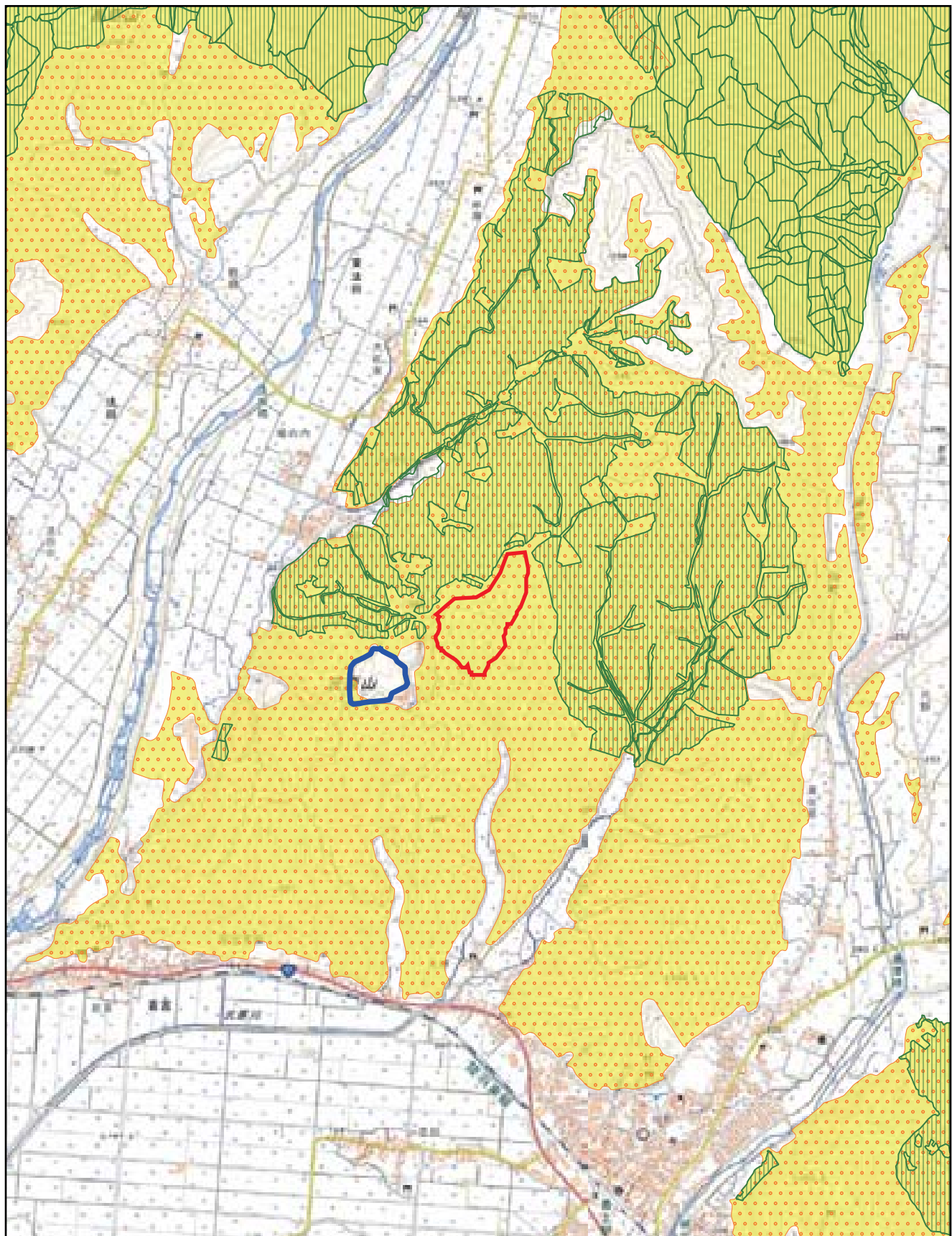
- : 事業実施想定区域 □ : 既存処分場埋立区域
■ : 農用地区域 ■ : 農業地域



縮尺 : 1/25,000
 0m 250m 500m 750m 1000m

出典 : 「国土数値情報ダウンロードサイト」(国土交通省)
<https://nlftp.mlit.go.jp/>

図 3.2.3 土地利用基本計画図(農業地域)



凡例

 : 事業実施想定区域
  : 既存処分場埋立区域

 : 森林地域
  : 地域森林計画対象民有林

 : 保安林

出典：「国土数値情報ダウンロードサイト」（国土交通省）(<https://nlftp.mlit.go.jp/>)
 山形県農林水産部森林ノミクス推進課 資料



縮尺：1/25,000

0m 250m 500m 750m 1000m

図 3.2.4

土地利用基本計画図（森林地域）

3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1) 水域の概況

事業実施想定区域における水域の状況は、西側に白川ダムを上流に有する最上白川が流れており、事業実施想定区域南西方向の地点で最上小国川に合流する。また、事業実施想定区域西方向には、小沢原川が流れており沢原川と合流して最上小国川に合流している。なお、事業実施想定区域周辺には、湖沼などの止水域は存在しない。

2) 水面利用

事業実施想定区域南側を東西に流れる最上小国川において、最上町及び舟形町が山形県と連携して「最上小国川かわまちづくり*」計画に基づき、最上小国川の親水空間等を整備し、川遊びや魚釣り等を通し、親しみをもてる河川空間の整備が進められている。

* かわまちづくり：河川空間とまち空間が融合し、賑わいあるまちづくりによる地域活性化に資する良好な空間形成を官民が連携して目指す取組み（「かわまちづくり支援制度」（国土交通省水管理・国土保全局河川環境課））

3) 水利用

(1) 地下水の利用

事業実施想定区域及びその周辺における地下水利用状況について、表 3.2.4 に示す。最上町上水道の水源として「東法田水源地」及び「野頭水源地」があり、深井戸を水源とする最上町立最上病院の専用水道がある。図 3.2.5 に各水源地を示す。

表 3.2.4 地下水利用状況

水道施設名	給水人口	水源種別	計画最大取水量
東法田水源地	1065人	深井戸	1300m ³ /日
野頭水源地	449人	深井戸	810m ³ /日
最上町立最上病院	800人	深井戸	888m ³ /日

出典：「山形県水道現況(令和6年度)」

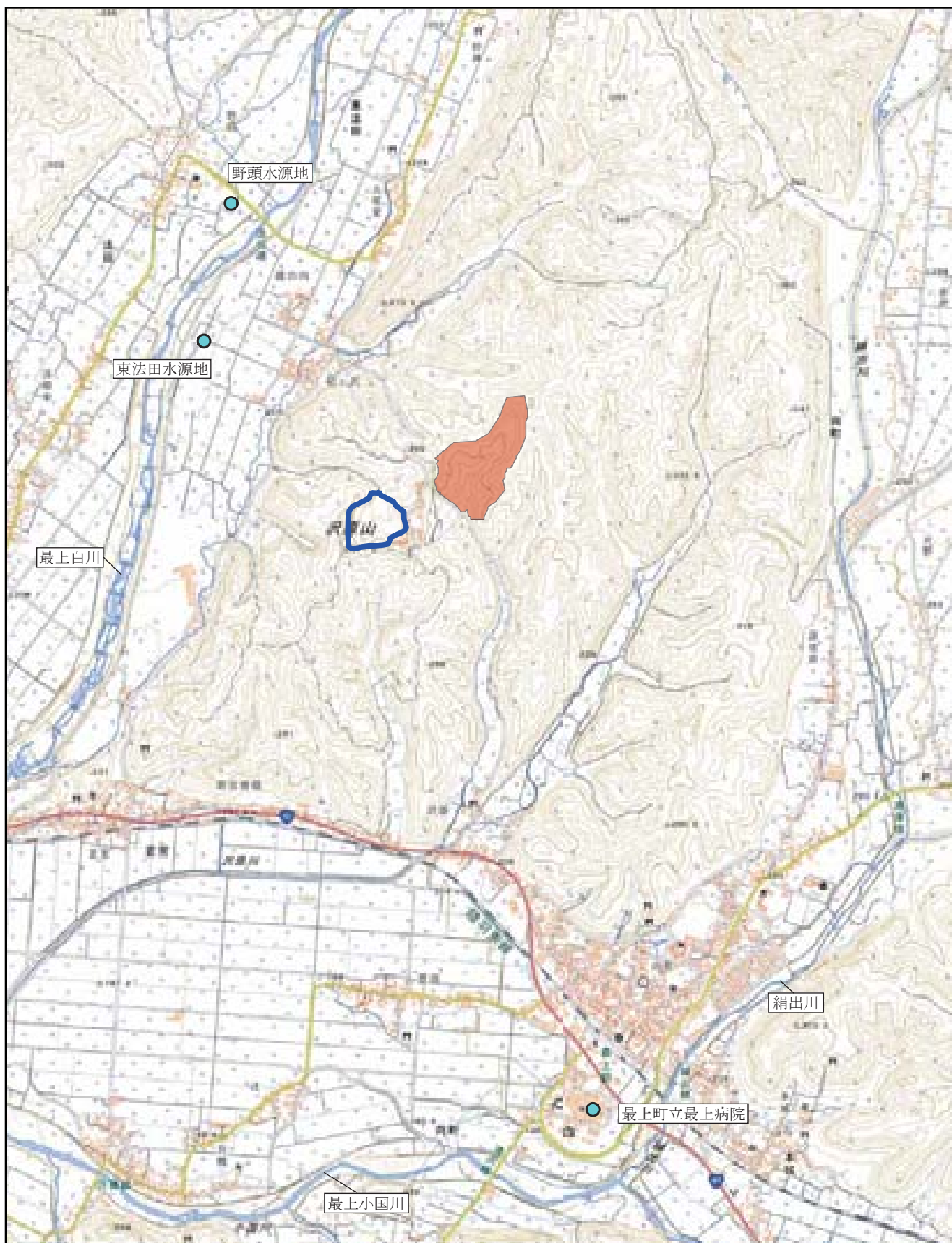
(<https://www.pref.yamagata.jp/020071/kenfuku/doubutsuaigo/eisei/06/genkyou.html>)

「最上町HP建設水道課 資料」

(<https://town.mogami.lg.jp/admin/03koukai-shiryou/09kensetsu-data.php>)

(2) 漁業権の設定状況

事業実施想定区域周辺において、小国川漁業協同組合が最上小国川及び支流である絹出川、最上白川等に漁業権が設定されている。



凡例

- : 事業実施想定区域
- : 既存処分場埋立区域
- : 地下水水源地



縮尺 : 1/25,000

0m 250m 500m 750m 1000m

出典 : 山形県水道現況 (令和 6 年度) (<https://www.pref.yamagata.jp/020071/kenfuku/doubutsuaigo/eisei/06/genkyou.html>)
 最上町 HP 建設水道課 資料 (<https://town.mogami.lg.jp/admin/03koukai-shiryou/09kensetsu-data.php>)

図 3.2.5 地下水水源地位置図

3.2.4 交通の状況

1) 道路交通・沿道状況

事業実施想定区域及びその周辺の道路分布状況を図 3.2.6 に示す。また、道路交通量の観測結果を表 3.2.5 に示す。事業実施想定区域にアクセスする「町道東法田向町線」は、交通量調査区間ではないことから一般に公表されている調査結果がない。

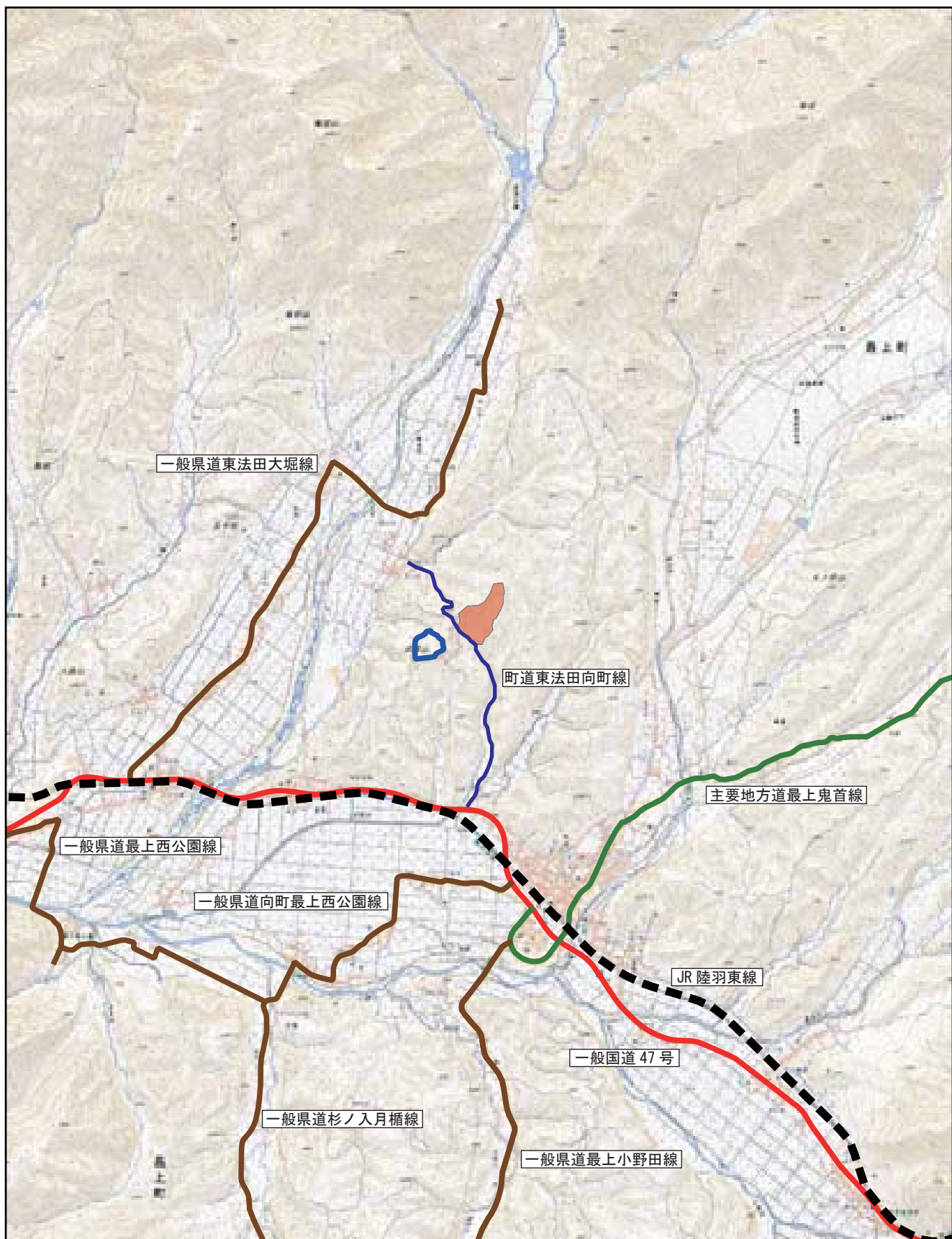
表 3.2.5 交通量調査結果

分類	路線名	観測地点	24時間交通量（台）		
			小型車	大型車	合計
一般国道	一般国道47号	最上郡最上町大字志茂	5,143	1,941	7,084
主要地方道	尾花沢最上線	最上郡最上町大字富澤	963	244	1,207
	最上鬼首線	調査対象区間外	—	—	—
一般県道	向町最上西公園線	最上郡最上町大字月楯字月楯	261	23	284
	最上小野田線	最上郡最上町大字満沢字満沢	305	29	334
	杉ノ入月楯線	調査対象区間外	—	—	—
	最上西公園線	調査対象区間外	—	—	—
	東法田大堀線	調査対象区間外	—	—	—

出典：「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 集計表」

2) 鉄道・空港・港湾の状況

事業実施想定区域及びその周辺の鉄道・空港・港湾の分布状況を図 3.2.6 に示す。鉄道は、JR 陸羽東線が事業実施想定区域の南側を東西に通っている。なお、事業実施想定区域及びその周辺に空港及び港湾はない。



【凡例】

- | | | | |
|---|----------|---|-----------|
|  | 事業実施想定区域 |  | 既存処分場埋立区域 |
|  | 一般国道 |  | 一般県道 |
|  | 主要地方道 |  | 町道 |
|  | 鉄道 | | |



縮尺：1/50,000
0m 500m 1000m 1500m 2000m

出典：令和3年度一般交通量調査結果WEBマップ（可視化ツール）（国土交通省）
(https://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-data/census_visualizationR3/index.html)

図 3.2.6 交通の状況図

3.2.5 環境の保全についての配慮が必要な施設及び住宅の配置状況

1) 学校、病院その他の環境の保全について配慮が必要な施設の状況

事業実施想定区域及びその周辺にある環境の保全についての配慮が特に必要な施設として、学校、医療施設、高齢者支援施設、障害者支援施設、児童福祉施設が挙げられ、その施設一覧を表 3.2.6～表 3.2.10 に示し、施設位置を図 3.2.7 に示す。

表 3.2.6 学校

No.	施設名	所在地
1	最上町立向町小学校	最上郡最上町大字向町869-1
2	最上町立大堀小学校	最上郡最上町大字志茂127
3	最上町立最上中学校	最上郡最上町大字向町760
4	山形県立新庄北高等学校最上校*	最上郡最上町大字向町字水上869-2

出典：「山形県学校名鑑」令和7年5月 山形県教育局教育政策課

*：令和8年4月から「山形県立新庄志誠館高等学校最上校」に校名変更

表 3.2.7 医療施設

No.	施設名	所在地
1	最上町立最上病院	最上郡最上町大字向町64-3
2	医療法人社団向町成原歯科医院	最上郡最上町大字向町50-8
3	医療法人永井医院	最上郡最上町向町536-9
4	医療法人小川歯科医院	最上郡最上町大字向町595-9

出典：「山形県内の病院一覧」山形県HP

(<https://www.pref.yamagata.jp/090013/kenfuku/iryo/byoin/byouinichiran.html>)

表 3.2.8 高齢者支援施設

No.	施設名	所在地
1	社会福祉法人豊寿会特別養護老人ホーム紅梅荘	最上郡最上町大字向町73-3
2	最上町介護老人保健施設やすらぎ	最上郡最上町大字向町64-3
3	最上町高齢者生活福祉センター陽だまりの家	最上郡最上町大字向町43-1
4	通所介護デイサービスセンター	最上郡最上町大字向町43-1

出典：「介護サービス情報公表システム」厚生労働省

(<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>)

表 3.2.9 障害者支援施設

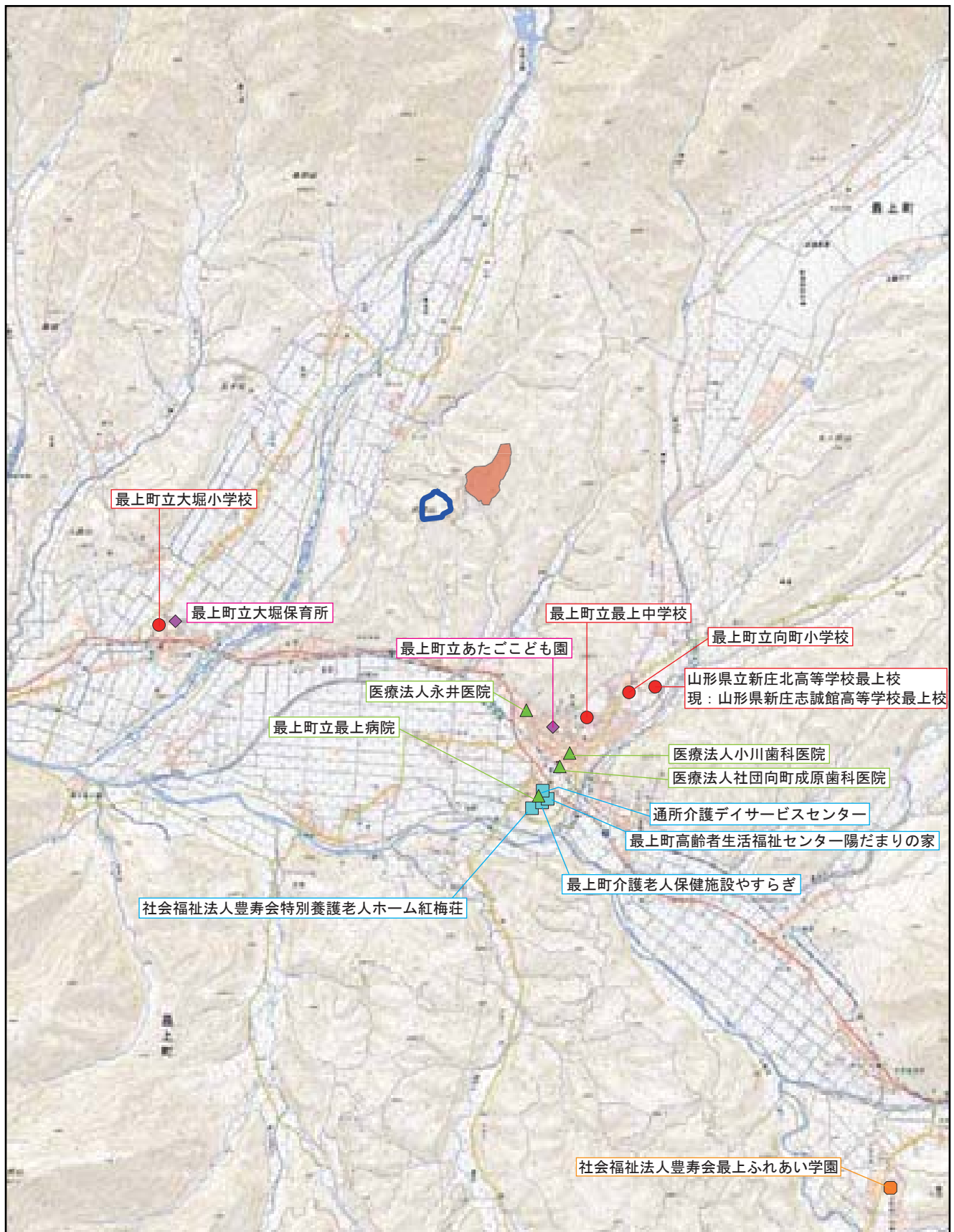
No.	施設名	所在地
1	社会福祉法人豊寿会最上ふれあい学園	最上郡最上町大字富沢字大明神4467

出典：「山形県指定障害福祉サービス事業所等一覧」（山形県HP）(<https://www.pref.yamagata.jp/090004/kenfuku/shogai/gyoji/shinseitodokede/siteishougai-siteisinnsei.html>)

表 3.2.10 児童福祉施設

No.	施設名	所在地
1	最上町立あたごこども園	最上郡最上町大字向町680-2
2	最上町立大堀保育所	最上郡最上町志茂238

出典：(最上町HP 保育所・幼稚園一覧)
(<https://town.mogami.lg.jp/child/05child-edu/01youji.php>)



【凡例】

- : 事業実施想定区域
- : 既存処分場埋立区域
- : 学校
- : 介護福祉施設
- ◆ : 児童福祉施設
- ▲ : 医療施設
- : 障害者支援施設



縮尺：1/50,000

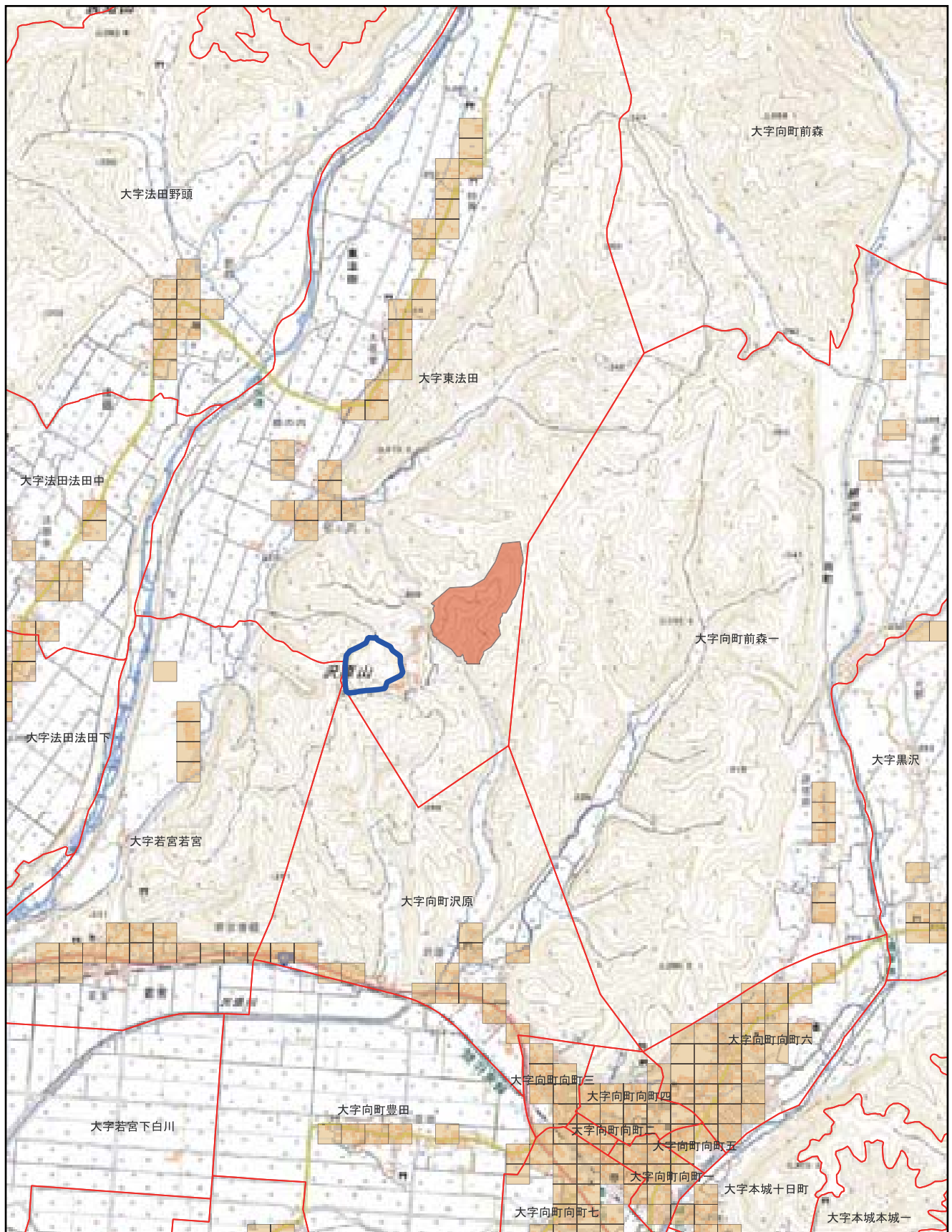
0m 500m 1000m 1500m 2000m

図 3.2.7 事業実施想定区域及び周辺の環境の保全
についての配慮が必要な施設位置図

出典：山形県学校名鑑（令和7年5月（山形県））
山形県指定障害福祉サービス事業所等一覧（令和7年4月（山形県HP））等

2) 住宅・集落の状況

事業実施想定区域の住宅・集落の状況を図 3.2.8 に示す。事業実施想定区域から南東側に最上町の中心地である向町地区が位置している。事業実施想定区域から西側に最寄りの集落である東法田が位置している。



【凡例】

-  事業実施想定区域
  既存処分場埋立区域
 住宅・集落地域
  町字境界

出典：国土数値情報ダウンロードサイト（国土交通省）
<https://nlftp.mlit.go.jp/>



縮尺：1/25,000

0m 250m 500m 750m 1000m

図 3.2.8 住宅・集落の状況図

3.2.6 環境整備の状況

1) 上下水道の整備の状況

(1) 上水道の整備状況

事業実施想定区域が位置する最上町の上水道の整備状況を表 3.2.11 及び図 3.2.9 に示す。

表 3.2.11 上水道の整備状況（令和 5 年度）

(A) 行政区域内総人口 (人)	(D) 給水人口 (人)	普及率 (D/A) (%)
7,532	7,268	96.5

出典：最上町役場HP 町政情報

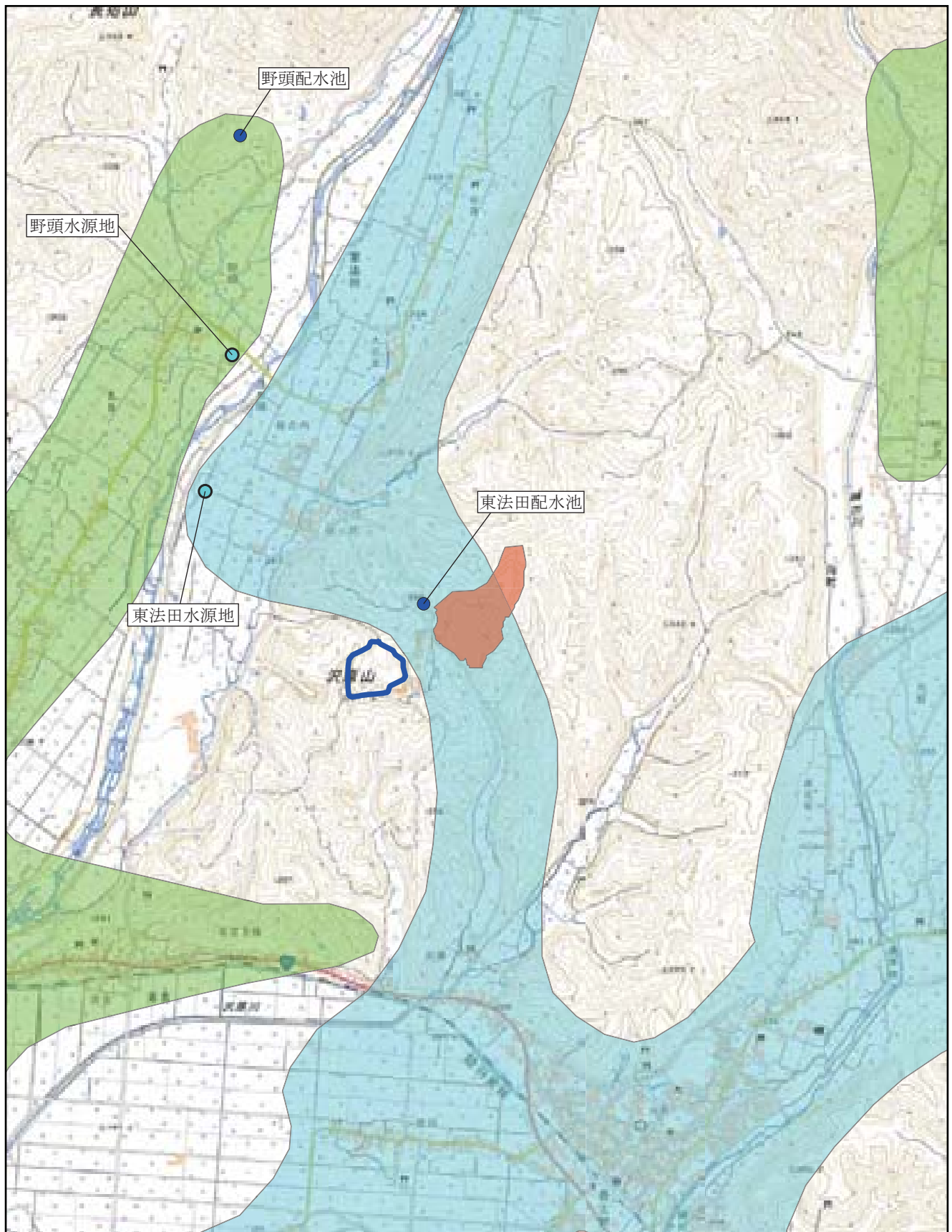
(2) 下水道の整備状況

事業実施想定区域が位置する最上町の下水道の整備状況を表 3.2.12 及び図 3.2.10 に示す。

表 3.2.12 下水道の整備状況（令和 5 年度）

行政人口 (住民基本台帳) ① (人)	処理区域内人口 ② (人)	水洗化人口 ③ (人)	普及率 ②/① (%)	水洗化率 ③/② (%)
7,532	2,690	2,312	35.7	85.9

出典：「山形県の下水道」（令和6年10月 山形県）



【凡例】

 : 事業実施想定区域
  : 既存処分場埋立区域

 : 上水道供給区域
  : 簡易水道供給区域
  : 配水池
  : 水源地

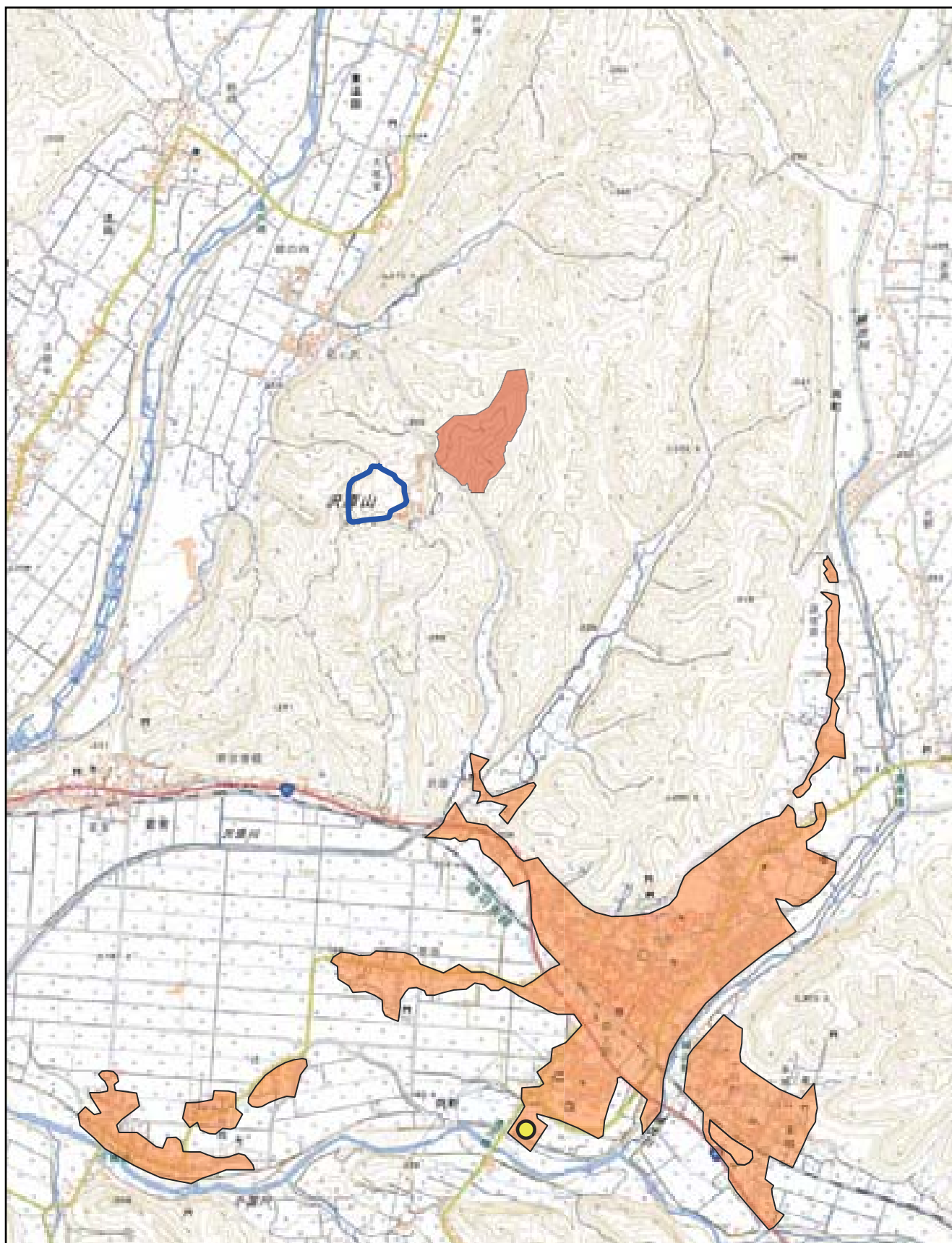
出典：国土数値情報ダウンロードサイト（国土交通省）
 (<https://nlftp.mlit.go.jp/>)



縮尺：1/25,000

0m 250m 500m 750m 1000m

図 3.2.9 上水道供給区域図



【凡例】

 : 事業実施想定区域
  : 既存処分場埋立区域

 : 下水道処理区域
 : 下水処理施設

出典：国土数値情報ダウンロードサイト（国土交通省）
 (<https://nlftp.mlit.go.jp/>)



縮尺：1/25,000

0m 250m 500m 750m 1000m

図 3.2.10 下水道処理区域図

2) 廃棄物処理施設の状況

(1) 産業廃棄物の処理状況

山形県最上地域における令和6年度の産業廃棄物の処理状況業者数を表3.2.13に示す。事業実施想定区域及びその周辺では、産業廃棄物の処理業者が125業者、特別管理産業廃棄物の処理業者が14業者存在する。

表 3.2.13 最上地域の業種別産業廃棄物処理業者数

(令和7年3月31日時点)

区分	処理業者数 (注1)	業種別処理業者数		
		収集・運搬	中間処理	最終処分
産業廃棄物	125	124	16	1
特別管理産業廃棄物	14	14	1	0

(注1)処理業者数は、同じ事業者が複数の業種を営んでいる場合があることから、業種別業者数の合計よりも少ない処理業者数となる。

出典：令和6年度山形県の産業廃棄物処理状況について
(令和7年3月31日時点 山形県環境エネルギー部循環型社会推進課)

(2) 事業実施想定区域周辺の産業廃棄物処理施設の状況

事業実施想定区域周辺の産業廃棄物処理施設を表3.2.14、表3.2.15及び図3.2.11に示す。

表 3.2.14 産業廃棄物処理施設（焼却施設）

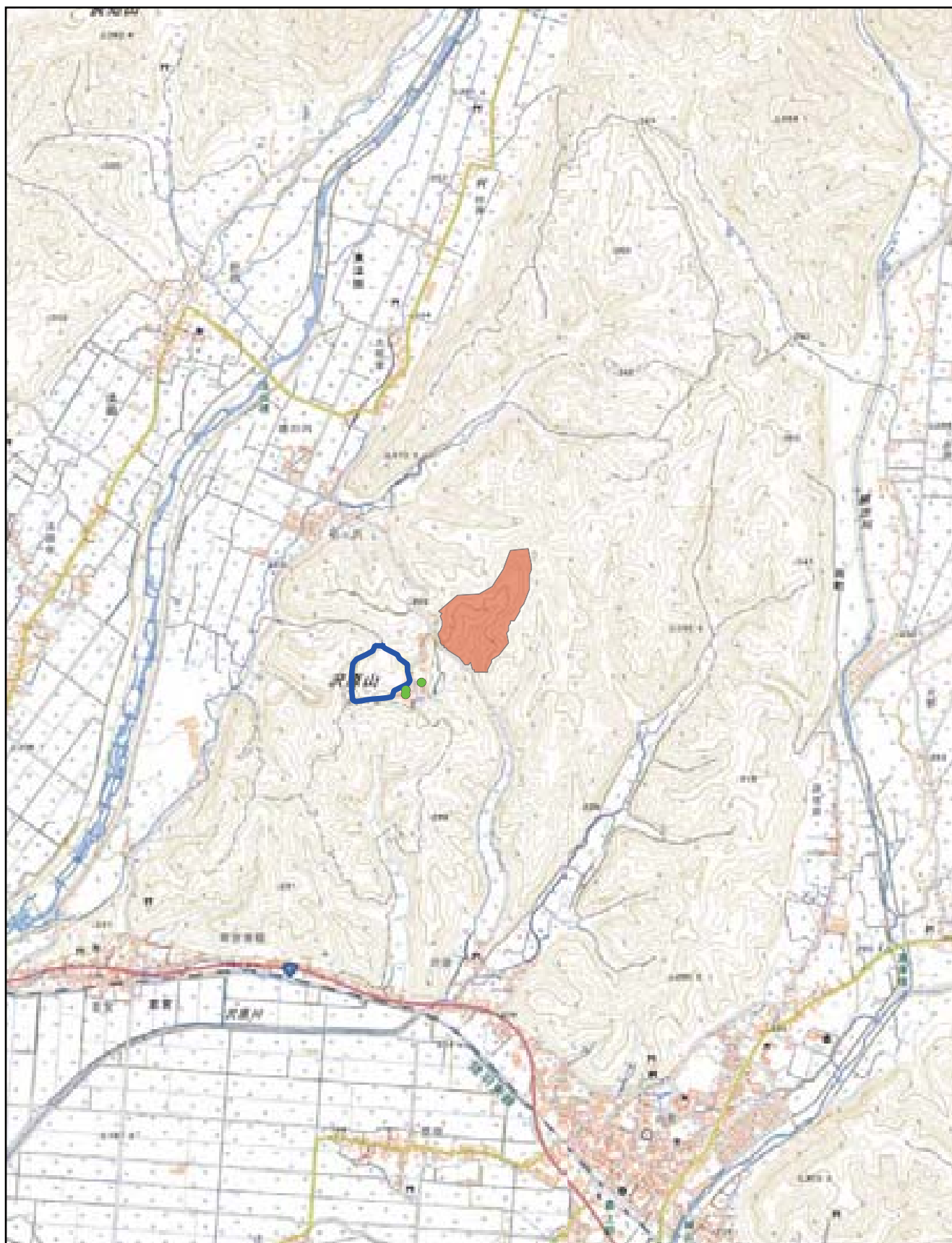
許可番号	事業者名	処理能力(kg/h)	許可年月日
208-54	(株)最上クリーンセンター	3,250	平成14年5月14日
208-63	(株)最上クリーンセンター	1,070	令和2年3月31日
208-64	(株)最上クリーンセンター	3,090	令和5年1月5日

出典：令和6年度山形県の産業廃棄物処理状況について
(令和7年3月31日時点 山形県環境エネルギー部循環型社会推進課)

表 3.2.15 産業廃棄物処分場(最終処分場)

形式	事業者名	所在地	許可年月日	面積 (㎡)	容量 (m ³)
安定型 最終処分場	(株)最上クリーンセンター	最上町 大字法田	平成28年2月18日	48,000	873,210

出典：令和6年度山形県の産業廃棄物処理状況について(令和7年3月31日時点 山形県環境エネルギー部循環型社会推進課)



凡例



: 事業実施想定区域



: 既存処分場埋立区域



: 焼却施設



縮尺 : 1/25,000

0m 250m 500m 750m 1000m

出典 : 「令和 6 年度山形県の産業廃棄物処理状況について」
(令和 7 年 3 月 31 日時点 山形県環境エネルギー部循環型社会推進課)

図 3.2.11 廃棄物処理施設位置図

3.2.7 地域及び地域の文化の状況

1) 改変を受ける地域及びその周辺の人口・産業・土地利用の概況

改変を受ける地域及びその周辺の人口・産業については、「第3章 3.2 3.2.1 人口及び産業の状況」に、土地利用については、「第3章 3.2 3.2.2 土地利用の状況」に示したとおりである。

2) 地域に密着した伝承文化の状況

事業実施想定区域周辺の国及び県指定の有形民俗文化財、無形文化財、無形民俗文化財の指定状況を表3.2.16に示す。

表3.2.16 国及び県指定の有形民俗文化財・無形文化財・無形民俗文化財の状況

区分	種別	名称	所在地	指定年月
—	—	東法田の田植え舞	—	—

出典：「山形の宝 検索navi」（山形県HP）（<https://www.pref.yamagata.jp/cgi-bin/yamagata-takara/>）
「最上町HP」（<https://town.mogami.lg.jp/top.php>）

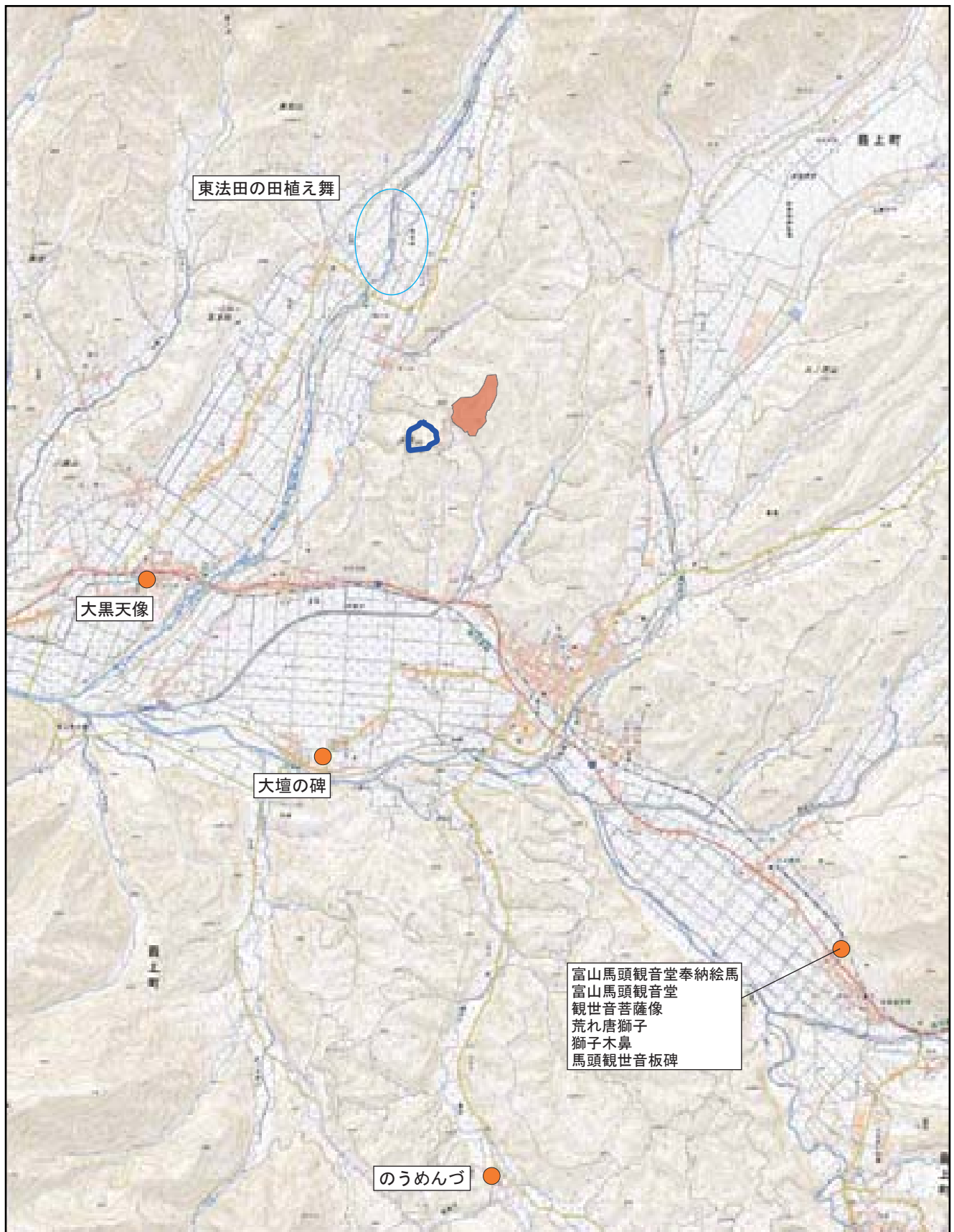
3) 指定文化財・記念物の状況

事業実施想定区域周辺の国、県及び町の指定文化財、史跡、名勝、天然記念物を表3.2.17に示す。

表3.2.17 事業実施想定区域周辺の国、県及び町の指定文化財、史跡、名勝、天然記念物

区分	種別	名称	所在地	指定年月
県指定文化財	有形民俗文化財	富山馬頭観音堂奉納絵馬	最上町大字富沢1378	平成20年5月
県指定文化財	有形民俗文化財	富山馬頭観音堂 附 宮殿一基 棟札八枚	最上町大字富沢1378	平成30年1月
町指定文化財	有形文化財	観世音菩薩像	最上町大字富沢1378	昭和43年9月
町指定文化財	有形文化財	大壇の碑	最上町大字月楯290	昭和43年9月
町指定文化財	有形文化財	大黒天像	最上町大字志茂338-1	昭和43年9月
町指定文化財	有形文化財	荒れ唐獅子	最上町大字富沢1378	昭和51年11月
町指定文化財	有形文化財	獅子木鼻	最上町大字富沢1378	昭和51年11月
町指定文化財	有形文化財	馬頭観世音板碑	最上町大字富沢1378	昭和51年11月
町指定文化財	有形文化財	のうめんづ	最上町大字満沢87-2	昭和60年7月

出典：「山形の宝 検索navi」（山形県HP）
（<https://www.pref.yamagata.jp/cgi-bin/yamagata-takara/>）
最上町教育委員会資料閲覧



【凡例】

- 事業実施想定区域
- 既存処分場埋立区域
- 歴史的文化的所産の状況
- 伝承文化

出典：山形の宝 検索 navi (山形県 HP)
<http://www.pref.yamagata.jp/cgi-bin/yamagata-takara/>
 最上教育委員会資料閲覧



縮尺：1/50,000

0m 500m 1000m 1500m 2000m

図 3. 2. 12 伝承文化及び歴史的文化的所産の位置図

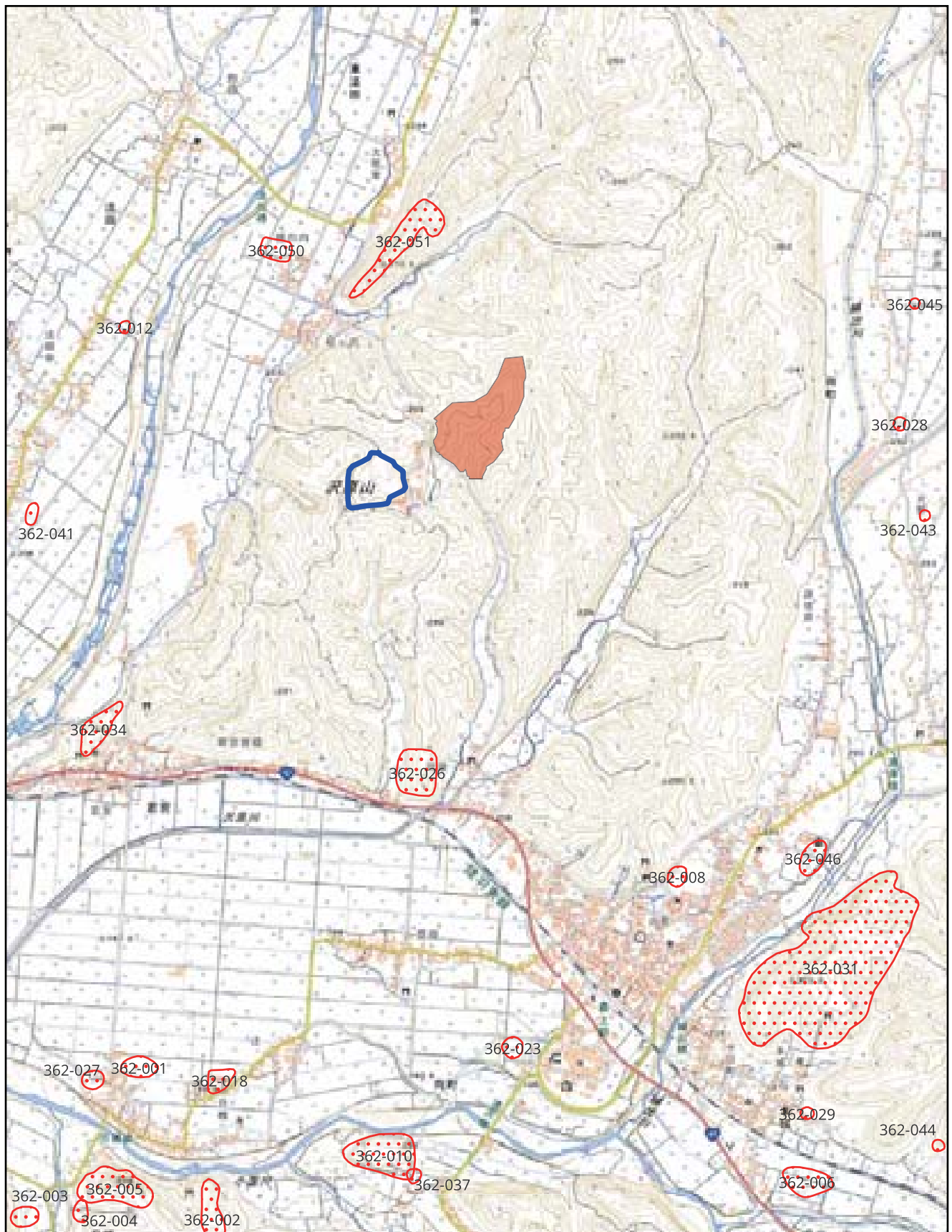
4) 埋蔵文化財包蔵地の状況

事業実施想定区域及びその周辺における埋蔵文化財包蔵地の状況を表 3.2.18 に示し、位置図を図 3.2.13 に示す。

表 3.2.18 埋蔵文化財包蔵地の状況

遺跡番号	遺跡名	種別	時代
362-001	水木田遺跡	集落跡	縄文時代
362-002	月楯跡	城館跡	
362-003	まないた原遺跡	集落跡	縄文時代（中期）
362-004	楯の裏遺跡	集落跡	縄文時代
362-005	物見の楯跡	城館跡	
362-006	要害館跡	城館跡	
362-008	愛宕前遺跡	集落跡	平安時代
362-010	赤館跡	城館跡	
362-012	新田遺跡	集落跡	縄文時代
362-018	曾楯跡	城館跡	
362-023	熊の前遺跡	集落跡	縄文時代中期
362-026	半兵衛館跡	城館跡	
362-027	堀の畑館跡	城館跡	
362-028	山野神遺跡	集落跡	縄文時代
362-029	本城遺跡	集落跡	縄文時代
362-031	小国城跡	城館跡	
362-034	太郎田館跡	城館跡	
362-037	細の原遺跡	集落跡	縄文時代
362-041	げんだい遺跡	集落跡	縄文時代、弥生時代前期
362-043	材木遺跡	集落跡	縄文時代
362-044	平沢遺跡	集落跡	縄文時代
362-045	一本杉北遺跡	集落跡	縄文時代
362-046	水上遺跡	集落跡	縄文時代（前期～晩期）
362-050	楯の内楯跡	城館跡	
362-051	東法田の館跡	城館跡	

出典：「山形の宝 検索navi」（山形県HP）
<https://www.pref.yamagata.jp/cgi-bin/yamagata-takara/>



凡例



：事業実施想定区域



：事業実施想定区域



：埋蔵文化財包蔵位置



縮尺：1/25,000

0m 250m 500m 750m 1000m

出典：山形県ホームページ（山形の宝マップより抜粋）
<https://www.pref.yamagata.jp/020077/bunkyo/bunka/bunkazai/yamagatanotakaramap.html>

図 3.2.13 埋蔵文化財包蔵位置図

3.2.8 各種計画等の策定状況

1) 地方公共団体の総合計画

(1) 山形県

山形県の総合計画である「第4次山形県総合発展計画 後期実施計画」の概要を表3.2.19に示す。

表 3.2.19 第4次山形県総合発展計画の概要

第4次山形県総合発展計画 後期実施計画(令和7年3月)	
基本目標	人と自然がいきいきと調和し、真の豊かさと幸せを実感できる山形
目標期間	長期構想：令和2年度から概ね10年間
	実施計画：令和7年度から5年間
県づくりの基本方向	未来の発展の源泉となる生命や希望を生み・育て・活かす
県づくりの推進方針	
政策の柱	政策
1. 次世代を担い地域を支える人材の形成・確保	① 学校教育の充実
	② 生涯を通じた多様な学びの機会の充実
	③ 若者の定着・回帰の促進
	④ 国内外の様々な人材の呼び込み
2. 競争力のある力強い農林水産業の振興・活性化	① やまがたの農業を支える人材の育成と基盤形成
	② 収益性の高い農業の発展
	③ 「やまがた森林ノミクス」の加速化
	④ 付加価値の高い水産業の振興
3. 高い付加価値を創出する産業経済の振興・活性化	① IOTなどの先端技術の活用等による産業イノベーションの創出
	② 地域産業の振興・活性化と中小企業等の成長・発展
	③ 国内外からの観光・交流の拡大による地域経済の活性化
4. 県民が安全・安心を実感し、総活躍できる社会づくり	① 大規模災害への対応など危機管理機能の充実強化
	② 暮らしの様々なリスクへの対応力の強化
	③ 保健・医療・福祉の連携による「健康長寿日本一」の実現
	④ 多様な力の結果による地域コミュニティの維持・活性化
	⑤ 総合的な少子化対策の新展開
	⑥ 県民誰もが個性や能力を発揮し、活躍できる環境の整備
5. 未来に向けた発展基盤となる県土の整備・活用	① 暮らしや産業の発展基盤となるICTなど未来技術の早期実装
	② 国内外の活力を呼び込む多様な重層的な交通ネットワークの形成
	③ 地域の豊かな自然と地球の環境を守る持続可能な地域づくり
	④ 地域の特性を活かし暮らしを支える活力ある圏域の形成
	⑤ 持続可能で効率的な社会資本の維持・管理の推進
(最上地域の発展方向)	
① 多様な世代がいきいきと暮らす、人に優しい地域社会の新しい仕組みづくり	
② 「最上」の地域資源を活かし、新たな価値を生み出していく地域戦略の展開	
③ 最上8市町村の連携・協働による地域づくりと基盤形成	

出典：山形県 HP 第4次山形県総合発展計画 後期実施計画 概要版

(2) 最上町

最上町の総合計画である「第5次最上町総合計画 後期基本計画」の概要を表3.2.20に示す。

表 3.2.20 最上町総合計画の概要

第5次最上町総合計画 後期基本計画(令和8年3月)	
めざす将来像	明日 今日よりもっと好きになれる 最上町 ～笑顔が輝き 住み続けたいなるまちへ～
計画期間	基本構想：令和3年度から令和12年度
	基本計画：令和3年度から令和12年度（10年間、前期5年で見直し）
	実施計画：令和2年度から5年間（ローリング方式で毎年度見直し）
県づくりの基本方向	未来の発展の源泉となる生命や希望を生み・育て・活かす
基本目標	
1. 「楽しいね」と言えるまち	① 確かな学びで未来を担うひとづくり
	② 共に育て共に育つひとづくり
	③ 豊かな心を育むひとづくり
2. 「幸せだね」と言えるまち	① 健康と長寿の暮らしづくり
	② 地域包括ケアシステムを土台にした暮らしづくり
	③ みんなで支えあう暮らしづくり
3. 「安心だね」と言えるまち	① 安全安心なまちづくり
	② 雪に強いまちづくり
	③ 快適に暮らせる心地よいまちづくり
4. 「豊かだね」と言えるまち	① 多彩な資源による足腰の強い産業づくり
	② 農観商工連携による産業づくり
	③ 人々が集い活気と魅力あふれる産業づくり
5. 「美しいね」と言えるまち	① 自然にやさしい環境づくり
	② 持続可能な環境づくり
6. 「住みやすいね」と言えるまち	① みんなが住み続けたいなるまちづくり
	② みんなで力を合わせる協働のまちづくり
	③ デジタル社会に対応したまちづくり
将来目標人口	6,400人（令和30年度）
(廃棄物関連の取り組み)	
目指す目標	① ごみ発生・排出を抑制する生活習慣への転換 ② 分別の徹底、リサイクルによる適正処理の推進 ③ 町民・事業者の自主的な取り組みを促進 ④ 4R運動を推進し最終処分場の延命化
目標達成に向けた事業・取り組み	① ごみの分別化と減量化の推進 ・ ごみの分別辞典の充実 ・ 4Rの取り組みの推進 ・ リサイクル回収イベント事業 ② 資源循環型社会システムに関する情報発信 ・ 環境学習の開催 ・ ごみゼロやまがた県民運動の普及・啓発
成果指標	一般産業廃棄物排出量 ・ 現状値・・・1,899t/年(令和6年度) ・ 目標値・・・1,487t/年(令和12年度) 資源化の量 ・ 現状値・・・143t/年(令和6年度) ・ 目標値・・・218t/年(令和12年度)

出典：最上町 HP 第5次最上町総合計画 後期基本計画

2) 環境基本計画

(1) 山形県

山形県の環境に関する計画である「第4次山形県環境計画（中間見直し版）」の概要を表3.2.21に示す。

表 3.2.21 第4次山形県環境計画（中間見直し版）の概要

第4次山形県環境計画（中間見直し版）（令和8年3月）		
基本理念	持続的発展が可能な豊かで美しい山形県～みんなで創るグリーンやまがた～	
対象期間	2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間	
基本目標	施策の展開方向	
1 持続可能な社会をけん引する人づくりと県民総ぐるみによる運動の展開	(1) 環境問題を「自分ごと」と捉えるための意識改革・行動変容の促進、県民総ぐるみによる運動の展開 (2) 学生環境ボランティアと連携したSNSによる情報発信等協働の取り組み (3) GXや脱炭素経営セミナー等の開催による企業における環境価値への意識醸成 (4) 環境科学研究センターによる環境教室の実施、環境アドバイザー等の派遣による学習機会の創出	
2 気候変動対策による環境と成長の好循環（グリーン成長）の実現	(1) 省エネ・再エネによる排出削減対策と森林整備等による吸収源対策の総合的推進 (2) 先進的な脱炭素施策の横展開に資する勉強会の開催等による地域脱炭素の取り組み促進 (3) 気候変動適応センター（環境科学研究センター）による気候変動「適応策」の推進 (4) 企業の脱炭素に向けた取り組みの支援とGX関連産業の振興	
3 再生可能エネルギーの導入拡大による地域の活性化	(1) 地域と協調した洋上風力発電など大規模事業の県内展開の促進 (2) 地域資源を活かして生み出された再エネの地域内利用と利益の還元等による地域活性化の促進 (3) 災害時の停電への対応等のレジリエンス向上に向け、自家消費型の太陽光発電や蓄電池の導入、電動車の活用等を促進 (4) 自然環境や景観、地域の歴史・文化等との調和を図った再エネの導入促進	
4 3Rの推進による循環型社会の構築	(1) ごみに関する問題を「自分ごと」と捉え、県民の意識改革・行動変容を促す取り組みの強化 (2) 循環経済への移行に向けた、動静脈連携を始めとした多様な主体間連携に向けたマッチング機会の創出 (3) 関係機関・関係団体との連携による情報発信・体験を通じた、循環型産業に関する理解度・認知度向上、人材確保の推進 (4) 大規模自然災害事例を踏まえた県災害廃棄物処理計画の見直し、市町村災害廃棄物処理計画の運用支援・計画見直し促進	
5 生物多様性を守り、活かす自然共生社会の構築	(1) 地域の生態系の維持・保全及び野生鳥獣の適切な管理、持続可能な鳥獣被害対策の推進 (2) 自然公園施設の老朽化やオーバーユース等に対応した施設の整備・維持管理・利活用促進 (3) やまがた百名山の認知度向上・利用拡大と保全活動の担い手確保を両輪とした一体的な取組の推進 (4) 計画に基づくオオシラビソ林再生に向けた取組みの推進	
6 良好な大気・水環境の確保と次世代への継承	(1) 大気・水・土壌環境の保全と活用（水環境中のPFASのモニタリング調査を含む） (2) 生活排水対策としての処理施設の整備促進と適正な維持管理の確保 (3) 「里の名水・やまがた百選」などの良好な環境の活用による地域活性化 (4) 事業所における化学物質の排出削減と災害時を含めた漏洩防止対策の推進	
廃棄物関連の取組	・ 県民運動等によるライフスタイルの変革の促進 ・ 家庭・事業所での分別・リサイクルの促進 ・ 循環資源に関する情報収集及び発信 ・ 食品ロスの削減 ・ 循環経済への移行に向けた支援 ・ 次世代の循環型産業を担う人材の確保 ・ 廃棄物の適正処理の推進 ・ 海岸漂着物等の回収及び発生抑制の促進	
主な環境指標	現状値	目標値
1人1日当たりのごみ（一般廃棄物）の排出量	868g（R5）	810g（R12）
産業廃棄物のリサイクル率	52.2%（R5）	60%（R12）
家庭系食品ロス発生量	20千トン（R5）	18千トン（R12）
海岸清潔度ランクが2011（H23）年度春期より1ランク以上アップした区域数	23区域（R7）	39区域（R12）

出典：山形県 HP 第4次山形県環境計画（中間見直し版）（概要版）

(2) 山形県景観条例

事業実施想定区域及びその周辺は、「山形県景観条例」（平成 20 年 7 月施行）に基づき策定された「ふるさとやまがた 美しい景観づくり基本方針」（平成 20 年 5 月）と「山形景観計画」（平成 20 年 7 月）の対象区域である。「ふるさとやまがた 美しい景観づくり基本方針」の概要を表 3.2.22 に示し、「山形県景観計画」の概要を表 3.2.23 に示す。

表 3.2.22 ふるさとやまがた美しい景観づくり基本方針の概要

県土における良好な景観の形成に関する目標
1. 山河の眺めを大切にする景観づくり 2. 受け継がれてきた土地利用を大切にする景観づくり 3. 行ってみたい、見てみたいと思われる景観づくり 4. 風景に意味を持たせる景観づくり 5. 地域づくり・まちづくりと一体となった景観づくり
県土における良好な景観の形成に関する施策に係る基本的な方針
1. 景観形成施策の基本方針 2. 総合的な施策のための連携方針 3. 重要な景観形成施策の展開方針
県土における良好な景観の形成に関する重要な事項
1. 県土及び地域の景観特性の把握 2. 施設整備において留意すべき事項 3. 景観に関心が持てる多様な普及啓発

出典：山形県 HP（ふるさとやまがた美しい景観づくり基本方針より抜粋）

表 3.2.23 山形県景観計画

1. 景観計画の区域
2. 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針 1) 景観形成基本方針 2) 景観形成施策の展開 (1) 地域づくり・まちづくりへの展開 (2) 県民・市町村等への普及・啓発 (3) 屋外広告物行政との連携 (4) 大規模建設行為の規制・誘導 (5) 公共事業による景観創出・配慮 3) 景観形成施策の推進
3. 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 1) 法に基づく届け出対象行為 2) 条例で定める届出対象行為 3) 届出適用除外行為 4) 規制又は措置の基準
4. 景観重要建造物の指定の方針
5. 景観重要樹木の指定の方針
6. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を提出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
7. 景観重要公共施設の整備に関する事項
8. 景観農業振興地域整備計画に策定に関する基本的な事項

出典：山形県 HP（山形景観計画より抜粋）

3.2.9 環境の保全を目的とした法令等による指定、規制等の状況

1) 環境基準

(1) 公害防止に係る規制地域

①大気汚染

「環境基本法」（平成5年法律第91号）及び「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年法律第105号）に基づく大気汚染に係る環境基準を表3.2.24～表3.2.25に示す。

表3.2.24 (1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準	評価方法
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	【長期的評価】 ・年間の1日平均のうち、高いほうから2%の範囲内にあるものを除外した後の最高値(2%除外値)を、環境基準と比較して評価する。 ・ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、非達成と評価する。 【短期的評価】 ・測定を行った日についての1日平均値、又は各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。
一酸化炭素	連続する8時間における1時間値の平均は、20ppm以下であること かつ、連続する24時間における1時間値の平均は、10ppm以下であること。	年間を通じて常に左記の条件が維持されているものとする。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	【長期的評価】 ・年間の1日平均のうち、低いほうから98%に相当するもの(98%値)を、環境基準と比較して評価する。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.1mg/m ³ であり、かつ、1時間値が0.02mg/m ³ 以下であること。	【長期的評価】 ・年間の1日平均のうち、高いほうから2%の範囲内にあるものを除外した後の最高値(2%除外値)を、環境基準と比較して評価する。 ・ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、非達成と評価する。 【短期的評価】 ・測定を行った日についての1日平均値、又は各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	・長期基準に対応した環境基準達成状況は、1年平均値を、環境基準と比較して評価する。 ・短期基準に対応した環境基準達成状況は、年間の1日平均のうち、低い方から98%に相当するもの(98%値)を、環境基準と比較して評価する。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	【短期的評価】 ・測定を行った日についての各1時間値を、環境基準と比較して評価を行う。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示25号 最終改正：平成8年環境省告示第73号）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示38号 最終改正：平成8年環境省告示第74号）

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年環境省告示第33号）

「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について」（平成13年環管大第177号・環管自第75号 最終改正：令和5年環水大管発第2311092号、環水大モ発第2311092号）

表 3.2.24 (2) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準
ベンゼン	1年間平均が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年間平均が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年間平均が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年間平均が0.15mg/m ³ 以下であること。

出典：「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」

(平成9年環境庁告示4号 最終改正：平成13年環境省告示 第30号)

表 3.2.25 ダイオキシン類の大気に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
備考 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気の基準値は、年間平均値とする。	

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準」(平成11年環境庁告示68号 最終改正：令和4年環境省告示第89号)

②騒音

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準を表 3.2.26～表 3.2.28 に示す。事業実施想定区域が位置する最上町では、都市計画法で定める用地地域(指定地域)において、騒音規制法及び山形県生活環境の保全等に関する条例に基づき規制基準が定められているが、事業実施想定区域での指定はない。

表 3.2.26 騒音に係る環境基準(一般地域)

地域の類型	単位：dB	
	昼間 (6～22時)	夜間 (22～6時)
AA	50以下	40以下
A及びB	55以下	45以下
C	60以下	50以下

1. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
2. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
3. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
4. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

表 3. 2. 27 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

単位：dB

地域の類型	昼間 (6～22時)	夜間 (22～6時)
A(2車線以上)	60以下	55以下
B(2車線以上)及びC	65以下	60以下

1. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
2. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
3. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

表 3. 2. 28 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

単位：dB

地域の類型	昼間 (6～22時)	夜間 (22～6時)
幹線交通機関を担う道路に 近接する空間	70以下	65以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ浸透する騒音に係る基準(昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下)によることができる。		

- 注) 1. 幹線交通を担う道路とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道(4車線以上)及び一般自動車道にあって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路を示す。
2. 「幹線交通を担う道路に接近する空間」とは次に挙げるものとする。
2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：道路端より15m
2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：道路端より20m
- 出典：「騒音に係る環境基準について」

(平成10年環境庁告示64号 最終改定：平成24年環境省告示第54号)

③水質汚濁

「環境基本法」に基づく水質汚濁に係る環境基準を表 3. 2. 29～表 3. 2. 30 に示す。事業実施想定区域が流域に含まれる最上小国川は、全域が A 類型に指定されている。なお、事業実施想定区域周辺には、湖沼などの止水域は存在しない。

表 3. 2. 29 水質汚濁に係る環境基準(人の健康の保護に関する環境基準)

項目	基準値
カドミウム	0. 003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0. 01mg/L 以下
六価クロム	0. 02mg/L 以下
砒素	0. 01mg/L 以下
総水銀	0. 0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0. 02mg/L 以下
四塩化炭素	0. 002mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0. 004mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0. 1mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0. 04mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0. 006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0. 01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0. 01mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0. 002mg/L 以下
チウラム	0. 006mg/L 以下
シマジン	0. 003mg/L 以下
チオベンカルブ	0. 02mg/L 以下
ベンゼン	0. 01mg/L 以下
セレン	0. 01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0. 8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1, 4-ジオキサン	0. 05mg/L 以下
備考 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることを言う。別表2において同じ。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43. 2. 1、43. 23、43. 2. 5 又は43. 2. 6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0. 2259を乗じたものと規格43. 1により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0. 3045を乗じたものの和とする。	

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

(昭和46年環境庁告示59号 最終改正：令和7年環境省告示第35号)

表 3. 2. 30(1) 水質汚濁に関する環境基準(生活環境の保全に関する環境基準:河川)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (ph)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸 菌数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以 下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CUF/ 100ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CUF/ 100ml以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CUF/ 100ml以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.5以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/L 以上	-

備考

- 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値(0.9が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる)。
- 農業利用水点については、水素イオン濃度を6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる)。
- 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であつて、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる)。
- 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を目的としている地点を除く。)については、大腸菌数100CUF/100ml以下とする。
- いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点(自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く)については、大腸菌数300CUF/100ml以下とする。
- 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる)。
- 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100とし、大腸菌を培地で栽培し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注)1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

(昭和46年環境庁告示第59号 最終改正：令和7年環境省告示第35号)

表 3. 2. 30(2) 水質汚濁に係る環境基準(生活環境の保全に関する環境基準：河川)

項目 類型	水生生物の生息状況の 適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその他
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖期)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖期)又は幼稚仔の育成場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)				

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号 最終改正：令和7年環境省告示第35号)

表 3.2.31(1) 水質汚濁に係る環境基準(生活環境の保全に関する環境基準：湖沼)

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸 素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CUF/ 100ml以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CUF/ 100ml以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	-
C	工業用水2級 環境保全	6.5以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/L 以上	-
備考 1. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。 2. 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く)については、大腸菌数100CUF/100ml以下とする。 3. 水道3級を利用目的としている地点(水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く)については、大腸菌数100CUF/100ml以下とする。 4. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点(自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く)については、大腸菌数300CFU/100ml以下とする。 5. 大腸菌数に用いる単位はCUF(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。						

注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの。

3. 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの。

5. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

(昭和46年環境庁告示第59号 最終改正：令和7年環境省告示第35号)

表 3.2.31(2) 水質汚濁に係る環境基準(生活環境の保全に関する環境基準:湖沼)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全 磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
Ⅱ	水道1、2、3級(特殊なものを除く。) 水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
Ⅲ	水道3級(特殊なもの)及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
Ⅴ	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下
備考			
1. 基準値は年間平均値とする。			
2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖の要因となる湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適当する。			
3. 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。			

注)1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)

3. 水産1級：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

水産2級：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等の水産生物用

4. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

(昭和46年環境庁告示第59号 最終改正：令和7年環境省告示第35号)

表 3. 2. 31 (3) 水質汚濁に係る環境基準(生活環境の保全に関する環境基準:湖沼)

項目 類型	水生生物の生息状況の 適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその他
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖期)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖期)又は幼稚仔の育成場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

出典:「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号 最終改正:令和7年環境省告示第35号)

表 3. 2. 31 (4) 水質汚濁に係る環境基準(生活環境の保全に関する環境基準:湖沼)

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		低層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物ができる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生さんできる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上
備考 1. 基準値は、日間平均値とする 2. 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

出典:「水質汚濁に係る環境基準について」
(昭和46年環境庁告示第59号 最終改正:令和7年環境省告示第35号)

表 3. 2. 32(1) 水質汚濁に係る環境基準(生活環境の保全に関する環境基準：海域)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以下の 欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CUF /100ml 以下	検出され ないこと
B	水産2級 工業用水及びCの欄に掲げ るもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	-	検出され ないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	-	-
備考 1. 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数20CUF/100ml以下とする。 2. 大腸菌数に用いる単位はCUF(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mlとし、大腸 菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。						

注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水道2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩を含む)において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

(昭和46年環境庁告示第59号 最終改正：令和7年環境省告示第35号)

表 3. 2. 32(2) 水質汚濁に係る環境基準(生活環境の保全に関する環境基準：海域)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全 磷
I	自然環境及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
Ⅱ	水産1種水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅲ	水産2種及びⅣ以下の欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
V	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下
備考 1. 基準値は、年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域につ いて行うものとする。			

注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2級：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産物が多獲される

水産3級：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3. 生物生息環境保全：年間を通して底生魚介類が生息できる限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

(昭和46年環境庁告示第59号 最終改正：令和7年環境省告示第35号)

表 3. 2. 32(3) 水質汚濁に係る環境基準(生活環境の保全に関する環境基準：海域)

項目 類型	水生生物の生息状況の 適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホン酸 及びその他
生物A	水生生物の生息する地域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の 産卵場(繁殖期)又は幼稚仔の生育 場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.05mg/L 以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号 最終改正：令和7年環境省告示第35号）

表 3. 2. 32(4) 水質汚濁に係る環境基準(生活環境の保全に関する環境基準：海域)

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生物段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消できる水域	3.0mg/L以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消できる水域	2.0mg/L以上
備考 1. 基準値は、日間平均値とする 2. 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号 最終改正：令和7年環境省告示第35号）

表 3. 2. 33 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることを言う。別表2において同じ。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

出典：地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年3月13日環境庁告示第10号 最終改正：令和7年環境省告示第41号）

表 3. 2. 34 ダイオキシン類の水質に係る環境基準

物質	基準値
水質(水底の底質を除く)	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
備考 1. 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。 3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水の水底の底質について適用する。	

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年環境庁告示68号 最終改正：令和4年環境省告示第89号)

④底質

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年7月16日 法律第105号)の第7条に基づく環境基準を表 3. 2. 35 に示す。

表 3. 2. 35 ダイオキシン類による底質の汚染に係る環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	150pg-TEQ/g 以下

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年環境庁告示68号 最終改正：令和4年環境省告示第89号)

*1：環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。

*2：ダイオキシンの基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

⑤土壌汚染

「環境基本法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準を表 3.2.36～表 3.2.37 に示す。

表 3.2.36 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐	検液中に検出されないこと
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒(ひ)素	検液1L中につき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
PCB	検液中に検出されないこと
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
備考	
1. 環境上の条件のうち検液中濃度の係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg、及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。 3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界値を下回ることをいう。 4. 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。 5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年環境庁告示46号 最終改正：令和7年環境省告示第37号)

表 3. 2. 37 ダイオキシン類の土壤に係る環境基準

土壌	1, 000pg-TEQ/g 以下
備考 1. 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。	

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壤の汚染に係る環境基準」(平成11年環境庁告示68号 最終改正：令和4年環境省告示第89号)

(2) 規制基準等

①大気汚染

大気汚染の固定発生源については、「大気汚染防止法」(昭和 43 年法律第 97 号)において、ばい煙発生施設や粉じん発生施設等が規定されており、汚染物質については排出基準が定められている。硫黄酸化物の一般排出基準については、「大気汚染防止法施行規則」(昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号)に基づき地域の区分ごとに排出基準(K 値)が定められており、最上町は、「17.5」となっている。

②騒音

事業実施想定区域が位置する最上町は、都市計画法で定める用途地域（指定地域）において、騒音規制法及び山形県生活環境の保全等に関する条例に基づき規制基準が定められているが、事業実施想定区域での指定はない。

a) 特定工場等に係る騒音の規制基準

工場・事業場の騒音については、「騒音規制法」（昭和43年法律第98号）に基づき、特定施設や騒音発生施設が規定されており、これらの施設を設置している工場・事業場（以下、「特定工場等」という。）について、規制地域を指定して、騒音の規制を行っている。「騒音規制法」に基づく特定工場等に関する騒音の規制基準を表3.2.38に示す。

表 3.2.38 特定工場等に関する騒音の規制基準

時間の 区 分 区域の 区 分	区分に対する規制基準(単位：デシベル)			備考
	昼間 (8時～19時)	朝・夕 (6時～8時) (19時～21時)	夜間 (21時～6時)	
第1種区域	50	45	40	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
第2種区域	55	50	45	住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
第3種区域	65	60	50	住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
第4種区域	70	65	55	主として工業等の用に供されている地域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域
ただし、第2種区域、第3種区域及び第4種区域で次の施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における基準値は、5デシベルを減じた値とする。 ①学校、②保育所、③病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所 ④図書館、⑤特別養護老人ホーム、⑥幼保連携型認定こども園				

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」

（昭和43年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示1号 最終改正：平成27年環境省告示67号）

「騒音規制法の規定による地域の指定、規制基準の設定等」（昭和49年山形県告示第1427号）

b) 特定建設作業に係る騒音の規制基準

著しい騒音を発生する建設作業については、「騒音規制法」において、特定建設作業が規定されており、規制地域を指定して騒音の規制を行っている。「騒音規制法」に規定する特定建設作業については、表 3.2.39 に示す規制基準が定められている。

表 3.2.39 特定建設作業に係る騒音の規制基準

特定建設作業の種類		騒音の 大きさ	作業時間		1日当たりの 作業時間		同一場所 における 作業時間	作業日
			第1号 区域	第1号 区域	第1号 区域	第1号 区域		
1	くい打機(もんけんを除く)、くい抜機 又はくい打くい抜機(圧入式くい打 くい抜機を除く)を使用する作業(くい打 機をアースオーガーと併用する作業を 除く)	85dB 以下	午後7時 から午 前7時ま での時 間内で ないこ と	午後10 時から 午前6時 までの 時間内 でない こと	10時間 を超え ないこ と	14時間 を超え ないこ と	連続6日 を超えな いこと	日曜日そ 他の休日 ではないこ と
2	びょう打機を使用する作業							
3	さく岩機を使用する作業(作業地点が連 続的に移動する作業にあつては、1日に おける当該作業に係る2地点間の最大距 離が50mを超えない作業に限る)							
4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用い ているものであって、その原動機の定 格出力が15kw以上のものに限る)を使用 する作業(さく岩機の動力として使用す る作業を除く)							
5	コンクリートプラント(混練機の混練容 量が0.45m ³ 以上のものに限る)又はアス ファルトプラント(混練機の混練重量が 200kg以上のものに限る)を設けて行う 作業(モルタルを製造するためにコンク リートプラントを設けて行う作業を除 く)							
6	バックホウ(一定の限度を超える大き さの騒音を発生しないものとして環境大 臣が指定するものを除き、原動機の定 格出力が80kw以上のものに限る)を使 用する作業							
7	トラクターショベル(一定の限度を超 える大きさの騒音を発生しないものとし て環境大臣が指定するものを除き、原 動機の定格出力が70kw以上のものに限 る)を使用する作業							
8	ブルドーザー(一定の限度を超える大 きさの騒音を発生しないものとして環境 大臣が指定するものを除き、原動機の 定格出力が40kw以上のものに限る)を 使用する作業							

注) 区域区分は、以下に示すとおりである。

第1号区域：騒音規制法による規制地域のうち、規制地域のうち、第1種区域、第2種区域、第3種区域の全域
騒音規制法による規制地域のうち、第4種区域内の学校、保育所、病院、診療所(有床)、図書館
特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80m以内の区域

第2号区域：騒音規制法による規制区域で、上記以外の地域

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」

(昭和43年 厚生省・建設省告示1号 最終改正：平成27年環境省告示66号)

「騒音規制法の規定による地域の指定、規制基準の設定等」(昭和49年山形県告示第1427号)

c) 自動車騒音の要請限度

「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度を表 3.2.40 に示す。

表 3.2.40 「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
1	a区域及びb区域のうち1号車を有する道路に面する区域	65デシベル (75デシベル)	55デシベル (70デシベル)
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル (75デシベル)	65デシベル (70デシベル)
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル (75デシベル)	70デシベル (70デシベル)

注) 1. () の値は幹線道路(高速自動車国道、一般国道、県道、4車線以上の市町村道)に近接する区域の基準

2. 近接する区域※とは、次の車線数の区分に応じて道路端からの距離の範囲

- ・ 2車線以下の車線を有する幹線道路 15m
- ・ 2車線を超える車線を有する幹線道路 20m

3. a地域：専ら住居の用に供される地域

b地域：主として住居の用に供される区域

c地域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

出典：「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」

(平成12年総理府令第15号 最終改正：令和2年 環境省令第9号)

③振動

事業実施想定区域が位置する最上町は、都市計画法で定める用途地域（指定地域）において、振動規制法及び山形県生活環境の保全等に関する条例に基づき規制基準が定められているが、事業実施想定区域での指定はない。

a) 特定工場等に係る振動の規制基準

工場・事業場の振動については、「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）において特定施設や振動発生施設が規定されており、これらの施設を設置している特定工場等について、規制地域を指定して、振動の規制を行っている。「振動規制法」に基づく特定工場等に関する振動の規制基準を表 3.2.41 に示す。

表 3.2.41 特定工場等に関する振動の規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～8時)
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル
備考 第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域(おおむね第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域及び準住居地域) 第2種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている地域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域(おおむね近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域)		

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令58号 最終改正：令和3年環境省令第3号）
「振動規制法の規定による地域の指定、規制基準の設定等」（昭和55年山形県告示第945号）

b) 特定建設作業に係る振動の規制基準

著しい振動を発生する建設作業については、「振動規制法」において、特定建設作業が規定されており、規制地域を指定して振動の規制を行っている。「振動規制法」に規定する特定建設作業については、表 3. 2. 42 に示す規制基準が定められている。

表 3. 2. 42 特定建設作業に係る振動の規制基準

特定建設作業の種類	振動の 大きさ	作業時間		1日当たりの 作業時間		同一場所 における 作業時間	作業日
		第1号 区域	第2号 区域	第1号 区域	第2号 区域		
1 くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く又はくい打くい抜機)(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業	75dB 以下	午後7時から午前7時までの時間内でないこと	午後10時から午前6時までの時間内でないこと	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日 その他の休日 ではないこと
2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業							
3 舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)							
4 ブレーカーを使用する作業(手持ち式のものを除く)(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業にかかる2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)							

注) 区域区分は、以下に示すとおりである。

第1号区域：振動規制法による規制地域のうち、第1種区域、第2種区域、第3種区域の全域

振動規制法による規制地域のうち、第4種区域内の学校、保育所、病院、診療所(有床)、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80m以内の区域

第2号区域：振動規制法による規制地域で上記以外の地域

出典：「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号 最終改正：令和3年環境省令第3号)

「振動規制法の規定による地域の指定、規制基準の設定等」(昭和55年6月6日山形県告示第945号)

c) 道路交通振動の要請限度

「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度を表 3. 2. 43 に示す。

表 3. 2. 43 「振動規制法」に基づく自動車騒音の要請限度

区域区分	昼間(8時～19時)	夜間(19時～8時)
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル
備考 第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域 第2種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域		

出典：「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号 最終改正：令和3年環境省令第3号)

「振動規制法の規定による地域の指定、規制基準の設定等」(昭和55年6月6日山形県告示第945号)

④ 水質汚濁

「水質汚濁防止法」では、人の健康及び生活環境に被害を生ずるおそれのある汚水、又は廃液を排出する施設を特定施設と定め、ダイオキシン類特別措置法においても特定施設を定めている。排出水については、表 3. 2. 44～表 3. 2. 47 に示す排出基準を定めている。山形県では、「山形県生活環境の保全等に関する条例」により、最上川、赤川、新井田川及び小牧川並びにこれらに流入する公共用水域について、「水質汚濁防止法」の排水基準より厳しい上乗せ排水基準による規制を行っている。

表 3. 2. 44 水質汚濁防止法による排水基準(1) 有害物質

(昭和46年 総理府令第35号 別表第1 最終改正：令和7年環境省令第17号)

項目	許容限度
カドミウム及びその化合物	1Lにつきカドミウム0. 03mg
シアン化合物	1Lにつきシアン1mg
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1Lにつき1mg
鉛及びその化合物	1Lにつき鉛0. 1mg
六価クロム化合物	1Lにつき六価クロム0. 2mg
砒素及びその化合物	1Lにつき砒素0. 1mg
総水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1Lにつき水銀0. 005mg
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	1Lにつき0. 003mg
トリクロロエチレン	1Lにつき0. 1mg
テトラクロロエチレン	1Lにつき0. 1mg
ジクロロメタン	1Lにつき0. 2mg
四塩化炭素	1Lにつき0. 02mg
1, 2-ジクロロエタン	1Lにつき0. 04mg
1, 1-ジクロロエチレン	1Lにつき1mg
シス-1, 2-ジクロロエチレン	1Lにつき0. 4mg
1, 1, 1-トリクロロエタン	1Lにつき3mg
1, 1, 2-トリクロロエタン	1Lにつき0. 06mg
1, 3-ジクロロプロペン	1Lにつき0. 02mg
チウラム	1Lにつき0. 06mg
シマジン	1Lにつき0. 03mg
チオベンカルブ	1Lにつき0. 2mg
ベンゼン	1Lにつき0. 1mg
セレン及びその化合物	1Lにつきセレン0. 1mg
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1Lにつきほう素10mg海域に排出されるもの1Lにつきほう素230mg
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1Lにつきふっ素8mg海域に排出されるもの1Lにつきふっ素15mg
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1Lにつきアンモニア性窒素に0. 4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg
1, 4-ジオキサン	1Lにつき0. 5mg

備考

- 1 「検出されないこと」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 2 砒(ひ)素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。

表 3.2.45 水質汚濁防止法による排水基準(2) その他の排出水の汚染状態

(昭和46年 総理府令第35号 別表第2 最終改正：令和7年環境省令第17号)

項目	許容限度
水素イオン濃度(水素指数)	海域以外の公共用水域に排出されるもの5.8以上8.6以下 海域に排出されるもの5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量	160ml/L (日間平均120mg/L)
化学的酸素要求量	160ml/L (日間平均120mg/L)
浮遊物質量	200ml/L (日間平均150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌数	日間平均800CUF/mL
窒素含有量	120mg/L(日間平均60mg/L)
磷含有量	16mg/L(日間平均8mg/L)
備考	
1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2 この表に掲げる排水基準は、1日あたりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は水質汚濁防止施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。 6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が1Lにつき9,000mgを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。 7 磷含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。	

〈上乗せ排水基準〉

山形県では、「山形県生活環境の保全等に関する条例」により、最上川、赤川、新井田川及び小牧川並びにこれらに流入する公共用水域について、「水質汚濁防止法」の基準より厳しい上乗せ排水基準による規制を行っている。

〈一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準〉

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月25日 法律第137号)の第8条第2項及び第3項の規定及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準は、表3.2.50～表3.2.51に示す。

表 3.2.46 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準
(有害物質)

項目	排水基準等	項目	排水基準等
カドミウム及びその他化合物	カドミウム 0.03mg/L	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
シアン化合物	シアン 1mg/L	1,1,1-トリクロロエチレン	3mg/L
有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1mg/L	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
鉛及びその他化合物	鉛 0.1mg/L	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
六価クロム化合物	六価クロム 0.2mg/L	チウラム	0.06mg/L
砒素及びその他化合物	砒素 0.1mg/L	シマジン	0.03mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005mg/L	チオベンカルブ	0.2mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	ベンゼン	0.1mg/L
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	セレン及びその他化合物	セレン 0.1mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L	ほう素及びその他化合物	ほう素 50mg/L (海域以外) ほう素 230mg/L (海域)
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	ふっ素及びその他化合物	ふっ素 15mg/L (海域以外)
ジクロロメタン	0.2mg/L	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	200mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L	1,4-ジオキサン	0.5mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L	ダイオキシン類	10pg-TEQ/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L		

出典：「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」

(昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号 最終更新：令和7年環境省令第7号)

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年7月16日法律第105号)

*1:「検出されないこと」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

*2:アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物の許容限度については、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量として200mg/L。

表 3.2.47 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準
(一般項目)

項目	排水基準等
水素イオン濃度(水素指数)	5.8以上8.6以下(海域以外の公共用水域に排出されるもの) 5.0以上9.0以下(海域)
生物化学的酸素要求量	60mg/L
化学的酸素要求量	90mg/L
浮遊物質量	60mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌数	日間平均800CUF/mL
窒素含有量	120mg/L(日間平均60mg/L)
磷含有量	16mg/L(日間平均8mg/L)

出典：「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物に係る技術上の基準を定める省令」

(昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号 最終更新：令和7年環境省令第7号)

- *1：「日間平均」による排水基準値は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- *2：海域及び湖沼に排出される放流水については生物化学的酸素要求量を除き、それ以外の公共用水域に排出される放流水については化学的酸素要求量を除く。
- *3：窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が1Lにつき9,000mgを超えるものを含む。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
- *4：磷含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

⑤ 悪臭

a) 規制基準

悪臭に係る基準は、悪臭防止法に基づき規制地域及び規制基準が定められている。悪臭防止法では、物質濃度による規制又は臭気指数による規制がある。事業実施想定区域がある最上町では臭気指数による規制を行っているが、事業実施想定区域は、悪臭防止法に基づく規制地域の指定はない。

b) 臭気指数規制

悪臭防止法第4条第2項第1号に定める事業場の敷地境界線における規制基準を表3.2.48に示す。

a 工場等の敷地境界線の地表における規制基準（大気中の許容限度）

表 3.2.48 臭気指数の規制基準

区域の区分	A 区域	B 区域	C 区域
臭気指数	12	15	19

出典：「悪臭防止法に基づく地域の指定及び規制基準の設定」（平成16年山形県告示383号）
（最終改正 平成24年3月21日告示第253号）

（注）区域の区分は、次のとおりである。

A 区域：用途地域のうち、第一種住居地域

B 区域：用途地域のうち、準工業地域、近隣商業地域、商業地域

C 区域：都市計画法第5条第1項に規定する都市計画区域のうち用途地域以外の地域

b 工場等の煙突その他の気体排出施設の排出口における規制基準

a の規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則第6条の2に規定する方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数とする。

c 排水水に含まれる特定悪臭物質の工場等の敷地外における規制基準 （排水水中の濃度の許容限度）

a の規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則第6条の3に規定する方法により算出した臭気指数とする。

⑥土壌汚染

土壌汚染については、「土壌汚染対策法」において、調査対象物質及び汚染状態に関する基準が定められている。また、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年法律第 139 号）においては、農用地土壌汚染対策地域の指定要件が定められている。

「土壌汚染対策法」に基づく汚染状態に関する基準は、表 3.2.49 に、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づく農用地土壌汚染対策地域の指定要件は、表 3.2.50 に示す。

表 3.2.49 「土壌汚染対策法」に基づく汚染状態に関する基準

分 類	特定有害物質の種類	指定基準	
		土壌溶出量 基準：mg/L	土壌含有量 基準：mg/kg
第一種 特定有 害物質	クロロエチレン	0.002以下	－
	四塩化炭素	0.002以下	－
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	－
	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	－
	1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	－
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	－
	ジクロロメタン	0.02以下	－
	テトラクロロエチレン	0.01以下	－
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	－
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	－
	トリクロロエチレン	0.01以下	－
	ベンゼン	0.01以下	－
第二種 特定有 害物質	カドミウム及びその他化合物	0.003以下	45以下
	六価クロム化合物	0.05以下	250以下
	シアン化合物	検出されないこと	50以下 (遊離シアンとして)
	水銀及びその化合物	0.0005以下、かつアルキル 水銀が検出されないこと	15以下
	セレン及びその化合物	0.01以下	150以下
	鉛及びその化合物	0.01以下	150以下
	砒素及びその化合物	0.01以下	150以下
	ふっ素及びその化合物	0.8以下	4,000以下
	ほう素及びその化合物	1以下	4,000以下
第三種 特定有 害物質	シマジン	0.003以下	－
	チオベンカルブ	0.02以下	－
	チウラム	0.006以下	－
	PCB	検出されないこと	－
	有機りん化合物	検出されないこと	－

出典：「土壌汚染対策法施行規則」（平成14年環境省令第29号 最終改正：令和6年環境省令第17号）

表 3.2.50 農用地土壌汚染対策地域の指定要件

項目	指定要件
人の健康保護の観点から定められた指定要件	・当該農用地で生産される玄米中のカドミウム濃度が0.4mg/kgを超える地域又はそのおそれが著しい地域
農作物等の生育阻害の防止の観点から定められた指定要件	・当該農用地(田に限る。)の土壌中の銅濃度が125mg/kg以上である地域 ・当該農用地(田に限る。)の土壌中の砒素濃度が15mg/kg以上である地域

出典：「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令」

(昭和46年6月24日政令第24号 最終改正：平成22年政令第148号)

⑦地盤沈下

山形県では、「山形県地下水の採取の適正化に関する条例」(昭和51年3月31日山形県条例第16号)を制定し、地盤の沈下が発生している山形地域(山形市)及び米沢地域(米沢市、南陽市、高畠町及び川西町)で揚水機の吐出口の断面積による規制等を行っている。

⑧産業廃棄物

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)により、事業活動等に伴って発生した廃棄物(石綿等含有廃建材を含む)は、事業者自らの責任において適正に処理することが定められている。

⑨温室効果ガス

温室効果ガスについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号)により、事業活動等に伴って相当程度多い温室効果ガスを排出する特定排出者は、事業を所管する大臣に温室効果ガス算定排出量の報告が定められている。

なお、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」(昭和54年法律第49号)の定期報告を行う事業者については、エネルギー起源二酸化炭素排出量の報告は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」上の報告を行ったとみなされる。

2) 自然環境関係法令等

(1) 自然保護関係

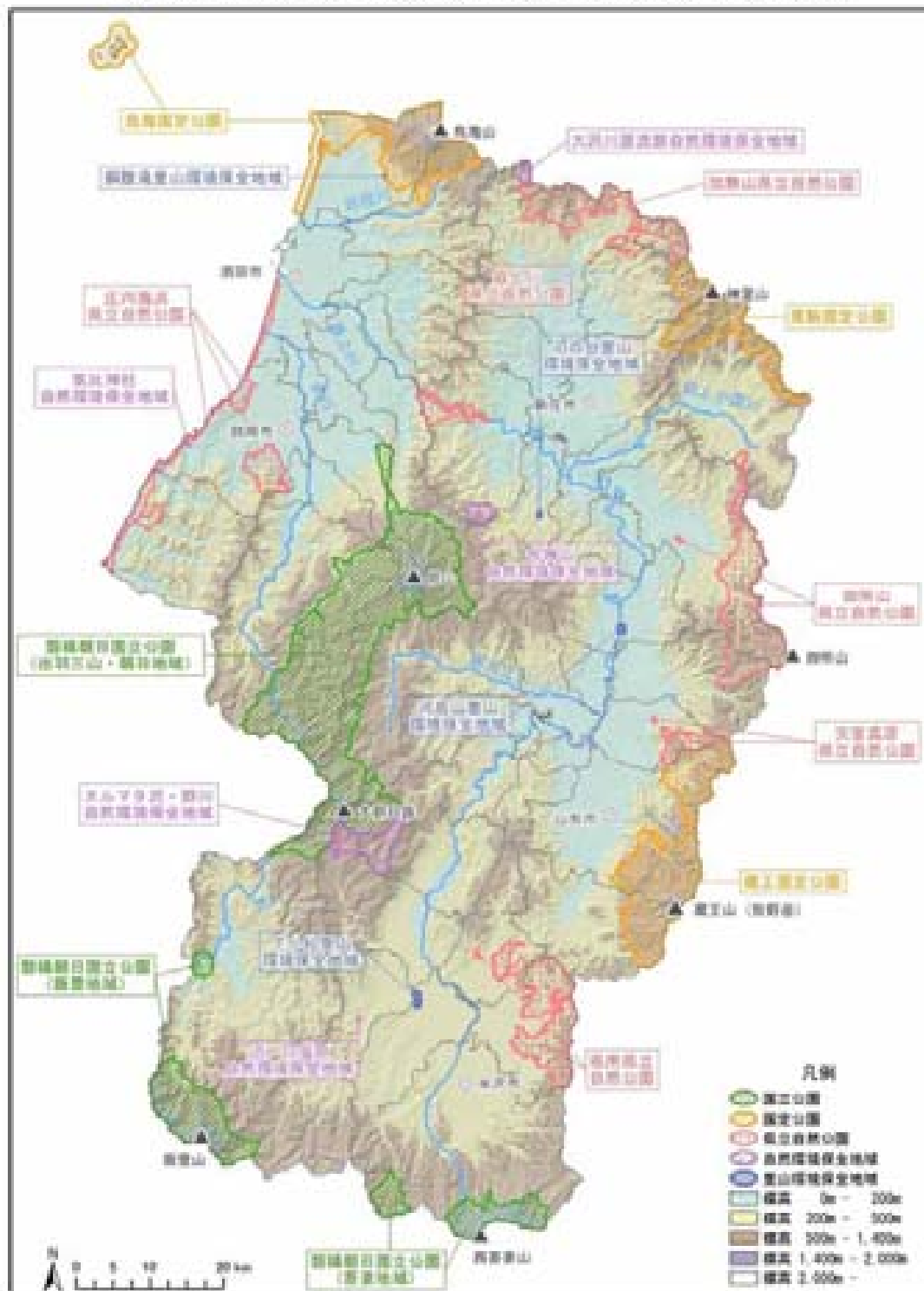
①自然公園法に基づく自然公園

事業実施想定区域及びその周辺については、「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号）に基づく自然公園（国立公園、国定公園及び県立自然公園）の指定はない。山形県内における「自然公園法」に基づく自然公園の指定状況を図 3.2.14 に示す。

②自然環境保全法に基づく保全地域

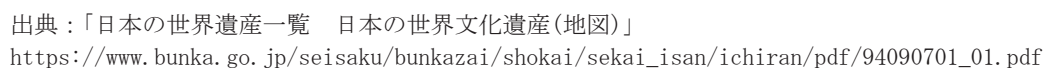
事業実施想定区域及びその周辺については、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号）に基づく自然環境保全地域の指定はない。山形県内における自然環境保全地域の指定状況を図 3.2.14 に示す。

山形県内 自然公園、自然環境保全地域、里山環境保全地域区域図



出典：山形県 HP(自然公園の概要) <https://www.pref.yamagata.jp/documents/2387/kuikizu.pdf>
 図 3. 2. 14 山形県内における自然公園、自然環境保全地域、里山環境保全地域区域図

事業実施想定区域及びその周辺に「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成4年条約第7号）の第11条2の世界遺産一覧表に基づく自然遺産の区域の指定はない。



④都市緑地法に基づく緑地保全地域または特別緑地保全地区の区域

事業実施想定区域及びその周辺については、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号）の規定に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域の指定はない。

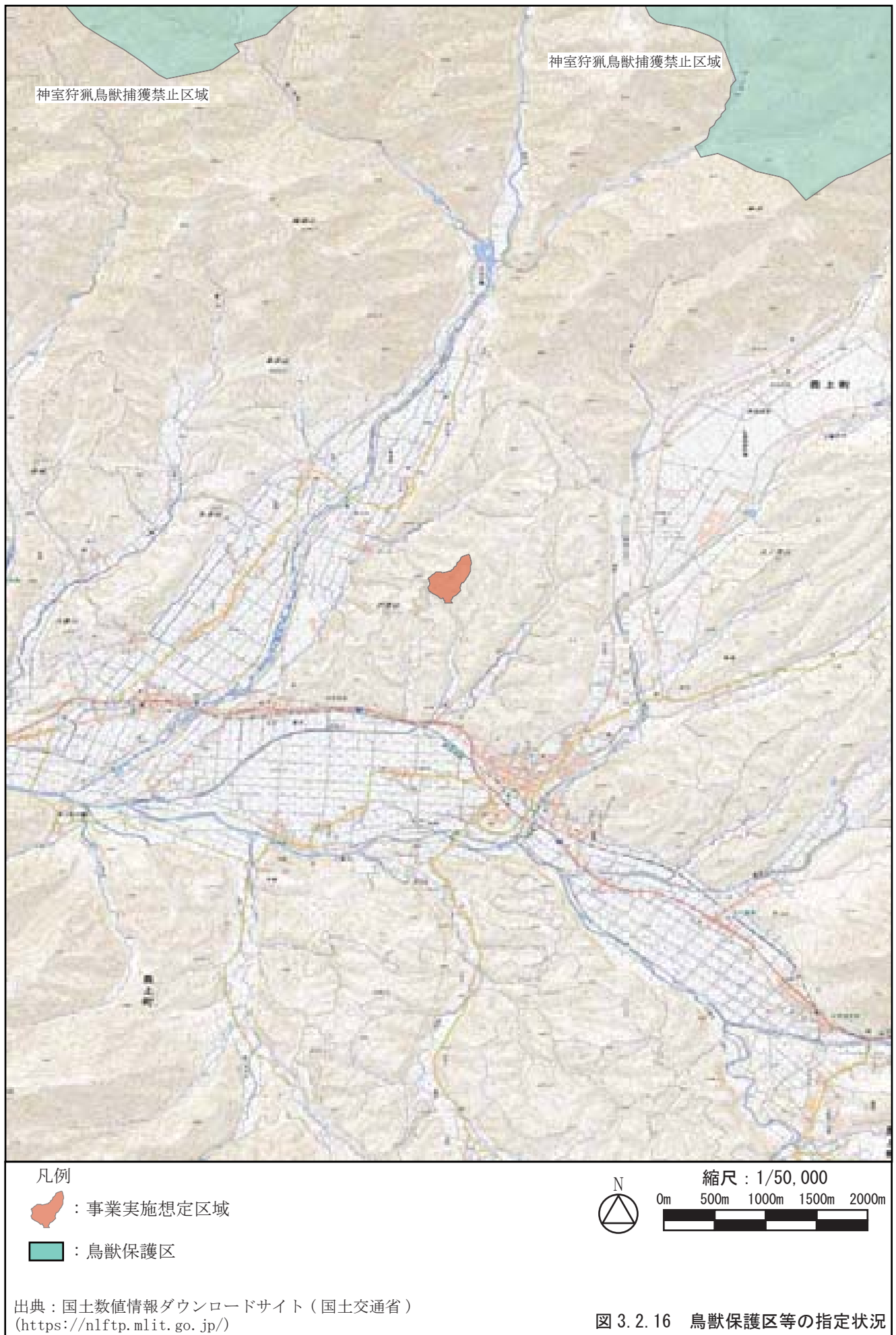
事業実施想定区域及びその周辺については、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）に基づく鳥獣保護区は、表 3.2.51 及び図 3.2.16 に示す。

表 3.2.51 鳥獣保護区等の指定状況

名称	面積 (ha)	期間終了 年月日
神室狩猟鳥獣捕獲禁止区域	5,382	令和 14 年 10 月 31 日

出典：「狩猟鳥獣捕獲禁止区域について」（山形県 HP）

(https://www.pref.yamagata.jp/050011/kurashi/shizen/seibutsu/about_hunting/hokaku_kinshi.htm)



⑥絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区

事業実施想定区域及びその周辺については、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）に基づく生息地等保護区の指定はない。図3.2.17に生息地保護区の地域図を示す。



出典：「自然環境・生物多様性 生息地等保護区による保護 生息地等保護区一覧」（環境省 HP）
<https://www.env.go.jp/nature/kisho/hogoku/list.html>

図 3.2.17 生息地等保護区による地域図

⑦特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく湿地の区域

事業実施想定区域及びその周辺については、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)」(昭和 55 年条約第 28 号)に基づく湿地及び同条約湿地潜在候補地に該当する地域の指定はない。図 3.2.18 にラムサール条約に基づく湿地位置図を示す。

○ラムサール条約湿地 位置図



出典：「ラムサール条約と条約湿地 日本の条約湿地」(環境省)
(https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/ramsarsitej/location_map.pdf)

図 3.2.18 ラムサール条約湿地位置図

⑧景観計画区域

事業実施想定区域及びその周辺は、山形県景観条例届出適用区域として「山形県景観計画」(平成 20 年 7 月)の対象区域となっている。山形県景観計画区域では、「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」(景観法第 8 条第 2 項第 2 号関係)に基づき届出が必要となるが、表 3.2.52 に示す規模以下の行為が適用除外となる。

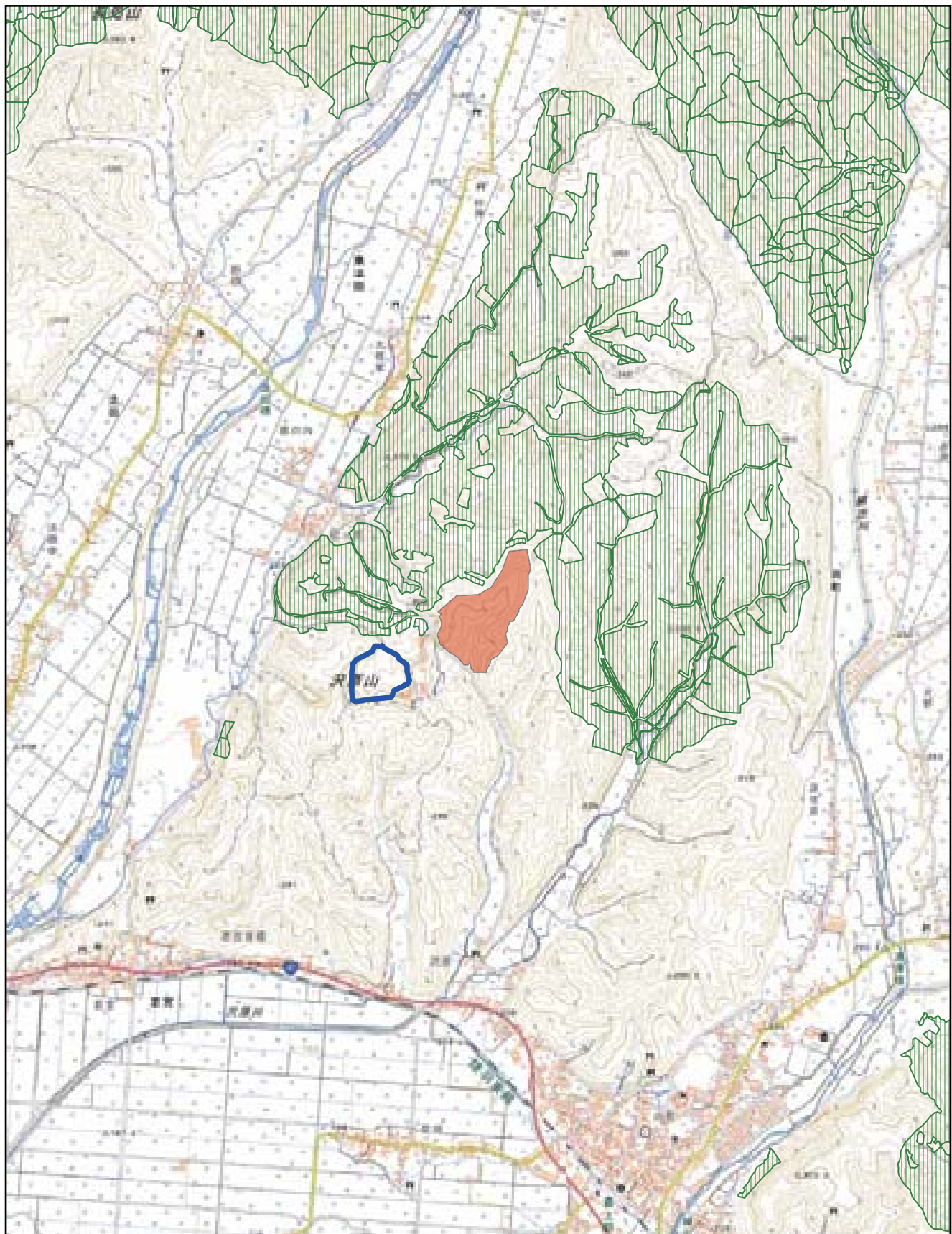
表 3.2.52 山形県景観計画 第 3.3 届出適用除外行為

対象行為	区分	高さ(m)	面積(m ²)
建築物	新築・増築・改築(建築面積)	13	1,000
	外観の変更、色彩の変更(変更面積)	－	400
建設等	煙突、広告塔、高架水槽など	13	－
	製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等	13	1,000
	電気供給又は電気通信施設	20	－
	その他の工作物	13	1,000
開発行為(法高又は擁壁高、土地面積)		高さ 5 かつ長さ 30	3,000
土地の形質の変更(法高又は擁壁高、土地面積)		高さ 5 かつ長さ 30	3,000
物件の堆積(堆積高、土地面積)		5	1,000

(2) 国土防災関係

①森林法に基づく保安林

「森林法」(昭和 26 年法律第 249 号)に基づく保安林の指定状況を図 3.2.19 に示す。事業実施想定区域の周辺は、北側、東側及び西側に保安林が指定されている範囲がある。なお、事業実施想定区域は、保安林の指定はない。



凡例

 : 事業実施想定区域
  : 既存処分場埋立区域

 : 保安林



縮尺 : 1/25,000

0m 250m 500m 750m 1000m

出典 : 「国土数値情報ダウンロードサイト」(国土交通省) (<https://nlftp.mlit.go.jp/>)
 山形県農林水産部森林ノミクス推進課 資料

図 3.2.19 保安林指定状況図

②砂防法に基づく砂防指定地

事業実施想定区域及びその周辺における「砂防法」(明治 30 年法律第 29 号)に基づく砂防指定地は、表 3. 2. 53 及び図 3. 2. 20 に示す。事業実施想定区域は、砂防指定地の指定はない。

表 3. 2. 53 砂防指定地の指定状況

通し番号	告示番号	区域名	告示年月日
3227	1146	白川	昭和27年8月18日
3234	2351	水無川	昭和41年7月26日
3236	1156	絹出川	昭和42年3月31日
3278	669	のこ沢	平成4年3月17日
3288	360	本城寺の沢	平成14年5月8日
3292	716	向町寺の沢	平成18年6月29日
3293	511	ミズカミ沢	平成19年4月25日
3294	1286	ミズカミ沢	平成20年10月27日
3295	230	沼の沢	平成25年3月13日
3297	468	志平沢	平成29年5月23日

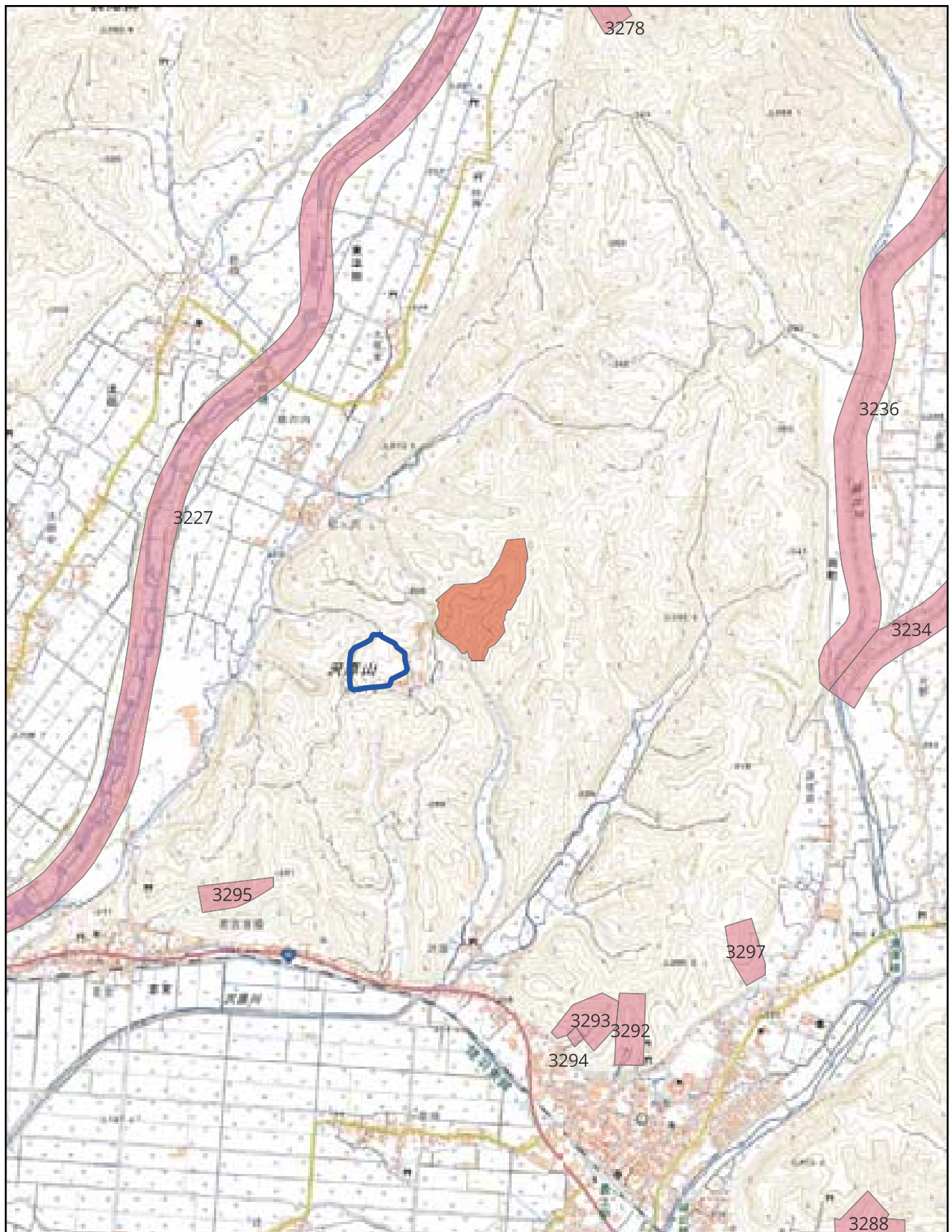
出典：土砂災害警戒システム
(<https://sabo.pref.yamagata.jp/sp/MapFoma.aspx?m=9>)

③急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

事業実施想定区域及びその周辺における「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和 44 年法律第 57 号)に基づく急傾斜地崩壊危険区域は、事業実施想定区域及びその周辺には指定されていない。

④地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

事業実施想定区域及びその周辺において、「地すべり防止法」(昭和 33 年法律第 30 号)に基づく地すべり防止区域は、事業実施想定区域及びその周辺には指定されていない。



凡例

 : 事業実施想定区域
  : 既存処分場埋立区域

 : 砂防指定地



縮尺 : 1/25,000

0m 250m 500m 750m 1000m

出典 : 山形県最上総合支庁建設部河川砂防課 資料

図 3. 2. 20 砂防指定地の指定状況

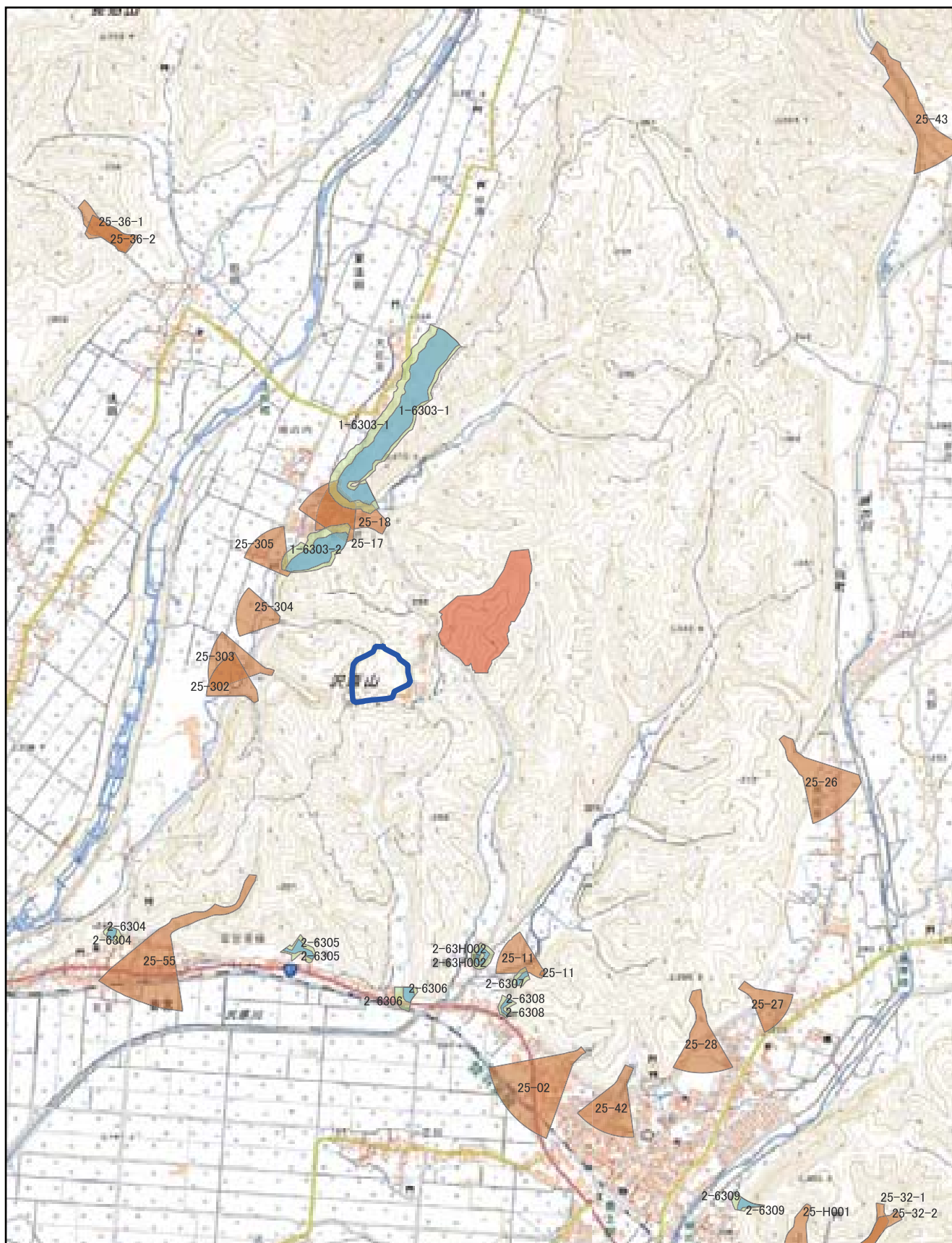
⑤土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

事業実施想定区域及びその周辺における「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、表3.2.54及び図3.2.21に示す。

表3.2.54 土砂災害警戒区域の指定状況

自然災害の現象	区域指定箇所番号	箇所名	所在地	土砂災害警戒区域告示番号	土砂災害特別警戒区域告示番号
土石流	25-02	ミズカミ沢	向町	県告第172号	-
土石流	25-28	飛鳥沢	向町	県告第172号	県告示第176号
土石流	25-42	向町沢	向町	県告第172号	-
急傾斜地	2-6309	本城十日町	本城	県告第172号	県告示第176号
土石流	25-27	志平沢	向町	県告第675号	県告示第1085号
土石流	25-304	大沢	東法田	県告第811号	県告第819号
土石流	25-305	ござの沢	東法田	県告第811号	県告第819号
土石流	25-17	古水沢	東法田	県告第811号	県告第819号
土石流	25-18	萱刈沢	東法田	県告第811号	県告第819号
急傾斜地	1-6303-1	大在家1-1	東法田	県告第675号	県告第681号
急傾斜地	1-6303-2	大在家1-2	東法田	県告第811号	県告第819号
土石流	25-32-1	寺の沢-1	本城	県告第772号	県告第777号
土石流	25-32-2	寺の沢-2	本城	県告第772号	県告第777号
土石流	25-H001	寺の沢2	本城	県告第942号	県告第950号
土石流	25-11	前の沢	向町	県告第772号	県告第777号
急傾斜地	2-6306	下沢原	向町	県告第772号	県告第777号
急傾斜地	2-63H002	下沢原2	向町	県告第772号	県告第777号
急傾斜地	2-6307	上沢原1	向町	県告第772号	県告第777号
急傾斜地	2-6308	上沢原2	向町	県告第772号	県告第777号
土石流	25-55	沼の沢	若宮	県告第675号	-
急傾斜地	2-6304	若宮	若宮	県告第811号	県告第819号
急傾斜地	2-6305	若宮萱場	若宮	県告第811号	県告第819号
土石流	25-43	末川	向町	県告第811号	県告第819号
土石流	25-26	大平山の沢	向町	県告第1079号	-
土石流	25-36-1	野頭沢-1	法田	県告第772号	県告第777号
土石流	25-36-2	野頭沢-2	法田	県告第772号	県告第777号
土石流	25-302	にでの沢	向町	県告第811号	県告第819号
土石流	25-303	境の沢	向町	県告第811号	県告第819号

出典：土砂災害警戒システム(山形県HP)
(<https://sabo.pref.yamagata.jp/pc/Top.aspx>)



凡例



：事業実施想定区域



：既存処分場埋立区域



：土砂災害警戒区域（土石流）



：土砂災害警戒区域（急傾斜地崩壊）



：土砂災害特別警戒区域（急傾斜地崩壊）



縮尺：1/25,000

0m 250m 500m 750m 1000m

出典：国土数値情報ダウンロードサイト（国土交通省）(<https://nlftp.mlit.go.jp/>)

：土砂災害警戒システム（山形県HP）(<http://sabo.pref.yamagata.jp/pc/Top.aspx>)

図 3. 2. 21

土砂災害警戒区域等の指定状況

⑥山地災害危険地区調査要領に基づく山地災害危険地区

事業実施想定区域及びその周辺の「山地災害危険地区調査要領」（林野庁、平成 28 年）に基づき山形県が設定した山地災害危険地区を表 3. 2. 55 及び図 3. 2. 22 に示す。

表 3. 2. 55 山地災害危険地区の指定状況

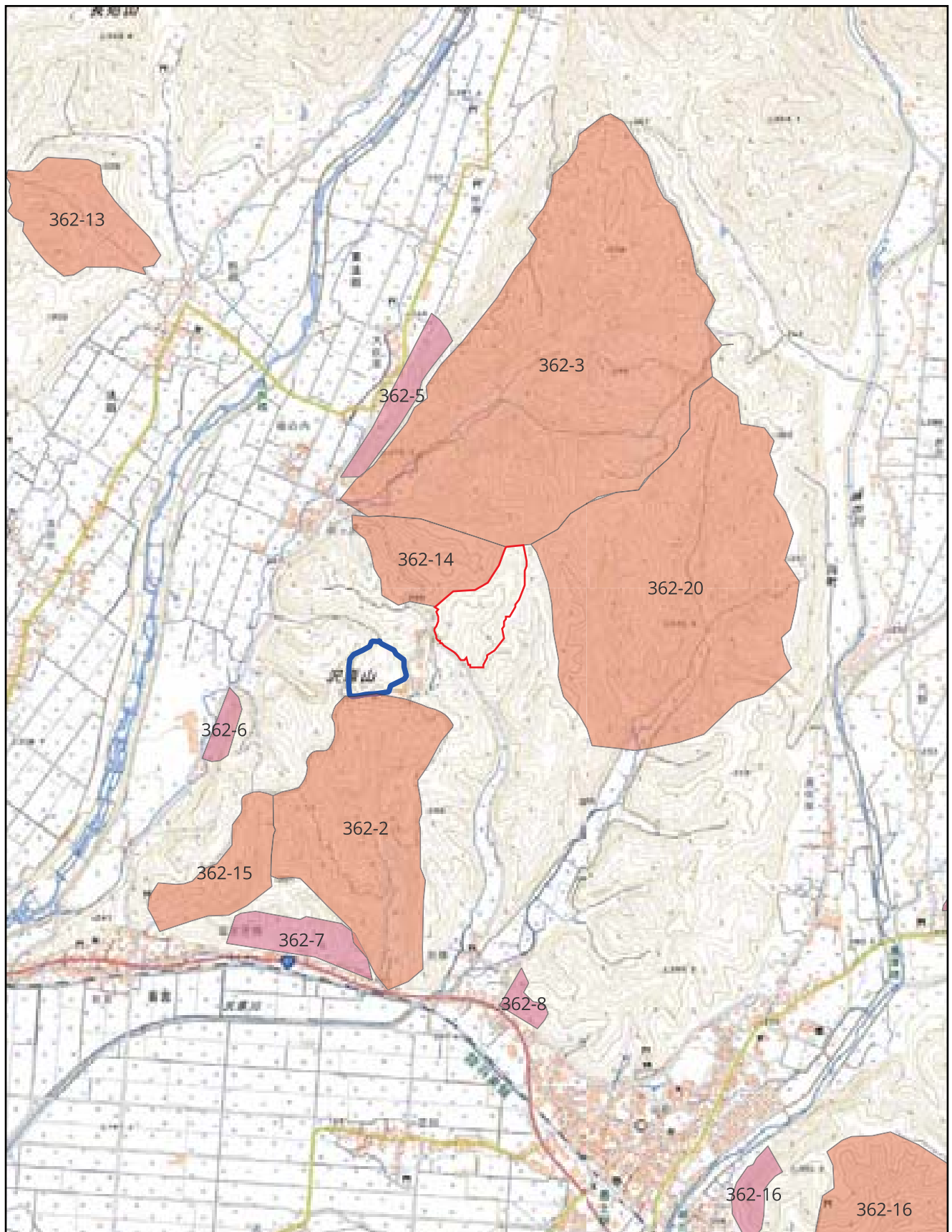
種類	箇所番号	所在地	保安林等	治水事業進捗状況
山腹崩壊危険地区	362-5	最上町大字東法田字東山	土流	概成
	362-6	最上町大字法田字ヒカケヤマ	なだれ	一部概成
	362-7	最上町大字若宮字沢原山	無	無
	362-8	最上町大字向町字沢原	無	無
	362-16	最上町大字本城字平沢山	土流	無
崩壊土砂流出危険地区	362-2	最上町大字向町字沢原山	無	無
	362-3	最上町大字法田字大沢山	土流	一部概成
	362-13	最上町大字法田字西山	無	無
	362-14	最上町大字東法田字大沢山	土流	無
	362-15	最上町大字若宮字沼の沢山	無	無
	362-16	最上町大字本城字平沢山	干害	無
	362-20	最上町大字向町字上沢原	土流	一部概成

出典：「山形県の山地災害危険地区の箇所数(2024年3月現在) 山腹崩壊危険地区」

(https://www.pref.yamagata.jp/documents/3792/202403_sanpukuhoukai_1.pdf)

「山形県の山地災害危険地区の箇所数(2024年3月現在) 崩壊土砂流出危険地区」

(https://www.pref.yamagata.jp/documents/3792/202403_houkaidosya_1.pdf)



凡例

- : 事業実施想定区域 ○ : 既存処分場埋立区域
- : 山腹崩壊危険地区
- : 崩壊土砂流出危険地区



縮尺 : 1/25,000



図 3.2.22

山地災害危険地区の指定状況

出典 : 山形県農林水産部森ノミクス推進課 資料

3.2.10 関係法令による規制状況まとめ

事業実施想定区域及びその周辺の関係法令による指定及び規制状況を表 3.2.56 及び表 3.2.57 に示す。

表 3.2.56 関係法令による指定及び規制状況

区分	法令等	指定内容等	指定等の有無	
			事業 実施 想定 区域	周辺 地域
土地利用	都市計画法(昭和43年法律第100号)	都市地域	×	○
		用途地域	×	○
		風致地区	×	×
	森林法(昭和26年法律第249号)	森林地域	○	○
	農業振興地域の整備に関する法律(昭和45年法律第58号)	農業地域	○	○
公害 防止	環境基本法(平成5年法律第91号)	環境基準	○	○
		騒音類型指定	×	○
		水域類型指定	×	○
	ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)	環境基準	×	○
	大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)	排出基準	×	○
	騒音規制法(昭和43年法律第98号)	規制基準	×	○
	振動規制法(昭和51年法律第64号)	規制基準	×	○
	水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)	排水基準	×	○
	悪臭防止法(昭和46年法律第91号)	規制地域	×	○
	土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)	指定区域	×	×
	農用地の土壤の汚染防止等に関する法律 (昭和45年法律第139号)	規制地域	×	×
	工業用水法及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律	規制地域	×	×
	山形県地下水の採取の適正化に関する条例 (昭和51年山形県条例第16号)	地下水採取適正化地域内	×	×
自然 環境 保全	自然環境保全法(昭和47年法律第85号)	原生自然環境保全地域	×	×
		自然環境保全地域	×	×
	都市緑地法(昭和48年法律第72号)	緑地保全地域	×	×
		特別緑地保全地区	×	×
	自然公園法(昭和32年法律第161号)	国立公園	×	×
		国定公園	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号)	鳥獣保護区	×	×
		特定猟具使用禁止区域	×	○
		特定猟法禁止区域	×	×
		特例休猟区	×	×
	絶命のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成4年法律第75号)	生息地等保護区	×	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条例 (平成4年条約第7号)	自然遺産、文化遺産等	×	×
	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約 (昭和55年条約第28号)	ラムサール条約登録湿地	×	×

表 3.2.57 関係法令による指定及び規制状況

区分	法令等	指定内容等	指定等の有無	
			事業 実施 想定 区域	周辺 地域
文化財	文化財保護法(昭和25年法律第214号)	国指定文化財	×	○
		重要文化的景観	×	○
		周知の埋蔵文化財包蔵地	×	○
	山形県文化財保護条例(昭和30年山形県条例第27号)	県指定文化財	×	○
	最上町文化財保護条例	町指定文化財	×	○
国土 保全	森林法(昭和26年法律第249号)	保安林	×	○
	砂防法(明治30年法律第249号)	砂防指定地	×	○
	急傾斜地等の崩壊による災害防止に関する法律 (昭和44年法律第57号)	急傾斜地崩壊危険区域	×	×
	地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)	地すべり防止区域	×	×
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する 法律(平成12年法律第57号)	土砂災害特別警戒区域	×	○
		土砂災害警戒区域	×	○
	山地災害危険地区調査要領(林野庁、平成28年)	山地災害危険地区	×	○
景観	山形県景観条例(平成19年山形県条例第69号)	景観計画区域	×	○
		景観形成重点地域	×	○
		眺望景観資産	×	○
		景観重要建造物	×	○
		景観重要樹木	×	○

7) 浸透水及び地下水の水質検査

浸透水及び地下水は、定期的に水質検査を行う。浸透水は沈砂池流入前、また、地下水は埋立地の上部及び下部に設置する観測井戸を採水箇所とし、検査項目及び頻度は表2.2.8のとおりとする。

表2.2.8 水質検査項目と頻度

No.	項目	頻度
1	水素イオン濃度 (pH)	1回/月
2	生物化学的酸素要求量 (BOD)	1回/月
3	カドミウム	1回/年
4	全シアン	1回/年
5	鉛	1回/年
6	六価クロム	1回/年
7	砒素	1回/年
8	アルキル水銀	1回/年
9	総水銀	1回/年
10	ポリ塩化ビフェニル	1回/年
11	トリクロロエチレン	1回/年
12	テトラクロロエチレン	1回/年
13	ジクロロメタン	1回/年
14	四塩化炭素	1回/年
15	1,2-ジクロロエタン	1回/年
16	1,1-ジクロロエチレン	1回/年
17	1,2-ジクロロエチレン	1回/年
18	1,1,1-トリクロロエタン	1回/年
19	1,1,2-トリクロロエタン	1回/年
20	1,3-ジクロロプロペン	1回/年
21	チウラム	1回/年
22	シマジン	1回/年
23	チオベンカルブ	1回/年
24	ベンゼン	1回/年
25	セレン	1回/年
26	1,4-ジオキサン	1回/年
27	クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	1回/年

※水質検査項目No.2～27と検査頻度については、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和52年3月14日総理府 厚生省令第1号、最終改正：令和8年4月1日施行令和7年環境省令第7号）の第二条（産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準）に基づき設定した。水質検査項目No.1「水素イオン濃度 (pH)」は、独自の検査項目として設定した。

8) 事業計画

本事業は令和12年に着工、令和15年から埋立開始の予定である。概略事業工程を表2.2.9に示す。

表 2.2.9 事業工程表(概略)

項目／年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
用地測量										
林地開発行為変更許可申請										
環境影響評価										
地質調査及び解析（ボーリング調査）										
産業廃棄物最終処分場（安定型）実施設計										
産業廃棄物最終処分場許可申請										
産業廃棄物最終処分場建設工事										
産業廃棄物最終処分場供用開始										

第4章 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果

4.1 計画段階配慮事項の選定の結果

4.1.1 計画段階配慮事項の選定

本業務に係る環境影響評価項目は、「山形県環境影響評価技術指針」（平成12年 山形県告示第136号）に基づき、表4.1.1に示すとおり選定した。

選定した項目は、大気質、騒音、振動、悪臭、水質、植物、動物、生態系、景観、ふれあい活動の場、地域及び文化、温室効果ガス等の計12項目とした。

本配慮書においては、工事計画等の熟度が低いことから、工事の実施による影響は対象としないこととした。また、本処分場は安定型最終処分場であり浸出水処理施設はないことから、施設の存在・供用による浸出水処理施設の稼働の影響は対象としない。

なお、方法書以降の手続きにおいては、工事計画の熟度が高まった段階で工事の実施による影響が考えられる場合、その影響について検討する。

表 4.1.1 計画段階配慮事項の選定

環境要素の区分 環境要因の区分				工事			存在・共用			
				建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	最終処分場設置の工事	最終処分場の存在	廃棄物の埋立覆土用機械の稼働	浸出水処理施設の稼働	廃棄物の運搬その他の車両の運行
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素							○
			二酸化硫黄							
			浮遊粒子状物質							
			粉じん等					○		○
			有害物質等							
		騒音	騒音					○		○
		振動	振動					○		○
		悪臭	悪臭					○		
	水環境	水質	水の濁り				○			
			水の汚れ				○			
			水温							
			富栄養化							
			溶存酸素							
			水素イオン濃度							
			有害物質等							
		底質	水底の泥土							
			水底の底質							
		地下水	地下水の水位							
			地下水の流れ							
			地下水の塩素イオン濃度							
	土壌環境・その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質							
		地盤	地下水の低下による地盤沈下							
		土壌	土壌汚染							
		その他	日照障害等							
生物の多様性の確保及び自然環境の保全	植物	重要な種及び群落					○	○		○
	動物	重要な種及び注目すべき生息地					○	○		○
	生態系	地域を特徴づける生態系					○	○		○
	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					○			
ふれあいの場	ふれあい活動の場	主要な人と自然とのふれあいの活動の場					○			
	地域及び文化	地域の成り立ちと地域文化					○			
環境への負荷	廃棄物等	建設工事に伴う副産物								
		廃棄物								
	温室効果ガス等	メタン								
		二酸化炭素						○		○

表中の は、「山形県環境影響評価技術指針」別表 1(参考項目)「11 廃棄物の最終処分場の建設事業(管理型最終処分場)」における項目を示す。

表中の は、独自に設定した計画段階配慮事項を示す。

表中の「○」は、計画段階配慮事項として選定した項目を示し、斜線は安定型最終処分場のため該当しない項目を示す。

4.1.2 計画段階配慮事項の選定理由

計画段階配慮事項として選定する理由又は選定しない理由を、表 4.1.2(1)～(3)に示す。

なお、「4.1.1 計画段階配慮事項の選定」のとおり、本配慮書においては、工事計画等の熟度が低いことから、工事の実施による影響を対象としないこととした。

選定しない理由を【参考】として示す。

表 4.1.2(1) 計画段階配慮事項として選定する理由又は選定しない理由(存在・併用)

環境要素の区分			影響要因	選定	選定する理由又は選定しない理由
大気環境	大気質	二酸化窒素	廃棄物の運搬その他の車両の運行	○	廃棄物運搬車両の運搬経路沿道に存在する配慮が特に必要な施設等に対して、廃棄物の運搬その他の車両の運行に伴う二酸化窒素により影響を及ぼす可能性があることから、影響のおそれのある環境要素として選定する。
		粉じん等	廃棄物の埋立・覆土用機械の稼働 廃棄物の運搬その他の車両の運行	○	事業実施想定区域及びその周辺、並びに廃棄物運搬車両の運搬経路沿道に存在する配慮が特に必要な施設等に対して、廃棄物の埋立・覆土用機械の稼働、廃棄物の運搬その他の車両の運行に伴う粉じん等により影響を及ぼす可能性があることから、影響のおそれのある環境要素として選定する。
	騒音		廃棄物の埋立・覆土用機械の稼働 廃棄物の運搬その他の車両の運行	○	事業実施想定区域及びその周辺、並びに廃棄物運搬車両の運搬経路沿道に存在する配慮が特に必要な施設等に対して、廃棄物の埋立・覆土用機械の稼働、廃棄物の運搬その他の車両の運行に伴う騒音により影響を及ぼす可能性があることから、影響のおそれのある環境要素として選定する。
	振動		廃棄物の埋立・覆土用機械の稼働 廃棄物の運搬その他の車両の運行	○	事業実施想定区域及びその周辺、並びに廃棄物運搬車両の運搬経路沿道に存在する配慮が特に必要な施設等に対して、廃棄物の埋立・覆土用機械の稼働、廃棄物の運搬その他の車両の運行に伴う振動により影響を及ぼす可能性があることから、影響のおそれのある環境要素として選定する。
	悪臭		廃棄物の埋立・覆土用機械の稼働	○	本処分場は安定型処分場であるため、取り扱う廃棄物の性状から悪臭の発生はほとんどないと考えられるが、万が一悪臭が発生した場合、事業実施想定区域及びその周辺に存在する配慮が特に必要な施設等に対して、廃棄物の埋立・覆土用機械の稼働等、本処分場の共用に伴う悪臭により影響を及ぼす可能性があることから、影響のおそれのある環境要素として選定する。

※1：「○」は選定した項目、「×」は選定しなかった項目を示す。

表 4. 1. 2 (2) 計画段階配慮事項として選定する理由又は選定しない理由(存在・併用)

環境要素の区分			影響要因	選定	選定する理由又は選定しない理由
水環境	水質	水の濁り	最終処分場の存在	○	覆土工中の一時的な裸地等からの土砂流出により、流出先の河川に影響を及ぼす可能性があることから、影響のおそれのある環境要素として選定する。
		水の汚れ	最終処分場の存在	○	本処分場は安定型処分場であるため、安定型産業廃棄物を対象とする。浸透水等による流出先の河川に対する影響は極めて小さいと考えられる。ただし、流出先下流には農業用水の利水地点が存在しているため、影響のおそれのある環境要素として選定する。
		富栄養化	最終処分場の存在	×	本処分場は安定型処分場であるため、安定型産業廃棄物を対象とする。浸透水等による流出先の河川に対する影響は極めて小さいと考えられる。また、事業実施想定区域下流には、富栄養化が懸念される閉鎖性水域（湖沼等）がないことから、影響のおそれのある環境要素として選定しない。
		有害物質等	最終処分場の存在	×	本処分場は安定型処分場であり安定型産業廃棄物を対象とすることから、有害物質等を取り扱わないため、浸透水等による流出先の河川に対する有害物質等の影響はないと考えられる。よって、影響のおそれのある環境要素として選定しない。
	地下水	地下水の水位	最終処分場の存在	×	本処分場の設置にあたり地下水が確認される深度までの掘削は行わないため、地下水の水位に影響はないと考えられる。よって、影響のある要素として選定しない。
		地下水の流れ	最終処分場の存在	×	本処分場の設置にあたり地下水が確認される深度までの掘削は行わないため、地下水の流れに影響はないと考えられる。よって、影響のある要素として選定しない。
土壌環境・その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質	最終処分場の存在	×	事業実施想定区域に重要な地形・地質、名勝又は天然記念物、地方自治体の条例・指針等における保全対象の地形・地質、自然公園は存在しないことから、影響のおそれのある環境要素として選定しない。
	地盤	地下水の低下による地盤沈下	最終処分場の存在	×	管理棟等の生活用水は、水道を使用している。これまで、事業実施想定区域及びその周辺で、既存施設の地下水の揚水による地盤沈下は生じていない。よって、影響のおそれのある環境要素として選定しない。

※1：「○」は選定した項目、「×」は選定しなかった項目を示す。

表 4.1.2(3) 計画段階配慮事項として選定する理由又は選定しない理由(存在・併用)

環境要素の区分		影響要因	選定	選定する理由又は選定しない理由
植物	重要な種及び群落	最終処分場の存在 廃棄物の埋立・覆土用機械の稼働 廃棄物の運搬その他の車両の運行	○	事業実施想定区域及びその周辺において、「環境省レッドリスト 2020」選定種等の生育が想定されるため、重大な影響のおそれのある環境要素として選定する。
動物	重要な種及び注目すべき生息地	最終処分場の存在 廃棄物の埋立・覆土用機械の稼働 廃棄物の運搬その他の車両の運行	○	事業実施想定区域及びその周辺において、「環境省レッドリスト 2020」選定種等の生息が想定されるため、重大な影響のおそれのある環境要素として選定する。
生態系	地域を特徴づける生態系	最終処分場の存在 廃棄物の埋立・覆土用機械の稼働 廃棄物の運搬その他の車両の運行	○	事業実施想定区域及びその周辺において、重要な自然環境のまとまりの場が想定されるため、重大な影響のおそれのある環境要素として選定する。
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	最終処分場の存在	○	事業実施想定区域及びその周辺に存在する主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に対して、施設の存在に伴う変化が想定されるため、重大な影響のおそれのある環境要素として選定する。
活ふ動れのあ場い	主要な人と自然とのふれあいの活動の場	最終処分場の存在	○	事業実施想定区域及びその周辺に存在する地域の主要な野外レクリエーションの場等に対して、施設の存在に伴う変化が想定されるため、重大な影響のおそれのある環境要素として選定する。
地文域化及び	地域の成り立ちと地域文化	最終処分場の存在	○	事業実施想定区域及びその周辺に存在する歴史的文化的資源に対して、施設の存在に伴う変化が想定されるため、重大な影響のおそれのある環境要素として選定する。
温室効果ガス等	メタン	最終処分場の存在	×	本処分場は、安定型産業廃棄物のみ取り扱うこと及び「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に従い、最終処分場に搬入した産業廃棄物を展開して当該産業廃棄物への安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入の有無について目視による検査を行うことにより廃棄物からのメタンの発生はほとんどないと考えられる。よって、重大な影響のおそれのある環境要素として選定しない。
	二酸化炭素	廃棄物の埋立・覆土用機械の稼働 廃棄物の運搬その他の車両の運行	○	事業実施想定区域及び廃棄物運搬車両の運搬経路において、廃棄物の埋立・覆土用機械の稼働、廃棄物の運搬その他の車両の運行に伴う二酸化炭素により影響を及ぼす可能性があることから、重大な影響のおそれのある環境要素として選定する。

※1: 「○」は選定した項目、「×」は選定しなかった項目を示す。

【参考】計画段階配慮事項として選定しない理由(工事)

環境要素の区分		選定する理由又は選定しない理由
大気環境	大気質	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行や建設機械の稼働に伴う影響のおそれがあるが、今後の方法書以降の手続きにおいて、工事工程の調整により建設工事のピーク時における建設機械や工事関係車両の台数を低減する等、実行可能な環境保全措置を検討することにより環境影響の低減が可能であることから、配慮書段階では選定しない。
	騒音	
	振動	
水環境	水質	事業実施想定区域及びその周辺には河川が存在し、最終処分場の工事に伴う影響のおそれがあるが、今後の方法書以降の手続きにおいて、沈砂池の設置等による土砂流出防止策の検討や地下水に影響のある深さまでは掘削しない計画とすることなど、実行可能な環境保全措置を検討することにより、環境影響の低減が可能であることから、配慮書段階では選定しない。
	地下水	
土壌環境・その他の環境	地形及び地質 (重要な地形及び地質)	事業実施想定区域に重要な地形・地質、名勝又は天然記念物、地方自治体の条例・指針等における保全対象の地形・地質、地盤、自然公園の区域等の環境が悪化し又はそのおそれのある地域が存在しないことから、配慮書段階では選定しない。
	地盤	
植物	重要な種及び群落	既存資料調査より、事業実施想定区域及びその周辺において、重要な種の生育が確認されており、工事に伴う一時的な影響のおそれがあるが、今後の方法書以降の手続きにおいて、事業に伴う工事を必要最小限にとどめ重要な種及び群落への影響の回避又は低減に努める等、実行可能な環境保全措置を検討することにより環境影響の回避又は低減が可能であることから、配慮書段階では選定しない。
動物	重要な種及び注目すべき生息地	既存資料調査より事業実施想定区域及びその周辺において、重要な種の生息が確認されており、工事に伴う一時的な影響のおそれがあるが、今後の方法書以降の手続きにおいて、事業に伴う工事を必要最小限にとどめ重要な種及び群落への影響の回避又は低減に努める等、実行可能な環境保全措置を検討することにより環境影響の回避又は低減が可能であることから、配慮書段階では選定しない。
生態系	地域を特徴づける生態系	既存資料調査より事業実施想定区域及びその周辺において、重要な自然環境のまとまりの場が確認されており、工事に伴う一時的な影響のおそれがあるが、今後の方法書以降の手続きにおいて、生息環境の変化を低減するため必要に応じて対策を講じる等、実行可能な環境保全措置を検討することにより環境影響の低減が可能であることから、配慮書段階では選定しない。
ふれあい活動の場	主要な人と自然とのふれあいの活動の場	事業実施想定区域及びその周辺において、地域の主要な人と自然とのふれあいの活動の場（野外レクリエーション地等）が存在し、最終処分場設置の工事に伴う影響のおそれがあるが、今後の方法書以降の手続きにおいて、工事工程の調整により建設工事のピーク時における工事関係車両の台数を低減し、主要な人と自然とのふれあいの活動の場にアクセスする一般車両の利便性に配慮する等、実行可能な環境保全措置を検討することにより環境影響の低減が可能であることから、配慮書段階では選定しない。

【参考】計画段階配慮事項として選定しない理由(工事)

環境要素の区分		選定する理由又は選定しない理由
廃棄物等	建設工事に伴う副産物	最終処分場設置の工事に伴う影響のおそれがあるが、今後の方法書以降の手續きにおいて、建設工事に伴う副産物の有効利用を図り、発生土の覆土としての利用等、実行可能な環境保全措置を行うことにより環境影響の低減が可能であることから、配慮書段階では選定しない。
温室効果ガス等	二酸化炭素	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行や建設機械の稼働に伴う影響のおそれがあるが、今後の方法書以降の手續きにおいて、低燃費かつ低排出ガス認定自動車の採用やアイドリングストップや無用な空ふかしの禁止、高負荷運転をしない等、実行可能な環境保全措置を検討することにより環境影響の低減が可能であることから、配慮書段階では選定しない。

4.2 調査、予測及び評価の手法

選定した計画段階配慮事項について、表 4.2.1(1)、(2)に示す方法により、調査、予測及び評価を行った。

なお、評価方法の判断基準は、表 4.2.2(1)～(3)に示すとおりとした。

表 4.2.1(1) 調査、予測及び評価の手法

環境要素の区分		調査手法	予測手法	評価手法
大気環境	大気質（二酸化窒素及び粉じん等）	配慮が特に必要な施設等の状況について、文献及びその他の資料により調査した。	事業実施想定区域と配慮が特に必要な施設等との位置関係を整理し、事業実施想定区域から2.0km※1の範囲について0.5km間隔で配慮が特に必要な施設等の戸数を整理した。	予測結果を基に、重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるかを評価した。
	騒音	配慮が特に必要な施設等の状況について、文献及びその他の資料により調査した。	事業実施想定区域と配慮が特に必要な施設等との位置関係を整理し、事業実施想定区域から2.0km※1の範囲について0.5km間隔で配慮が特に必要な施設等の戸数を整理した。	予測結果を基に、重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるかを評価した。
	振動	配慮が特に必要な施設等の状況について、文献及びその他の資料により調査した。	事業実施想定区域と配慮が特に必要な施設等との位置関係を整理し、事業実施想定区域境界から2.0km※1の範囲について0.5km間隔で配慮が特に必要な施設等の戸数を整理した。	予測結果を基に、重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるかを評価した。
	悪臭	配慮が特に必要な施設等の状況について、文献及びその他の資料により調査した。	事業実施想定区域と配慮が特に必要な施設等との位置関係を整理し、事業実施想定区域から2.0km※1の範囲について0.5km間隔で配慮が特に必要な施設等の戸数を整理した。	予測結果を基に、重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるかを評価した。
水環境	水質（水の濁り、水の汚れ）	流出先の河川の利用状況及び既往調査結果について、文献及びその他の資料により調査した。	流出先の河川への影響について、水質の変化の程度を定性的に予測した。	予測結果を基に、重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるかを評価した。

※1：以下の範囲を包括する範囲として、事業実施想定区域から2kmの範囲を設定。

1. 廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（環境省 平成18年9月）によると、廃棄物運搬車両による影響について、「一般的には、事業予定地から1km～2kmの範囲の搬入ルートを調査対象地域として設定する」と記載されている。
2. 廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（環境省 平成18年9月）では埋立機械及び施設の稼働による影響について、「敷地境界からおおむね100mまでの範囲とする」と記載されている。

表 4. 2. 1 (2) 調査、予測及び評価の手法

環境要素の区分		調査手法	予測手法	評価手法
植物	重要な種及び群落	植物及び植物群落の分布状況について、文献及びその他の資料により調査した。	文献及びその他の資料調査結果から、事業実施想定区域及びその周辺の各種の生育環境の有無を整理した。これらを踏まえ、改変による生育環境の変化に伴う影響について予測した。	予測結果を基に、重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるかを評価した。
動物	重要な種及び注目すべき生息地	動物及び注目すべき生息地について、文献及びその他の資料により調査した。	文献及びその他の資料調査結果から、事業実施想定区域及びその周辺の各種の生息環境の有無を整理した。これらを踏まえ、改変による生息環境の変化に伴う影響について予測した。	予測結果を基に、重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるかを評価した。
生態系	地域を特徴づける生態系	重要な自然環境のまとまりの場について、文献及びその他の資料により分布状況を調査した。	文献及びその他の資料調査結果から、事業実施想定区域及びその周辺の重要な自然環境のまとまりの場と事業実施想定区域との位置関係を整理した。	予測結果を基に、重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるかを評価した。
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の状況について、文献及びその他の資料により調査した。	文献及びその他の資料調査結果から、事業実施想定区域の施設の存在に伴う主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響について、事業実施想定区域との位置関係より直接改変の有無を予測した。	予測結果を基に、重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるかを評価した。
ふれあい活動の場	主要な人と自然とのふれあいの活動の場	主要な人と自然とのふれあいの活動の場の状況について、文献及びその他の資料により調査した。	文献及びその他の資料調査結果から、事業実施想定区域の施設の存在に伴う主要な人と自然とのふれあいの活動の場への影響について、事業実施想定区域との位置関係より直接改変の有無を予測した。	予測結果を基に、重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるかを評価した。
地域及び文化	地域の成り立ちと地域文化	地域の成り立ちと地域文化の状況について、文献及びその他の資料により調査した。	文献及びその他の資料調査結果から、事業実施想定区域の施設の存在に伴う地域の成り立ちと地域文化への影響について、事業実施想定区域との位置関係より直接改変の有無を予測した。	予測結果を基に、重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるかを評価した。
温室効果ガス等	二酸化炭素	二酸化炭素の排出状況について、既往調査結果や文献及びその他の資料により調査した。	廃棄物の埋立・覆土用機械の稼働状況や廃棄物の受入計画を基に、二酸化炭素の排出による影響を定性的に予測した。	予測結果を基に、重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるかを評価した。

表 4.2.2(1) 計画段階配慮事項の評価判断基準

環境要素の区分		評価の方法 (配慮書段階)	重大な影響がない	重大な影響の可能性がある	重大な影響がある
大気環境	大気質 (二酸化窒素 及び粉じん 等)	事業実施想定区域 と配慮が特に必要 な施設等との位置 関係	事業実施想定区域 の周辺に配慮が必要 な施設等が存在しない。	事業実施想定区域の周辺に 配慮が特に必要な施設等の分 布状況から、方法書以降の手 続きにおいて、環境保全措置 を検討することにより影響の 回避又は低減が可能。	事業実施想定区域の周 辺に配慮が特に必要な施 設等が存在し、位置の状 況から、方法書以降の手 続きにおける検討では影 響の回避又は低減が困 難。
	騒音	事業実施想定区域 と配慮が特に必要 な施設等との位置 関係	事業実施想定区域 の周辺に配慮が必要 な施設等が存在しない。	事業実施想定区域の周辺に 配慮が特に必要な施設等の分 布状況から、方法書以降の手 続きにおいて、環境保全措置 を検討することにより影響の 回避又は低減が可能。	事業実施想定区域の周 辺に配慮が特に必要な施 設等が存在し、位置の状 況から、方法書以降の手 続きにおける検討では影 響の回避又は低減が困 難。
	振動	事業実施想定区域 と配慮が特に必要 な施設等との位置 関係	事業実施想定区域 の周辺に配慮が必要 な施設等が存在しない。	事業実施想定区域の周辺に 配慮が特に必要な施設等の分 布状況から、方法書以降の手 続きにおいて、環境保全措置 を検討することにより影響の 回避又は低減が可能。	事業実施想定区域の周 辺に配慮が特に必要な施 設等が存在し、位置の状 況から、方法書以降の手 続きにおける検討では影 響の回避又は低減が困 難。
	悪臭	事業実施想定区域 と配慮が特に必要 な施設等との位置 関係	事業実施想定区域 の周辺に配慮が必要 な施設等が存在しない。	事業実施想定区域の周辺に 配慮が特に必要な施設等の分 布状況から、方法書以降の手 続きにおいて、環境保全措置 を検討することにより影響の 回避又は低減が可能。	事業実施想定区域の周 辺に配慮が特に必要な施 設等が存在し、位置の状 況から、方法書以降の手 続きにおける検討では影 響の回避又は低減が困 難。
水環境	水質 (水の濁り、 水の汚れ)	流出先の河川の水 質と流出先へ排水 する水の水質の関 係	河川への流出がな い。	河川への流出があるが、方 法書以降の手続きにおいて現 地調査等により現況を把握 し、また、適切に影響の程度 を予測し、必要に応じて環境 保全措置を検討することによ り影響の回避又は低減が可 能。	河川への流出があり、 方法書以降の手続きにお ける検討では影響の回避 又は低減が困難。

表 4.2.2(2) 計画段階配慮事項の評価判断基準

環境要素の区分		評価の方法 (配慮書段階)	重大な影響がない	重大な影響の可能性がある	重大な影響がある
植物	重要な種及び群落	重要な種等の分布状況	事業実施想定区域の周辺に重要な種等が分布しない。	事業実施想定区域の周辺に重要な種等が分布する可能性があるが、方法書以降の手続きにおいて現地調査等により現況を把握し、また、適切に影響の程度を予測し、必要に応じて環境保全措置を検討することにより影響の回避又は低減が可能。	事業実施想定区域の周辺に重要な種等が分布する可能性があり、方法書以降の手続きにおける検討では影響の回避又は低減が困難。
動物	重要な種及び注目すべき生息地				
生態系	地域を特徴づける生態系	重要な自然環境のまとまりの場の分布状況	事業実施想定区域の周辺に重要な自然環境のまとまりの場が分布しない。	事業実施想定区域の周辺に重要な自然環境のまとまりの場が分布するが、方法書以降の手続きにおいて現地調査等により現況を把握し、また、適切に影響の程度を予測し、必要に応じて環境保全措置を検討することにより影響の回避又は低減が可能。	事業実施想定区域の周辺に重要な自然環境のまとまりの場が分布するが、方法書以降の手続きにおける検討では影響の回避又は低減が困難。
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な眺望点及び景観資源の存在状況	主要な眺望点及び景観資源が存在しない。	事業実施想定区域に主要な眺望点又は景観資源が存在するが、方法書以降の手続きにおいて環境配慮事項を検討することにより影響の回避又は低減が可能。	事業実施想定区域に主要な眺望点又は景観資源が存在し、方法書以降の手続きにおける検討では影響の回避又は低減が困難。
		主要な眺望景観の変化の程度	主要な眺望点から処分場が視認できない。もしくは、視認できる場合にあっては、大きな変化を感じるレベルではない。	主要な眺望点から処分場が視認できるが、主要な眺望点と事業実施想定区域との位置関係から、方法書以降の手続きにおいて環境配慮事項を検討することにより影響の回避又は低減が可能。	主要な眺望点から処分場が視認でき、主要な眺望点と処分場の位置関係から、方法書以降の手続きにおける検討では影響の回避又は低減が困難。
ふれあい活動の場	主要な人と自然とのふれあいの活動の場	主要な人と自然とのふれあいの活動の場の存在状況	主要な人と自然とのふれあいの活動の場が存在しない。	事業実施想定区域に主要な人と自然とのふれあいの活動の場が存在するが、方法書以降の手続きにおいて環境配慮事項を検討することにより影響の回避又は低減が可能。	事業実施想定区域に主要な人と自然とのふれあいの活動の場が存在し、方法書以降の手続きにおける検討では影響の回避又は低減が困難。

表 4.2.2(3) 計画段階配慮事項の評価判断基準

環境要素の区分		評価の方法 (配慮書段階)	重大な影響がない	重大な影響の可能性はある	重大な影響がある
地域 及び 文化	地域の成り立ちと地域文化	地域の成り立ちと地域文化の場の存在状況	主要な地域の成り立ちと地域文化の場が存在しない。	事業実施想定区域に主要な地域の成り立ちと地域文化の場が存在するが、方法書以降の手続きにおいて環境配慮事項を検討することにより影響の回避又は低減が可能。	事業実施想定区域に主要な地域の成り立ちと地域文化の場が存在し、方法書以降の手続きにおける検討では影響の回避又は低減が困難。
温室効果ガス等	二酸化炭素	二酸化炭素排出量の変化の程度	二酸化炭素排出量の増加は無い。	二酸化炭素排出量は増加するが、方法書以降の手続きにおいて環境配慮事項を検討することにより影響の回避又は低減が可能。	二酸化炭素排出量の増加が見込まれ、方法書以降の手続きにおける検討では影響の回避又は低減が困難。

4.3 調査、予測及び評価の結果

4.3.1 大気質

1) 調査

(1) 調査方法

特に配慮が必要な施設等の状況を文献及びその他の資料により調査した。

(2) 調査地域

事業実施想定区域及びその周辺（図 4.3.1 及び図 4.3.2 の範囲）とした。

(3) 調査結果

事業実施想定区域及びその周辺における特に配慮が必要な施設等について、文献及び資料の抽出より、表 4.3.1 及び図 4.3.1 に示す。事業実施想定区域内は、特に配慮が必要な施設はない。

事業実施想定区域及びその周辺における住宅・集落の状況は、表 4.3.2 及び図 4.3.2 に示すとおりである。調査対象地域の南東部には、最上町の中心地である「向町二」、「向町三」、「向町四」、「向町六」、「向町七」が位置する。南西部に「若宮」、南部に「沢原」、「豊田」、西部に「東法田」、「法田中」、「法田下」、北西部に「野頭」、東側に「前森一」、「黒沢」が位置する。

なお、事業実施想定区域から最も近い住居は、事業実施想定区域から約 700m 離れ、東法田地区である。

表4.3.1 事業実施想定区域周辺の特に配慮が必要な施設等

No.	区分	施設名	所在地	事業実施想定区域からの距離 (km)
1	学校	最上町立向町小学校	最上町大字向町869-1	2.2
2		最上町立大堀小学校	最上町大字志茂127	3.2
3		最上町立最上中学校	最上町大字向町760	2.2
4		山形県立新庄北高等学校最上校 現在：山形県新庄志誠館高等学校最上校	最上町大字向町水上869-2	2.3
5	医療施設	最上町立最上病院	最上町大字向町64-3	2.9
6		医療法人社団向町成原歯科医院	最上町大字向町50-8	2.6
7		医療法人永井医院	最上町大字向町536-9	2.1
8		医療法人小川歯科医院	最上町大字向町595-9	2.5
9	高齢者支援施設	社会福祉法人豊寿会特別養護老人ホーム紅梅荘	最上町向町73-3	3.0
10		最上町介護老人保健施設やすらぎ	最上町大字向町64-3	2.9
11		最上町高齢者生活福祉センター陽だまりの家	最上町大字向町43-1	2.9
12		通所介護デイサービスセンター	最上町大字向町43-1	2.8
13	障害者支援施設	社会福祉法人豊寿会最上ふれあい学園	最上町大字富沢字大明神4467	7.4
14	児童福祉施設	最上町立あたごこども園	最上町大字向町680-2	2.3
15		最上町立大堀保育所	最上町志茂238	3.1

出典：「山形県学校名鑑」（令和7年5月1日現在 山形県教育局教育政策課）

(<https://www.pref.yamagata.jp/documents/31108/gakkomeikanmatome.pdf>)

「山形県指定障害福祉サービス事業所等一覧」（令和7年12月1日現在 山形県HP）

(<https://www.pref.yamagata.jp/documents/3094/jigyousholistr0712.pdf>)

「最上町HP 保育所・幼稚園一覧」（<https://town.mogami.lg.jp/child/05child-edu/01youji.php>）

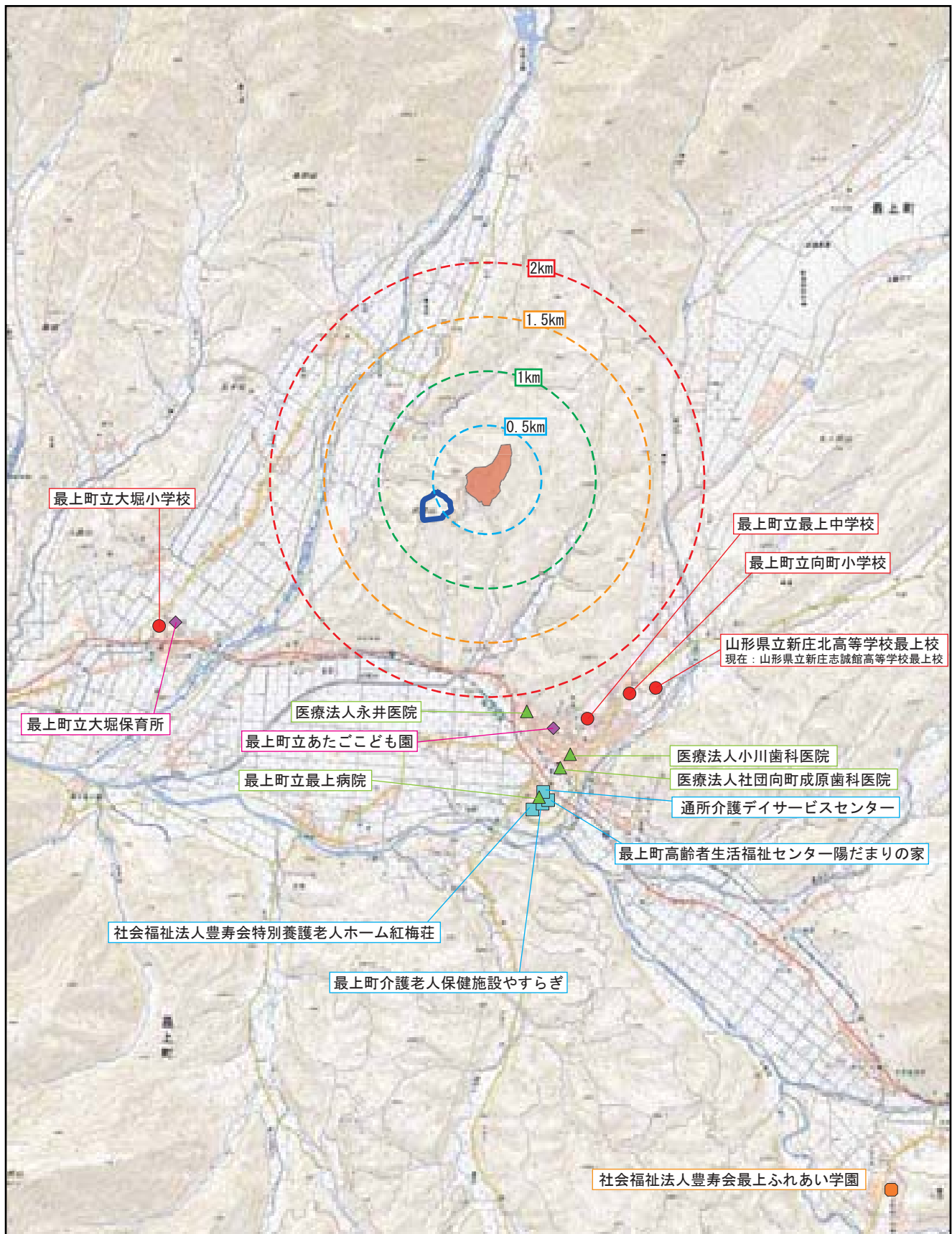
表4.3.2 事業実施想定区域の周辺における集落の人口総数及び世帯数等

地区名	人口総数	世帯総数	所在地
向町二	84	34	最上町大字向町
向町三	208	69	最上町大字向町
向町四	270	77	最上町大字向町
向町六	625	225	最上町大字向町
向町七	413	94	最上町大字向町
沢原	226	71	最上町大字向町
豊田	147	48	最上町大字向町
前森一	146	45	最上町大字向町
黒沢	172	59	最上町大字黒沢
東法田	315	82	最上町大字東法田
若宮	334	99	最上町大字若宮
野頭	155	47	最上町大字法田
法田中	153	50	最上町大字法田
法田下	200	51	最上町大字法田

出典：「令和2年 国勢調査 世帯の種類別世帯数及び世帯人員一町丁・字等」

(令和7年7月閲覧 政府統計の総合窓口 (e-Stat))

(<https://www.e-stat.go.jp/>) を加工して作成。



【凡例】

- : 事業実施想定区域
- : 学校
- : 社会福祉施設
- : 児童福祉施設
- : 医療施設
- : 障害者支援施設

出典: 山形県学校名鑑(令和7年5月(山形県))
山形県指定障害福祉サービス事業所等一覧(令和7年4月(山形県HP))等



縮尺: 1/50,000
0m 500m 1000m 1500m 2000m

図 4.3.1 事業実施想定区域周辺の特に配慮が必要な施設位置図

【凡例】



事業実施想定区域



既存処分場埋立区域



住宅·集落地域



町字境界

出典：国土数値情報ダウンロードサイト（国土交通省）
(<https://nlftp.mlit.go.jp/>)



縮尺 : 1/25,000

0m 250m 500m 750m 1000m



図 4.3.2
事業実施想定区域周辺の住宅・集落の状況図

2) 予測

(1) 予測方法

事業実施想定区域と特に配慮が必要な施設等との位置関係を整理し、事業実施想定区域から2.0kmの範囲内に位置する、特に配慮が必要な施設と住宅・集落について、0.5km間隔で整理した。

(2) 予測地域

調査地域と同様とした。

(3) 予測結果

事業実施想定区域及びその周辺における特に配慮が必要な施設等の分布は、表4.3.3に示すとおり、特に配慮が必要な施設（学校・医療施設・高齢者支援施設等）については、事業実施想定区域から2.0km以内に位置していない。

また、住宅・集落については、事業実施想定区域から2.0kmの範囲内に、「向町三」、「沢原」、「豊田」、「若宮」、「前森一」、「黒沢」、「東法田」、「法田中」、「野頭」の9地区が分布していた。

表 4.3.3 事業実施想定区域及びその周辺の特に配慮が必要な施設等・住宅・集落の分布

事業実施想定区域 からの距離(km)	特に配慮が必要な施設					住宅 ・集落
	学校	医療施設	高齢者 支援施設	障害者 支援施設	児童 福祉施設	
事業実施想定区域内	0	0	0	0	0	0
0～0.5	0	0	0	0	0	0
0.5～1.0	0	0	0	0	0	1
1.0～1.5	0	0	0	0	0	2
1.5～2.0	0	0	0	0	0	6
合計	0	0	0	0	0	9

3) 評価

(1) 評価方法

予測結果を基に、重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるかを評価した。

(2) 評価結果

事業実施想定区域及びその周辺において、2.0km の範囲内に特に配慮が必要な施設はなく、住宅・集落で9地区が含まれていることが確認された。

上記の状況を踏まえ、今後の環境影響評価手続き及び詳細設計において、以下に示す事項に留意することにより、重大な影響を回避又は低減できる可能性が高いと評価した。

- ・住宅等からの距離に留意して廃棄物の埋立・覆土用機械の機種、作業方法を検討する。
- ・廃棄物の運搬車両が特定の時間に集中しないように配慮するとともに、必要に応じて環境保全措置を検討する。

4.3.2 騒音

1) 調査

(1) 調査方法

特に配慮が必要な施設等の状況を文献及びその他の資料により調査した。

(2) 調査地域

事業実施想定区域及びその周辺（図 4.3.1 及び図 4.3.2 の範囲）とした。

(3) 調査結果

事業実施想定区域及びその周辺における特に配慮が必要な施設等について、文献及び資料から抽出し、表 4.3.1、表 4.3.2 及び図 4.3.1、図 4.3.2 の範囲に示した。

2) 予測

(1) 予測方法

事業実施想定区域と特に配慮が必要な施設等との位置関係を整理し、事業実施想定区域から 2.0km の範囲内に位置する、特に配慮が必要な施設と住宅・集落について、0.5km 間隔で整理した。

(2) 予測地域

調査地域と同様とした。

(3) 予測結果

事業実施想定区域及びその周辺における特に配慮が必要な施設等の分布は、表 4.3.3 に示すとおり、特に配慮が必要な施設（学校・医療施設・高齢者支援施設等）については、事業実施想定区域から 2.0km 以内に位置していない。

また、住宅・集落については、事業実施想定区域から 2.0km の範囲内に、「向町三」、「沢原」、「豊田」、「若宮」、「前森一」、「黒沢」、「東法田」、「法田中」、「野頭」の 9 地区が分布していた。

3) 評価

(1) 評価方法

予測結果を基に、重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるかを評価した。

(2) 評価結果

事業実施想定区域及びその周辺において、2.0km の範囲内に特に配慮が必要な施設はなく、住宅・集落で9地区が含まれていることが確認された。

上記の状況を踏まえ、今後の環境影響評価手続き及び詳細設計において、以下に示す事項に留意することにより、重大な影響を回避又は低減できる可能性が高いと評価した。

- ・住宅等からの距離に留意して廃棄物の埋立・覆土用機械の機種、作業方法を検討する。
- ・廃棄物の運搬車両が特定の時間に集中しないように配慮するとともに、必要に応じて環境保全措置を検討する。

4.3.3 振動

1) 調査

(1) 調査方法

特に配慮が必要な施設等の状況を文献及びその他の資料により調査した。

(2) 調査地域

事業実施想定区域及びその周辺（図 4.3.1 及び図 4.3.2 の範囲）とした。

(3) 調査結果

事業実施想定区域及びその周辺における特に配慮が必要な施設等について、文献及び資料から抽出し、表 4.3.1、表 4.3.2 及び図 4.3.1、図 4.3.2 の範囲に示した。

2) 予測

(1) 予測方法

事業実施想定区域と特に配慮が必要な施設等との位置関係を整理し、事業実施想定区域から 2.0km の範囲内に位置する、特に配慮が必要な施設と住宅・集落について、0.5km 間隔で整理した。

(2) 予測地域

調査地域と同様とした。

(3) 予測結果

事業実施想定区域及びその周辺における特に配慮が必要な施設等の分布は、表 4.3.3 に示すとおり、特に配慮が必要な施設（学校・医療施設・高齢者支援施設等）については、事業実施想定区域から 2.0km 以内に位置していない。

また、住宅・集落については、事業実施想定区域から 2.0km の範囲内に、「向町三」、「沢原」、「豊田」、「若宮」、「前森一」、「黒沢」、「東法田」、「法田中」、「野頭」の 9 地区が分布していた。

3) 評価

(1) 評価方法

予測結果を基に、重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるかを評価した。

(2) 評価結果

事業実施想定区域及びその周辺において、2.0km の範囲内に特に配慮が必要な施設はなく、住宅・集落で9地区が含まれていることが確認された。

上記の状況を踏まえ、今後の環境影響評価手続き及び詳細設計において、以下に示す事項に留意することにより、重大な影響を回避又は低減できる可能性が高いと評価した。

- ・住宅等からの距離に留意して廃棄物の埋立・覆土用機械の機種、作業方法を検討する。
- ・廃棄物の運搬車両が特定の時間に集中しないように配慮するとともに、必要に応じて環境保全措置を検討する。

4.3.4 悪臭

1) 調査

(1) 調査方法

特に配慮が必要な施設等の状況を文献及びその他の資料により調査した。

(2) 調査地域

事業実施想定区域及びその周辺（図 4.3.1 及び図 4.3.2 の範囲）とした。

(3) 調査結果

事業実施想定区域及びその周辺における特に配慮が必要な施設等について、文献及び資料から抽出し、表 4.3.1、表 4.3.2 及び図 4.3.1、図 4.3.2 の範囲に示した。

2) 予測

(1) 予測方法

事業実施想定区域と特に配慮が必要な施設等との位置関係を整理し、事業実施想定区域から 2.0km の範囲内に位置する、特に配慮が必要な施設と住宅・集落について、0.5km 間隔で整理した。

(2) 予測地域

調査地域と同様とした。

(3) 予測結果

事業実施想定区域及びその周辺における特に配慮が必要な施設等の分布は、表 4.3.3 に示すとおり、特に配慮が必要な施設（学校・医療施設・高齢者支援施設等）については、事業実施想定区域から 2.0km 以内に位置していない。

また、住宅・集落については、事業実施想定区域から 2.0km の範囲内に、「向町三」、「沢原」、「豊田」、「若宮」、「前森一」、「黒沢」、「東法田」、「法田中」、「野頭」の 9 地区が分布していた。

3) 評価

(1) 評価方法

予測結果を基に、重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるかを評価した。

(2) 評価結果

事業実施想定区域及びその周辺において、2.0km の範囲内に特に配慮が必要な施設はなく、住宅・集落で9地区が含まれていることが確認された。

上記の状況を踏まえ、今後の環境影響評価手続き及び詳細設計において、以下に示す事項に留意することにより、重大な影響を回避又は低減できる可能性が高いと評価した。

- ・埋立作業は、部分的な覆土（サンドイッチ方式による）を適宜に行い、必要に応じて薬剤散布を行い、悪臭の発生防止に努める。
- ・運搬車両から悪臭が発生しないように、運搬業者に対し積荷をシートで覆い運搬するよう指導する。

4.3.5 水質

1) 調査

(1) 調査方法

流出先の小沢原川、沢原川、最上小国川の利用状況及び既往調査結果等について、文献及びその他の資料により調査した。

(2) 調査地域

事業実施想定区域及びその周辺（図 4.3.3 の範囲）とした。

(3) 調査結果

事業実施想定区域及びその周辺において流出先である小沢原川、沢原川及び最上小国川は、農業用水として利用されている。

最上小国川においては、最上小国川未来振興機構により約 17km 下流の舟形町の河畔でアユ釣りの大会や体験会を開催するなど、鮎の漁場として利用されている。また、小国川漁業協同組合により小学生のアユの放流体験学習会を開催するなど、特産のアユと最上小国川の理解を深める場として利用されている。

既存処分場からの流出水は、雨水と埋立地からの浸透水を沈砂池に導入し、上澄水が流出している。浸透水の水質については、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和 52 年総理府・厚生省令第 1 号）」に規定されている地下水等検査項目の調査結果を表 4.3.4 に、調査地点を図 4.3.3 に示めす。なお、浸透水の調査結果は、基準を達成している。

その他、既存処分場から約 18km 下流の最上小国川舟形橋の令和 6 年度水質（生活環境項目）調査結果を表 4.3.5 に示した。最上小国川（全域）の環境基準の水域類型は「A」である。

表 4.3.4 既存処分場の浸透水水質調査結果

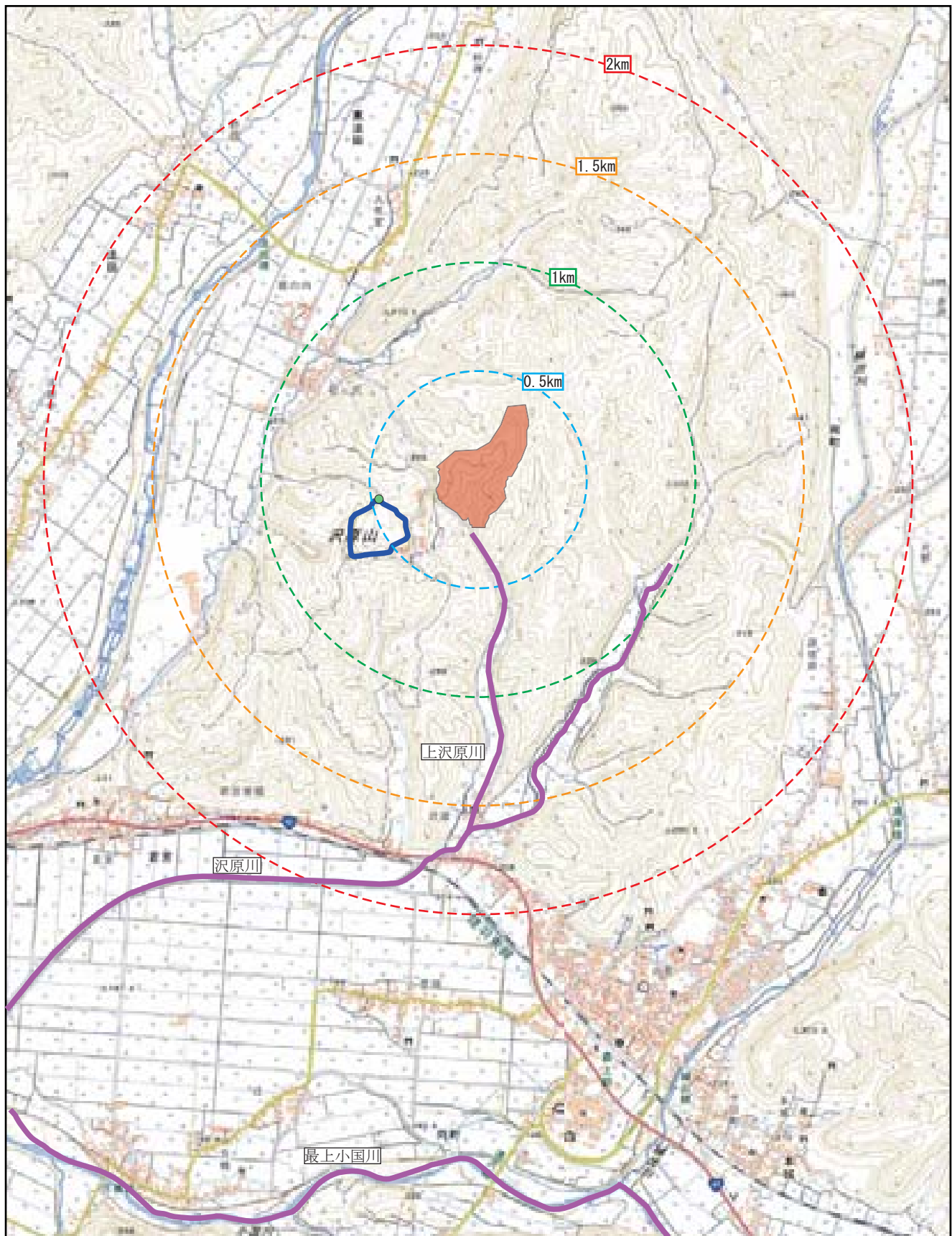
No.	項目	単位	2025年		基準値 ^{注1)}	適・不適
			5月9日	11月19日		
1	アルキル水銀	mg/L	不検出	不検出	検出されないこと	○
2	総水銀	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005以下	○
3	カドミウム	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	○
4	鉛	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.01以下	○
5	六価クロム	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.02以下	○
6	砒素	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.01以下	○
7	全シアン	mg/L	不検出	不検出	検出されないこと	○
8	P C B	mg/L	不検出	不検出	検出されないこと	○
9	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.01以下	○
10	テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.01以下	○
11	ジクロロメタン	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.02以下	○
12	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	○
13	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0005	0.0004未満	0.004以下	○
14	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.1以下	○
15	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.04以下	○
16	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	1以下	○
17	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006未満	0.0006未満	0.006以下	○
18	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	○
19	チウラム	mg/L	0.0006未満	0.0006未満	0.006以下	○
20	シマジン	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	○
21	チオベンカルブ	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.02以下	○
22	ベンゼン	mg/L	0.001	0.001	0.01以下	○
23	セレン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.01以下	○
24	1,4-ジオキサン	mg/L	0.006	0.005未満	0.05以下	○
25	クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	○

注1) 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」
(公布日：昭和52年3月14日 総理府・厚生省令第1号/最終改正日：令和8年4月1日 環境省令第7号)別表第二
出典：「計量証明書」(株式会社 最上クリーンセンター資料)

表 4.3.5 最上小国川における水質調査結果

No.	項目		単位	測定値	環境基準値	適・不適
1	水素イオン濃度 (pH)	最大値	—	8.1	8.5以下	○
		最小値	—	7.5	6.5以上	○
2	生物化学的酸素要求量 (BOD)	75%値	mg/L	0.6	2以下	○
		年間値	mg/L	0.6	—	—
		最大値	mg/L	1.0	—	—
		最小値	mg/L	0.5未満	—	—
3	浮遊粒子状物質 (SS)	年間値	mg/L	11	25以下	○
		最大値	mg/L	98	—	—
		最小値	mg/L	1	—	—

出典：水環境総合サイト2024年度 HP閲覧(環境省)
<https://water-pub.env.go.jp/water-pub/mizu-site/>



【凡例】

- : 事業実施想定区域
- : 既存処分場埋立区域
- : 既存処分場の浸透水調査地点
- : 浸透水流出先河川

出典：国土数値情報ダウンロードサイト（国土交通省）
[\(https://nlftp.mlit.go.jp/\)](https://nlftp.mlit.go.jp/)



縮尺：1/25,000

0m 250m 500m 750m 1000m

図 4.3.3 事業実施想定区域周辺の河川及び既存処分場の浸透水調査地点

2) 予測

(1) 予測方法

計画地からの雨水・浸透水の流出先の小沢原川、沢原川及び最上小国川への影響について、既往調査結果も含め、水質の変化の程度を定性的に予測した。

(2) 予測地域

調査地域と同様とした。

(3) 予測結果

計画されている処分場は、「安定型最終処分場」であり、有害物や有機物等が付着していない廃プラスチック類やがれき類等（安定型産業廃棄物）を埋立処分の対象としている。

また、沈砂池により土砂流出を防ぐほか、沈砂池に流入する浸透水の水質は、既存処分場の浸透水と同程度と考えられることから、供用後の流出先の河川への影響は、現在と同程度と考えられる。

以上のことから、事業実施想定区域から雨水・浸透水の流出による小沢原川等の河川の水質は、流出水の影響により環境基準及び農業用水基準（水稻）を超えることはないと予測した。

3) 評価

(1) 評価方法

予測結果を基に、重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるかを評価した。

(2) 評価結果

計画されている処分場は、「安定型最終処分場」であり、有害物や有機物等が付着していない廃プラスチック類やがれき類等（安定型産業廃棄物）を埋立処分の対象としている。

また、沈砂池により土砂流出を防ぐほか、沈砂池に流入する浸透水の水質は、既存処分場の浸透水と同程度と考えられることから、流出先の河川への重大な影響はないと評価した。

4.3.6 植物

1) 調査

(1) 調査方法

植物及び植物群落の分布状況について、文献及びその他の資料により調査した。

(2) 調査地域

事業実施想定区域及びその周辺とした。

(3) 調査結果

①重要な植物種の分布状況

植物の重要な種の選定基準は、表 4.3.6 (1) ～(3)のとおりである。

この選定基準に基づいて文献およびその他の資料により確認された重要種は、表 4.3.7

(1) ～(5)のとおり、75 科 246 種であった。

②重要な植物群落の分布状況

「3.1.6 植物、動物及び生態系」「1) 植物の生育及び分布の状況」の「(3) 重要な植物種及び植物群落の分布」に記載のとおり、事業実施想定区域及びその周辺に特定植物群落などの重要な植物群落は確認されていない。

また、「植物群落レッドデータ・ブック」(平成 8 年 NACS-J, WWF Japan) には、13 件が掲載されているが、詳細な位置情報は公表されていない。事業実施想定区域周辺には、植生自然度 10 及び植生自然度 9 に該当する植生が分布しているが、事業実施想定区域内に分布していない。

表 4.3.6(1) 植物の重要な種及び重要な群落の選定基準

選定基準		カテゴリー	文献その他の資料	重要種	重要群落
I	「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)、「山形県文化財保護条例」(昭和30年山形県条例第27号)、最上町文化財保護条例(昭和51年条例第24号)	特天：国指定特別天然記念物 国天：国指定天然記念物 県天：山形県指定天然記念物 最天：最上町指定天然記念物	「国指定文化財等データベース」(令和7年6月閲覧 文化庁HP)、「文化財」(令和7年6月閲覧 山形県HP)、「歴史・自然・観光」(令和7年6月閲覧 最上町HP)	○	
II	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号)に基づく国内希少野生動植物	国内：国内希少野生動植物種 国際：国際希少野生動植物種 緊急：緊急指定種	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則」(平成5年総理府令第9号)	○	
III	「環境省レッドリスト2025」(令和7年 環境省)の掲載種	EX：絶滅…我が国ではすでに絶滅したと考えられる種 EW：野生絶滅…飼育・栽培下でのみ存続している種 CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類…絶滅の危機に瀕している種(現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの) CR：絶滅危惧ⅠA類…ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの EN：絶滅危惧ⅠB類…ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの VU：絶滅危惧Ⅱ類…絶滅の危険が増大している種(現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの) NT：準絶滅危惧…存続基盤が脆弱な種(現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種) DD：情報不足…評価するだけの情報が不足している種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群…地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの	「環境省報道発表資料環境省レッドリスト2025の公表について」(令和7年6月閲覧 環境省HP)	○	

表 4.3.6(2) 植物の重要な種及び重要な群落の選定基準

選定基準		カテゴリー	文献その他の資料	重要種	重要群落
IV	「レッドデータブックやまがた 絶滅危惧野生植物 (2013年改訂版)」(平成26年 山形県)の掲載種	EX : 絶滅…我が国ではすでに絶滅したと考えられる種 EW : 野生絶滅…飼育・栽培下でのみ存続している種 CR+EN : 絶滅危惧Ⅰ類…絶滅の危機に瀕している種(現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの) CR : 絶滅危惧ⅠA類…ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの EN : 絶滅危惧ⅠB類…ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの VU : 絶滅危惧Ⅱ類…絶滅の危険が増大している種(現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの) NT : 準絶滅危惧…存続基盤が脆弱な種(現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種) DD : 情報不足…評価するだけの情報が不足している種 LP : 絶滅のおそれのある地域個体群…地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの	「レッドデータブックやまがた 絶滅危惧野生植物 (2013年改訂版)」(平成26年 山形県) 「新山形県野生植物目録 2019」(令和元年 フロラ山形)	○	
		植物群落の危急度 a : 植物群落もしくは植物個体群は壊滅状態に近い。自然回復の限界を超えている。 b : 適切な管理を欠く。植物群落もしくは植物個体群の状況は厳しい。現状のまま推移すれば荒廃は進行する。積極的な保全対策が望まれる。 c : 良好な部分もあるが、車道、スキー場、観光、農林施業などの規模の大きい開発が進み、全体として攪乱の兆候が進行している。人為的圧迫を排除すれば、自然回復は可能である。 d : 盗採のほか、歩道や小規模な施設の周辺部など一部に問題がある。全体として保護されている。人為的圧迫が増大しない限り、現状維持は可能である。 e : ごく一部を除いて良好な状態が維持されている。			○

表 4.3.6(3) 植物の重要な種及び重要な群落の選定基準

選定基準		カテゴリー	文献その他の資料	重要種	重要群落
V	「第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」(平成12年 環境庁)に掲載されている特定植物群	A : 原生林もしくはそれに近い自然林 B : 国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群 C : 比較的普通にみられるものであっても、南限・北限・隔離分布等分布限界になる産地にみられる植物群落または個体群 D : 砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの E : 郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの F : 過去において人工的に植栽されていたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの G : 乱獲、その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群 H : その他、学術上重要な植物群落	「第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」(平成12年 環境庁)		○
VI	「植物群落レッドデータ・ブック」(平成8年NACS-J, WWF Japan)に掲載の植物群落	4 : 緊急に対策必要 3 : 対策必要 2 : 破壊の危機 1 : 要注意	「植物群落レッドデータ・ブック」(平成8年NACS-J, WWF Japan)		○
VII	「1/2.5万 植生図を基にした植生自然度について」(平成28年 環境省)に掲載の植生自然度10及び植生自然度9の植生	植生自然度10 : 自然草原(山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区) 植生自然度9 : 自然林(エゾマツ・トドマツ群集、ブナ群落等、自然植生のうち低木林、高木林の植物社会を形成する地区)	「1/2.5万 植生図を基にした植生自然度について」(平成28年 環境省)		○

表 4.3.7(1) 重要な植物種

No.	分類	科名	種名	選定基準			
				I	II	III	IV
1	シダ植物	ヒカゲノカズラ	スギラン			VU	CR
2			ヤチスギラン				VU
3			チシマヒカゲノカズラ			EN	CR
4		イワヒバ	イワヒバ				VU
5		ミズニラ	ヒメミズニラ			NT	VU
6			ミズニラ			NT	VU
7		トクサ	トクサ				VU
8			イヌドクサ(カワラドクサ)				VU
9		コケシノブ	ウチワゴケ				EN
10		デンジソウ	デンジソウ			VU	CR
11		サンショウモ	オオアカウキクサ			EN	EN
12			サンショウモ			VU	VU
13		イノモトソウ	リシリシノブ			NT	EN
14		チャセンシダ	クモノスシダ				VU
15		イワヤシダ	イワヤシダ				EN
16		オシダ	ミサキカグマ				EN
17			ニオイシダ				CR
18		シノブ	シノブ				VU
19		ウラボシ	ヒメノキシノブ				EN
20			カラクサシダ				VU
21			イワオモダカ				CR
22			ビロードシダ				EN
23	被子植物	ドクダミ	ハンゲショウ				EN
24	基部被子植物	ウマノスズクサ	ミチノクサイシン			VU	EN
25			コシノカンアオイ			NT	NT
26	被子植物 単子葉植物	サトイモ	ヒトツバテンナンショウ				CR
27			ナベクラザゼンソウ			VU	VU
28		チシマゼキシノウ	チャボゼキシノウ				VU
29		オモダカ	サジオモダカ				VU
30			マルバオモダカ			VU	EN
31			アギナシ			NT	NT
32			ウリカワ				EN
33		トチカガミ	スブタ			VU	CR
34			ヤナギスブタ				VU
35			クロモ				NT
36			トチカガミ			NT	EN
37			イトトリゲモ			NT	VU
38			ホッスモ				NT
39			イトイバラモ			VU	CR
40			ミズオオバコ			VU	EN
41		ヒルムシロ	イトモ			NT	NT
42			エゾヤナギモ				CR
43			エゾノヒルムシロ				EN
44			センニンモ				VU
45		シュロソウ	クルマバツクバネソウ				VU
46		ユリ	ヤマスカシユリ			NT	VU
47			ヒメサユリ(オトメユリ)			NT	VU
48		ラン	コアニチドリ			VU	EN
49			エビネ			NT	EN
50			キンセイラン			VU	CR
51			ナツエビネ			VU	CR
52			サルメンエビネ			VU	CR
53			ギンラン				EN
54			キンラン			VU	CR
55			ユウシュンラン			VU	EN
56			トケンラン			VU	EN

表 4.3.7(2) 重要な植物種

No.	分類	科名	種名	選定基準			
				I	II	III	IV
57	被子植物 単子葉植物	ラン	クマガイソウ			VU	EN
58			イチヨウラン				CR
59			サワラン(アサヒラン)				EN
60			エゾスズラン(アオスズラン)				CR
61			カキラン				NT
62			ヒロハツリシュスラン			EN	CR
63			オオミズトンボ			EN	CR
64			ミズトンボ			VU	EN
65			ムカゴソウ			EN	EX
66			ハクウンラン				CR
67			ギボウシラン			EN	CR
68			フガクスズムシソウ			VU	CR
69			セイタカスズムシソウ				CR
70			スズムシソウ				CR
71			サギソウ			NT	CR
72			ミズチドリ				VU
73			イイヌマムカゴ			EN	CR
74			ツレサギソウ				CR
75			ハシナガヤマサギソウ				EN
76			マイサギソウ				EN
77			ヤマサギソウ				EN
78			ガッサンチドリ			EN	CR
79			トキソウ			NT	VU
80			ヤマトキソウ				VU
81			ヒナチドリ			VU	CR
82			ウチョウラン			VU	CR
83			ヒメツボクロ				CR
84		アヤメ	ヒメシャガ			NT	NT
85			カキツバタ			NT	NT
86		ヒガンバナ	シロウマアサツキ			NT	VU
87		ガマ	エゾミクリ				EN
88			ミクリ			NT	NT
89			タマミクリ			NT	EN
90			ホソバタマミクリ				VU
91			ナガエミクリ			NT	NT
92			ヒメミクリ			VU	VU
93		ホシクサ	ホシクサ				CR
94		カヤツリグサ	ハクサンスゲ				EN
95			ヤマアゼスゲ				EN
96			ホソバヒカゲスゲ				VU
97			オタルスゲ(ヒメテキリスゲ)				EN
98			シラコスゲ				VU
99			オオカワズスゲ				VU
100			オニナルコスゲ				NT
101			サギスゲ				VU
102			セイタカハリイ				CR
103			エゾハリイ				CR
104		イネ	ツルアブラガヤ				NT
105			コシンジュガヤ				EN
106			ヒナザサ			NT	CR
107		ササ亜連	ヒメウキガヤ				VU
108			カラフトドジョウツナギ				VU
109			オゼザサ(イワテザサ)				VU
110	被子植物	ケシ	ナガミノツルケマン(ナガミノツルキケマン)			NT	NT
111	真正双子葉類		オサバグサ				VU
112		メギ	トガクシソウ(トガクシショウマ)			NT	VU

表 4.3.7(3) 重要な植物種

No.	分類	科名	種名	選定基準			
				I	II	III	IV
113	被子植物 真正双子葉類	メギ	シロバナトガクシソウ(シロバナトガクシショウマ)			NT	VU
114		キンポウゲ	ガッサントリカブト			VU	VU
115			ワガトリカブト			VU	CR
116			エゾイチゲ				EN
117			カザグルマ			NT	CR
118			ムラサキボタンヅル				CR
119			セリバオウレン				VU
120			オオミスミソウ			NT	NT
121			オキナグサ			VU	CR
122			バイカモ				NT
123			タガラシ				VU
124		ボタン	ヤマシャクヤク			EN	EN
125		スグリ	ヤシャビシャク			NT	VU
126			コマガタケスグリ				EN
127			エゾスグリ				EN
128		ユキノシタ	シコタンソウ				EN
129		ベンケイソウ	アオノイワレンゲ				VU
130		タコノアシ	タコノアシ			NT	VU
131		アリノトウグサ	ホザキノフサモ				NT
132			タチモ			NT	VU
133		マメ	コマツナギ				VU
134			レンリソウ				CR
135			イヌハギ			VU	VU
136		ヒメハギ	ヒメノキンチャク			EN	
137		イラクサ	ヤマミズ				VU
138		バラ	キンロバイ			VU	CR
139			コキンバイ				VU
140			オオウラジロノキ				EN
141			ミツモトソウ				VU
142			ヒロハノカワラサイコ			VU	CR
143			エチゴツルキジムシロ				VU
144			タカネバラ				EN
145			サナギイチゴ			VU	VU
146		カバノキ	ハシバミ				VU
147			アサダ				VU
148		ウリ	ゴキヅル				VU
149		ニシキギ	オオツリバナ				CR
150		ヤナギ	ドロノキ(デロ)				VU
151			トカチヤナギ(オオバヤナギ)				NT
152			ユビソヤナギ			VU	VU
153			エゾノキヌヤナギ				EN
154		スマレ	エイザンスミレ(エゾスマレ)				VU
155			サクラスマレ				CR
156			マルバスマレ				CR
157			ニオイタチツボスマレ				VU
158			シロスマレ(シロバナスマレ)				EN
159		オトギリソウ	トモエソウ				VU
160		フロウソウ	タカネグンナイフウロ				CR
161		ミソハギ	ミズマツバ			VU	EN
162			ミズキカシグサ			VU	CR
163			ヒメビシ			VU	CR
164		アカバナ	ヤナギラン				EN
165		ジンチョウゲ	ナニワズ				VU
166		アブラナ	ヒロハコンロンソウ				VU
167			オオユリワサビ				VU
168			ハタザオ				EN

表 4. 3. 7(4) 重要な植物種

No.	分類	科名	種名	選定基準			
				I	II	III	IV
169	被子植物 真正双子葉類	オオバヤドリギ	ホザキヤドリギ				VU
170		タデ	エゾイブキトラノオ				VU
171			ヤナギヌカボ				EN
172			ボントクタデ				CR
173			ヌカボタデ			VU	EN
174			ノダイオウ			VU	VU
175		ナデシコ	シラオイハコベ(エゾフスマ)				CR
176		サクラソウ	ギンレイカ(ミヤマタゴボウ)				CR
177			ヤナギトラノオ				VU
178			ユキワリコザクラ				CR
179			ハイハマボッサ			NT	NT
180		ツツジ	イワヒゲ				EN
181			ベニバナイチヤクソウ				VU
182			アズマシクナゲ(シクナゲ)				NT
183		アカネ	フタバムグラ				VU
184		リンドウ	リンドウ				VU
185			ホソバツルリンドウ			VU	CR
186			アケボノソウ				NT
187			イヌセンブリ			VU	CR
188			テングノコヅチ			NT	VU
189		マチン	アイナエ				CR
190		キョウチクトウ	チョウジソウ			NT	VU
191			フナバラソウ			VU	CR
192			コカモメヅル				CR
193			スズサイコ			NT	VU
194		ヒルガオ	マメダオシ			CR	CR
195		ムラサキ	ムラサキ			EN	CR
196		オオバコ	ミズハコベ				VU
197			マルバノサワトウガラシ			VU	VU
198			アブノメ				CR
199			キクモ				VU
200			ヒヨクソウ				CR
201			エゾルリトラノオ				EX
202			ヤマルリトラノオ				VU
203			ミヤマクワガタ				VU
204			ミチノククワガタ				VU
205		シソ	コムラサキ				CR
206			ムシャリンドウ			VU	EX
207			メハジキ(ヤクモソウ)				CR
208			キセワタ			VU	CR
209			ヤマジソ			NT	EX
210			ミヤマタムラソウ				EN
211			デワノタツナミソウ				EN
212			テイネニガクサ			NT	EN
213			カリガネソウ				EN
214		ハマウツボ	ナンバンギセル				EX
215			オオナンバンギセル				EN
216			ハマウツボ(オカウツボ)			VU	CR
217			ミヤマシオガマ				EN
218			キヨスミウツボ				CR
219			ヒキヨモギ				CR
220		タヌキモ	イヌタヌキモ			NT	NT
221			ミミカキグサ				VU
222			ホザキノミミカキグサ				VU
223			ヒメタヌキモ			VU	NT
224			ムササキミミカキグサ			NT	VU

表 4.3.7(5) 重要な植物種

No.	分類	科名	種名	選定基準			
				I	II	III	IV
225	被子植物 真正双子葉類	タヌキモ	タヌキモ(イヌタヌキモ×オオタヌキモ)			NT	
226		モチノキ	オクノフウリンウメモドキ				EN
227		キキョウ	キキョウ			VU	EN
228		キク	ヤマノコギリソウ				CR
229			ヒメシオン				CR
230			エゾノタウコギ				VU
231			イワインチン				VU
232			モリアザミ				CR
233			ウゼンアザミ				VU
234			アズマギク				EN
235			カワラニガナ			NT	EN
236			ムラサキニガナ(ケムラサキニガナ)				VU
237			ミヤマキタアザミ			VU	EN
238			ヒメヒゴタイ			VU	CR
239			アオヤギバナ				VU
240			キビシロタンポポ(オクウスギタンポポ)				VU
241		セリ	ホタルサイコ				VU
242			ムカゴニンジン				VU
243		ガマズミ	レンブクソウ				VU
244			ソクズ(クサニワトコ)				VU
245		スイカズラ	ナベナ				VU
246			オミナエシ				VU

2) 予測

(1) 予測方法

文献及びその他の資料調査から、事業実施想定区域及びその周辺の各種の生育環境の有無を整理した。これらを踏まえ、最終処分場の存在及び供用による生育環境の変化に伴う影響について予測した。

(2) 予測地域

調査地域と同様とした。

(3) 予測結果

文献及びその他の資料による現存植生図と事業実施想定区域の重ね合わせを行った結果は図 4.3.4(1)～(2)に示すとおりであり、現存植生図の凡例は表 4.3.8 のとおりである。事業実施想定区域は、伐採跡地群落 (V) 及びスギ・ヒノキ・サワラ植林であり、一部オクチョウジザクラ-コナラ群集である。

①重要な植物種

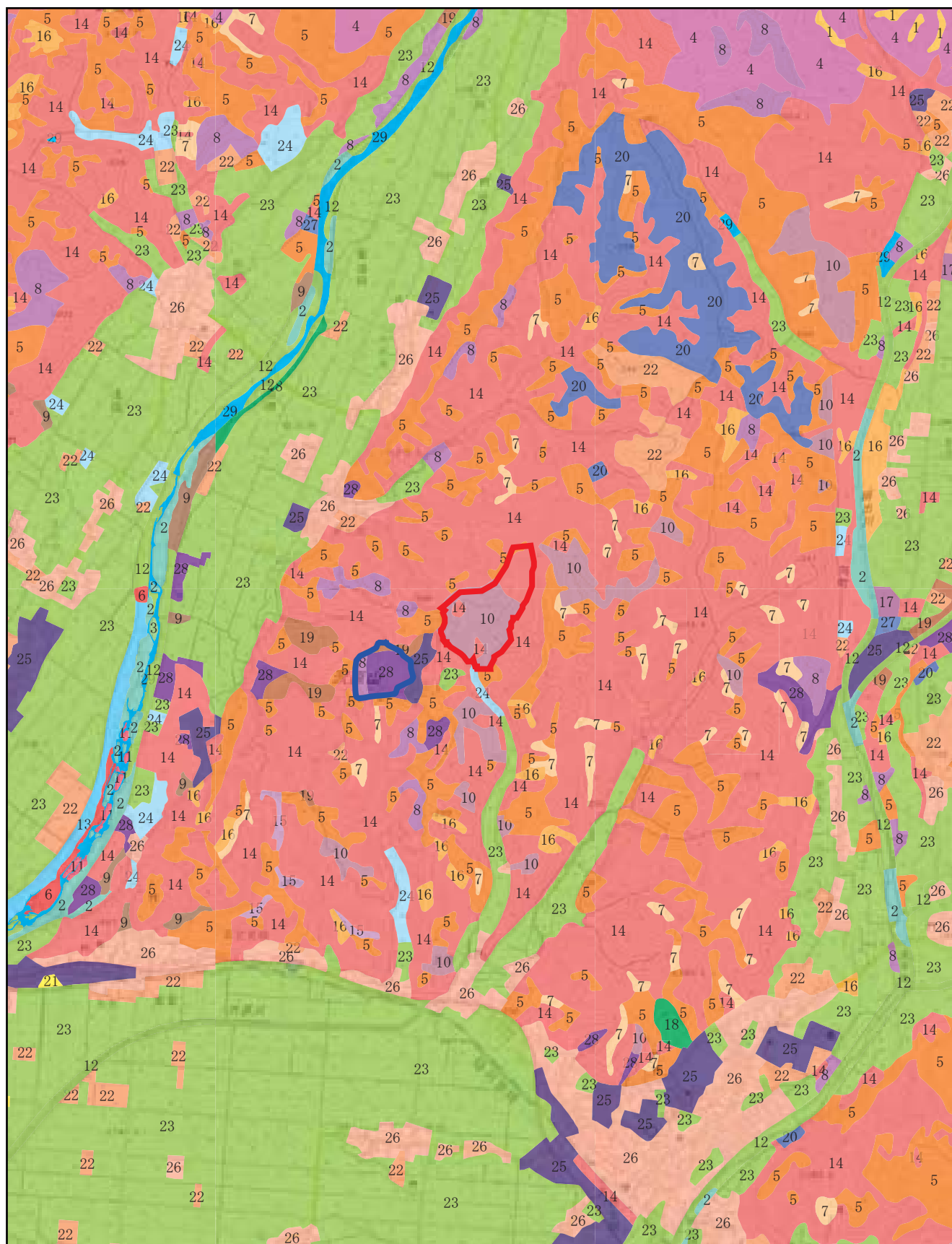
重要な種について、最終処分場の存在及び供用による生育環境の変化に伴う環境を予測した。

予測結果は、表 4.3.9 に示すとおりである。

事業実施想定区域の生育環境は、主に樹林環境と草地・低木林環境となっている。

②重要な植物群落

事業実施想定区域内には、特定植物等の重要な植物群落が存在しないため、最終処分場の存在及び供用による生育環境の変化はないと予測した。



凡例

 : 事業実施想定区域

 : 既存処分場埋立区域

* 植生図の凡例は、表 4.3.8 参照

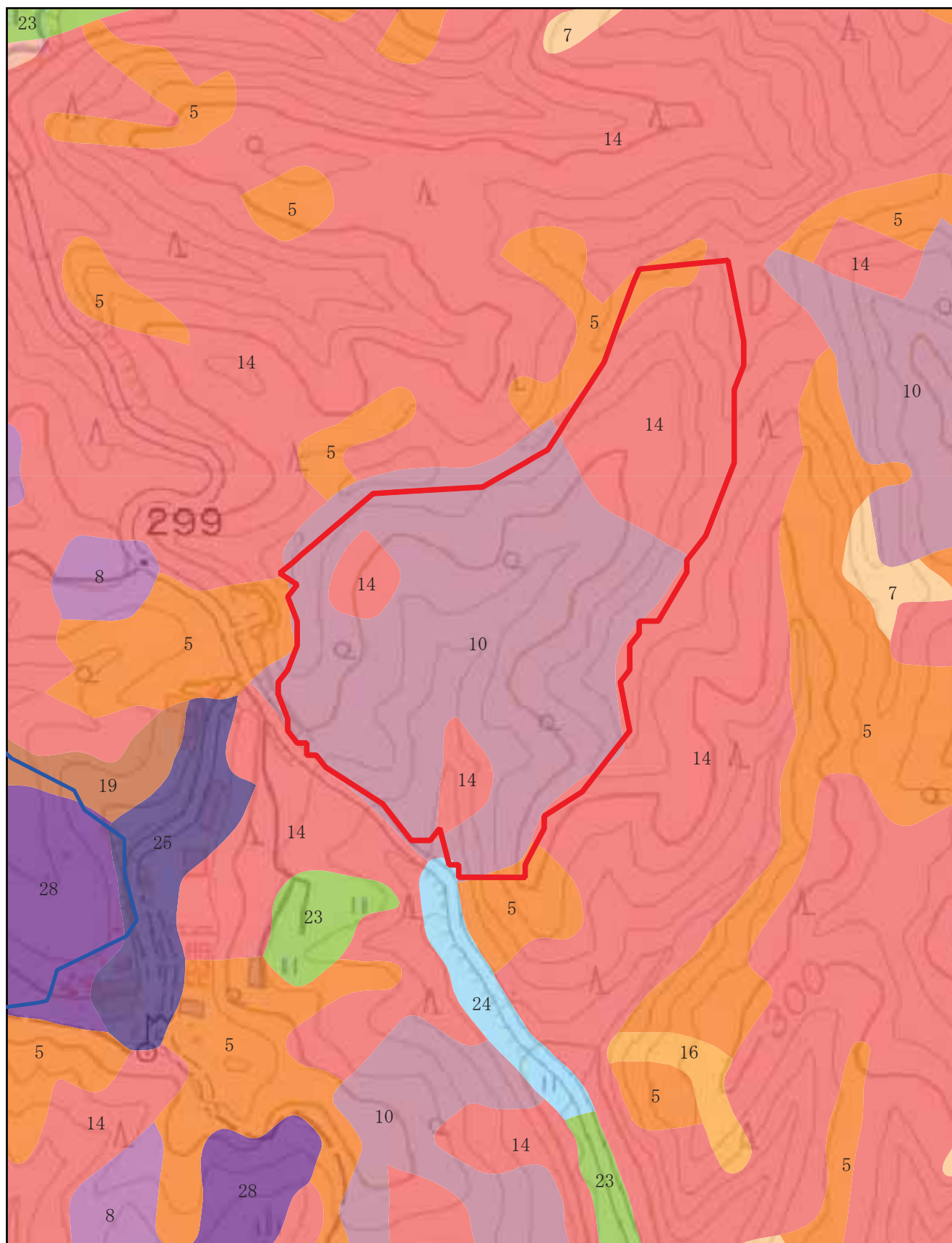
出典：環境省自然環境局生物多様性センター HP 植生自然度調査 第6回、第7回
<https://www.biodic.go.jp/>

縮尺：1/25,000

0m 250m 500m 750m 1000m

図 4.3.4(1)

事業実施想定区域周辺の既存植生図



凡例

 : 事業実施想定区域

 : 既存処分場埋立区域

* 植生図の凡例は、表 4.3.8 参照

出典：環境省自然環境局生物多様性センター HP 植生自然度調査 第 6 回、第 7 回
<https://www.biodic.go.jp/>

縮尺：1/5,000

0m 25m 50m 75m 100m

図 4.3.4(2) 事業実施想定区域
 周辺の現存植生図（詳細図）

表 4.3.8 現存植生図凡例

凡例番号	凡例コードと凡例名	植生 自然度
1	150100 アカマツ群落 (IV)	9
2	180100 ヤナギ高木群落 (IV)	9
3	180200 ヤナギ低木群落 (IV)	9
4	220103 オオバクロモジミズナラ群集	7
5	220501 オクチョウジザクラコナラ群集	7
6	221200 オニグルミ群落 (V)	7
7	230100 アカマツ群落 (V)	7
8	240102 タニウツギノリウツギ群落	5
9	250200 ススキ群団 (V)	5
10	260000 伐採跡地群落 (V)	4
11	470400 ヨシクラス	10
12	470501 ツルヨシ群集	10
13	470502 オギ群集	10
14	540100 スギ・ヒノキ・サワラ植林	6
15	540200 アカマツ植林	6
16	540700 カラマツ植林	6
17	560100 ゴルフ場・芝地	4
18	560200 牧草地	2
19	570100 路傍・空地雑草群落	4
20	570101 放棄畑雑草群落	4
21	570200 果樹園	3
22	570300 畑雑草群落	2
23	570400 水田雑草群落	2
24	570500 放棄水田雑草群落	4
25	580100 市街地	1
26	580101 緑の多い住宅地	2
27	580200 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等	3
28	580400 造成地	1
29	580600 開放水域	

*「自然環境調査 Web-GIS 調査情報ダウンロード 調査ブロック別凡例一覧表」より抜粋

表 4.3.9 植物の重要な種への影響の予測結果

主な生育環境	種名	影響の予測結果
樹林	スギラン、チシマヒカゲノカズラ、ウチワゴケ、リシリシノブ、クモノスシダ、イワヤシダ、ニオイシダ、シノブ、ヒメノキシノブ、カラクサシダ、ビロードシダ、ミチノクサイシン、コシノカンアオイ、ヒトツバテンナンショウ、クルマバツクバネソウ、コアニチドリ、エビネ、キンセイラン、ナツエビネ、サルメンエビネ、ギンラン、キンラン、ユウシュンラン、トケンラン、クマガイソウ、イチヨウラン、エゾスズラン(アオスズラン)、カキラン、ヒロハツリシュスラン、ムカゴソウ、ハクウンラン、フガクスズムシソウ、セイタカスズムシソウ、スズムシソウ、ヒメツボクロ、ヒメシャガ、ヤマアゼスゲ、ホソバヒカゲスゲ、オタルスゲ(ヒメテクリスゲ)、シラコスゲ、サギスゲ、ヒナザサ、オゼザサ(イワテザサ)、オサバグサ、トガクシソウ(トガクシショウマ)、シロバナトガクシソウ(シロバナトガクシショウマ)、エゾイチゲ、カザグルマ、ムラサキボタンヅル、セリバオウレン、オオミスミソウ、ヤマシャクヤク、ヤシャビシヤク、エゾスグリ、ヒメノキンチャク、ヤマミズ、オオウラジロノキ、ハシバミ、アサダ、ゴキヅル、オオツリバナ、ドロノキ(デロ)、トカチヤナギ(オオバヤナギ)、ユビソヤナギ、エゾノキヌヤナギ、エイザンスミレ(エゾスミレ)、サクラスミレ、マルバスミレ、ニオイタチツボスミレ、シロスミレ(シロバナスミレ)、ナニワズ、ヒロハコンロンソウ、オオユリワサビ、ホザキヤドリギ、シラオイハコベ(エゾフスマ)、ギンレイカ(ミヤマタゴボウ)、ベニバナイチヤクソウ、アズマシャクナゲ(シャクナゲ)、フタバムグラ、ホソバツルリンドウ、テングノコヅチ、コカモメヅル、ヤマリトラノオ、ミヤマクワガタ、ミチノククワガタ、コムラサキ、ヤマジソ、デワノタツナミソウ、テイネニガクサ、カリガネソウ、ナンパンギセル、オオナンパンギセル、キヨスミウツボ、オクノフウリンウメモドキ、エゾノタウコギ、モリアザミ、ウゼンアザミ、アオヤギバナ、ムカゴニンジン、レンブクソウ (100種)	事業実施想定区域内に主な生育環境が存在し、その一部が改変される可能性があることから、生育環境が変化する可能性があるとして予測した。
草地、耕作地、路傍など	ミサキカグマ、ヤマスカシユリ、ヒメサユリ(オトメユリ)、ギボウシラン、ヤマサギソウ、ガッサンチドリ、ヒナチドリ、ハクサンスゲ、ツルアブラガヤ、コシンジュガヤ、ナガミノツルケマン(ナガミノツルキケマン)、ガッサントリカブト、ワガトリカブト、オキナグサ、コマガタケスグリ、コマツナギ、レンリソウ、イヌハギ、キンロバイ、コキンバイ、ミツモトソウ、ヒロハノカワラサイコ、エチゴツルキジムシロ、タカネバラ、サナギイチゴ、トモエソウ、タカネゲンナイフウロ、ヤナギラン、ハタザオ、エゾイブキトラノオ、ノダイオウ、ヤナギトラノオ、リンドウ、アケボノソウ、イヌセンブリ、スズサイコ、マメダオシ、ムラサキ、メハジキ(ヤクモソウ)、キセワタ、ミヤマタムラソウ、ミヤマシオガマ、ヒキヨモギ、キキョウ、ヤマノコギリソウ、ヒメシオン、アズマギク、カワラニガナ、ムラサキニガナ(ケムラサキニガナ)、ミヤマキタアザミ、ヒメヒゴタイ、キビシロタンポポ(オクウスギタンポポ)、ホタルサイコ、ナベナ、オミナエシ (55種)	
水辺(河川、湖沼、池沼など)、湿地	ヤチスギラン、ヒメミズニラ、ミズニラ、トクサ、イヌドクサ(カワラドクサ)、デンジソウ、オオアカウキクサ、サンショウモ、イワオモダカ、ハンゲショウ、ナベクラザゼンソウ、サジオモダカ、マルバオモダカ、アギナシ、ウリカワ、スブタ、ヤナギスブタ、クロモ、トチカガミ、イトトリゲモ、ホッスモ、イトイバラモ、ミズオオバコ、イトモ、エゾヤナギモ、エゾノヒルムシロ、センニンモ、サワラン(アサヒラン)、オオミズトンボ、ミズトンボ、サギソウ、ミズチドリ、イイヌマムカゴ、ツレサギソウ、ハシナガヤマサギソウ、マイサギソウ、トキシソウ、ヤマトキシソウ、カキツバタ、エゾミクリ、ミクリ、タマミクリ、ホソバタマミクリ、ナガエミクリ、ヒメミクリ、ホシクサ、オオカワズスゲ、オニナルコスゲ、セイタカハリイ、エゾハリイ、ヒメウキガヤ、カラフトドジョウツナギ、バイカモ、タガラシ、タコノアシ、ホザキノフサモ、タチモ、ミズマツバ、ミズキカシグサ、ヒメビシ、ヤナギヌカボ、ボントクタデ、ヌカボタデ、アイナエ、チョウジソウ、フナバラソウ、ミズハコベ、マルバノサワトウガラシ、アブノメ、キクモ、ヒヨクソウ、エゾリトラノオ、ムシヤリンドウ、イヌタヌキモ、ミミカキグサ、ホザキノミミカキグサ、ヒメタヌキモ、ムササキミミカキグサ、タヌキモ(イヌタヌキモ×オオタヌキモ)、ソクズ(クサニワトコ) (80種)	事業実施想定区域内に主な生育環境が存在しないこと、施設からの流出水が河川等の水質を悪化させないと考えられることから、生育環境の変化はないとして予測した。
その他(岩場、風穴等)、(高山、海岸など)	イワヒバ、チャボゼキシソウ、ウチヨウラン、シロウマアサツキ、シコタンソウ、アオノイワレンゲ、ユキワリコザクラ、ハイハマボッス、イワヒゲ、ハマウツボ(オカウツボ)、イワインチン (11種)	事業実施想定区域に主な生育環境が存在しないことから、生育環境の変化はないとして予測した。

3) 評価

(1) 評価方法

予測結果を基に、最終処分場の存在及び供用が植物の重要な種及び重要な群落に与える影響を評価した。

(2) 評価結果

文献及びその他の資料により抽出された重要な植物種のうち、樹林、草地・耕作地・路傍などを主な生育環境とする重要な種については、その一部が最終処分場の存在及び供用により改変される可能性があることから、生育環境の変化に伴う影響が生じる可能性があるとして評価した。

水辺や水域・湿地等を主な生育環境とする重要な種については、事業実施想定区域内に主な生育環境が存在しないこと、施設からの流出水が河川等の水質を悪化させないと考えられることから、重大な影響はないと評価した。

その他（岩場・風穴等）・高山・海岸などを主な生育環境とする重要な種については、事業実施想定区域内に主な生育環境が存在しないことから、最終処分場の存在及び供用による影響はないと評価した。

また、重要な植物群落については、事業実施想定区域内に特定植物群落等の重要な植物群落が存在しないため、最終処分場の存在及び供用による重大な影響はないと評価した。

なお、最終処分場の存在及び供用により影響が生じる可能性があるとして評価された事項については、以下に示す事項に留意することにより、重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であると評価した。

- ・周辺の地形を利用しながら、可能な限り土地造成面積、伐採面積を小さくする。
- ・土地の改変による濁水等の流出が生じないような計画や工法について検討し、生育環境への影響の低減を図る。
- ・植物の生育状況を現地調査等により把握し、また、重要な種への影響の程度を適切に予測し、必要に応じて環境保全措置を検討する。

4.3.7 動物

1) 調査

(1) 調査方法

動物の生息状況について、文献及びその他の資料により調査した。

(2) 調査地域

調査地域は、事業実施想定区域及びその周辺とした。

(3) 調査結果

①重要な種の分布状況

動物の重要な種の選定基準は、表 4.3.10 のとおりである。

この選定基準に基づいて文献及びその他の資料により確認された重要種は、表 4.3.11～表 4.3.18 のとおり、哺乳類 10 種、鳥類 72 種、爬虫類 4 種、両生類 9 種、昆虫類 77 種、魚類 20 種、陸産貝 2 種及び底生動物 5 種の合計 199 種が確認されている。

②動物の注目すべき生息地

事業実施想定区域及びその周辺には、動物の注目すべき生息地はない。

表 4.3.10 動物の重要な種の選定基準

選定基準		カテゴリー	文献その他の資料
I	「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)、「山形県文化財保護条例」(昭和30年山形県条例第27号)、最上町文化財保護条例(昭和51年条例第24号)	特天：国指定特別天然記念物 国天：国指定天然記念物 県天：山形県指定天然記念物 最天：最上町指定天然記念物	「国指定文化財等データベース」(令和6年2月閲覧 文化庁HP)、「文化財」(令和6年2月閲覧 山形県HP)、「歴史・自然・観光」(令和7年6月閲覧 最上町HP)
II	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号)に基づく国内希少野生動植物種	国内：国内希少野生動植物種 国際：国際希少野生動植物種 緊急：緊急指定種	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則」(平成5年総理府令第9号)
III	「環境省レッドリスト2020」(令和2年 環境省)の掲載種	EX：絶滅…我が国ではすでに絶滅したと考えられる種 EW：野生絶滅…飼育・栽培下でのみ存続している種 CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類…絶滅の危機に瀕している種 (現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの) CR：絶滅危惧ⅠA類…ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの EN：絶滅危惧ⅠB類…ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの VU：絶滅危惧Ⅱ類…絶滅の危険が増大している種 (現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの) NT：準絶滅危惧…存続基盤が脆弱な種(現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種) DD：情報不足…評価するだけの情報が不足している種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群…地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの	「環境省報道発表資料環境省レッドリスト2020の公表について」(令和6年2月閲覧 環境省HP)
IV	「レッドデータブックやまがた 山形県の絶滅のおそれのある野生動物 2019年改訂版」(平成30年 山形県)の掲載種	EX：絶滅…過去に生育・生息したことが確認され、すでに絶滅したと考えられる種 EW：野生絶滅…飼育・栽培下でのみ存続している種 CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類…絶滅の危機に瀕している種 CR：絶滅危惧ⅠA類…ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの EN：絶滅危惧ⅠB類…ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの VU：絶滅危惧Ⅱ類…絶滅の危険が増大している種 NT：準絶滅危惧…存続基盤が脆弱な種 DD：情報不足…評価するだけの情報が不足している種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群…地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの	「レッドデータブックやまがた 山形県の絶滅のおそれのある野生動物 2019年改訂版」(平成30年 山形県)

表 4. 3. 11 文献調査における重要な哺乳類

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				I	II	III	IV
1	トガリネズミ型目	トガリネズミ科	シントウトガリネズミ				NT
2			カワネズミ				NT
3	食肉目	イタチ科	ホンドオコジョ			NT	NT
4		クマ科	ツキノワグマ		国際		
5	齧歯目	リス科	ニホンモモンガ				NT
6			ムササビ				NT
7		ネズミ科	ヤチネズミ				NT
8		ヤマネ科	ヤマネ	国天			NT
9	翼手目	ヒナコウモリ科	ヒメホウヒゲコウモリ				DD
10	鯨偶蹄目	ウシ科	カモシカ	特天			
計	5目	8科	10種	2種	1種	1種	8種

表 4. 3. 12(1) 文献調査における重要な鳥類

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				I	II	III	IV
1	タカ目	タカ科	イヌワシ	国天	国内	EN	CR
2			ハチクマ			NT	EN
3			ハイタカ			NT	EN
4			オオタカ			NT	EN
5			サシバ			VU	EN
6			クマタカ		国内	EN	EN
7			オジロワシ	国天	国内	VU	VU
8			チュウヒ		国内	EN	VU
9			ツミ				VU
10		ミサゴ科	ミサゴ			NT	VU
11	ブッポウソウ目	ブッポウソウ科	ブッポウソウ			EN	CR
12		カワセミ科	ヤマセミ				VU
13			アカショウビン				NT
14	ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ			NT	EN
15	フクロウ目	フクロウ科	コノハズク				EN
16			フクロウ				EN
17			アオバズク				VU
18			トラフズク				VU
19			オオコノハズク				DD
20	ペリカン目	サギ科	ヨシゴイ			NT	VU
21			ササゴイ				NT
22			アマサギ				NT
23			チュウダイサギ				NT
24			チュウサギ			NT	NT

表 4. 3. 12(2) 文献調査における重要な鳥類

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				I	II	III	IV
25	スズメ目	キバシリ科	キバシリ				EN
26		サンショウクイ科	サンショウクイ			VU	VU
27		カササギヒタキ科	サンコウチョウ				VU
28		カラス科	ホシガラス				VU
29		ヒバリ科	ヒバリ				VU
30		ヨシキリ科	コヨシキリ				VU
31			オオヨシキリ				NT
32		ヒタキ科	コマドリ				VU
33			トラツグミ				NT
34			アカハラ				NT
35			コルリ				NT
36			オオルリ				NT
37		イワヒバリ科	イワヒバリ				VU
38		セキレイ科	セグロセキレイ				VU
39		ホオジロ科	ホオアカ				VU
40			ノジコ			NT	NT
41		キクイタダキ科	キクイタダキ				NT
42		ムシクイ科	エゾムシクイ				NT
43			センダイムシクイ				NT
44	チドリ目	チドリ科	ケリ			DD	VU
45			コチドリ				NT
46		シギ科	オオジシギ			NT	VU
47			ホウロクシギ		国際	VU	VU
48			ツルシギ			VU	VU
49			アカアシシギ			VU	VU
50			ヤマシギ				NT
51			タカブシギ			VU	NT
52			ハマシギ			NT	NT
53			アオシギ				DD
54		セイタカシギ科	セイタカシギ			VU	NT
55		タマシギ科	タマシギ			VU	DD
56	ハヤブサ目	ハヤブサ科	ハヤブサ		国内	VU	VU
57			チゴハヤブサ				NT
58	キジ目	キジ科	ヤマドリ				NT
59			ウズラ			VU	DD
60	カモ目	カモ科	マガン	国天		NT	NT
61			オシドリ			DD	NT
62			トモエガモ	国天		VU	NT
63			ヒシクイ			VU	DD
64	カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ				NT
65			ハジロカイツブリ				NT
66	ハト目	ハト科	アオバト				NT
67	ツル目	クイナ科	バン				NT
68			クイナ				DD
69	カッコウ目	カッコウ科	カッコウ				NT
70	アマツバメ目	アマツバメ科	ハリオアマツバメ				NT
71	キツツキ目	キツツキ科	アリスイ				NT
72			オオアカゲラ				NT
計	16目	32科	72種	4種	6種	30種	72種

表 4.3.13 文献調査における重要な爬虫類

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				I	II	III	IV
1	有鱗目	ナミヘビ科	ヒバカリ				NT
2			シロマダラ				NT
3			ヤマカガシ				NT
4			ジムグリ				DD
計	1目	1科	4種	0種	0種	0種	4種

表 4.3.14 文献調査における重要な両生類

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				I	II	III	IV
1	無尾目	アカガエル科	ニホンアカガエル				EN
2			ツチガエル				NT
3			トノサマガエル			NT	NT
4		アオガエル科	モリアオガエル				NT
5	有尾目	サンショウウオ科	クロサンショウウオ			NT	NT
6			トウホクサンショウウオ			NT	NT
7			キタオウショウサンショウウオ				NT
8			バンダイハコネサンショウウオ			NT	NT
9		イモリ科	アカハライモリ			NT	NT
計	2目	4科	9種	0種	0種	5種	9種

表 4. 3. 15(1) 文献調査における重要な昆虫類

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				I	II	III	IV
1	トンボ目	ヤンマ科	カトリヤンマ				CR
2		サナエトンボ科	アオサナエ				EN
3			モイワサナエ				NT
4		トンボ科	マダラナニワトンボ			EN	EN
5			コノシメトンボ				EN
6			カオジロトンボ				VU
7			マイコアカネ				VU
8			ハッチョウトンボ				NT
9		イトトンボ科	セスジイトトンボ				NT
10			ルリイトトンボ				NT
11		モノサシトンボ科	アマゴイルリトンボ				NT
12		カワトンボ科	アオハダトンボ			NT	NT
13		エゾトンボ科	オオトラフトンボ				NT
14			トラフトンボ				NT
15	バッタ目	バッタ科	アカハネバッタ		国内	CR	CR
16			クルマバッタ				EN
17			イボバッタ				NT
18		マツムシ科	カヤコオロギ				VU
19	カメムシ目	アメンボ科	ババアメンボ			NT	CR
20			ハネナシアメンボ				NT
21		タイコウチ科	タイコウチ				VU
22			ミズカマキリ				NT
23			ヒメミズカマキリ				NT
24		ミズムシ科	ホッケミズムシ			NT	VU
25		マツモムシ科	キイロマツモムシ				NT
26		ナベブタムシ科	ナベブタムシ				NT
27	コウチュウ目	ゲンゴロウ科	マルコガタノゲンゴロウ		国内	CR	CR
28			ヒメケシゲンゴロウ			VU	NT
29			キベリマメゲンゴロウ			NT	NT
30			シマゲンゴロウ			NT	NT
31			クロゲンゴロウ			NT	NT
32			ゲンゴロウ			VU	NT

表 4. 3. 15(2) 文献調査における重要な昆虫類

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				I	II	III	IV
33	コウチュウ目	ミズスマシ科	コミズスマシ			EN	EN
34			コオナガミズスマシ			VU	NT
35			オナガミズスマシ				NT
36		ハンミョウ科	ホソハンミョウ			VU	VU
37		ハムシ科	キンイロネクイハムシ			NT	VU
38			オオルリハムシ			NT	VU
39			イネネクイハムシ				NT
40		オサムシ科	ヒメクロオサムシ				NT
41			アカガネオサムシ			VU	NT
42			セアカオサムシ			NT	NT
43			サクライクロナガゴミムシ				NT
44		コガシラミズムシ科	クロホシコガシラミズムシ			VU	NT
45			キイロコガシラミズムシ			VU	NT
46		ガムシ科	スジヒラタガムシ			NT	NT
47			ガムシ			NT	NT
48		クワガタムシ科	ネブトクワガタ				NT
49		コガネムシ科	オオチャイロハナムグリ			NT	NT
50			アカマダラコガネ(アカマダラハナムグリ)			DD	NT
51		カミキリムシ科	トラフカミキリ				NT
52			ヨツボシシロオビゴマフカミキリ				NT
53			コトラカミキリ			NT	NT
54			ルリカミキリ				NT
55	チョウ目	セセリチョウ科	チャマダラセセリ			EN	CR
56			ギンイチモンジセセリ			NT	EN
57			ミヤマチャバネセセリ				NT
58			スジグロチャバネセセリ			NT	NT
59		タテハチョウ科	キマダラモドキ			NT	CR
60			サトキマダラヒカゲ				VU
61			ウラギンスジヒョウモン			VU	NT
62			オオムラサキ			NT	NT
63			ベニヒカゲ			NT	NT
64		シロチョウ科	ヒメシロチョウ			EN	VU
65			スジボソヤマキチョウ				VU
66		アゲハチョウ科	ヒメギフチョウ			NT	NT
67			大石田のギフチョウ			VU	LP
68		シジミチョウ科	チョウセンアカシジミ	県天		VU	NT
69			ミヤマカラスシジミ				NT
70			クロシジミ			EN	NT
71			オオゴマシジミ			NT	NT
72			飛島のウラジロミドリシジミ				LP
73		シャクガ科	イチゴナミシャク				DD
74	ハチ目	ミツバチ科	クロマルハナバチ			NT	NT
75		アリ科	トゲアリ			VU	NT
76			エゾアカヤマアリ			VU	NT
77		スズメバチ科	モンズズメバチ			DD	DD
計	6目	33科	77種	1種	2種	39種	77種

表 4.3.16 文献調査における重要な魚類

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				I	II	III	IV
1	コイ目	コイ科	シナイモツゴ日本海型(シナイモツゴ)			CR	CR
2			ウケクチウグイ			EN	EN
3			ヤリタナゴ			NT	EN
4			ジュウサンウグイ(マルタ)			LP	VU
5			カマツカC型(カマツカ)				VU
6			キタノアカヒレタビラ(アカヒレタビラ)			EN	VU
7			エゾウグイ東北型(エゾウグイ)			LP	VU
8			テツギョ				LP
9		ドジョウ科	ホトケドジョウ山形型(ホトケドジョウ)			EN	EN
10			ヒガシシマドジョウ(シマドジョウ)				NT
11			キタドジョウ(ドジョウ)			DD	DD
12	ナマズ目	ギギ科	ギバチ			VU	CR
13		アカザ科	アカザ日本海型(アカザ)			VU	EN
14	スズキ目	カジカ科	ハナカジカ山形型			LP	CR
15			カマキリ(アユカケ)			VU	EN
16	トゲウオ目	トゲウオ科	トミヨ属淡水型(イバラトミヨ)			LP	EN
17	ヤツメウナギ目	ヤツメウナギ科	スナヤツメ南方種(スナヤツメ)			VU	VU
18			カワヤツメ			VU	VU
19	ダツ目	メダカ科	キタノメダカ(メダカ)			VU	VU
20	ウナギ目	ウナギ科	ニホンウナギ(ウナギ)			VU	DD
計	7目	9科	20種	0種	0種	17種	20種

表 4.3.17 文献調査における重要な陸産貝類

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				I	II	III	IV
1	柄眼目	クチミゾガイ科	マツシマクチミゾガイ			VU	VU
2	真有肺目	キセルガイ科	クニノギセル			NT	NT
計	2目	2科	2種	0種	0種	2種	2種

表 4.3.18 文献調査における重要な底生能物

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				I	II	III	IV
1	水棲目	ヒラマキガイ科	ヒメヒラマキミズマイマイ			EN	VU
2	原始紐舌類	タニシ上科タニシ科	マルタニシ			VU	NT
3			オオタニシ			NT	NT
4	不完全歯上目	ドブシジミ上科マメシジミ科	ニホンマメシジミ				DD
5			ドブシジミ				DD
計	3目	3科	5種	0種	0種	3種	5種

2) 予測

(1) 予測方法

文献及びその他の資料調査結果から、事業実施想定区域及びその周辺の各種の生息環境の有無を整理した。これらを踏まえ、最終処分場の存在及び供用による生息環境の変化に伴う影響について予測した。

(2) 予測地域

調査地域と同様とした。

(3) 予測結果

文献及びその他の資料による現存植生図と事業実施想定区域の重ね合わせを行った結果は、**図 4.3.5** に示すとおりであり、現存植生図の凡例は、**表 4.3.8** のとおりである。

事業実施想定区域は、伐採跡地群落（V）及びスギ・ヒノキ・サワラ植林であり、一部オクチョウジザクラ-コナラ群集である。

①重要な種

重要な種については、最終処分場の存在及び共用する生育環境の変化に伴う影響を予測した。予測結果は、**表 4.3.19(1)～(3)** に示す。

事業実施想定区域の生息環境は、主に樹林環境と草地・低木環境である。

②動物の注目すべき生息地

事業実施想定区域及びその周辺に動物の注目すべき生息地はないため、改変による影響はないと予測した。

表 4. 3. 19(1) 動物の重要な種への影響の予測結果

分類	主な生息環境	種名	影響の予測結果
哺乳類	樹林、その他(洞窟等)	シントウトガリネズミ、ホンドオコジョ、ツキノワグマ、ニホンモモンガ、ムササビ、ヤチネズミ、ヤマネ、ヒメホウヒゲコウモリ、カモシカ(9種)	事業実施想定区域内に主な生息環境が存在し、その一部が改変される可能性があることから、生息環境の変化に伴う影響があると予測した。
	水辺(河川、湖沼、池沼など)、湿地	カワネズミ(1種)	事業実施想定区域内に主な生息環境が存在しないこと、施設からの流出水が河川等の水質を悪化させないと考えられることから、最終処分場の存在及び供用による生息環境の変化はないと予測した。
鳥類	樹林	ハチクマ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、クマタカ、ツミ、ブッポウソウ、アカショウビン、コノハズク、フクロウ、アオバズク、トラフズク、オオコノハズク、ヨシゴイ、キバシリ、サンショウクイ、サンコウチョウ、ホシガラス、コマドリ、トラツグミ、アカハラ、コルリ、オオルリ、ノジコ、キクイタダキ、エゾムシクイ、センダイムシクイ、ヤマシギ、アオシギ、チゴハヤブサ、ヤマドリ、オシドリ、アオバト、カッコウ、ハリオアマツバメ、アリスイ、オオアカゲラ(37種)	事業実施想定区域内に主な生息環境が存在し、その一部が改変される可能性があることから、生息環境の変化に伴う影響があると予測した。
	草地、耕作地、路傍など	イヌワシ、ヤマセミ、ヨタカ、アマサギ、ヒバリ、ホオアカ、ケリ、ウズラ(8種)	
	水辺(河川、湖沼、池沼など)、湿地	オジロワシ、チュウヒ、ミサゴ、ササゴイ、チュウダイサギ、チュウサギ、コヨシキリ、オオヨシキリ、セグロセキレイ、コチドリ、オオジシギ、ホウロクシギ、ツルシギ、アカアシシギ、タカブシギ、ハマシギ、セイタカシギ、タマシギ、マガン、トモエガモ、ヒシクイ、カイツブリ、ハジロカイツブリ、バン、クイナ(25種)	事業実施想定区域内に主な生息環境が存在しないこと、施設からの流出水が河川等の水質を悪化させないと考えられることから、最終処分場の存在及び供用による生息環境の変化はないと予測した。
	その他(岩場、風穴等)、(高山、海岸など)	イワヒバリ、ハヤブサ(2種)	事業実施想定区域内に主な生息環境が存在しないことから、最終処分場の存在及び供用による生息環境の変化はないと予測した。
爬虫類	樹林	シロマダラ(1種)	事業実施想定区域内に主な生息環境が存在し、その一部が改変される可能性があることから、生息環境の変化に伴う影響があると予測した。
	草地、耕作地、路傍など	ジムグリ(1種)	
	水辺(河川、湖沼、池沼など)、湿地	ヒバカリ、ヤマカガシ(2種)	事業実施想定区域内に主な生息環境が存在しないこと、施設からの流出水が河川等の水質を悪化させないと考えられることから、最終処分場の存在及び供用による生息環境の変化はないと予測した。

表 4. 3. 19(2) 動物の重要な種への影響の予測結果

分類	主な生息環境	種名	影響の予測結果
両生類	樹林	ニホンアカガエル、モリアオガエル(2種)	事業実施想定区域内に主な生息環境が存在し、その一部が改変される可能性があることから、生息環境の変化に伴う影響があると予測した。
	草地、耕作地、路傍など	トノサマガエル(1種)	
	水域(河川、池沼)、湿地、水田	ツチガエル、クロサンショウウオ、トウホクサンショウウオ、キタオウショウサンショウウオ、バンダイハコネサンショウウオ、アカハライモリ(6種)	事業実施想定区域内に主な生息環境が存在しないこと、施設からの流出水が河川等の水質を悪化させないと考えられることから、最終処分場の存在及び供用による生息環境の変化はないと予測した
昆虫類	樹林	イボバッタ、オオルリハムシ、ヒメクロオサムシ、アカガネオサムシ、サクライクロナガゴミムシ、ネプトクワガタ、オオチャイロハナムグリ、アカマダラコガネ(アカマダラハナムグリ)、トラフカミキリ、ヨツボシシロオビゴマフカミキリ、コトラカミキリ、ルリカミキリ、サトキマダラヒカゲ、オオムラサキ、スジボソヤマキチョウ、ヒメギフチョウ、太石田のギフチョウ、チョウ飛島のウラジロミドリシジミ、センアカシジミ、ミヤマカラスシジミ、クロシジミ、クロマルハナバチ、トゲアリ、エゾアカヤマアリ、モンズズメバチ(25種)	事業実施想定区域内に主な生息環境が存在し、その一部が改変される可能性があることから、生息環境の変化に伴う影響があると予測した。
	草地、耕作地、路傍	アカハネバッタ、クルマバッタ、チャマダラセセリ、ギンイチモンジセセリ、スジグロチャバネセセリ、キマダラモドキ、ウラギンスジヒョウモン、ヒメシロチョウ、オオゴマシジミ、イチゴナミシャク(10種)	
	水辺・水域(河川、湖沼、池沼等)、湿地、水田	カトリヤンマ、アオサナエ、モイワサナエ、マダラナニワトンボ、コノシメトンボ、カオジロトンボ、マイコアカネ、ハッチョウトンボ、セスジイトトンボ、ルリイトトンボ、アマゴイルリトンボ、アオハダトンボ、オオトラフトンボ、トラフトンボ、カヤコオロギ、ババアメンボ、ハネナシアメンボ、タイコウチ、ミズカマキリ、ヒメミズカマキリ、ホッケミズムシ、キイロマツモムシ、ナベブタムシ、マルコガタノゲンゴロウ、ヒメケシゲンゴロウ、ケベリマメゲンゴロウ、シマゲンゴロウ、クロゲンゴロウ、ゲンゴロウ、コミズスマシ、コオナガミズスマシ、オナガミズスマシ、キンイロネクイハムシ、イネネクイハムシ、セアカオサムシ、クロホシコガシラミズムシ、キイロコガシラミズムシ、スジヒラタガムシ、ガムシ(39種)	事業実施想定区域内に主な生息環境が存在しないことから、最終処分場の存在及び供用による生息環境の変化はないと予測した。
	高山、海岸、河原	ホソハンミョウ、ミヤマチャバネセセリ、ベニヒカゲ(3種)	
魚類	水辺・水域(河川、湖沼、池沼等)、湿地、水田	シナイモツゴ日本海型(シナイモツゴ)、ウケクチウグイ、ヤリタナゴ、ジュウサンウグイ(マルタ)、カマツカC型(カマツカ)、キタノアカヒレタビラ(アカヒレタビラ)、エゾウグイ東北型(エゾウグイ)、テツギョ、ホトケドジョウ山形型(ホトケドジョウ)、ヒガシシマドジョウ(シマドジョウ)、キタドジョウ(ドジョウ)、ギバチ、アカザ日本海型(アカザ)、ハナカジカ山形型、カマキリ(アユカケ)、トミヨ属淡水型(イバラトミヨ)、スナヤツメ南方種(スナヤツメ)、カワヤツメ、キタノメダカ(メダカ)、ニホンウナギ(ウナギ)(20種)	事業実施想定区域内に主な生息環境が存在しないこと、施設からの流出水が河川等の水質を悪化させないと考えられることから、最終処分場の存在及び供用による生息環境の変化はないと予測した。

表 4. 3. 19(3) 動物の重要な種への影響の予測結果

分類	主な 生息環境	種名	影響の予測結果
陸産貝類	樹林	クニノギセル(1種)	事業実施想定区域内に主な生息環境が存在し、その一部が改変される可能性があることから、生息環境の変化に伴う影響があると予測した。
	草地、耕作地、路傍	マツシマクチミゾガイ(1種)	
底生動物	水辺・水域（河川、湖沼、池沼等）、湿地、水田	ヒメヒラマキミズマイマイ、マルタニシ、オオタニシ、ニホンマメシジミ、ドブシジミ(5種)	事業実施想定区域内に主な生息環境が存在しないこと、施設からの流出水が河川等の水質を悪化させないと考えられることから、最終処分場の存在及び供用による生息環境の変化はないと予測した。

3) 評価

(1) 評価方法

予測結果を基に、最終処分場の存在及び供用が動物の重要な種及び注目すべき生息地に与える影響を評価した。

(2) 評価結果

文献及びその他の資料により抽出された重要な動物種のうち、樹林、草地・耕作地・路傍などを主な生息環境とする重要な種については、その一部が最終処分場の存在及び供用により改変される可能性があることから、生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性があるとして評価した。

水辺や水域・湿地等を主な生息環境とする重要な種については、事業実施想定区域内に主な生息環境が存在しないこと、施設からの流出水が河川等の水質を悪化させないと考えられることから、重大な影響はないと評価した。

高山・海岸などを主な生息環境とする重要な種については、事業実施想定区域内に主な生息環境が存在しないことから、最終処分場の存在及び供用による影響はないと評価した。

また、動物の注目すべき生息地については、事業実施想定区域内には存在しないため、最終処分場の存在及び供用による重大な影響はないと評価した。

なお、最終処分場の存在及び供用により影響が生じる可能性があるとして評価された事項については、以下に示す事項に留意することにより、重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であると評価した。

- ・周辺の地形を利用しながら、可能な限り土地造成面積、伐採面積を小さくする。
- ・土地の改変による濁水等の流出が生じないような計画や工法について検討し、生息環境への影響の低減を図る。
- ・動物の生息状況を現地調査等により把握し、また、重要な種への影響の程度を適切に予測し、必要に応じて環境保全措置を検討する。

4.3.8 生態系

1) 調査

(1) 調査方法

重要な自然環境のまとまりの場の分布状況について、文献及びその他の資料により調査した。

(2) 調査地域

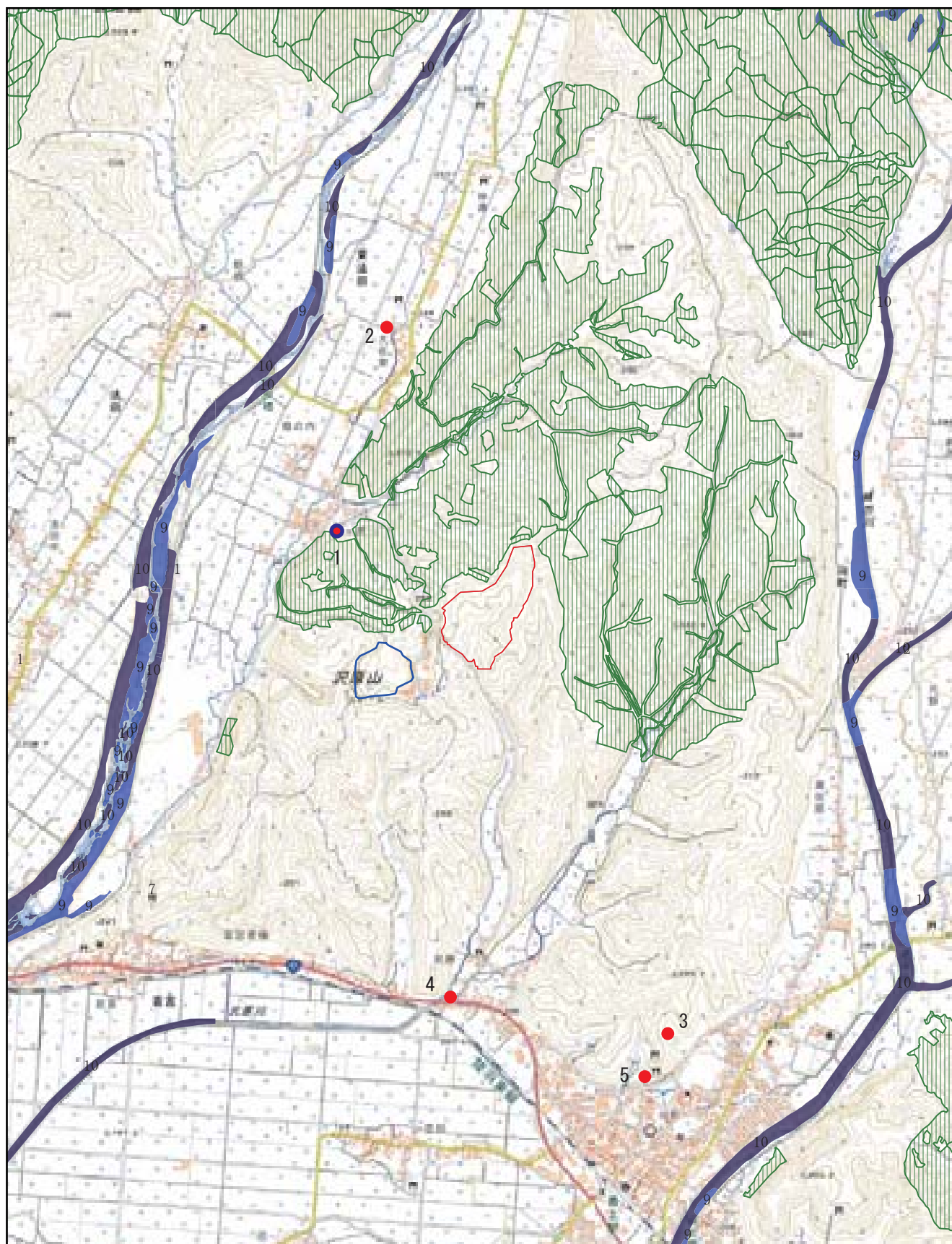
調査地域は、事業実施想定区域及びその周辺（図 4.3.5 の範囲）とした。

(3) 調査結果

調査地域は、事業実施想定区域及びその周辺とした。

文献及びその他の資料から、重要な自然環境のまとまりの場を抽出した。

これらの分布状況等は図 4.3.5 のとおりである。



凡例



：事業実施想定区域



：既存処分場埋立区域



：巨樹・巨木林



：植生自然度 10



：保安林



：天然記念物



：植生自然度 9



* 図中の番号は、表 3.1.19 の番号と一致する

出典：「自然環境調査 Web-GIS 巨樹・巨木林調査」

最上町の自然（2014 年 最上町自然環境現況調査会編）

山形県農林水産部森林ノミクス推進課 資料



縮尺：1/25,000

0m 250m 500m 750m 1000m

図 4.3.5 重要な自然環境のまとまりの場位置図

2) 予測

(1) 予測手法

文献及びその他の資料から抽出した重要な自然環境のまともりの場と事業実施想定区域との位置関係を整理した。

(2) 予測地域

調査地域と同様とした。

(3) 予測結果

文献及びその他の資料から抽出した重要な自然環境のまともりの場と事業実施想定区域の重ね合わせを行った結果は図 4.3.5 に示すとおりである。

事業実施想定区域内に重要な自然環境のまともりの場は分布しないことから、重要な種の生育・生息環境は変化しないと予測した。

3) 評価

(1) 評価手法

予測結果を基に、最終処分場の存在及び供用が重要な自然環境のまともりの場に与える影響を評価した。

(2) 評価結果

重要な自然環境のまともりの場は、事業実施想定区域外であることから、重大な影響は無いと評価した。

また、以下に示す事項に留意することにより、重大な影響を回避又は低減できる可能性が高いと評価した。

- ・生態系の現況を現地調査等により把握し、また、重要な種及び注目すべき生育・生息の場への影響の程度を適切に予測し、必要に応じて環境保全措置を検討する。

4.3.9 景観

1) 調査

(1) 調査方法

主要な景観資源及び眺望点の状況について、文献及びその他の資料により調査した。

(2) 調査地域

事業実施想定区域及びその周辺（図 4.3.6 の範囲）とした。

(3) 調査結果

文献及びその他の資料調査結果に基づき、主要な景観資源及び眺望点の状況を抽出した。

事業実施想定区域及びその周辺における主要な自然景観資源は、「瀬見溪谷」であるが、事業実施想定区域から西へ約 8km 離れていることから、事業実施想定区域近隣には、景観資源がない。

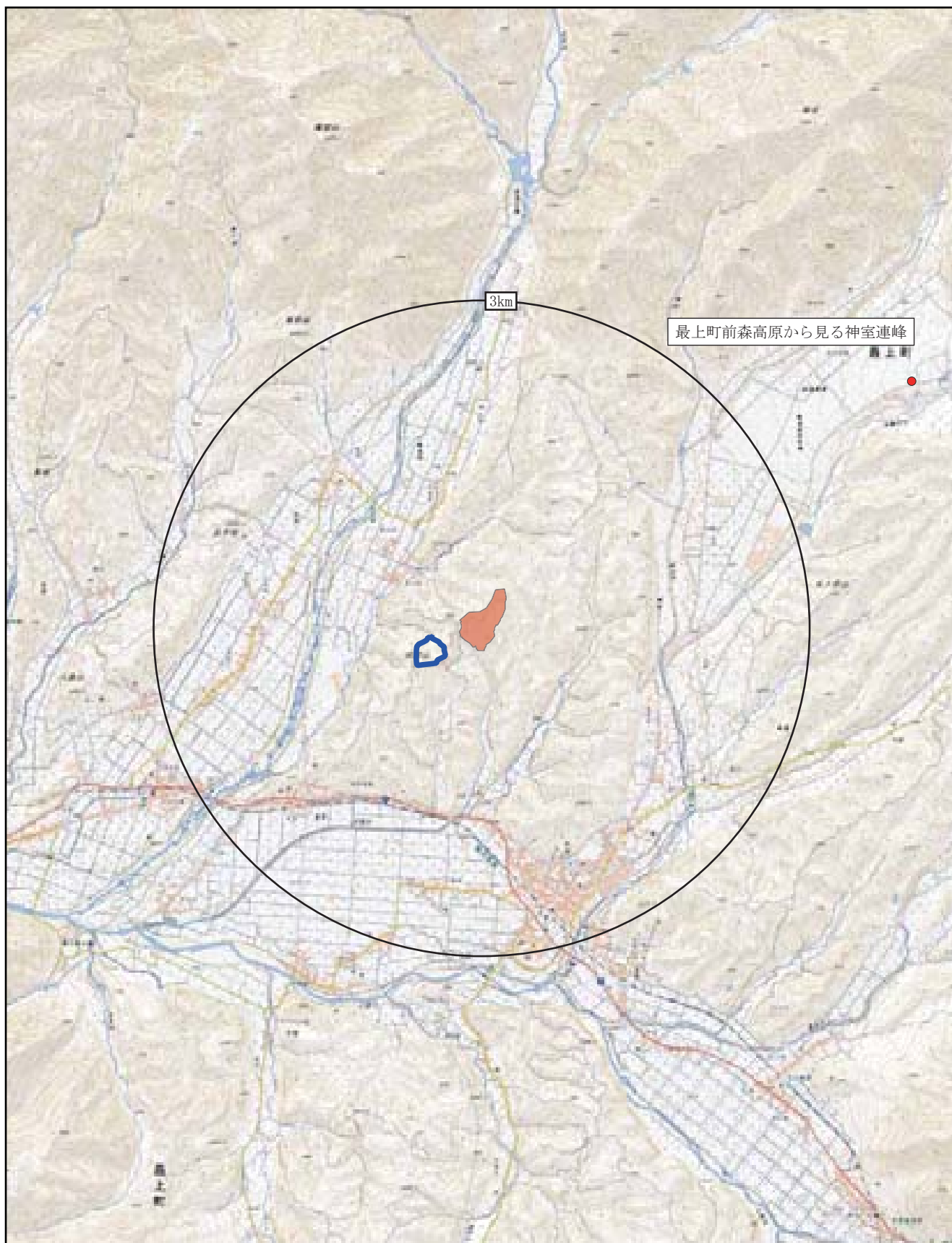
主要な眺望点は表 4.3.20 及び図 4.3.6 に示すとおりである。

表 4.3.20 主要な眺望点の状況

No.	名称	概要	事業実施想定区域からの距離 (km)
1	最上町前森高原から見る神室連峰	遮る物のない草原から雄大な神室連峰を見ることができ、雲の流れる様子や草原を渡る風の音が大自然のすばらしさを再確認させてくれる。春から秋にかけては、山々と大草原、その中を走る馬の姿を見ることができる。	4.4

出典：「やまがた景観物語」(<https://keikan.pref.yamagata.jp>)

「やまがたへの旅 山形県公式観光サイト」(<https://yamagatakanko.com/>)



【凡例】

-  : 事業実施想定区域
  : 既存処分場埋立区域
-  : 眺望点（最上町前森高原から見る神室連峰）



縮尺：1/50,000

0m 500m 1000m 1500m 2000m

出典：やまがた景観物語 (<https://keikan.pref.yamagata.jp/>) 図 4.3.6 事業実施想定区域周辺の主要な眺望点図

2) 予測

(1) 予測手法

施設の有無に伴う主要な景観資源及び眺望点への影響について、事業実施想定区域との位置関係より、直接改変の有無及び視認の可能性を予測した。

(2) 予測地域

調査地域と同様とした。

(3) 予測結果

主要な景観資源は、いずれも事業実施想定区域内に存在しないことから、直接的な改変はないと予測した。また、主要な眺望点は、全て3 km以上離れており（遠景）、事業実施想定区域が視認できないと予測した。

3) 評価

(1) 評価手法

予測結果を基に、「主要な景観資源及び眺望点への直接改変の有無」及び「主要な眺望点からの視認の可能性」の観点から影響を評価した。

(2) 評価結果

主要な景観資源は、事業実施想定区域内に存在しないことから、直接的な改変はないと予測されたため、重大な影響はないと評価した。また、主要な眺望点からは、全て3 km以上離れており（遠景）、処分場（事業実施想定区域）が視認できないことから、重大な影響はないと評価した。

4.3.10 ふれあい活動の場

1) 調査

(1) 調査手法

主要な人と自然とのふれあいの活動の場の状況について、文献及びその他の資料により調査した。

(2) 調査地域

主要な人と自然とのふれあいの活動の場の調査地域は、事業実施想定区域及びその周辺（図 4.3.7 の範囲）とした。

(3) 調査結果

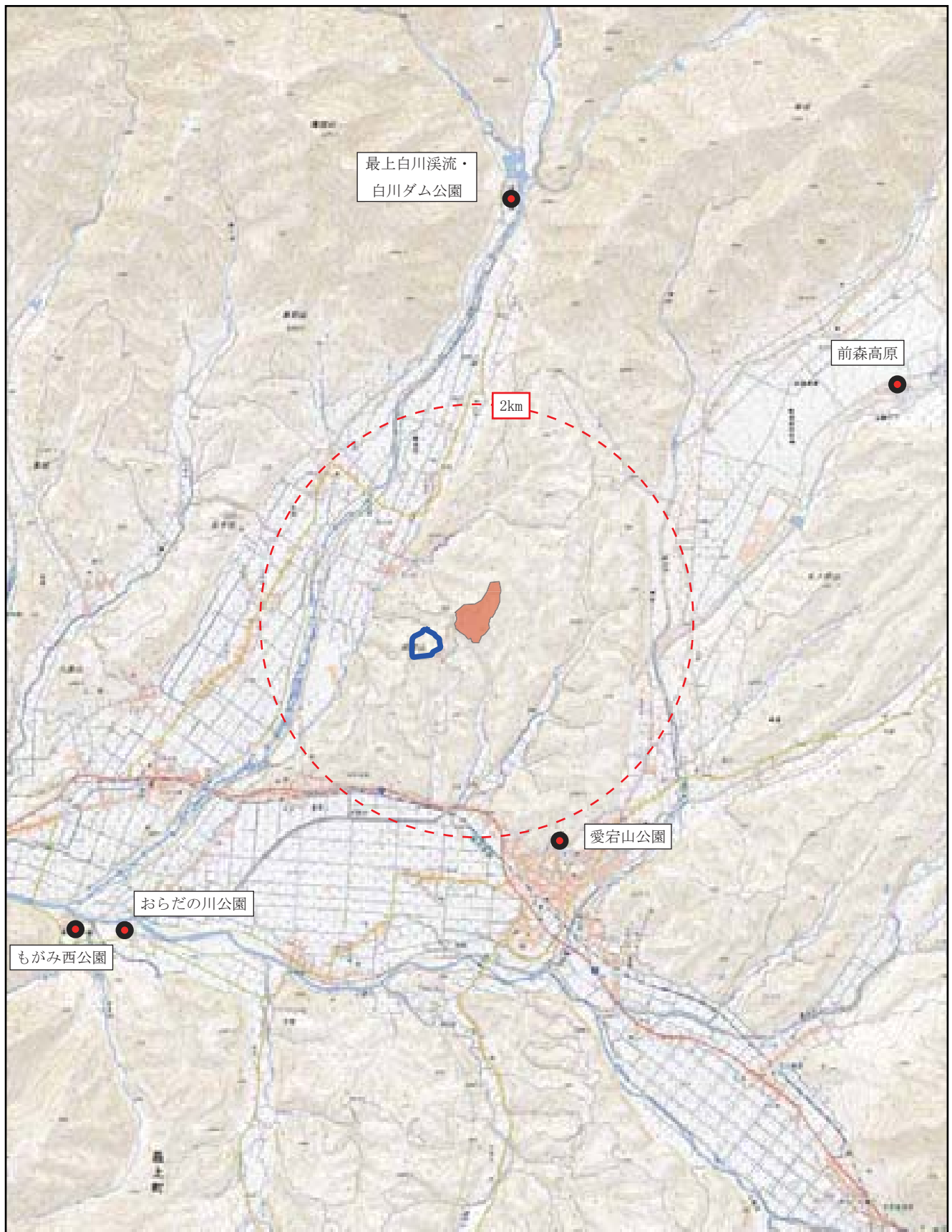
事業実施想定区域及びその周辺の人と自然とのふれあいの活動の場の状況は、表 4.3.21 及び図 4.3.7 に示すとおり、事業実施想定区域から 2.0km 以内に位置するふれあいの活動の場はない。

表 4.3.21 人と自然とのふれあいの活動の場

No.	名称	概要	事業実施想定区域からの距離 (km)
1	前森高原	コテージやオートキャンプ場などの宿泊施設、乗馬体験施設、ソーセージ作りやアイス作り体験施設などがある。	4.5
2	最上白川溪流・白川ダム公園	キャンプなどが楽しめる。上流には、四季折々の景観を楽しむことができる白川ダムがあり、ダムに注ぐ白川溪流の林道を散策できる。	4.0
3	愛宕山公園	200本のソメイヨシノや山桜、ツツジ、ハギ、アジサイなどの各種の植物が、各時期にそれぞれ花を咲かせ一年を通して楽しむことができる。	2.2
4	おらだの川公園	清流最上小国川の近くにあるため、釣りや川遊びなどを楽しむことができる。	4.2
5	もがみ西公園	最上町の西側に位置し、栗駒国定公園神室連峰と小国盆地を一望できる高台にある。	4.6

出典：「やまがた景観物語」(<https://keikan.pref.yamagata.jp>)

「やまがたへの旅 山形県公式観光サイト」(<https://yamagatakanko.com/>)



【凡例】

-  : 事業実施想定区域
  : 既存処分場埋立区域
 : レクリエーションの場



縮尺：1/50,000
 0m 500m 1000m 1500m 2000m

出典：やまがた景観物語 (<https://keikan.pref.yamagata.jp/>)
 やまがたへの旅 山形県公式観光サイト (<https://yamagatakanko.com/>)

図 4.3.7 事業実施想定区域周辺の
 主要なレクリエーションの場位置図

2) 予測

(1) 予測手法

地形改変及び施設の存在に伴う主要な人と自然とのふれあいの活動の場への影響について、事業実施想定区域との位置関係より直接改変の有無を予測した。

(2) 予測地域

事業実施想定区域及びその周辺の地点とした。

(3) 予測結果

主要な人と自然とのふれあいの活動の場は、図 4.3.7 に示すとおり、事業実施想定区域内に存在しないことから、直接的な改変はないと予測した。

3) 評価

(1) 評価手法

予測結果を基に、重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるかを評価した。

(2) 評価結果

主要な人と自然とのふれあいの活動の場は、事業実施想定区域内に存在せず、直接的な改変はないことから、重大な影響はないと評価した。

4.3.11 地域及び文化

1) 調査

(1) 調査手法

主要な伝承文化及び歴史的文化的所産の状況について、文献及びその他の資料により調査した。

(2) 調査地域

事業実施想定区域及びその周辺（図 4.3.8 の範囲）とした。

(3) 調査結果

事業実施想定区域及びその周辺における主要な伝承文化及び歴史的文化的所産の状況は、表 4.3.22、表 4.3.23 及び図 4.3.8 のとおりである。

表 4.3.22 伝承文化の状況

No.	名称	概要
1	東法田の田植え舞	百数十年前に集落に伝わったといわれる伝統芸能で、米の豊作・家内安全を祈願し、祝いの席などで披露される。

出典：「山形の宝 検索navi」（<https://www.pref.yamagata.jp/cgi-bin/yamagata-takara/>）

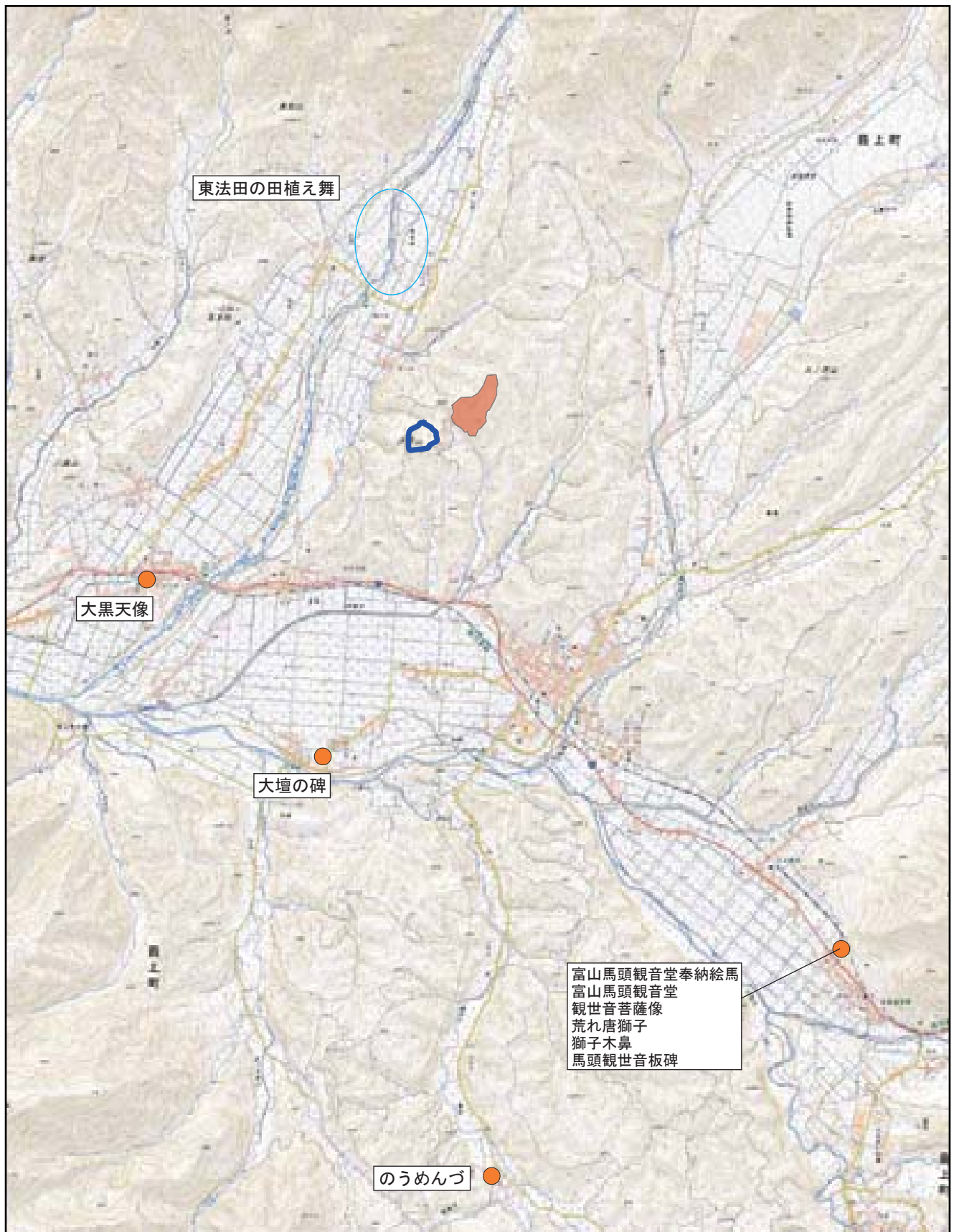
「最上町HP」（<https://town.mogami.lg.jp/top.php>）

表 4.3.23 歴史的文化的所産の状況

区分	種別	名称	指定年月	事業実施想定区域からの距離(km)
県指定文化財	有形民俗文化財	富山馬頭観音堂奉納絵馬	平成20年5月	6.0
県指定文化財	有形民俗文化財	富山馬頭観音堂 附 宮殿一基 棟札八枚	平成30年1月	6.0
町指定文化財	有形文化財	観世音菩薩像	昭和43年9月	6.0
町指定文化財	有形文化財	大壇の碑	昭和43年9月	3.4
町指定文化財	有形文化財	大黒天像	昭和43年9月	3.5
町指定文化財	有形文化財	荒れ唐獅子	昭和51年11月	6.0
町指定文化財	有形文化財	獅子木鼻	昭和51年11月	6.0
町指定文化財	有形文化財	馬頭観世音板碑	昭和51年11月	6.0
町指定文化財	有形文化財	のうめんづ	昭和60年7月	7.0

出典：「山形の宝 検索navi」（山形県HP）（<https://www.pref.yamagata.jp/cgi-bin/yamagata-takara/>）

最上町教育委員会資料閲覧



【凡例】

- 事業実施想定区域
- 既存処分場埋立区域
- 歴史的文化的所産の状況
- 伝承文化



縮尺：1/50,000
0m 500m 1000m 1500m 2000m

出典：山形の宝 検索 navi (山形県 HP)
(<http://www.pref.yamagata.jp/cgi-bin/yamagata-takara/>)
最上教育委員会資料閲覧

図 4.3.8
主要な伝承文化及び歴史的文化的所産の位置図

2) 予測

(1) 予測手法

施設が存在に伴う伝承文化及び歴史的文化的所産への影響について、事業実施想定区域との位置関係より直接改変の有無を予測した。

(2) 予測地域

事業実施想定区域及びその周辺の地点とした。

(3) 予測結果

事業実施想定区域及びその周辺には、図 4.3.8 に示すとおり、主要な伝承文化として「東法田の田植え舞」があるが、東法田田植え舞保存会によって受け継がれ保全されている。

また、事業実施想定区域及びその周辺には、歴史的文化的所産として「大黒天像」、「大壇の碑」等がある。事業実施想定区域とは約 3km 以上離れており、施設の存在・共用による直接的な改変はないと予測した。

3) 評価

(1) 評価手法

予測結果を基に、重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるかを評価した。

(2) 評価結果

主要な伝承文化及び歴史的文化的所産は、事業実施想定区域及びその周辺に伝承文化は引き続き引き継がれると考えられることから、重大な影響はないと評価した。また、歴史的文化的所産についても事業実施想定区域内及び隣接地には存在せず直接的な改変はないことから、重大な影響はないと評価した。

4.3.12 温室効果ガス等

1) 調査

(1) 調査手法

温室効果ガス（二酸化炭素）について、本事業計画や文献及びその他の資料により調査した。

(2) 調査地域

事業実施想定区域及びその周辺とした。

(3) 調査結果

本事業計画における産業廃棄物の処分量は表 4.3.24、埋立・覆土用機械に使用される重機は表 4.3.25 に示すとおりである。

また、事業実施想定区域及びその周辺における温室効果ガス（二酸化炭素）の調査は確認されていない。

表 4.3.24 埋立地における事業計画

産業廃棄物の種類					単位：m ³
廃プラスチック類	ガラスくず等	がれき類	金属くず	石綿含有産業廃棄物	年間総埋立量
8,000	7,500	4,200	100	200	20,000

表 4.3.25 埋立・覆土用機械一覧

種類	稼働台数
タイヤショベル（コンパクター）	1台
バックホウ	1台

2) 予測

(1) 予測手法

廃棄物の埋立・覆土用機械の稼働及び廃棄物の運搬その他の車両の運行における二酸化炭素量について、事業計画を基に将来の排出量の変化を予測した。

(2) 予測地域

事業実施想定区域及びその周辺とした。

(3) 予測結果

新設後の廃棄物の埋立・覆土用機械の台数及び稼働状況並びに廃棄物の運搬その他の車両の運行量は、既存処分場の状況と変わらない計画としていることから、二酸化炭素の発生量は現状と変わらないと予測した。

3) 評価

(1) 評価手法

予測結果を基に、重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるかを評価した。

(2) 評価結果

二酸化炭素の発生量については、新設後の廃棄物の埋立・覆土用機械の台数及び稼働状況並びに廃棄物の運搬その他の車両の運行量は既存処分場と変わらない計画とするため、現状と変わらない考えられることから、重大な影響はないと評価した。

4.4 総合的な評価

重大な環境影響が考えられる項目についての評価の結果は、表 4.4.1(1)～(4)のとおりである。

大気質、騒音、振動、悪臭、植物、動物、生態系及び温室効果ガス等については、今後の環境影響評価における現地調査を踏まえて環境保全措置を検討することにより、重大な影響を回避又は低減できる可能性が高いと評価した。

また、水質、景観、ふれあい活動の場及び主要な地域及び文化については、重大な影響がないと評価した。ただし、今後の工事計画を含めた造成整備事業計画の熟度が高まり、現段階で重大な影響がないと評価した項目についても、環境影響について再検討を行うものとする。

今後、方法書以降の手続き等において、現地調査をはじめとしたより詳細な調査を実施し、環境保全措置を検討することにより、環境への影響を回避又は低減できるよう留意するものとする。

表 4.4.1(1) 重大な環境影響が考えられる項目についての評価の結果

環境要素の区分		評価結果	方法書以降の手続き等において留意すること
大気環境	大気質 (二酸化窒素及び粉じん等)	事業実施想定区域及びその周辺において、0.5km～2.0kmの範囲内に9の集落の一部が含まれていることが確認された。 上記の状況を踏まえ、今後の環境影響評価手続き及び詳細設計において、右に示す事項に留意することにより、重大な影響を回避又は低減できる可能性が高いと評価した。	・住宅等からの距離に留意して埋立作業の機種、作業方法を検討する。 ・廃棄物の運搬車両が特定の時間に集中しないように配慮するとともに、必要に応じて環境保全措置を検討する。
	騒音	事業実施想定区域及びその周辺において、0.5km～2.0kmの範囲内に9の集落の一部が含まれていることが確認された。 上記の状況を踏まえ、今後の環境影響評価手続き及び詳細設計において、右に示す事項に留意することにより、重大な影響を回避又は低減できる可能性が高いと評価した。	・住宅等からの距離に留意して廃棄物の埋立・覆土用機械の機種、作業方法を検討する。 ・廃棄物の運搬車両が特定の時間に集中しないように配慮するとともに、必要に応じて環境保全措置を検討する。
	振動	事業実施想定区域及びその周辺において、0.5km～2.0kmの範囲内に9の集落の一部が含まれていることが確認された。 上記の状況を踏まえ、今後の環境影響評価手続き及び詳細設計において、右に示す事項に留意することにより、重大な影響を回避又は低減できる可能性が高いと評価した。	・住宅等からの距離に留意して廃棄物の埋立・覆土用機械の機種、作業方法を検討する。 ・廃棄物の運搬車両が特定の時間に集中しないように配慮するとともに、必要に応じて環境保全措置を検討する。
	悪臭	事業実施想定区域及びその周辺において、0.5km～2.0kmの範囲内に9の集落の一部が含まれていることが確認された。 上記の状況を踏まえ、今後の環境影響評価手続き及び詳細設計において、右に示す事項に留意することにより、重大な影響を回避又は低減できる可能性が高いと評価した。	・埋立作業は部分的な覆土(サンドイッチ方式)を適切に行い、必要に応じて薬剤散布を行い、悪臭の発生防止に努める。 ・運搬車両からの悪臭が発生しないように運搬業者に対し積荷をシートで覆い運搬するよう指導する。

表 4. 4. 1(2) 重大な環境影響が考えられる項目についての評価の結果

環境要素の区分		評価結果	方法書以降の手続き等において留意すること
水環境	水質 (水の濁り、水の汚れ)	計画されている処分場は、「安定型最終処分場」であり、有害物や有機物等が付着していない廃プラスチック類やがれき類等（安定型産業廃棄物）を対象としている。 また、沈砂池により土砂流出を防ぐほか、沈砂池に流入する既存処分場の浸透水の水質調査結果が基準を達成しており、事業実施想定区域においても浸透水の水質は同程度と考えられることから、流出先の河川への重大な影響はないと評価した。	
植物	重要な種及び群落	文献及びその他の資料により抽出された重要な植物種のうち、樹林、草地・耕作地・路傍などを主な生育環境とする重要な種については、その一部が最終処分場の存在及び供用により改変される可能性があることから、生育環境の変化に伴う影響が生じる可能性があるとして評価した。 水辺や水域・湿地等を主な生育環境とする重要な種については、事業実施想定区域内に主な生育環境が存在しないこと、施設からの流出水が河川等の水質を悪化させないと考えられることから、重大な影響はないと評価した。 その他（岩場・風穴等）・高山・海岸などを主な生育環境とする重要な種については、事業実施想定区域内に主な生育環境が存在しないことから、最終処分場の存在及び供用による影響はないと評価した。 また、重要な植物群落については、事業実施想定区域内に特定植物群落等の重要な植物群落が存在しないため、最終処分場の存在及び供用による重大な影響はないと評価した。 なお、最終処分場の存在及び供用により影響が生じる可能性があるとして評価された事項については、右に示す事項に留意することにより、重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であると評価した。	・周辺の地形を利用しながら、可能な限り土地造成面積、伐採面積を小さくする。 ・土地の改変による濁水等の流入が生じないような計画や工法について検討し、生育環境への影響の低減を図る。 ・植物の生育状況を現地調査等により把握し、また、重要な種への影響の程度を適切に予測し、必要に応じて環境保全措置を検討する。

第 5 章 計画段階環境配慮書の作成を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の氏名 : 日本環境科学株式会社
代表者の氏名 : 代表取締役 佐藤利夫
主たる事業所の所在地 : 山形県山形市高木 6 番地

表 4. 4. 1 (3) 重大な環境影響が考えられる項目についての評価の結果

環境要素の区分		評価結果	方法書以降の手続き等において留意すること
動物	重要な種及び注目すべき生息地	文献及びその他の資料により抽出された重要な動物種のうち、樹林、草地・耕作地・路傍などを主な生息環境とする重要な種については、その一部が最終処分場の存在及び供用により改変される可能性があることから、生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性があるとして評価した。 水辺や水域・湿地等を主な生息環境とする重要な種については、事業実施想定区域内に主な生息環境が存在しないこと、施設からの流出水が河川等の水質を悪化させないと考えられることから、重大な影響はないと評価した。 高山・海岸などを主な生息環境とする重要な種については、事業実施想定区域内に主な生息環境が存在しないことから、最終処分場の存在及び供用による影響はないと評価した。 また、動物の注目すべき生息地については、事業実施想定区域内には存在しないため、最終処分場の存在及び供用による重大な影響はないと評価した。 なお、最終処分場の存在及び供用により影響が生じる可能性があるとして評価された事項については、右に示す事項に留意することにより、重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であると評価した。	・周辺の地形を利用しながら、可能な限り土地造成面積、伐採面積を小さくする。 ・土地の改変による濁水等の流入が生じないような計画や工法について検討し、生息環境への影響の低減を図る。 ・動物の生息状況を現地調査等により把握し、また、重要な種への影響の程度を適切に予測し、必要に応じて環境保全措置を検討する。
生態系	地域を特徴づける生態系	重要な自然環境のままとりの場合は、事業実施想定区域外であることから、重大な影響は無いと評価した。 また、右に示す事項に留意することにより、重大な影響を回避又は低減できる可能性が高いと評価した。	・生態系の現況を現地調査等により把握し、また、重要な種及び注目すべき生育・生息の場への影響の程度を適切に予測し、必要に応じて環境保全措置を検討する。
景観	主要な景観資源及び眺望点並びに主要な眺望景観	主要な景観資源及び眺望点は、いずれも事業実施想定区域内に存在しないことから、直接的な改変はない。 また、全て3km以上離れており（遠景）、処分場（事業実施想定区域）が視認できないと予測されたため、重大な影響はないと評価した。	
ふれあい活動の場	主要な人と自然とのふれあいの活動の場	主要な人と自然とのふれあいの活動の場は、事業実施想定区域内に存在せず、直接的な改変はないことから、重大な影響はないと評価した。	

表 4. 4. 1 (4) 重大な環境影響が考えられる項目についての評価の結果

環境要素の区分		評価結果	方法書以降の手続き等において留意すること
地域及び文化	伝承文化及び歴史的文化的所産	主要な伝承文化及び歴史的文化的所産が事業実施想定区域に存在せず、直接的な改変はないことから、重大な影響はないと評価した。	
温室効果ガス等	二酸化炭素	二酸化炭素の発生量については、新設後の廃棄物の埋立・覆土用機械の台数及び稼働状況並びに廃棄物の運搬その他の車両の運行量は既存処分場と変わらない計画とするため、現状と変わらない考えられることから、重大な影響はないと評価した。	